
平成 24 年度アジア拠点化立地推進調査等事業
(国際租税問題に関する調査(タックスヘイブン対
策税制及び無形資産の取扱いについて))

調査報告書

2013 年 3 月

経済産業省 貿易経済協力局 貿易振興課

委託先:税理士法人プライスウォーターハウスクーパース



目次

目次.....	1
第1章 事業概要.....	13
第1節 事業目的	13
第2節 調査概要	14
第3節 調査方法	15
第2章 調査結果.....	18
第1節 タックスヘイブン対策税制	18
I. タックスヘイブン対策税制の概要.....	18
01 制度創設の趣旨と改正経緯.....	18
02 現行制度の概要.....	23
II. タックスヘイブン対策税制の見直しの視点.....	27
01 制度趣旨・目的.....	27
1 制度導入の目的.....	27
2 諸外国との比較.....	29
3 外国子会社配当益金不算入制度との関係.....	30
02 ビジネス環境の変化への対応.....	31
03 世界基準との整合性.....	34
04 予見可能性の観点からの検討.....	35
III. タックスヘイブン対策税制に係る論点及びその評価.....	41
01 対象となる外国子会社の範囲.....	41
1 外国関係会社の範囲.....	41
現行制度の概要及びその趣旨.....	41
問題点.....	41
諸外国との比較.....	41
対応策案.....	42
2 合算対象国のリスト化.....	42
現行制度の概要及びその趣旨.....	42
問題点.....	43

諸外国との比較.....	43
対応策案	43
3 無税国の取扱い.....	43
現行制度の概要及びその趣旨	43
問題点.....	44
諸外国との比較.....	44
対応策案	44
4 主たる事業の判定	44
現行制度の概要及びその趣旨	44
問題点.....	45
諸外国との比較.....	45
対応策案	45
5 トリガー税率の水準	45
現行制度の概要及びその趣旨	45
問題点.....	45
諸外国との比較.....	46
対応策案	46
6 租税負担割合の計算式	46
現行制度の概要及びその趣旨	46
問題点.....	47
諸外国との比較.....	47
対応策案	47
02 適用除外基準.....	47
1 総論.....	47
現行制度の概要及びその趣旨	47
問題点.....	48
諸外国との比較.....	48
対応策案	48
2 事業基準	49
現行制度の概要及びその趣旨	49
問題点.....	49
諸外国との比較.....	49

対応策案	50
3 実体基準・管理支配基準	50
現行制度の概要及びその趣旨	50
問題点	50
諸外国との比較.....	51
対応策案	51
4 所在地国基準・非関連者基準	52
現行制度の概要及びその趣旨	52
問題点	52
諸外国との比較.....	52
対応策案	53
03 合算課税の対象金額	53
1 一定の所得の除外	53
現行制度の概要及びその趣旨	53
問題点	54
諸外国との比較.....	54
対応策案	54
2 損失との通算	54
現行制度の概要及びその趣旨	54
問題点	54
諸外国との比較.....	55
対応策案	55
04 その他	55
1 資産性所得課税	55
現行制度の概要及びその趣旨	55
問題点	56
諸外国との比較.....	56
対応策案	56
2 二重課税排除	56
現行制度の概要及びその趣旨	56
問題点	56
諸外国との比較.....	57

対応策案	57
3 別表添付要件	57
現行制度の概要及びその趣旨	57
問題点	57
諸外国との比較	57
対応策案	58
IV. まとめ	59
01 背景	59
02 対応策	59
03 我が国のタックスヘイブン対策税制について	60
04 総括	61
参考資料 1 主要国のタックスヘイブン対策税制の概要	62
I. 米国	62
01 制度導入経緯	62
1 導入経緯・目的	62
概要	62
導入経緯	62
A 総論	62
B Personal Holding Company 税制	63
C Foreign Personal Holding Company 税制	63
D CFC 税制	64
02 制度内容	65
1 対象納税者	65
2 対象外国子会社(CFCの定義)	66
3 合算対象所得	67
対象所得	67
A Subpart F 所得	68
a 保険所得	68
b 外国基地会社所得(FBC 所得)	68
ア 外国同族持株会社所得(FPHC 所得)	68
イ 外国基地会社販売所得(FBCS 所得)	69

ウ	関連会社の定義	70
エ	外国基地会社役員所得 (FBCSe 所得)	70
オ	外国基地会社石油関連所得 (FBCOR 所得)	71
c	国際ボイコット所得	71
d	賄賂などの非合法的な支払 (Illegal bribes, kickbacks, or other payments)	71
e	外交関係の思わしくない国で発生する所得 (Income Derived from Sec 901(j) Countries)	72
B	米国資産への投資にかかわる所得 (Section 956 投資額)	72
a	米国資産の定義	72
b	956 条投資額	73
	合算所得計算方法	73
C	Subpart F 合算所得額	73
a	合算対象所得計算ステップ	74
b	30 日ルール	74
D	956 条による合算対象所得の計算	75
	合算所得算入のタイミング	75
E	年度末ルール	75
4	適用除外規定	76
	適用除外規定の内容	76
A	総論	76
B	米国事業関連所得控除規定	76
C	デミニマス基準、完全算入規定	76
D	高税率国免除規定	77
a	計算方法	77
b	デミニマス基準及び完全算入規定との関係	77
E	事業活動基準	78
a	賃貸料	78
b	使用料	79
c	金融活動	79
F	所在地国基準	80
G	Look-through ルール	80
03	改正に向けた議論・動向	80
1	無形資産の海外移転に対する制度の議論・動向	80

オバマ大統領の 2013 年度予算案	80
キャンプ議員による国際課税制度改正案 (Discussion Draft)	81
II. ドイツ	83
01 制度導入経緯	83
1 導入経緯・目的	83
2 特定の手法となった理由	83
インカムアプローチ	83
配当免税制度との関係	84
その他基本的な課税要件	84
02 制度内容	84
1 制度適用要件	84
一般的な CFC ルール	84
「より厳格な」CFC ルール	85
2 対象納税者	85
3 外国会社の定義	86
4 CFC 税制の対象となる所得	86
CFC 税制の対象となる所得の種類	86
A 合算対象となる所得 (受動的所得)	86
B 軽課税	88
CFC 合算課税対象所得の計算	88
合算のタイミング	89
5 例外規定	89
例外規定の要件	89
A 少額適用除外規定	89
B EU 又は EEA 域内の外国会社に関する「真正たる経済的活動」の証明による適用除外規定 (「動機テスト」)	89
例外規定の適用実務	90
C 少額適用除外規定	90
D 動機テスト	90
適用除外規定に関連する判例	90
E 欧州司法裁判所「キヤドバリーシュウェブス判決」	90
F ドイツにおける判例	92

6	無形資産の移転と CFC 税制	93
03	執行状況	93
1	統計	93
2	メディアにおける CFC 税制	93
04	税制改正に向けた議論・展望	94
1	一般的な議論・動向・背景	94
2	無形資産の海外移転に対する制度の議論・動向	94
III.	フランス	96
01	制度導入経緯	96
1	導入経緯・目的	96
2	特定の手法となった理由	97
エンティティアプローチ	97	
資本参加免税との併用	97	
その他の一般的な方法論	98	
A	軽課税の事業体 (“privileged tax regime”) の概念	98
B	二重課税排除	98
02	制度内容	99
1	制度適用要件	99
一般原則	99	
50%の所有割合の判定	100	
所有割合判定のタイミング	100	
2	対象納税者	100
3	対象外国子会社 (CFC の定義)	100
4	合算対象所得	101
対象所得	101	
合算所得計算方法	101	
A	CFC 制度における法人税課税の対象となる国外所得の割合	101
B	CFC 制度における法人税が課税される外国所得の計算	101
合算所得算入のタイミング	102	
5	適用除外規定	102
適用除外の要件	102	

A EU 域内の事業体 (“The EU exception”)	103
B EU 域外事業体の実体基準 (“The non EU exception”)	103
実体基準による適用除外の実務的な適用	104
適用除外規定の適用に関する重要判例	105
03 執行・運用	105
1 統計 (CFC 制度の運用と評価)	105
2 CFC 制度の運用に関する報道等	106
3 その他の判例	106
IV. 英国	107
01 CFC 税制実施の歴史的経緯	107
1 実施プロセス、経緯及び目的	107
2 特定の方法を採用する理由	109
帰属主義的なアプローチ	109
資本参加免税との適用関係	111
その他の一般的な方法	111
02 制度内容	112
1 CFC 課税利益	112
2 CFC 税制の対象となる納税者	112
3 CFC の定義	113
4 CFC 税制の対象となる所得	114
CFC 税制の対象となる所得の種類	114
CFC 税制の対象となる所得の決定・計算方法	116
所得算入のタイミング	119
5 適用除外	119
第 2 節 無形資産	124
I. 議論及び検討の必要性	124
II. 無形資産の移転に係る状況	127
01 移転手法	127
1 全ての権利の譲渡	127
2 ライセンス契約	127
3 コストシェアリング契約	127

02 多国籍企業の例	128
1 米国多国籍企業の具体例	128
スターバックス	128
アマゾン	131
グーグル	134
マイクロソフト	138
A マイクロソフトのグローバルストラクチャー	138
a コストシェアリング	139
b 生産と販売	139
B プエルトリコ	140
C アイルランド	141
D シンガポール	142
2 英国多国籍企業の具体例	143
概要	143
A 英国事例 1 - 海外支店免税制度下での利用	144
a 英国における課税関係の解説	145
b 英国事例 1 における税額の計算例	146
c 無形資産移転の理由	147
B 英国事例 2 - 海外支店免税制度下での利用	147
a 英国における課税関係の解説	148
b 無形資産移転の理由	149
3 フランス多国籍企業の具体例	150
ルクセンブルグ法人を利用したフランスからスイスへの IP の移転	150
4 ドイツ多国籍企業の具体例	151
03 我が国企業の具体例と傾向	152
1 事例 1	152
2 事例 2	153
3 事例 3	154
4 事例 4	154
5 事例 5	155
6 傾向	156
04 移転に係る税務上の問題点	156

無形資産を評価する際の問題点	156
A 定義	158
B 帰属性.....	158
C 所得の算定	159
その他の問題.....	159
III. 無形資産の移転に対する国際的潮流	162
o1 諸外国の対応策	162
1 総論.....	162
2 所得相応性基準	163
A 制度内容.....	163
B 米国:所得相応性基準.....	164
C ドイツ:機能移転課税制度.....	164
a 概要	164
ア 「機能」.....	165
イ 「機能移転」.....	165
ウ 「移転単位」ー機能移転の対価.....	165
エ 事後調整条項と税務当局による所得額更正	166
b 沿革	166
c 執行状況等	167
3 コストシェアリング規則	167
A 制度内容.....	167
B 改正の状況	168
4 出国税(Exit Tax)	170
A 制度内容.....	170
B ドイツの出国税	170
a 概要	170
b 沿革	171
c 執行状況	171
C 英国の出国税.....	172
5 CCCTB (Common Consolidated Corporate Tax Base).....	172
A 制度内容.....	172
6 パテントボックス税制.....	173

A	制度内容	173
a	適格 IP	174
b	適格 IP 所得	174
ア	使用料 (Gross vs. Net)	175
イ	売上に含まれる含み使用料 (Embedded Royalties)	175
ウ	譲渡益	175
c	計算方法	175
02	紛争の解決	175
1	文書化	175
2	相互協議	176
3	事前確認	176
4	その他の問題解決	177
03	諸外国の対応策にかかるさまざまな議論	177
1	所得相応性基準	177
2	出口税 (Exit Tax)	177
3	コストシェアリング規則	178
4	パテントボックス税制	178
04	我が国の制度	179
1	移転価格税制	179
2	タックスヘイブン対策税制	179
05	各組織の動向	180
1	OECD	180
A	OECD 移転価格ガイドライン第 9 章 (事業再編に係る移転価格の側面)	180
a	経緯	180
b	概要	180
B	同ガイドライン第 6 章 (無形資産に対する特別の配慮)	181
a	経緯	181
b	現在の状況	181
C	BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) に関する報告書 (“Addressing Base Erosion and Profit Shifting”)	182
2	国際連合 (移転価格マニュアル) : 無形資産に係る記述ぶり	184
1.	第 1 章 (An introduction to transfer pricing)	184

A	第 1 章 (An introduction to transfer pricing)	184
B	第 5 章 (Comparability analysis)	184
C	第 6 章 (Transfer pricing methods)	185
D	第 10 章 (Country practices)	185
a	第 10.2 章 (China country practices: 中国)	185
b	第 10.3 章 (Emerging transfer pricing challenges in India: インド)	185
c	第 10.4 章 (South Africa country practices: 南ア)	186
3	G20 の枠組みを通じた動き	186
	政府側の反応	186
	産業界の反応	187
IV.	まとめ	188
01	現状	188
01	無形資産の特殊性	189
02	無形資産を巡る問題への対応	190
03	総括	191
参考資料 2	各国のпатентボックス税制の概要	192
参考資料 3	各国の R&D 税制の概要	193
参考資料 4	無形資産移転に関する各国の課税当局・議会等の対応	194
01	米国	194
02	英国	197
03	フランス	199
04	OECD 移転価格ガイドライン	200

第1章 事業概要

第1節 事業目的

日本経済は、従来から抱えていた財政危機や長引くデフレ等の内なる構造的課題に加え、原子力事故・震災や円高等の外的要因が重なり、かつてない危機に直面しており、人口減少や高齢化を背景に、国内市場の成長が鈍化していくことが想定される。こうした状況において、我が国経済の活性化のためには、我が国企業の海外展開を円滑化して海外で稼いだ収益の国内への還流を促進するとともに、海外からの対内直接投資の増大を目指していくことが重要である。そのため、海外展開を行っている我が国企業や日本に進出している外資系企業にとっての税制上の阻害要因や、我が国企業の進出先国で起こっている税務トラブル等の課題点を整理し、解決を図っていくことが必要になってくる。また、検討に際しては、租税制度の国際調和への対応にも留意する必要がある。以上を踏まえ、我が国が直面している国際課税の問題を分析・整理し、今後の方向性を提示していくことが本事業の目的である。

第2節 調査概要

(イ) 我が国が直面している国際課税の問題の分析・整理

我が国が直面している下記事項に関する国際課税の問題を把握し、分析・整理した。なお、分析・整理にあたっては、具体的な事例をあげるとともに、それぞれの全体的な傾向等に関する分析・整理も行っている。

(1) タックスヘイブン対策税制

- ・ 主要国(米国、英国、ドイツ、フランス)におけるタックスヘイブン対策税制の詳細内容及び改正に向けた議論・動向
- ・ 主要国における多国籍企業の無形資産等の海外移転に対するタックスヘイブン対策税制での対応策
- ・ 日本におけるタックスヘイブン対策税制の創設趣旨・考え方の整理及び主要国の対比

(2) 無形資産の取扱い

- ・ 我が国の無形資産等の海外移転の具体例とその移転理由
- ・ 米国等の多国籍企業のグループによる無形資産等の海外移転の具体例とその移転理由
- ・ 多国籍企業の無形資産等の海外移転に対する主要国の対応策及びその効果

(ロ) 有識者研究会の開催

平成 25 年 1 月から 3 月にかけて学識経験者等の有識者から構成した有識者研究会を開催し、上記(イ)で分析・整理された問題等も踏まえつつ、タックスヘイブン対策税制の中期的な課題と見直しの方向及び無形資産の取扱いについて多角的な視点から詳細な検討を行った。

(備考) 今回の調査は、その対象を主に法人(金融業は特に含まない)として行っている。

第3節 調査方法

(イ) 我が国が直面している国際課税の問題の分析・整理

実施に当たっては、主に文献調査や必要に応じて関係企業・機関等へのヒアリング等を行ったが、特に諸外国の税制調査の部分についてはプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のグローバルネットワークを活用し、当該国の主たる事務所に所属するプロフェッショナルから専門的情報を入手した。

(1) タックスヘイブン対策税制

- ・ 米国、英国、ドイツ、フランスにおけるタックスヘイブン対策税制の詳細内容及び改正に向けた議論・動向については、PwCのグローバルネットワークを活用して、PwC海外事務所の専門家からこれらの情報を直接的に入手した。具体的には、日本公認会計士協会の報告(租税調査会研究報告第21号「タックスヘイブン対策税制から外国子会社合算税制へ-問題点の分析と提言-」)等を踏まえ、見直しの余地がある我が国の「当該税制の対象とすべき海外子会社の判定方法」や「適用除外基準」等の論点を中心に、各国のPwCメンバーファームと協力し、主要国の現行制度を調査した。また、改正に向けた議論については、2012年歳入法案にて改正された英国のCFC税制の動向を中心に、その改正に至るまでの議論や改正趣旨、今後の動向をとりまとめた。
- ・ また、主要国における多国籍企業の無形資産等の海外移転に対するタックスヘイブン対策税制での対応策に関する情報についても、PwC海外事務所の専門家からこれらの情報を直接的に入手した。具体的には、米国のサブパートF規定の強化に関する税制改正指針(無形資産の国外関連企業への移転により所得を軽税率国へ移転し節税を行うことを制限する下院歳入委員会の改正討議草案)等を中心に、各国のPwCメンバーファームと協力し、主要国の取組みを調査した。また、無形資産の国外移転を抑制するために米国での導入が検討され始めたパテントボックス税制(既に措置されている英国版も含む。)等について、その動向をとりまとめた。
- ・ これらの主要国の専門家から得られた情報や文献等を当法人に所属する業務従事者が分析・整理し、主要国におけるタックスヘイブン対策税制に共通して見られる特徴や各国の特殊性等を把握した上で、日本におけるタックスヘイブン対策税制と対比できる形に整理した。その際に把握された主要国が直面している国際課税の問題についても分析・整理した上で併せて盛り込んだ。
- ・ 日本におけるタックスヘイブン対策税制の創設趣旨・変遷及び考え方の整理については、国際税務に関する立法や制度の企画・立案に携わった経験を持つ業務従事者が中心となって分析・整理を行った。具体的には、当法人独自の人材・知見及び文献調査等により我が国税制の変遷及び趣旨の移行を整理し、上述のとおり主要国の現状・今後の動向に照らし合わせ、見直しの余地がある我が国税制の各論点について対比分析をするとともに、今後の方向性を議論するための有識者研究会に向けた討議資料等を作成した。
- ・ また、我が国が直面している国際課税の問題の分析・整理について、タックスヘイブン対策税制に関して制度創設後に当法人として経験した実務上の問題や制度改正による対応に関する考察等に加えて、最近における税務に深く関係を有する団体、機関等から提示されている問題、さらには、必要に応じて、関係企業、機関等へのヒアリング等を行った上で、多面的に問題の分析・整理を行った。

(2) 無形資産の取扱い

- 我が国の無形資産等の海外移転の具体例とその移転理由の把握については、当法人の経験に基づいて、いくつかの事例を一般化した形で取りまとめた。
- 米国等の多国籍企業のグループによる無形資産等の海外移転の具体例とその移転理由の把握については、PwC 海外事務所の専門家を通じて情報を入手した。
- 多国籍企業の無形資産等の海外移転に対する主要国の対応策及びその効果の把握についても同様に、PwC 海外事務所の専門家を通じて情報を入手した。
- これらの入手した情報等に基づいて、無形資産に関する問題の分析・整理を行った。

(ロ) 有識者研究会の開催

平成 25 年 1 月から 3 月にかけて学識経験者、国際租税実務者等の有識者 14 名から構成した有識者研究会を開催し、上記(イ)で分析・整理された問題等も踏まえつつ、タックスヘイブン対策税制の中期的な課題と見直しの方向及び無形資産の取扱いについて多角的な視点から詳細な検討を行った。

有識者研究会開催日及びディスカッションテーマ

- | | |
|-------------------------|-----------------------------------|
| 第 1 回(平成 25 年 1 月 24 日) | : タックスヘイブン対策税制の趣旨・論点等について |
| 第 2 回(平成 25 年 2 月 18 日) | : タックスヘイブン対策税制の見直しの方向性の検討 |
| 第 3 回(平成 25 年 3 月 5 日) | : 無形資産の取扱い
タックスヘイブン対策税制に係る論点整理 |
| 第 4 回(平成 25 年 3 月 13 日) | : 全体取りまとめ |

有識者研究会におけるメンバーは以下のとおりである(敬称略)。

< 座長 >

本庄 資 名古屋経済大学大学院法学研究科 教授

< 委員 >

菖蒲 静夫 キヤノン株式会社経理本部財務経理統括センター税務担当部長
岩井 哲 三菱商事株式会社主計部 部長代行(税務担当部長)
大石 篤史 森・濱田松本法律事務所 パートナー 弁護士
合間 篤史 新日鐵住金株式会社財務部決算室 上席主幹
神山 弘行 神戸大学大学院法学研究科 准教授
品川 芳宣 筑波大学名誉教授
高島 淳 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース パートナー 公認会計士・税理士
錦織 康高 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士
濱地 元 武田薬品工業株式会社経営管理部(税務)主席部員
楨 祐治 トヨタ自動車株式会社経理部付主査
弥永 真生 筑波大学ビジネス科学研究科教授／企業法コース長
吉村 政穂 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 准教授
渡辺 高士 国際石油開発帝石株式会社経理第一ユニット決算グループコーディネーター

< 経済産業省 >

鎌田 篤 経済産業省貿易経済協力局 貿易振興課長
下田 聡 経済産業省貿易経済協力局 貿易振興課 課長補佐
栢田 真理子 経済産業省貿易経済協力局 貿易振興課 係長
村西 加名 経済産業省貿易経済協力局 貿易振興課 係長

< 研究会事務局 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース >

岡田 至康 顧問 税理士
荒井 優美子 マネージング・ディレクター 公認会計士・税理士
佐々木 浩 マネージング・ディレクター 税理士
品川 克己 マネージング・ディレクター
高野 公人 ディレクター 公認会計士・税理士
村岡 欣潤 シニア・マネージャー 米国公認会計士
高木 陽一 マネージャー 英国勅許会計士
磯山 晶子 アシスタント・マネージャー 税理士

第2章 調査結果

第1節 タックスヘイブン対策税制

I. タックスヘイブン対策税制の概要

01 制度創設の趣旨と改正経緯

我が国のタックスヘイブン対策税制は「昭和 53 年度の税制改正に関する答申」(昭和 53 年度税制改正調査会資料)の提言を受けて、1978 年(昭和 53 年)の税制改正により制度化されたものである。当時はタックスヘイブンを利用した租税回避問題が国会で議論を呼び、これに対応すべき税制を導入しないと租税条約の審議に応じないとの特別委員会の決議を受けて¹、時間的にかなり制約のある状況で立法化が進められた制度であると言われる²。

1978 年の導入前までは、税務当局ではタックスヘイブンを利用する租税回避に対しては、法第 11 条の実質的所得者課税の規定によりそれを適用しうる範囲内で規制が行われてきた。しかし、当該規定には適用上の実質帰属等具体的な判定基準が明示されていなかったため、課税執行面での安定性を欠き、明文規定の早急な制定が執行面からも強く要請されていたのである³。

タックスヘイブンを利用した国際的租税回避への対応が先進国の課題として認識されるようになったのは 1960 年代以後のバハマ、ケイマン等のオフショアバンキングセンターの急成長により、資金や企業がこれらの国に集中し、国際的な租税回避ないしは国際的脱税の温床としてタックスヘイブンの問題が大きく取り上げられるようになってからである。さらに、1970 年代には多国籍企業の活動が世界の各国に与える影響の大きさが改めて認識されるようになり、OECD や国連等でも多国籍企業によるタックスヘイブンの濫用の問題が検討されるようになった⁴。1981 年には米国の税務当局者の立場からのタックスヘイブンの実態についての研究報告書「Tax Havens and Their Use By United States Taxpayers- An Overview」(Richard A. Gordon, 1981)が発表され、タックスヘイブンを利用した租税回避に対して、税務当局としての新しいアプローチの必要性や具体的な提言が行われるなど⁵、国際的にも各国での早急な対応を呼び掛ける声が高まりつつあったといえる。

このような状況を背景に、1960 年代から 1980 年代にかけて欧米主要国がタックスヘイブン対策税制の導入に踏み切っているが(米国は 1962 年、ドイツは 1972 年、フランスは 1980 年、英国は 1984 年に導入)、我が国の立法化(1978 年)は当時としては欧米主要国の中でもかなり早い時期に行われたものと評価できよう。

¹昭和 52 年 6 月の衆議院外務委員会決議(「多国籍企業等国際経済に関する件」)において、「我が国企業が諸制度の不備に乘じ納税回避を図るが如き事態の出現をあらかじめ防止するため、納税を怠ったり租税回避地に逃避したりする企業に対する有効な規制措置を検討すること」の勧告がされている。

²小田嶋清治「タックス・ヘイブン対策税制の立法経緯と今後の動向」(中里実他編著「国際租税訴訟の最前線」有斐閣、2010 年)

³武田昌輔編著「DHC コンメンタル法人税法」(第一法規出版)

⁴藤井保憲「タックス・ヘイブン対策税制の問題点」(水野忠恒編著「国際課税の理論と課題」税務経理協会 2005 年)

⁵藤井保憲、前出

導入当時は制度対象の法人の判定の事務負担軽減の経済界の要請もあり、軽課税国指定制度を採用することとなったが、オランダの資本参加免税制度等を利用した租税回避のストラクチャーが後を絶たなかったため⁶、軽課税国指定制度は実質的に破綻し、1992年(平成4年)に軽課税国指定制度を廃止し、改正後は特定外国子会社等の判定を個々の法人ごとに行うこととされた。

このように、我が国のタックスヘイブン対策税制は1992年の改正を機に、本制度の適用となる特定外国子会社等について、従前の指定方式から法令の基準を客観的に当てはめて特定外国子会社等の判定を行う客観基準に改正されたのである(指定方式、客観基準については後述)。そして、合算対象とされる所得の算定方法としては、子会社の事業年度単位で課税・非課税を判断する、エンティティアプローチ(英国とフランスにおいて採られた制度)を取り入れた。当時、我が国に先行してタックスヘイブン対策税制を導入していた米国とドイツはいずれも、所得種類や取引形態を指定して合算の対象とするインカムアプローチに基づく、かなり精緻な制度を適用していたが、我が国の立法当時の状況を鑑みると、制度設計に係る時間的な制約の他、軽課税国の利用に対する牽制効果やコンプライアンスや執行上の事務負担等の観点から、エンティティアプローチを選択したのではないかと考えられる。

国際課税制度及びタックスヘイブン対策税制に係る主な改正の経緯

	国際課税制度の改正	タックスヘイブン対策税制の改正
昭和28年	● 外国税額控除制度の導入	
昭和30年	● 日米租税条約 (以後、主要国との条約ネットワークを構築)	
昭和37年	● 外国税額控除制度の拡充 (間接外国税額控除制度の導入)	
昭和53年 昭和60年		● タックスヘイブン対策税制の導入 ● 適用対象留保金額の計算方法の見直し、管理支配地主義を採る国に本店等を有する外国関係で管理支配地が軽課税国にある外国法人についての本制度適用の拡大
昭和61年 昭和63年	● 移転価格税制の導入 ● 外国税額控除制度の見直し (以後、平成4、13、23年等)	● 「軽課税国等」の追加指定(41の指定国又は地域)
平成3年	● 移転価格税制の見直し (以後、平成16～19、22、23年等)	
平成4年	● 過少資本税制の導入	● 適用対象内国法人の範囲拡大 ● 「軽課税国等」指定制度の廃止、特定外国子会社等の範囲の整備
平成5年 ～15年		● 特定外国子会社等の判定、納税義務者の判定、適用除外基準に関する所要の整備
平成16年	● 日米新租税条約 ● 過少資本税制の見直し (以後、平成18、24年)	

⁶小田嶋清治、前出

平成 17 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 特定外国子会社等の欠損金の繰越期間の延長 ● 合算対象留保金額からの人件費の 10% 相当額の控除等
平成 18 年 平成 19 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 課税済留保金額の計算方法の見直し ● 特定外国子会社等が議決権の異なる株式等を発行している場合等の手当て ● 適用除外適用に係る書類保存の明確化
平成 20 年 平成 21 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際的な二重課税排除方式の見直し(間接外国税額控除制度の廃止及び外国子会社配当益金不算入制度の導入) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同族株主グループの範囲の見直し ● 外国子会社配当益金不算入制度創設に伴う所要の整備
平成 22 年		<ul style="list-style-type: none"> ● トリガー税率の引下げ ● 適用対象法人の範囲の縮小 ● 事業基準及び非関連者基準における統括会社の特例の創設等 ● 資産性所得合算課税制度の導入
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国税額控除限度額の見直し 	
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 過大支払利子税制の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国孫会社からの間接配当等の計算に係る見直し

ところで、国際取引を通じた租税回避への我が国の国内法での対応措置としては、タックスヘイブン対策税制、移転価格税制、過少資本税制、コーポレートインバージョン、過大支払利子税制等の制度がある。タックスヘイブン対策税制は、これらの諸制度の中で、最も早期に制度化されており、導入から既に 35 年の歳月を経ている。

その後、移転価格税制(昭和 61 年度税制改正により導入)がタックスヘイブン対策税制よりも 8 年後に制度化され、過少資本税制(平成 4 年度税制改正により導入)は 14 年後に制度化されている。特に移転価格税制については、税務執行面での納税者へのインパクトが多額であることから制度そのもの及び制度運用の在り方について納税者から見直しを求める声が高まり、平成 16 年度以後の改正において、制度の大幅な改正が行われている⁷。

一方のタックスヘイブン対策税制は、1992 年に導入当初の軽課税国指定制度を廃止して、特定外国子会社等の判定を個々の法人ごとに行うエンティティアプローチに変更する大きな改正が行われたが、その 20 年後にあたる 2010 年(平成 22 年)の改正において、資産性所得合算課税制度を導入し、現行制度であるエンティティアプローチとインカムアプローチのハイブリッド型の制度へと大きく転換することとなった。資産性所得合算課税制度の導入は、2009 年(平成 21 年)の外国子会社配当益金不算入制度との見合いで従前の制度の修正を行ったものであり⁸、我が国のタックスヘイブン対策税制の趣旨に何ら変更を加えるものではなく、むしろタックスヘイブン対策税制における「租税回避防止」の目的をより明確化させたものであると考えられている⁹。

⁷移転価格税制については、法令の改正の他に税務執行面に係る事務運営指針が多く発遣されているが、その端緒となる移転価格事務運営要領が 2001 年に公表されている。その後、OECD の移転価格ガイドライン(1994 年に OECD は移転価格ガイドラインを公表)の改正を受けて、価格算定方法の見直し等に係る法令の改正が 2004 年以後行われた。

⁸資産性所得概念導入の評価について、保井久理子「外国子会社合算税制における新しい概念について－資産性所得を中心として－」税大論叢

⁹青山慶二「外国子会社合算税制について-わが国の改正と英国との比較検討-」(租税研究 2010 年 9 月号)、伴忠彦「30 年目のタックス・ヘイブン対策税制」(租税研究 2010 年 2 月号)

近年におけるタックスヘイブン対策税制の主な改正内容

平成 17 年度改正

- (1) 合算対象留保金額からの人件費の 10%相当額の控除
特定外国子会社等で非関連者基準又は所在地国基準を満たさないものが、事業基準、実体基準及び管理支配基準を満たす場合、合算対象留保金額の計算において特定外国子会社等の事業に従事する者の人件費の 10%相当額を控除することとされた
- (2) 特定外国子会社等の欠損金の繰越期間の延長
合算対象留保金額の算定の基礎となる特定外国子会社等の未処分所得の計算において控除する欠損金の繰越期間が 5 年から 7 年に延長された。
- (3) 課税済留保金額から配当等が行われた場合の内国法人における損金算入対象期間の延長
内国法人が特定外国子会社等から配当等を受けた場合における課税済留保金額の損金算入期間が 5 年から 10 年に延長された。
- (4) 外国関係会社及び適用対象内国法人等の判定の基準となる株主等
外国関係会社及び適用対象内国法人等の判定対象に、内国法人の役員等(非居住者を含む)の有する株式等が加えられた。
- (5) 特定外国子会社等が利益の配当等の額が異なる株式等を発行している場合の手当て
特定外国子会社等が利益の配当又は剰余金の分配の額が異なる株式等(請求権勘案保有株式等)を発行している場合、その利益の配当又は剰余金の分配を受ける金額に応じて課税対象留保金額の計算を行うこととされた。

平成 18 年度改正

- (1) 課税済留保金額の計算方法の見直し
内国法人が特定外国子会社等から配当等を受けた場合に損金の額に算入する課税済留保金額の計算方法等の見直しが行われた。

平成 19 年度改正

- (1) 特定外国子会社等が議決権の異なる株式等を発行している場合等の手当て
外国関係会社及び適用対象内国法人について、議決権の数が 1 個でない株式等を発行している場合又は請求権の異なる株式等を発行している場合には、株式等の数の割合、議決権の数の割合又は請求権に基づき分配される剰余金の配当等の金額の割合のいずれか高い割合で行うこととされた。
- (2) 適用除外のための書類保存要件
タックスヘイブン対策税制の適用除外は、適用除外に必要な書類等の保存がない限り認められないこととされた。

平成 20 年度改正

- (1) 内国法人の株主グループの判定等の見直し
タックスヘイブン対策税制の適用対象の判定を行う場合の同族グループの範囲に、内国法人の役員等が支配する法人が追加されるとともに、適用除外基準の 1 つである非関連者基準に係る関連者の範囲に、内国法人・特定外国子会社等その他関連者とされる法人の役員等が支配する法人が追加された。

平成 21 年度改正

外国子会社配当益金不算入制度の創設に併せて、以下の改正がされた。

- (1) 合算対象所得の計算について、特定外国子会社等が支払う配当を合算対象所得に含めるとともに、特定外国子会社等が受ける子会社配当は合算対象所得に含めないこととされた。
- (2) 内国法人が特別外国子会社等から受ける配当のうち特定課税対象金額に達するまでの金額は、外国子会社配当益金不算入制度の適用上、費用相当額を控除しないこととされた。

平成 22 年度改正

- (1) トリガー税率の引き下げ
特定外国子会社等の判定における外国関係会社の租税負担割合の基準(トリガー税率)が 25%以下から 20%以下に引き下げられた。
- (2) 租税負担割合の計算における非課税所得の範囲の見直し
外国関係会社が他の外国関係会社等から受け取る配当のうち、一定割合の株式保有を要件として現地法令上非課税とされている配当については、外国関係会社の租税負担率の計算において分母に加算すべき非課税所得から除かれた。
- (3) 適用対象法人の範囲の縮小
タックスヘイブン対策税制が適用される内国法人の直接及び間接の外国関係会社の株式等の保有割合要件が「5%以上」から「10%以上」に引き上げられた。
- (4) 適用除外基準の見直し
タックスヘイブン対策税制の適用除外基準について以下の見直しが行われた。
 - ① 事業基準に関し、タックスヘイブン対策税制の適用除外とならない「株式等の保有を主たる事業として営む特定外国子会社等」の判定上、統括会社が保有する被統括会社の株式等は除外することとされた
 - ② 非関連者基準の判定上、卸売業を主たる事業として営む統括会社が被統括会社との間で行う取引については、関連者取引に該当しないものとされた。
- (5) 人件費の 10%相当額控除の廃止
特定外国子会社等で所在地国基準または非関連者基準を満たさないものが、事業基準、実体基準及び管理支配基準を満たす場合に人件費の 10%相当額を適用対象金額から控除する措置が廃止された。
- (6) 資産性所得合算課税制度の導入
適用除外基準を満たす特定外国子会社等であっても、一定の資産性所得(株式、債券、工業所有権又は著作権等の知的財産の保有等により得られる所得)を有する場合には、当該資産性所得の金額を株式等の保有割合に応じて内国法人の所得とみなして合算課税することとなった。

平成 23 年度改正

- (1) 所得の金額がない場合における特定外国子会社等の判定の見直し
外国関係会社の所得の金額が欠損金の繰越控除規定の適用によりゼロになる場合の租税負担割合(いわゆるトリガー税率)の判定は、外国法人税の表面税率により行うことが明確化された。
- (2) 租税負担割合の計算における非課税配当に係る持株要件の廃止
特定外国子会社等に該当するかどうかの判定における租税負担割合の計算上、外国関係会社の本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等が非課税所得の範囲から除外されるための持株割合要件等が廃止された。
- (3) 事業持株会社に係る適用除外基準判定の見直し
株式等の保有を主たる事業とする統括会社については、事業基準以外の適用除外基準(実体基準及び所在地国基準)の判定を統括事業により行うことが明確化された。
- (4) 資産性所得の合算課税制度の改正
合算課税の対象となる資産性所得の基因となる株式等に係る「保有割合 10%未満」の要件の判定時期は、配当等については当該配当等の効力が生ずる日、譲渡については当該譲渡の直前であることが明確化された。

平成 24 年度改正

- (1) 外国孫会社からの間接配当等に係る計算の見直し
タックスヘイブン対策税制の対象となる内国法人が間接持分を有する外国法人(いわゆる外国

孫会社)から外国子会社を経由して間接的に配当等の額を受ける場合、その間接配当等の計算については、直近配当基準日において内国法人が有する外国法人の持株割合を用いることとされた。

02 現行制度の概要

現行のタックスヘイブン対策税制の概要は以下のとおりである。

内国法人が、特定外国子会社等の発行済株式等の10%以上を直接又は間接に有する場合において、その特定外国子会社等の所得に相当する金額のうち、その内国法人の有する特定外国子会社等の株式等に対応する部分として計算した金額(以下「課税対象金額」という。)があるときは、その課税対象金額をその内国法人の収益の額とみなして、益金の額に算入することとされている。

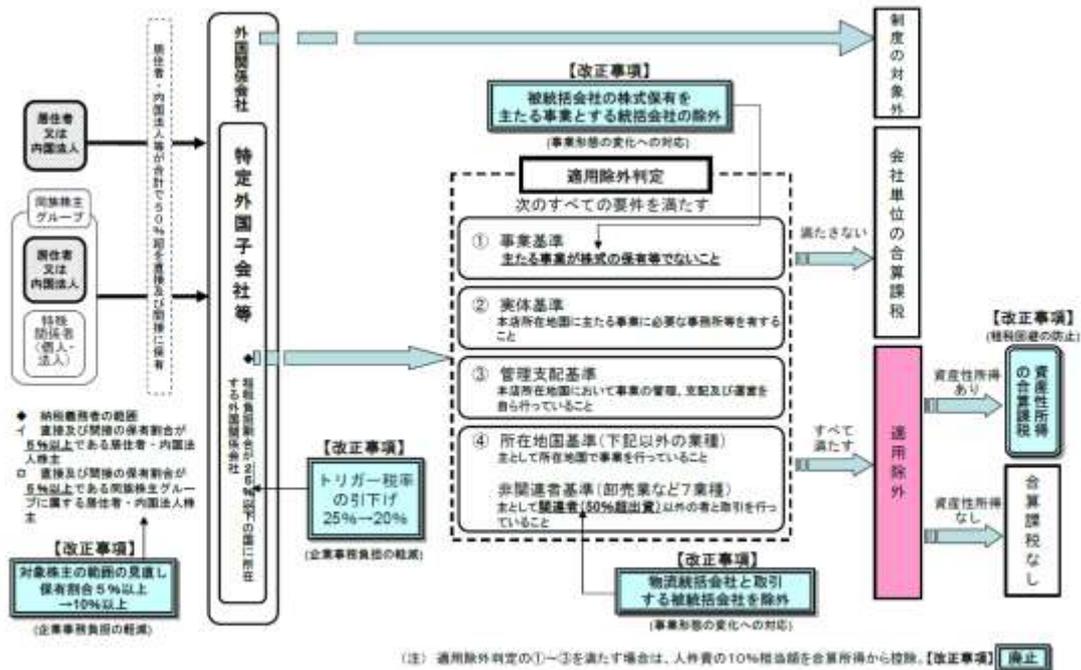
上記の特定外国子会社等とは、内国法人及び居住者(特殊関係非居住者を含む)がその発行済株式等の50%超を直接及び間接に有する外国法人で、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域(本店所在地国)におけるその所得に対して課される税負担が我が国において課される税負担に比して著しく低い(租税負担割合が20%以下)ものをいう。

ただし、特定外国子会社等が独立企業としての実体を備え、かつ、その本店所在地国において事業活動を行うことについて十分な経済合理性がある等の所定の基準(いわゆる適用除外基準)の全てを満たす事業年度については合算課税は行われない。この適用除外基準には、事業基準、実体基準、管理支配基準及び所在地国基準の4つの基準がある。事業基準の判定における「主たる事業」の判定については、事業持株会社の場合には、統括業務を「主たる事業」として判定することとされている。

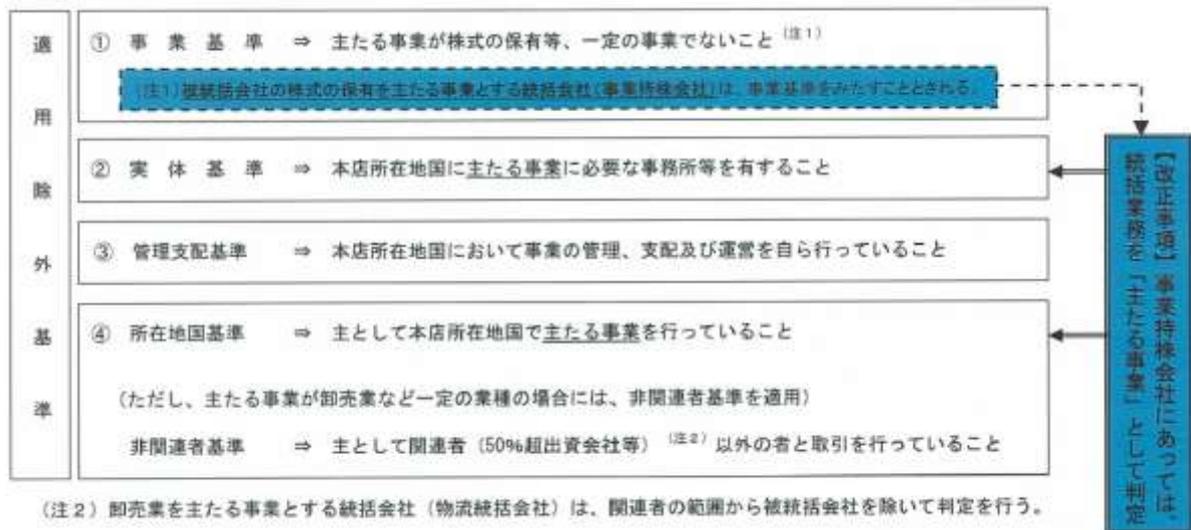
また、適用除外基準の全てを満たす特定外国子会社等であっても、租税特別措置法第66条の6第4項各号に規定する特定所得を有する場合には、特定所得の金額の合計額(部分適用対象金額)のうち、当該特定外国子会社等の発行済株式等の10%以上を直接及び間接に有する内国法人のその有する株式等に対応する部分として計算した金額(部分課税対象金額)を収益の額とみなして、その内国法人の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされている。

現行のタックスヘイブン対策税制のもとでの、特定外国子会社等の判定及び合算対象所得の算定は、以下の図に示す流れに従って行われる。

【特定外国子会社等の判定及び合算対象所得の算定】



【適用除外基準】



出所: 平成22年度税制改正資料、平成23年度税制改正資料 (各年度の改正項目が「改正事項」として記載されている)

我が国のタックスヘイブン対策税制は、導入時の指定方式(ブラックリスト方式)から1992年の税制改正で客観基準を用いたエンティティアプローチに変更され、さらに2010年の税制改正で一定の資産性所得合算課税制度を導入した結果、従前のエンティティアプローチにインカムアプローチを部分的に取り入れた、いわばハイブリッド型のアプローチとなっている¹⁰。我が国のタックスヘイブン対策税制の検討に入る前に、タックスヘイブンの識別基準、ならびに合算所得の算定方法について以下、簡単に触れておく。

¹⁰ 伴忠彦「タックス・ヘイブン対策税制の理論と執行上の問題点」(本庄資編著「国際課税の理論と実務」大蔵財務協会2011年)

タックスヘイブン対策税制における合算所得の算定方法としては、一定の基準により制度の対象となる事業体を認定し、その事業体の所得をすべて合算対象とするエンティティアプローチと、所得種類や取引形態に着目して合算対象所得を判定するインカムアプローチがある。

インカムアプローチとは、特定外国子会社等が行う特定の形態の取引又は認識する所得の種類に着目し、合算の対象として定義された特定の所得だけを抜き出して合算する方式である。対象所得は受動的所得や一定の能動的所得(企業グループ間の一定の取引から生じる所得や、特定外国子会社等の居住地国との経済的結び付きが希薄な所得など)である。所得の種類等の精緻な制度設計が可能であるが、納税者・課税庁ともに、事務負担が極めて大きい。

一方のエンティティアプローチは、いわば、**all or nothing** の課税方式であることから、課税の取りこぼしが少なく、タックスヘイブンを利用した租税回避に対する牽制効果が期待できる半面、過度な課税を生じさせる可能性をはらんでいる。また、制度が比較的簡便でコンプライアンスや税務執行面での事務負担は軽減されるが、業態の違いによるきめ細やかな課税は困難と考えられる。エンティティアプローチを採用する場合は、適用除外基準の設定が重要であり、企業実態との乖離が生じないように見直しが必要とされる。

また、エンティティアプローチには、対象となる(又は対象とならない)国や地域をあらかじめリストアップする指定方式と客観的基準により対象となる事業体を個々に判定する客観基準方式があり、タックスヘイブンの識別方法は、国際租税協会(International Fiscal Association: IFA)の分類に従えば、以下のようにまとめることができる¹¹。

- i 指定方式
 - a) ブラックリスト方式
 - b) ホワイトリスト方式
- ii 客観基準
 - 1 課税上の基準
 - a) 外国の所得課税に適用される税率
 - b) 外国子会社の税負担が所得の一定割合以下
 - c) 外国子会社の税負担が親会社の居住地国の税負担の一定割合以下
 - d) 外国子会社の課税状況と内国法人の課税状況の類似性を考慮
 - 2 課税上の基準
 - a) 租税条約の不存在
 - b) 情報交換規定の不存在
 - c) 銀行秘密の存在
- iii 併用方式

昭和 53 年に我が国が導入した指定方式(ブラックリスト方式)は国際的な状況の変化等もあり、導入から 15 年余りで実質的に破綻してしまったことになる。ブラックリスト方式¹²の指定方式が廃止されてからは、「法人の所得に対して課される税が存在しない国又は地域及び所得に対して課され

¹¹本庄資「オフショア・タックス・ヘイブンをめぐる国際課税」(2013 年 日本租税研究協会)

¹² 昭和 54 年の大蔵省告示でリストアップされていた国及び地域

全所得軽減課税国等: アンドラ、アンギラ、バハマ、バハレーン、バミューダ、英領チャンネル諸島、英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、香港、マン島、リヒテンシュタイン、マカオ、モナコ、モルディブ、ニューカレドニアなど

国外源泉所得軽減課税国等: パナマ、コスタ・リカなど

特定事業所得軽減課税国等: リベリア、オランダ領アンティール、ルクセンブルグ

る租税の額が所得金額の 20%以下(22 年度改正後)である国又は地域」を特定外国子会社等とする客観基準に変更された。すなわち、我が国のタックスヘイブン対策税制は、一定の税負担水準以下の管轄にある一定の子会社等の所得に相当する額を内国法人等の所得に合算して課税する制度¹³を基とし、インカムアプローチを部分的に取り入れたものといえることができる。

¹³本庄資、前出

II. タックスヘイブン対策税制の見直しの視点

01 制度趣旨・目的

1 制度導入の目的

タックスヘイブン対策税制の立法趣旨を検証する上で、タックスヘイブン(軽課税国)を利用する場合の税務メリットを検討することが有用である。タックスヘイブンの利用による国際的租税回避は、①居住地国課税減免機能、②課税延期機能、③源泉地国課税減免機能に分けられ、それぞれはさらに以下の機能を有すると考えられている¹⁴。

① 居住地国課税減免機能

1. 本来であれば居住地国の所得として課税されるべきものをタックスヘイブンに税源移動
2. 居住地国において控除される事業経費等を創出
3. その他

② 課税延期機能

1. 居住地国課税を免れてタックスヘイブンの子会社に留保された所得がタックスヘイブン国の税制の適用により、非課税又は軽課税となり、当該所得が親会社に配当として分配されるまでは親会社での居住地国課税が延期される

③ 源泉地国課税減免機能

1. タックスヘイブン国に設立された法人がタックスヘイブン国と租税条約締約国の居住者からの所得を稼得する場合に、源泉地国課税の減免の恩恵を受ける

軽課税国等を利用した国際的租税回避については、たとえ「合法であっても許容できない税軽減の試み」の領域である(1987年にOECDが発表した報告書“International Tax Avoidance and Evasion”)として、OECDはその後の報告書でも、国際的租税回避に対する各国での対応措置を促していたようである。

我が国のタックスヘイブン対策税制は、1960年代から1980年代にかけて欧米主要国で制度化が進展していた中で早急な対応が求められ、立法化に到ったことはすでに述べたとおりである。タックスヘイブン対策税制の立法化の趣旨・目的は、制度導入当時の資料、本制度が成立した法案での国会の議論に基づく「租税回避への対処」とされている。すなわち、本制度の対象は「軽課税国に経済合理性の無い子会社を設立して低い実効税率のメリットを享受し、これを還流させない」ケース(上記の①に該当する)を対象としていたと考えられる¹⁵。

¹⁴藤井保憲、前出

¹⁵我が国CFC税制の立法作業に直接参加した担当者が著した解説書である、高橋元『タックス・ヘイブン対策税制の解説』(清文社、1979)92頁ほかで、制度の趣旨は租税回避防止・否認であること、また防止の対象としては租税回避以外に「課税の繰延」も考えられるが、我が国制度の趣旨としては採用されていないことが述べられている。」伴忠彦「30年目のタックス・ヘイブン対策税制」(租税研究 2010年2月号)、「まず、合算税制は何のためにあるのかという点です。従来、租税回避防止目的なのか、課税繰延べに対する対応策なのかという形で議論されて参りました。これについては、日本の制度発足当初、当局からはこの制度は租税回避防止目的ののだと言われてきたわけです。」青山慶二「外国子会社合算税制について」(租税研究 2010年9月号)。

衆議院外務委員会決議(昭和 52 年 6 月)

「多国籍企業等国際経済に関する件

経済の国際交流が飛躍的に増大化したことに伴い、我が国企業の海外進出や対外投資も増加しかつ大型化して来ている。一方外国企業の我が国市場への進出もまた益々活発になって来ている。

かかる国際間の経済交流や資本の移動に伴い生じ得べき国際的企業に対する二重課税を防止する一方、企業側よりの所謂タックスヘイブンの利用等による納税忌避を不可能ならしめる必要がある。租税条約が多数締結せられて来たが、これら多国籍企業の活動から生ずる諸般の問題を解決するには不十分であることは幾多の事例の示すところである。

かかる現状にかんがみ、国連、OECD 等の国際機関においても多国籍企業問題に関する検討が進められているが、未だ有効適切な対策を樹立するには至っていない。

よって政府は、先の点に留意し適切な措置を講ずべきである。

- 多国籍企業問題対策のため閣僚懇談会等の設置を検討すること、また、各省にまたがる行政所掌事務の連繫をはかるために、総合的に取り組む体制の整備に努めること。

- 国連、OECD 等の国際機関における多国籍企業対策の検討振り等を充分参考の上政府としては、その対策に関し国内的施策と平行して国際的取極を図ること。

- 企業が諸制度の不備に乘じ納税回避を図るが如き事態の出現をあらかじめ防止するため、納税を怠ったり租税回避地に逃避したりする企業に対する有効な規制措置を検討すること。

- 多国籍企業間における親子関係あるいは本店支店の場合における振替価格操作等による租税回避等に関する規制措置を再検討すること。

- 多国籍企業による腐敗行為の防止のため所要の法制度の整備を検討すること。

- 我が国企業の海外進出が現地民心に反感を与えないように、政府は、企業の現地における行動を充分自粛せしめるよう、厳正な指導監督を行うこと。

右決議する。」

タックスヘイブン対策税制の立法趣旨が、租税回避への対処か、課税繰延べへの措置かという点については、我が国でも過去に議論が重ねられていたようであるが、制度設計の観点からは、立法趣旨がいずれかによって課税の仕組みの技術的な側面で相違が生じることになろう¹⁶。米国の制度は課税繰延防止の側面が強いとされるものの、英国における外国法人配当益金不算入制度の導入や OECD における議論の状況を見ると、タックスヘイブン対策税制は租税回避の防止のための制度との位置づけが強まってきていると言えるのではないかと考えられる。そうであれば、このような立法

¹⁶例えば、租税回避対応か、課税繰延べへの措置かにより、特定外国子会社の所得のうち分配済みの配当金額を合算対象に含めるか、特定外国子会社の欠損金を親会社の所得と通算できるか、等の取り扱いが異なってくる。特定外国子会社の欠損金について「CFC の欠損金額を株主たる親会社の所得と通算する事について、規定はない。判例ではできないとしたものがある。課税繰延防止という趣旨からは損失の利用制限は導かれにくいという疑問も考えら得る一方、組合等についてさえ損失の利用制限が規定されることは珍しくない中で CFC 所在地国による所得計算も認めているならばなおさら通算は認めにくいとの反論も考えられる。」 浅妻章如「国際的素材回避-タックス・ヘイブン対策税制(CFC 税制)について-」(金子宏編「租税法の基本問題」2008年 有斐閣)

¹⁷ 経済産業省 国際課税研究会 2009年 8月「国際課税制度の主要論点について～中間的な議論の整理～」

趣旨とかけ離れた税務執行等については、法令の明確化も含めて見直しが必要とされるであろう。

2 諸外国との比較

タックスヘイブン対策税制は欧米では一般に CFC 税制 (Controlled Foreign Corporation) と呼ばれており、1961 年に米国において、当時のケネディ大統領が議会に対して、税負担の公平及び国際収支の改善を図るための新たな課税方式、すなわちサブパート F 条項の立法化を提案したのが始まりである。すなわち、米国国内への投資が課税の繰延べの存在により海外への投資よりも不利になっていることを指摘し、発展途上国を除く全ての国の「タックスヘイブンの」課税の繰延べを排除することを提案したのである。当時の米国は相当な額の経常赤字の累積問題に直面していたため、国外投資を通じた課税繰延べは、国内投資に比して不公正であり不適正に国外投資を促進しているとの懸念があったため、インカムアプローチによる CFC 税制を、課税繰延べ防止のための制度として導入したのである。課税繰延べについては、一般的な課税繰延べ (Tax deferral) とタックスヘイブンを利用した課税繰延べ (Tax Haven Deferral) の二つに分けて考えられ、一般的な課税繰延べは国外で稼得した所得を国外で再投資すれば、無制限に米国課税を逃れることができるために海外進出の促進策となっているとされていた。さらにタックスヘイブンを利用した課税繰延べは、一般的な課税繰延べに加えて、現地の税負担も低く抑えることができる、より悪質なものと認識され、作為的な所得移転を誘発することにも懸念が出されていた。なお、法案に対する議会の反応としては、本制度によっても一般的な課税繰延べを防ぐことはできず、よりタックスヘイブンへの所得移転を問題視していたと言われる。

英国で 1984 年に導入された当時の CFC 税制の目的は、課税繰延べの防止と英国課税ベースの浸食を防ぐこととされていた。これは、軽課税国・地域の子会社での所得の留保による課税繰延べ及び英国から軽課税国・地域の子会社への利益の移転という租税回避行為への対策ということであるが、多国籍企業グループがその利益の稼得地を人為的に英国国外に移し、英国課税を逃れることへの対応策と説明されている。課税繰延べの防止という点では我が国の制度と同様であり、海外子会社からの配当が非課税となった後は、課税ベースの浸食 (所得稼得地の人為的な移転) への対応という意味合いが強くなったと言える。なお、2013 年に改正された新 CFC 税制では、国外所得免除方式では課税の繰延べの防止を目的とするのではなく、課税ベース (所得) の人為的な国外移転への対応を目的としたものとなっている。

ドイツの CFC 税制は 1970 年に、軽課税国に所在する中間会社 (持株会社) を利用した課税繰延べを封ずる目的で導入され、米国と同様のインカムアプローチによる制度となっている。実態のある事業は除外されている点、軽課税国での留保所得を対象とする点で、我が国と制度の構造と類似している。また、我が国同様に国外配当が非課税 (95%) となり、課税繰延べの防止という当初の制度趣旨が薄れてきたといえる。なお、外国子会社株式に係るキャピタルゲインも非課税となっている。

フランスは、1980 年に CFC 税制を導入している。二重非課税 (軽課税国での軽課税及び資本参加免税によるフランスでの免税) への対応を趣旨としている。そもそもフランスでは国外所得免除制度を採用しており、配当についても資本参加免税としているため、国外での所得の留保を問題視していないと考えられる。したがって、軽課税国における軽課税メリットの享受 (企業行動として軽課税国へ進出すること) を問題視していると考えられる。なお、EU 諸国においては、キャドバリーシュウェップス社事件¹⁸についての欧州司法裁判所判決 (2006 年 9 月) が重要である。これについて、欧州司法裁判所は、より有利な法制度から恩恵を受けることを目的としてある加盟国に設立された会社はそのことをもって営業地選択の自由 (freedom of establishment) を濫用したとみなされることはないが、

¹⁸英国に本社を置く同社のアイルランド関係子会社 2 社が現地で低い法人税率の適用を受けていたところ、英国税務当局が英国親会社に CFC 課税を行った事件である。

親会社の居住する加盟国税制の適用回避を目的とした「完全に人為的な取引 (wholly artificial arrangements)」に明確に該当する場合には、営業地選択の自由を制約する国内法上の措置によって制約される、とした。

以上のとおり、各国のタックスヘイブン対策税制は、その創設趣旨や基本的な考え方等それぞれ異なった制度概要となっているが、このように異なった各国制度との比較の中で、我が国だけ課税されるもしくは我が国だけ課税されないといったケースがあるのであれば、是正していく必要があると考えられる。

3 外国子会社配当益金不算入制度との関係

2009年度の税制改正により外国子会社配当益金不算入の制度が導入された。外国子会社配当益金不算入制度の導入趣旨について、平成21年度の税制改正に関する答申(平成20年11月税制調査会)では、「進展するグローバル化や事業形態の複雑化・多様化のもとで、クロスボーダーの経済活動に対する課税は、我が国の適切な課税権の確保と、経済活動に対する配慮や我が国経済の活性化とのバランスを保つ必要がある。我が国経済の活性化の観点から、我が国企業が海外市場で獲得する利益の国内還流に向けた環境整備が求められる中、企業が必要な時期に必要な金額だけ戻すことができることが重要である。(中略)外国税額控除制度については、こうした企業の配当政策の決定に対する中立性の観点に加え、適切な二重課税の排除を維持しつつ、制度を簡素化する観点も踏まえ、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社からの配当について親会社の益金不算入とする」とし、「また、租税回避的な行為を抑制する措置を講じていく観点から、企業活動の実態等を注視しつつ、外国子会社合算税制や移転価格税制等の見直しを不断に検討する必要がある。」ことを強調している。

すなわち、外国子会社配当益金不算入の制度は、海外で得た利益を国内に還流させて我が国経済の活性化を図る目的で、間接外国税額控除制度に代わる、二重課税排除の簡素化された制度であるということが出来る(利益の国内還流の効果については、既に研究報告も公表されている¹⁹)。

同年のタックスヘイブン対策税制の改正については、外国子会社配当益金不算入制度による課税環境の変化に積極的に対応しようとするものではなく、従来の制度を維持するための、必要最小限の連動的なものと考えられており²⁰、具体的には次の3項目についての改正が行われている。

- ① 合算対象金額は、特定外国子会社等の未配当の留保所得ではなく、その決算に基づく所得とする
- ② 合算課税となった所得を原資とした配当があった場合の調整計算(課税済留保金額の損金算入)制度は廃止
- ③ 特定外国子会社等が一定の子会社から受け取る配当は、合算対象金額に含めない

①の改正に関連して、タックスヘイブン対策税制が、租税回避防止目的なのか、課税繰延べに対する対応策なのかという議論が行われている。従前は、日本の制度発足当初の当局側の説明をもって、この制度は租税回避防止目的であると言われてきた。親会社とは法人格が異なる外国子会社で生じた所得のうち、親会社の持ち分に相当する留保所得を親会社の課税対象に取り込むという方式であったので、課税手法は留保所得に限定した繰延べ対応方式が取られていたということである。ところが、2009年の外国子会社配当益金不算入制度の創設により留保分のみならず配当分も併せた

¹⁹ 2009年度税制改正が現地法人の配当送金に及ぼした効果—本社の資金需要に着目した分析—財務省財務総合政策研究所研究部

²⁰ 伴忠彦、前出

合算課税方式に改正され、一定の投資所得を合算対象とする 2010 年度改正により租税回避防止という立法目的がより明確に確認された²¹と考えられている。

このように、海外との取引に係る二重課税排除の方法として、我が国では外国税額控除制度を設けているが、外国子会社配当については、2009 年度の税制改正により、間接外国税額控除制度から外国子会社配当益金不算入制度に変更された。

外国税額控除制度の下では、たとえ子会社の進出先国の税率が日本の税率よりも低い場合も、日本企業の納税額は日本の法人税率に収斂することになるため、税負担の観点からは、海外進出先の税制は日本の親会社の税負担に影響を及ぼすことはない。一方で、外国子会社配当益金不算入制度のような、国外所得免除方式を採用した場合は、進出先国の税率が日本の税率よりも低い場合には現地法人による海外展開を進めることにより、企業グループ全体の税負担額を軽減させることが可能となるため、低税率国への進出のインセンティブがより高まることとなる。その意味で、2009 年度の税制改正による外国子会社配当益金不算入制度の導入は、日本企業の子会社の立地について、軽課税国への展開を促す契機となるものと考えられる。したがって、このような外国子会社配当益金不算入制度の導入に伴い、タックスヘイブン対策税制における適用除外基準の当局側の判定が、より厳格化するとの見方もある²²。

なお、2009 年度の上記改正を受けて、経済産業省の国際課税研究会では、タックスヘイブン対策税制について、2009 年の経済実態にあわせた適用除外基準を見直しの必要性、近年の各国法人税率引き下げを踏まえた制度の見直しや、適用除外の立証責任、インカムアプローチへの移行の可否等についての議論を重ね、その結果を中間報告として公表している²³。

02 ビジネス環境の変化への対応

我が国のタックスヘイブン対策税制の創設は昭和 53 年であり、その当時から比べると企業経営のグローバル化や IT 技術の高度化などが格段に進んでおり、我が国企業をとりまくビジネス環境は劇的に変化している。

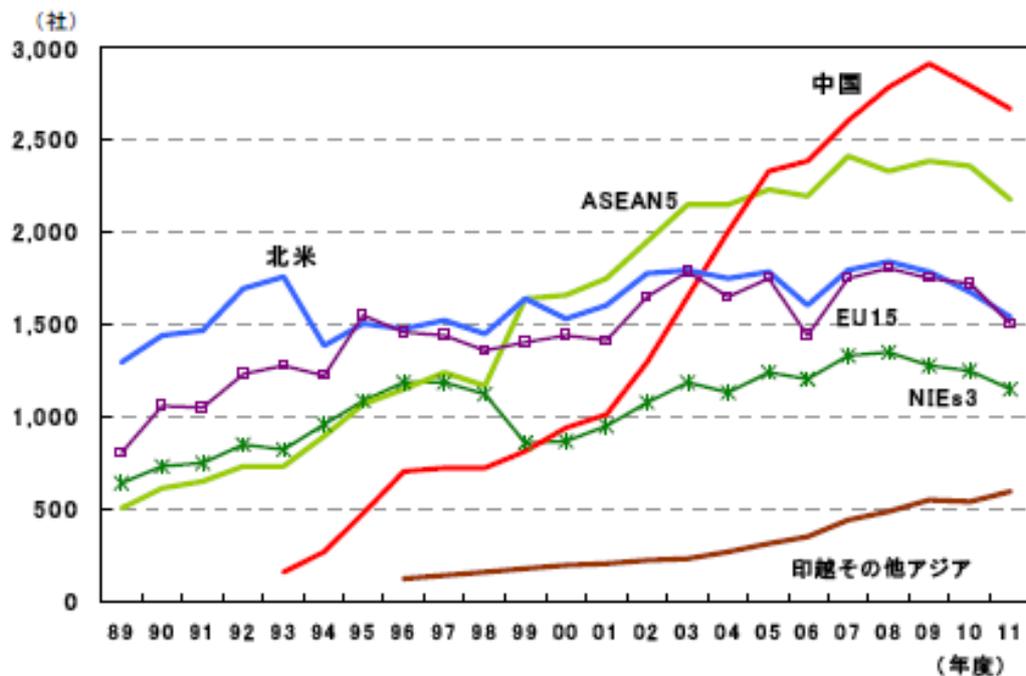
また、「日本産業の空洞化現象」が社会問題として認識されるようになった 2000 年代以後、中国をはじめ急速に台頭してきた新興国への日本企業の投資は年を追って拡大を続けたが、リーマンショック後の歴史的な円高と震災による電力供給の不安等は、製造・販売拠点の海外移転に拍車をかけることとなった。2000 年のネットバブル崩壊後は、ヨーロッパや北米の現地法人数が横ばいで推移しているのに対し、中国を筆頭とするアジア地域での現地法人数の増加は目を見張るものがある。このような、アジア地域での現地法人の増大に伴い、企業の海外生産比率や売上高比率も 2006 年から 2009 年の横ばいの時期を経て再び増大の傾向が顕われている。

²¹ 青山慶二、前出

²² 小田嶋清治「近時の国際課税実務の動向と企業の対応」(中里実他編著「国際租税訴訟の最前線」有斐閣、2010 年)、伴忠彦、前出において「我が国の所得を軽課税の外国で発生させて無税配当で日本に還流すること、及び外国から我が国に流入する所得(例えば利子所得)の種類を無税配当へ転換することによる租税回避など懸念される。この懸念は特に、受動的所(足の速い所得)において強い。これまででは、仮に合算課税が見逃されたとしても、配当があれば(タイミングは遅れることになるが)一定の課税が確保できた(18)。しかし、今後は合算を見逃せば課税機会を失うことになる。この場合でも、我が国の所得を国外に移転させる行為に対しては、損益取引を水際で捕捉する課税が可能である。しかし、国外から我が国に流入する所得の種類転換による無税配当化は「外・外取引」となるため、我が国企業が行なう損益取引に着目した他の国内法の適用は困難となる場合が想定される。このような場合に、損益取引ではなく、国外における所得の発生に着目して課税する CFC 税制の重要性が、一層増加することになる。」

²³ 経済産業省 国際課税研究会 2009 年 8 月「国際課税制度の主要論点について～中間的な議論の整理～」

【海外現地法人数の推移】



【海外売上高比率・生産比率の推移】



出所: 国際協力銀行調査部

日本企業の海外における製造・販売拠点の増大の理由として、①成長が著しい新興国市場の開拓、②製造コスト削減を目的とした、人件費の低いアジア諸国への製造拠点の移転、③新市場における販売チャネルの拡大、④税制面その他の投資優遇措置の適用、等のいくつかの要素が挙げられる。特に、近年の新興国における税率の引下げや各種の非課税等の優遇措置は、アジア地域子会社の統括会社設立拠点として日本企業の進出をさらに促す要因ともなっている。このような企業の行動からは、我が国の製造企業が、かつての国内生産・輸出中心のビジネスモデルから、現地生産・販売へのビジネスモデルへと転換を進めていることが分かる。

また、我が国の製造企業が、海外生産比率を現状の 31.3% (2011 年度) から中期的には 37.7% (2015 年度) へと上昇させる計画であることから、今後の更なる生産拠点の海外移転に伴う産業構造の変化は不可避であると考えられる。

【韓国、シンガポールにおける対内投資インセンティブ税制の概要】

	韓国	シンガポール
法人税	24.2% (2012年度～ 22%)	17%
税の優遇措置(R&D以外)	<ul style="list-style-type: none"> ○戦略分野等の外国企業の法人税減免(所得発生後5年100%、2年50%) : 高度技術を有する外国企業及び外国人投資地域への投資に適用。 ○外国人技術者の所得税減免(2年50%) ※2009年度までは、5年間100%免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○技術革新企業の法人税最長15年免除(パイオニア・ステータス) ○統括拠点の法人税減免 <地域統括拠点> : 3年間、15%の法人税率適用。 <国際統括本部> : EDB(経済開発庁)との個別協議により、0～10%の法人税率適用。 ○特別居住者は、国内滞在中の給与所得部分についてのみ課税
助成金	<ul style="list-style-type: none"> ○誘致補助金(現金支援制度) : 一定の条件を満たす外国企業。又は、経済的な効果が大きい投資に対しては、誘致機関が企業と交渉。 	<ul style="list-style-type: none"> ○対象企業の人材育成等への補助金 : 研究開発を行う会社、シンガポールに本社を置く企業等に対し、エンジニアの雇用が増加することなどを条件に補助金を支給。

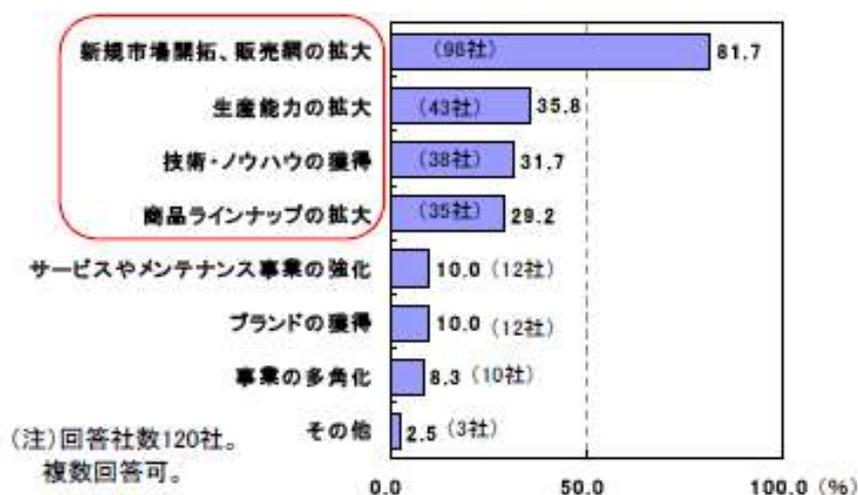
出所: JETRO 海外投資資料

一方、2008年以後の円高傾向の中で、2011年度は国外における日本企業のM&Aが過去最大規模の記録となったことが報告されている²⁴。海外現地法人を機能別にみると、生産拠点が48%、販売拠点が40%、研究・開発拠点が2%、その他10%となっており、生産と販売が全体の9割以上を占めている²⁵。近年実施された海外でのM&Aが、新規市場、販売網、生産能力の拡大を第一義的な目的として行われたことも、このことを裏付ける。

²⁴ M&Aの情報誌 MARRによると、「2011年度の日本企業の海外M&A(IN-OUT)は、海外戦略強化、資源・エネルギーの安定確保などの動きを受けて、474件、7兆3264億円と、件数、金額ともに史上最高を記録した。10年度に比べ件数では2割増、金額では倍増だった。地域別金額は対北米3兆788億円、対欧州3兆368億円、対アジア5614億円の順で、対北米が対欧州をわずかに上回った」状況であった。

²⁵ 「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告－2012年度海外直接投資アンケート結果(第24回)－」2012年12月株式会社国際協力銀行業務企画室調査課

【過去5年間に行われた海外M&Aの目的】



出所: 国際協力銀行調査部

このような状況のなか、海外の企業グループを買収することで、意図せずしてタックスヘイブンに所在する会社を保有することになってしまう事例も生じているようである。また、海外での買収、グループ再編の実施の結果、想定外の課税を受けることとなる場合もあり、このような想定外の課税を回避するために行う事前の調査・確認作業は、海外での機動的な買収、組織再編の妨げとなっているとも考えられている。

03 世界基準との整合性

タックスヘイブン対策税制は、一般的には、「租税回避の防止」への対応策とされているが、「租税回避」とはなにかということについて、たとえば「租税負担を減少させることを目的に所得を移動させること」と考えることも一つの考え方としてとりうるが、一義的にその範囲が明確に定まるものではない。

また、そもそも日本の課税の対象外である海外の子会社の所得を合算するという異例な措置を講じていることもあり、課税される範囲が過度に広がることは避けるべきである。

そのような状況であるため、タックスヘイブン対策税制により合算される所得の範囲というのは、できる限り国際標準にあわせたものとするのが重要であり、我が国企業が不当に国際競争力を損なわないようにすることが必要ではないかと考えられる。

例えば、英国では、近年、内国法人の所得に対する考え方を、内国法人の帰属所得というものに切り替えて制度全体も見直すという改正を行っており、また、OECDでは、機能移転とそれに伴う所得移転(BEPS: Base Erosion and Profit shifting)への対応策として、国際課税原則の見直しの必要性が議論され始めている。

このBEPSについては、2013年2月に報告書が公表されている。各国関係当局によって、法人のタックスプランニングによる課税ベースの浸食・低税率国への所得移転が懸念されていることから、既存の枠を越えた全体的アプローチが必要とされ、今後行動計画が策定される予定である。そのなかでの検討項目の一つとして、CFC税制が挙げられている。

BEPS の公表に先立ち、EC (European Commission) は 2012 年 6 月に脱税への対抗措置を強化するための具体的な方策についての共同声明を採択している (COM(2012) 351 final²⁶)。そして同年 12 月にはアクションプラン (COM(2012) 722 final²⁷) を採択し、2 つの提言書を採択している (C(2012) 8806 final²⁸, C(2012) 8805 final²⁹)。

なお、タックスヘイブンが租税回避に利用されること等への対応として、OECD は、有害な租税競争プロジェクトを推進し、1998 年に“有害な税の競争”報告書を公表している。さらに、当プロジェクトの進捗のなかで、OECD 加盟国の潜在的有害税制リストとともに、国際基準の遵守が不十分なタックスヘイブンを掲名し、これらのタックスヘイブンに対しては租税情報交換の実施を求めてきた。その結果、これらの国は、各国との租税情報交換協定 (TIEA) の締結に応じており、我が国も、これまで、例えば、バミューダ、バハマ、ケイマン、マン島、ジャージー、ガーンジーとの租税情報交換協定及び租税協定への署名をしている。また、我が国における情報交換実施件数も、我が国から発した“要請に基づく情報交換”要請件数が、この 5 年間で 165 件 (平成 18 年度) から 1006 件 (平成 23 年度) にまで急増している。さらに、国際タックスシェルター情報センター (JITSIC: Joint International Tax Shelter Information Center) が、日・米・英・加・豪・韓・中・仏・独の 9 カ国の当局により、ロンドン及びワシントンに設置され、国際的租税回避スキーム及び富裕層に関連した情報交換要請への対応や調査手法等の共有がなされている。

我が国の制度を改正するには迅速な対応が必要ではあるが、こうした国際的な議論の動向を踏まえながら検討を進めることが適当である。

04 予見可能性の観点からの検討

国税庁は主な税目ごとに毎年の課税実績 (申告漏れの件数と所得金額) を公表している。タックスヘイブン対策税制を含む国際課税の毎年の調査実績 (法人税) では、平成 16 年度前後で調査データの対象法人が異なる (平成 16 年度以前の調査データは調査課所管法人に係る課税実績データ) ため単純な比較はできないが、申告漏れ件数は概ね増加の傾向にある。申告漏れ所得金額は年度によりばらつきがあるものの、移転価格の調査による追徴額は事前確認の申請増加に伴い、平成 19 年度をピークにその後は減少傾向にあると考えられる。

一方、タックスヘイブン対策税制に関する課税実績では、申告漏れ件数の増加傾向が明らかで、申告漏れ金額もかつてほど年度によるばらつきが見られなくなっているのは、当局の調査体制の強化の影響にもよるものではないかと考えられる。国際的租税回避スキームへの対応のため、国税庁では、国際化対応プロジェクトチームを設置するなど、調査体制の充実・強化に取り組み、平成 19 年 7 月からは、複雑な課税問題に対処するために、法務・金融の専門家を任期付で採用し国際課税に係る調査能力の向上を図ってきた。

²⁶Communication from the Commission to the European Parliament and the Council on concrete ways to reinforce the fight against tax fraud and tax evasion including in relation to third countries

²⁷An Action Plan to strengthen the fight against tax fraud and tax evasion

²⁸Commission Recommendation on aggressive tax planning

²⁹Commission Recommendation regarding measures intended to encourage third countries to apply minimum standards of good governance in tax matters

【法人の国際課税関連の課税状況の推移】

事務年度	海外取引等に係る調査			タックスヘイブン対策税制に係る調査		移転価格税制に係る調査	
	調査件数	申告漏れ件数	申告漏れ所得金額 (億円)	申告漏れ件数	申告漏れ所得金額 (億円)	申告漏れ件数	申告漏れ所得金額 (億円)
23年度	15,247	3,666	2,878	102	315	182	837
22年度	13,804	3,578	2,423	122	128	146	698
21年度	13,145	3,256	8,014	112	246	100	687
20年度	14,300	3,297	2,187	96	126	134	286
19年度	13,153	3,267	4,458	98	507	481	1,698
18年度	12,623	2,948	4,261	81	158	101	1,055
17年度	12,059	3,006	5,332	86	176	119	2,849
16年度		679	4,080	76	487	82	2,168
15年度		696	2,156	66	36	62	758
14年度		796	3,785	68	706	62	725
13年度		713	2,241	68	52	43	857
12年度			1,506	78	104	39	381
11年度				38	29	38	454

(注)平成16年度以前の調査データは調査課所管法人に係る課税実績データである。

出所: 国税庁報道発表資料 法人税等の調査実績について

移転価格税制については過去の課税実務がマスコミでも批判を浴びたことを受け、課税上の透明性を高める改正が2000年に入ってから行われている。一方のタックスヘイブン対策税制については、タックスヘイブンの子会社等を利用した租税回避阻止への国際的な機運の高まりを受け、課税当局も課税強化の方向性を強めつつあると考えられる。

このような状況において、企業は現行のタックスヘイブン対策税制の税務執行について不透明感を募らせていると考えられる。日本租税研究会が2012年7月に会員向けに実施した、税制についての会員の意見調査の結果では、2010年以後のタックスヘイブン対策税制に係る改正後の取扱い等を巡って、租税制度の実務上の取扱いにおいて、予測可能性に問題のある領域として、移転価格税制に次いでタックスヘイブン対策税制をあげている。企業の活動がグローバル化している今日、国際課税関係の問題についての予測可能性が、企業活動を円滑に進めるためにも重要であることを示唆するものである。そして、現行制度の運用上の問題点として、トリガー税率である20%の妥当性、ならびに20%の判定に係る事務負担が挙げられている。

【税制についての租研会員の意見調査(抜粋)】

租税制度の実務上の取り扱いにおいて、特に、不透明であったり、予測可能性に問題のある領域は何か。(複数回答可)	回答数
移転価格税制	75.5%
タックスヘイブン対策税制	34.0%
国際的な組織再編税制	30.2%
事業体課税	13.7%
外国税額控除制度	12.3%
国内組織再編税制	11.8%
100%グループ税制	9.9%
連結納税制度	9.4%
解散・清算の税務	8.0%
欠損金の繰越・繰り戻し	5.2%

外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)について、今後改正すべき項目は何か。(複数回答可)

軽課国の判定基準を20%未満に引き下げるべきである。	44.3%
外国関係会社の所得に課される税の負担が20%以下であるかどうかを個別に判定する事務負担が大きいため、軽課国を直接指定する制度を設けるべきである。	42.9%
現行では、外国子会社の利益のみを合算しているが、損失についても通算を認めるべきである。	42.0%
事業判定の基準を明確にすべきである。	23.6%
適用除外子会社の要件である非関連者基準(現行非関連者との取引が50%以上)を緩和すべきである。	19.3%
外国関係会社の所得に課される税の負担割合の算定上、一定の非課税所得の範囲を明確化すべきである。	18.4%
地域統括会社の適用除外基準を緩和すべきである。	13.7%
資産性所得の合算課税の対象を明確化すべきである。	10.4%

また、タックスヘイブン対策税制に関連する裁判では、今まで実務的な問題としては適用除外基準を巡る事実認定が多かった中で、近年では下記のとおり、制度の根幹に関わる問題が係争事件として司法判断に委ねられる事例が見受けられ³⁰、裁判の結果を受けて、法令改正が行われた項目もある(ガーンジー等事件に係る平成21年12月3日の最高裁判決を受けた、平成23年度税制改正³¹)。

³⁰伴忠彦「30年目のタックス・ヘイブン対策税制」(租税研究 2010年2月号)

³¹複数の税率の中から納税者と税務当局等との合意により税率が決定される税について、最も低い税率を上回る部分は、外国税額控除制度および内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例等の適用上、外国法人税および外国所得税に該当しないものとされ、2011年4月1日以後に納付することとなる外国法人税および外国所得税について適用された。

税目	判決年月日	争点	判決内容
所得税	東京地裁 平 24-10-11	適用除外要件－実体基準と管理支配基準	東京地方裁判所平成 22 年(行ウ)第 725 号所得税更正処分取消請求事件(全部取消し)(控訴)(納税者勝訴)
法人税	東京高裁 平 23-8-30	適用除外要件－主たる事業「来料加工事件」	東京高等裁判所平成 21 年(行コ)第 236 号法人税更正処分取消等請求事件(棄却)(控訴)
所得税	最高裁 平 21-12-4	タックスヘイブン対策税制と日星租税条約	高裁判所第二小法廷平成 21 年(行ヒ)第 199 号所得税更正処分取消等請求事件(棄却)(確定)
法人税	最高裁 平 21-12-03	タックスヘイブン対策税制、外国税額控除 における「外国法人税の意義」 「ガーンジー島事件」	最高裁判所第一小法廷平成 20 年(行ヒ)第 43 号法人税更正処分取消等請求上告事件(破棄自判・却下)(確定)(納税者勝訴)
法人税	東京地裁 平 20-10-03	タックスヘイブン対策税制と日星租税条約	東京地方裁判所平成 18(行ウ)第 714 号法人税更正処分取消等請求事件(却下、棄却)(控訴)
法人税	東京高裁 平 20-07-10	パナマ法人への実質所得者課税の原則	東京高等裁判所平成 20 年(行コ)第 100 号法人税更正処分取消等請求控訴事件(棄却)(上告)
法人税	最高裁 平 20-04-25	タックスヘイブン対策税制における実質所得者課税の原則	最高裁判所(第二小法廷)平成 20 年(行ツ)第 70 号、平成 20 年(行ヒ)第 74 号法人税更正処分取消請求上告及び上告受理申立事件(棄却・不受理)(確定)
法人税	最高裁 平 19-09-28	特定外国子会社の欠損を内国法人の損金に算入することの可否、タックスヘイブン対策税制の立法趣旨	最高裁判所(第二小法廷)平成 17 年(行ヒ)第 89 号法人税、消費税及び地方消費税更正処分取消請求上告受理申立事件(棄却)(確定)
法人税	最高裁 平 19-09-18	特定外国子会社の欠損を内国法人の損金に算入することの可否、タックスヘイブン対策税制の立法趣旨	最高裁判所(第二小法廷)平成 17 年(行ヒ)第 89 号法人税、消費税及び地方消費税更正処分取消請求上告受理申立事件(受理)(確定) 最高裁判所(第二小法廷)平成 17 年(行ツ)第 86 号法人税、消費税及び地方消費税更正処分取消請求上告事件(棄却)
法人税	最高裁 平 4-07-17	適用除外要件－管理支配基準	最高裁平成 3 年(行ツ)第 172 号法人税更正処分等取消請求上告事件(棄却)

下記は、特定外国子会社の判定に係る、適用除外要件の「主たる事業」の解釈が争われた来料加工事件に関する平成 21 年 5 月 28 日の東京地方裁判所の判決の概要である。来料加工は、香港企業等(日本の子会社に当たる)が中国企業に製造設備を貸与の上、原材料を無償支給して製造委託を行う取引で、中国企業は受託加工賃のみの支払いを受ける。ここで、香港企業の主たる業務が卸売業か製造業かで争われ、一審の東京地裁では、香港企業の主たる事業は「製造業」であることから所在地国基準を満たさず、適用除外に該当しないとの判断を下した。これに対して平成 23 年 8 月 30 日に東京高裁は、香港子会社は会社(控訴人)の販売する製品を製造している中国法人の工場と一体的な運営による製品の製造販売を目的として設立されたこと、工場の生産設備、人員の配置、原材料の調達及び事業計画の策定等のすべての面において主体的に関与していることなど

からすれば、香港企業は自ら販売製品の製造を行っていると判断し、主たる事業を「製造業」とした東京地裁の判断は相当であるとした³²。

本件の裁判事例における争点からも明らかであるが、現行のタックスヘイブン対策税制には、たとえば、「業種」の判定基準や所得の範囲など、法令上、明確に規定がなされていない事項が多く、ある日突然予期せぬ課税を受けることがある。こうした問題は、事実認定に関わるものが多く、したがって、課税当局の執行の問題でもあるとされることもある一方、規定の曖昧さや不安定さという点も原因のひとつであると考えられる。

こうした基準の曖昧さや不安定さは、海外進出を意図する日本企業にとっての阻害要因のひとつになっているとも考えられるので、予見可能性を高めていく観点からも検討が必要と考えられる。

適用除外要件の該当性(事業判定)(来料加工事件、東京高等裁判所平成 21 年(行コ)第 236 号法人税更正処分取消等請求事件(棄却)(控訴)国側当事者・国 平成 23 年 8 月 30 日判決他)(TAINS より、抜粋)

本件は、精密金型・成形製品の製造・販売及び光学機器の製造販売等を業とする法人である原告の本件各事業年度の法人税につき、原告の中国香港特別行政区に本店を有する子会社 B 社が措置法 66 条の 6 第 1 項所定の特定外国子会社等に該当し、その主たる事業である製造業を主として中国で行っており、同条 3 項各号の適用除外事由に該当しないため、同条 1 項に規定するタックス・ヘイブン税制が適用され、B 社に係る課税対象留保金額に相当する金額を原告の所得の金額の計算上益金の額に算入すべきである等として、各更正処分等を受けたことから、B 社の主たる事業は卸売業であり、仮にその主たる事業が製造業であるとしても香港は中国の一部であり適用除外事由に該当する等の理由により、同条 1 項は適用されず、本件各更正処分等はいずれも違法であるとして、その取消しを求めている事案である。

適用除外制度の趣旨及び「その行う主たる事業」「その事業を主として行っている場合」等とする根拠条文の事実状態に即した文言・内容等にかんがみると、非関連者基準又は所在地国基準のいずれが適用されるかを決めるための特定外国子会社等の「主たる事業」の判定は、現実の当該事業の経済活動としての実質・実体がどのようなものであるかという観点から、事業実態の具体的な事実関係に即した客観的な観察によって、当該事業の目的、内容、態様等の諸般の事情を社会通念に照らして総合的に考慮して個別具体的に行われるべきであり、関係当事者との間で作成されている契約書の記載内容のみから一般的・抽象的に行われるべきものではないと解するのが相当である。

本件では、B 社の主たる事業が卸売業であるか製造業であるかが争点となっているが、卸売業と製造業との相違点をみるに、一般的にみて製造業が、自ら製品を製造した上で販売する事業であるのに対して、卸売業は、同じく製品の販売を行うものの、自ら製品を製造するのではなく、他者が製造した製品を購入した上で販売する事業であると解される。

特定外国子会社等の主たる事業が製造業に当たるか卸売業に当たるか、すなわち、販売する製品の製造を自ら行っているか否かを判断するに当たっては、現実の当該事業の経済活動としての実質・実体がどのようなものであるかという観点から、製品製造のための①生産設備の整備、②人員の配置及び③原材料・補助材料等の調達等への当該特定外国子会社等の関与の状況を踏まえた上で、当該特定外国子会社等の設立の目的、製品製造のための人員の組織化、事業計画の策定、生産管理の策定・実施、生産設備の投資計画の策定、財務管理の実施及び人事・労務管理の実施等への当該特定外国子会社等の関与の状況等を総合的に考慮した上で、製品の製

³² TA master 2011 年 10 月 31 日号

造・販売を行うために関係当事者との間で作成されている契約書の記載内容も勘案しつつ、事業実態の具体的な事実関係に即した客観的な観察によって、社会通念に照らして個別具体的に判断すべきものと解される。

上記の判断の枠組みに従って、検討したところ、原告の特定外国子会社等である B 社は、その行う主たる事業が製造業であるから、非関連者基準を満たさないものというべきである。

所在地国基準の充足の有無については、B 社は、その人員及び資本の大半を長安工場における製造業務に集中的に投下していると認められるから、その主たる事業である製造業を主として行っているのは、中国のうち香港以外の地域であると認めるのが相当である。

III. タックスヘイブン対策税制に係る論点及びその評価

01 対象となる外国子会社の範囲

1 外国関係会社の範囲

現行制度の概要及びその趣旨

現行タックスヘイブン対策税制の趣旨は、軽課税のメリットが享受できるタックスヘイブンに子会社を設置し、資本関係を通じた支配力を利用して、租税負担を軽減することに対処することと考えられる。そして、内国法人が発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を直接及び間接に所有する「外国関係会社」のうち、本店所在地国での税負担が、我が国における税負担に比して著し低い「特定外国子会社等」に該当する場合に、その所得が合算される。

しかし、「特定外国子会社等」に該当するか否かの前提となる「外国関係会社」は、その持分の50%超を内国法人や居住者だけではなく、特殊関係非居住者に直接及び間接に保有されている外国法人とされている。この特殊関係非居住者には、居住者の親族等や内国法人の役員が含まれている。

問題点

外国関係会社に該当するか否かの判断には、内国法人や居住者だけではなく、日本に居住していない非居住者も含まれており関係者の範囲が非常に広い。さらに、それらの非居住者については、居住者及び内国法人との関係性を考慮せずにあらゆる非居住者でも該当しうるような規定ぶりに読めるため、納税者側で判定ができないケースもありえる。

例えば、日本企業が海外に事業進出をするにあたって、上場企業である外国法人と対等(各50%)の合弁事業の際に、合弁相手の外国法人の株主に、日本の居住者又は内国法人が含まれている場合には、内国法人による保有割合が過半数を超えるため、外国関係会社に該当することになる。

そのため、当該合弁相手の外国法人の株主の中に、日本の居住者又は内国法人に該当する者が存在するか否かを確認する必要があるが、実務上、このような外国法人の株主構成を非居住者の少数株主レベルまで詳細を把握することは容易ではない。結果的に、税務調査で問題となることを避けるため、このようなケースは保守的に合弁相手の株主に居住者及び内国法人が含まれる(つまり、内国法人による50%超の保有がある)ものとして、「外国関係会社」として取り扱うことがあるようである。

諸外国との比較

米国: CFC税制の対象となる外国子会社(CFC)を、「米国株主」により50%超の持分を所有されている外国法人として定義しており、この米国株主間の関連性は求めている。しかしながら、この「米国株主」の定義は米国民や米国法人等の「米国人」であり、かつ、10%未満³³の議決権の保有者

³³ 米国議会の説明によると、10%保有要件は、「デミニマス基準」という意味合いであり、持分が小さく会社の方針決定への影響力が僅かな場合にCFC税制が適用されないようにするためであるとされている。

は除かれているため、結果的に非居住者や少数株主は CFC の判定から除かれることとなる。

- 英国: CFC とは英国居住者(法人及び個人)に「支配」されている外国法人と定義されている。この「支配」の範囲についていくつかの基準が設けられているが、実質的には英国居住者により 50% 超所有されている外国法人は CFC とされる。なお、50% 超の判断にあたっては英国株主間の関連性は求められていない。
- ドイツ、フランス: 居住者(法人及び個人)により 50% 超の持分を保有されることを要件としており、株主間の関連性は特に求められていない。

対応策案

本要件は、「特定外国子会社等」になる可能性のある潜在的な外国関係会社を定めるものであるため、その適用対象は、過度に広くならないようにする一方で、真に課税すべき主体を漏らさないようにすることが必要と考えられる。また、本税制の趣旨が、軽課税のメリットを享受できるタックスヘイブンに子会社を設置し、資本関係を通じた支配力を利用して、租税負担を軽減することに対処することであると考え、**「外国関係会社」**は、内国法人が資本関係を通じた支配力を及ぼすことができる範囲の外国法人に限定されるべきと考えられる。

かかる観点からは、外国関係会社の判定に加えられる株主の範囲を予見可能な範囲に限定するという方法論もありうるころではあるが、一方で、諸外国の例をみても、居住者や株主間の関係性を求めていない場合が多い。また、当該要件を縮小することで、非居住者である親族や役員に株式を分散させることで合算課税を避けようとするような者が「外国関係会社」に該当せず、結果的にタックスヘイブン対策税制を適用できない可能性もある。さらに、特に適用除外要件が適正化されれば、このような非居住者により株式を保有され、かつ、適用除外基準も満たせないような内国法人が、租税回避を意図していない正常な経済活動を実施しているという事例は例外的なものではないかと考えられる。そうした面を考慮すれば、トリガー税率や適用除外基準を合理化していくことで真に課税されるべき対象を絞っていくことが先決であり、その上でさらに当該要件の修正が必要であるかを精査するという方向性が妥当であるとも考えられる。

2 合算対象国のリスト化

現行制度の概要及びその趣旨

制度導入時は、いわゆるタックスヘイブンと言われる軽課税国に設立した子会社等を利用した租税回避を防止することを目的としていたため、明確にタックスヘイブンとなる軽課税の国・地域を指定、告示していた(ブラックリスト)。しかし、諸外国の税制改正のめまぐるしい動きをもれなく適時適切に把握することは非常に困難になってきたため³⁴、平成 4 年度の税制改正により、リストによる軽課税の国・地域の指定制度を廃止し、現在のように、個別の外国子会社の租税負担割合による判定方式に変更された。

³⁴「改正税法のすべて」(平成 4 年)

問題点

租税負担割合の計算は、不明確な点が多く、実務的に困難な場合もあると指摘されている。こうした状況において、主に予見可能性の確保の観点から、ホワイトリスト(合算対象外となる国のリスト)の公表を要望する声もある。

諸外国との比較

- 米国： リストによる対象国・地域の限定は行っていない。
- 英国： 法人レベルの適用除外として「適用除外地域」がリスト化されている。適用除外地域とは、法人税率が英国と概ね同等である国や地域であり、この国や地域に所在する CFC で一定の要件を満たした場合に、CFC 課税を免除される。
- ドイツ、フランス： リストによる対象国・地域の限定は行っていない。

対応策案

予見可能性の観点から、いわゆる「ホワイトリスト」を作成し、タックスヘイブンと考えられない国・地域を除外する方法は有意義と考えられる。例えば、英国の場合、法人レベルの適用除外として適用除外地域とするリストを定めて要件の緩和が行われている。

ただし、現行制度では、個別の外国子会社の租税負担割合によって判断することになるため、同じ国に設置されている外国子会社でも、実施している事業の内容等によって租税負担も変わる可能性がある。

したがって、同じ国に設置されている外国子会社であっても、合算対象になる会社とならない会社が存在する点には留意が必要である。一方で、高税率国に立地している場合には明らかに租税回避の意図がないことが明確であることから、個別の租税負担割合に関わらず、常に適用除外とするような国・地域の指定制度を導入すべきであるという指摘もある。

なお、こうしたホワイトリスト化が困難である場合には、租税負担割合の計算式を明確化かつ簡素化することが不可欠であると考えられる。

3 無税国の取扱い

現行制度の概要及びその趣旨

現行制度では、無税国又は租税負担割合が 20%以下の国・地域に本店等を置く外国関係会社が、合算課税の対象となる。租税負担割合による判定は平成 4 年度の税制改正において、いわゆるブラックリスト方式の代替として導入されたものであるが、当該改正前のブラックリストは、軽課税国・地域の概念として、「所得に対する税が課されない」又は「我が国に比して著しく低い」の 2 つのパターンを分けて考えていた。

問題点

合算対象となる特定外国子会社等は、外国関係会社の本店等が無税国に所在している場合か、外国関係会社の租税負担割合が 20% 以下の場合である。そのため、外国関係会社が無税国に所在している場合は、実際の租税負担割合に関わらず合算対象となる。

そのため、例えば、資源権益を保有する会社が、ケイマン諸島といった無税国に子会社を設置し、その子会社が第三国にある資源権益を保有している場合には、ケイマン諸島に所在している子会社が資源権益国での課税 (PE 課税) を負担しているにも関わらず、無税であるケイマン諸島に所在しているという理由だけで合算課税の対象とされる。

なお、このように、実際の租税負担の有無に関わらず、無税国に所在するという理由だけで合算課税とする理由は明確に示されていないが、当該要件は制度創設当初からあり、平成 4 年度の税制改正において、ブラックリスト方式から租税負担割合による判定に変更したときにも削除されずに存置されたままになっている。

諸外国との比較

米国、英国、ドイツ： 無税国に所在するという形式的な理由だけで合算課税を行うという制度にはなっていない。

フランス： 支店において税金を払っていたとしても CFC 所在地国の税金が課されていない場合には合算課税の対象とする判例が存在する。

対応策案

平成 25 年度税制改正において、無税国に所在する場合であっても、外国税額控除による二重課税の排除ができるよう措置されたところである。このように、二重課税は発生しないようにされたものの、外国税額控除による実務上の煩雑さの問題はあるため、無税国に所在するという理由だけで合算課税を行うという要件を廃止することが考えられる。

4 主たる事業の判定

現行制度の概要及びその趣旨

外国関係会社が特定外国子会社等に該当するか否かの判定 (租税負担割合の計算) にあたり、当該外国関係会社の所得がゼロもしくは損失がある場合には、主たる事業に係る収入金額から生じた所得に適用される法人税率で判定することとされている。また、適用除外基準の適用にあっても、事業基準に掲げる事業に該当するか否かの判定についても、一般に、主たる事業としてどのような事業を行っているかで判定することとされている。

このような場合、主たる事業の判定については、「外国関係会社が 2 以上の事業を営んでいるときは、そのいずれが主たる事業であるかは、それぞれの事業に属する収入金額又は所得金額の状況、使用人の数、固定施設の状況等を総合的に勘案して判定する」³⁵とされている。

³⁵租税特別措置法基本通達 66 の 6-8

問題点

現行制度は、年度ごとに特定外国子会社等か否かを判定することとなっているが、その判定にあたり収入金額等によって主たる事業が何かを判定すると、年度によって主たる事業が変更になることがある。具体的には、例えば、ある年度に外国子会社が株式譲渡をして、当該年度の所得の大半が譲渡所得ということになった場合、主たる事業を「株式の保有」ということで判断されるといったことが考えられる。

諸外国との比較

米国、ドイツ：	インカムアプローチを採用しており、CFCの主たる事業の種類に基づいて課税するか否かの判断を行っていない。
英国：	テリトリアルアプローチを採用しており、CFCの主たる事業の種類に基づいて課税するか否かの判断を行っていない。
フランス：	エンティティアプローチであるが、適用除外の検討にあたり、CFCの主たる事業の区分に応じて適用要件が変わるといったことはない。

対応策案

主たる事業の判定は、本税制による合算課税の有無を左右する重要な判断要素の1つであるので、例えば、複数年度による判定を行うなどして、年度により主たる事業の判定が頻繁に変更されることがないようにすることが考えられる。また、諸外国の制度においても適用除外の検討に当たり、主たる事業の区分によって適用要件を変えるといたことは行われていない。さらに、企業の活動の内容も複雑化しており、必ずしも主たる事業を一つと判断できない状況もあることから、主たる事業の判断を柔軟にできるよう検討が必要である。

5 トリガー税率の水準

現行制度の概要及びその趣旨

トリガー税率は、平成4年度の税制改正により、従来の軽課税国の指定制度を廃止した代わりに導入されたもので、個々の法人の租税負担割合を計算するための指標である。また、軽課税国の範囲は、そもそも制度創設当初から、「その国又は地域における法人の所得に対する実効税率が我が国のそれに(約50%)比べて2分の1未満(25%未満)の場合」³⁶と解されており、トリガー税率を設定するにあたって、その水準はそれを踏襲したものと考えられる。

その後、平成22年度税制改正により、「我が国企業の主な進出先である周辺国における法人税率の引下げの動向を踏まえ」てその水準は20%まで引き下げられた。

問題点

現在の我が国の法人税の実効税率は35%程度であることから、法人実効税率の約半分と考えたときには、20%という基準の妥当性に疑問が生じている。また、諸外国の法人税負担は引き下げ

³⁶「改正税法のすべて」(昭和53年)

傾向にあり、例えば、我が国自動車産業が多く進出しているタイでは法定税率は 20%に引き下げられている。

諸外国との比較

- 米国： インカムアプローチを採用しており、外国法人が特定外国子会社等に該当するか否かに当たり実効税率による判定は行われない。ただし、米国連邦法人税の最高税率(35%)の 90%超(31.5%)の国であれば、法人レベルの「適用除外」という形式で合算課税の対象から除外される。
- 英国： テリトリアルアプローチを採用しており、外国法人が特定外国子会社等に該当するか否かに当たり実効税率による判定は行われない。ただし、CFCが支払う税額(Local Tax)が、それに対応する英国法人税の少なくとも 75%に相当する場合は、法人レベルの適用除外として合算課税の対象から除外される。
- ドイツ： インカムアプローチを採用しており、受動的所得が合算課税の対象となるが、受動所得に占める所得税負担額が 25%未満の負担になるか否かにより判定される。
- フランス： エンティティアプローチを採用しており、現地法人税負担額がフランス税法を適用して計算した場合のみなし法人税額の 50%以下であるか否か(17%前後)に基づいて判定される。

対応策案

例えば、シンガポール(17%)や台湾(17%)、香港(16.5%)などの法定税率がすでに現在のトリガー税率の水準(20%)を下回っている状況であり、また、タイについても税制改正により法定税率が 23%から 20%に引き下げられたことから、現在のトリガー税率の水準以下になる。英国についても 2015 年 4 月より法定税率が 20%に引き下げられることが予定されている。

また、我が国の現在の法人実効税率も前回改正時(平成 22 年)の 38%から 36%に引き下がっていることを踏まえると、トリガー税率の水準をさらに引き下げることが検討すべきであると考えられる。

6 租税負担割合の計算式

現行制度の概要及びその趣旨

租税負担割合は表面的な法人税率(法定税率)ではなく、実質的に負担している租税の割合とされており、次の算式によって計算されることとなっている。

実際に納付した「外国法人税」+ 一定の調整

≤ 20%

現地税法に基づく所得金額+「非課税所得」+その他一定の調整

この算式の分子の外国法人税の額は、原則として実際に納付した税額となるが、本店所在地国以外で課された税額やみなし納付外国法人税額を加算することになる。また、分母の所得の金額は、

現地税法に基づく所得金額となり、いわゆる課税標準となる。その上で、「その本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額」³⁷であるいわゆる「非課税所得」や、損金算入された支払配当や外国法人税を加算し、益金算入された還付法人税を減算することになる。

問題点

租税負担割合の計算式の分母は「事業年度の所得の金額」に「非課税所得」等を合算して計算されることになるが、現行の法令上この「非課税所得」の範囲について、必ずしも明確になっていない。例えば、組織再編時の課税の繰延べ、連結納税や英国のグループリーフによる控除等の取扱いについて明確になっていない。

諸外国との比較

米国：	インカムアプローチを採用しており、外国法人が特定外国子会社等に該当するか否かに当たり実効税率による判定は行われない。
英国：	テリトリアルアプローチを採用しており、外国法人が特定外国子会社等に該当するか否かに当たり実効税率による判定は行われない。
ドイツ：	インカムアプローチを採用しており、外国法人が特定外国子会社等に該当するか否かの判定に当たり実効税率による判定は行われない。
フランス：	現地法人税負担額がフランス税法を適用して計算した場合のみなし法人税額の50%以下であるか否か(17%前後)に基づいて判定される。

対応策案

組織再編の取扱いにおいて、進出先国の税法に基づいて繰延処理が認められており、永久の非課税処理でない場合には、分母に加算すべき「非課税所得」から除外されるものとして取扱うことが検討される。

また、連結納税等の取扱いについては、それらの措置を考慮した結果がそもそもの分母の「所得の金額」に反映されているのであり、特段、租税回避を意図した課税所得の減少でもないことから、これらの損失を「非課税所得」としてあえてまた加算する合理性はないと考えられる。

02 適用除外基準

1 総論

現行制度の概要及びその趣旨

現行制度は、基本的には、外国法人が特定外国子会社等に該当した場合には、そのすべての所得を合算課税することになるが、所定の要件(いわゆる「適用除外基準」)を満たしたならば、制度の適用はないこととされている。具体的には、事業基準、実体基準、管理支配基準及び非関連者基準又は所在地国基準(業種による)の全てを満たした場合、本税制による合算課税の適用から除外する(合算課税しない)こととなる。

³⁷ 租税特別措置法施行令第39条の14第2項第1号イ

なお、この適用除外要件を設けた趣旨は、「資源の乏しい我が国経済の発展にとって、民間企業の海外における正常な経済活動は正にその原動力をなしており、また我が国は、先進資本輸出国の一員として今後一層の積極的な海外投資や経済協力を要請される立場にあり、ただ単に軽課税国に所在するという理由だけで正常な事業活動を営むものまでも本税制の対象とするのは適当ではない³⁸」と考えられたからであるとしている。

したがって、適用除外基準の内容は、「正常な事業活動」の具現として機能する必要があると同時に、制度趣旨の観点からは、租税回避ではなく、正常な経済活動を行っている会社を除外する制度となっているべきと考えられる。

問題点

上記のとおり、適用除外基準は、「単に軽課税国に所在するという理由だけで正常な事業活動を営むものまでも本税制の対象とするのは適当ではない」という考えに基づいた制度とされている。しかしながら、「来料加工貿易」に対する課税案件に代表されるように、明らかに正常な事業活動と考えられる事業についても適用除外基準を満たしていないと解釈されているのが実情である。これは、適用除外基準が機能せずに、本税制が対象とすべき「税目的以外に経済合理性がない子会社」だけでなく、正常な経済活動を行っている会社に対しても適用されてしまっているということである。

しかしながら、このような経済合理性のある子会社や正常な事業活動を営む子会社までもが適用除外基準を満たしていないとされる案件が存在しているのは、現行の規定が複雑かつ曖昧であることに原因があるとも考えられる。

制度創設から 30 年以上経過し、日本企業を取り巻く社会環境やビジネスモデルも相当程度変化してきているが、適用除外基準の内容、規定ぶりは基本的に変更されていない。

諸外国との比較

- 米国： デミニマス基準、高税率国免除、Look-through ルールに加え、個別のサブパートF所得について、賃料及び使用料に対する適格活動基準、適格金融活動基準、製造活動適用除外規定など、かなり精緻に規定されている。
- 英国： 法人レベルの適用除外として、適用猶予期間、適用除外地域、少額利益免除、低利益率免除及び税率による免除が規定されており、より客観的な適用除外基準を設けていると考えられる。
- ドイツ： 適用除外基準として動機テストが含まれているが、「真正たる経済的活動」であることを証明することにより免除の対象となる。
- フランス： EU 域内と EU 域外に分けて適用除外基準の要件を定めている。

対応策案

適用除外基準の適正化のためには、各基準について個別に適正化を図る必要があるが、全体の方向性としては、現在の企業実態等を踏まえて、「正常な事業活動」及び経済合理性といった概

³⁸ 高橋元『タックスヘイブン対策税制の解説』

念をより具体的に整備し執行可能性や納税者の負担の軽減の観点から、現行制度より簡素、明確な基準を設定することが考えられる。

2 事業基準

現行制度の概要及びその趣旨

事業基準は、特定外国子会社等の営む主たる事業が、株式等もしくは債権の保有、工業所有権等もしくは著作権等の提供又は船舶もしくは航空機の貸付けでないことを求めるものである。「主たる事業」がこうした業種と認定される場合には、他の要件(基準)を満たしていても適用除外基準を満たさずに、合算課税されることとなる。

こうした事業は、「その性格からして我が国においても十分に行い得るものであり、わざわざタックスヘイブン国に所在することについて税負担軽減以外の積極的な経済合理性を見出すことは困難である」³⁹⁾との考え方に基づくものである。

なお、平成 22 年度改正により、地域ごとの海外拠点を統合する統括会社について、「租税回避目的で設立されたものとして捉えるのではなく、その地において事業活動を行うことに十分な経済合理性があるものと評価することが適当」⁴⁰⁾であるとして、被統括会社の株式等の保有を行う統括会社については、事業基準を満たすこととした。

問題点

持株会社のうち、統括会社の要件を満たす場合には事業基準を満たすものとされているが、当該統括会社の要件を充足することは必ずしも容易ではない。また、無形資産を、地域ごとに管理することが実務上検討される場合においても、無形資産の管理業務については、「工業所有権の提供」に該当し、事業基準を満たさなくなる可能性がある。

諸外国との比較

- | | |
|---------|---|
| 米国、ドイツ: | インカムアプローチを採用しており事業基準に係る適用除外要件は定められていない。 |
| 英国: | ゲートウェイテストとして、英国の重要な人的機能に帰属する利益、非事業金融利益及び事業金融利益に分けて、CFC の対象となる所得を判定することになるが、特に、持株会社又は無形資産管理会社の場合に特別に適用除外を満たさないとする規定は存在しない。 |
| フランス: | EU 域内又は域外かにより適用除外要件を定めているが実質的な基準としての要件を定めており、日本における適用除外の区分とは異なるものと考えられる。 |

³⁹⁾ 高橋元『タックスヘイブン対策税制の解説』

⁴⁰⁾ 「改正税法のすべて」(平成 22 年)

対応策案

現行制度上の事業基準に掲げられている事業は、その地で行うことについて経済合理性が乏しいという制度創設当時の断定に基づくものであるが、現在の国際的な事業環境の下で、これらの事業を外国で行うことが本当に経済合理性の乏しい行為なのか改めて検証が必要であると考えられる。

なお、統括会社の要件について、現状において、1つの内国法人が100%保有している統括会社が対象となっているところ、現地において出資規制があつて内国法人が単独で100%保有できないことも考えられるので、2以上の内国法人(JV等)が統括会社の株式を100%保有しているような場合にも適用対象とするなどの対応が必要である。

さらに、現状において、単なる株式の保有をしているだけでは事業基準を満たさないが、統括業務を行っていれば事業基準を満たすことができるとされているところ、無形資産の管理に関しても、無形資産の管理以外に付加的な業務を行っていれば、これらの業務に関しても事業基準を満たすことができるとするなどの対応が必要であると考えられる。

3 実体基準・管理支配基準

現行制度の概要及びその趣旨

実体基準は、特定外国子会社等が、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を、その本店所在地国に有する必要があるというものである。また、管理支配基準は、その本店所在地国において、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っていることを要件とするものである。

実体基準及び管理支配基準は、特定外国子会社等が行う事業が実体のあるものか否かということ、その管理、支配及び運営をしている「場所」と「主体」で判断する基準であり、特定外国子会社等が、物的及び機能的に独立企業としていることを求めるものである。

問題点

実体基準は、ペーパーカンパニーの排除という観点から、外国子会社が現地に事務所、店舗、工場等の固定施設を保有していることを求めているものであるが、実際には一部機能をアウトソーシングしていることや契約書の不備等を理由に課税を受けているケースがある。

また、管理支配基準は、外国子会社が本店所在地国において「事業の管理、支配及び運営」を自ら行うことを求めているものであるが、この「事業の管理、支配及び運営」という概念が株主の立場として会社を支配していることを指すのか、日々の業務を管理、運営していることを指すのが不明確である。

なお、管理支配基準に関連して、その判定に際しては、「株主総会及び取締役会等の開催、役員としての職務執行、会計帳簿の作成及び保管等が行われている場所並びにその他の状況を総合的に勘案する」⁴¹とされており、さらに、「例えば、当該特定外国子会社等の株主総会の開催が本店所在地国等以外の場所で行われていること等の事実があるとしても、そのことだけでは、当該特定外国子会社等が管理支配基準を満たさないことにはならないことに留意する」⁴²とされている。

⁴¹租税特別措置法基本通達 66 の 6-8

⁴²租税特別措置法基本通達 66 の 6-8

しかし、実際の執行の場面においては、株主総会のみを取り上げ、株主総会が形式的だから管理支配基準を満たしていないとされた案件があるため、企業側も予防措置として、不必要な株主総会を海外で開催して、日本から出席する等の過度に形式を整えるためだけのコストを負担せざるを得ない状況となっている。

諸外国との比較

- 米国、ドイツ： インカムアプローチを採用しており、エンティティアプローチの適用除外としての実体基準、管理支配基準に係る適用除外要件は定められていない。
- 英国： テリトリアルアプローチを採用しており、事業体としての適用除外基準として実体基準、管理支配基準は設けていない。一方で、ゲートウェイテストの「英国の重要な人的機能に帰属する利益」において、CFCが居住地国において自らが全ての資産を管理しリスクを負っている場合には、合算課税の対象とはされない。
- フランス： EU域内又は域外かにより適用除外要件を定めているが、実質的な基準としての要件を定めており、日本における適用除外の考え方とは異なるものと考えられる。

対応策案

企業経営のグローバル化やIT技術の高度化が進んでいる現在においては、国境を越えたビジネスが展開されており、物理的な移動を伴わなくともコミュニケーションを行うことが可能である。

そのため、実体基準に関して、事業の一部をアウトソースしている外国子会社があっても、アウトソース先と一体的にとらえて総合的に勘案していくべきであり、事業の一部をアウトソースしていることだけをもって実体基準を満たしていないという判断を行うべきではない。

また、管理支配基準については、「事業の管理、支配及び運営」という概念は、株主の立場としての「事業の管理、支配等」ではなく、「日々の事業の管理、運営等」として捉えるべきであると考えられる。そもそも、現在のIT技術を利用すれば、実施する場所に限らずこうした管理業務は行える上、100%子会社の管理支配業務を親会社が行うことには十分な経済合理性があると考えられるからである。

さらに、「日々の事業の管理、運営等」と捉えるということになると、そもそもその「事業の管理、運営等」を実施する主体がどこに所在しているかということではなく、こうした「事業の管理、運営等」を受ける主体がどこに所在しているかということで判断するほうが、より合理的な基準になると考えられる。

つまり、「事業の管理、支配及び運営」ということを実施する主体や場所については、各企業のマネジメント形態等により様々な方法が取り得るところであるが、そのような「事業の管理、支配及び運営」を受ける者が存在する場所というのは実際に事業を実施している場所であり、このように管理支配基準を捉えることで、合理的かつ明確な基準になるものと考えられる。

なお、管理支配基準をこのように捉えると、そもそも実体基準を満たすような事業実体があれば、おのずと充足できるものとも考えられるので、そうした意味でも、管理支配基準の要件については、あまり過度なものとするべきではないと考えられる。

4 所在地国基準・非関連者基準

現行制度の概要及びその趣旨

所在地国基準は、「その本店所在地国において資本投下を行い、その地の経済と密接に関連して事業活動を行っている場合には、その地に所在していることについて十分な経済的合理性が推認しうる」⁴³とされているものである。

一方、非関連者基準は、「その事業活動が必然的に国際的にならざるを得ず、これらの事業を営む特定外国子会社等に対して、地場経済との密着性を重視する基準を採用することには無理があり、それよりも事業の大宗が関連者以外の者との取引から成っているかどうかで判断するのが適当」⁴⁴とされているものである。なお、非関連者基準が適用される業種は制度創設当初から変わっておらず、卸売業・銀行業・信託業・金融商品取引業・保険業・水運業・航空運送業の7業種である。この7業種については、所得や機能が比較的移転させやすいとされ、そういう事業上の性格から、「タックスヘイブンを利用した租税回避が関連者取引を通じて行われるのが通例」⁴⁵であると考えられている。

両基準は、適用除外基準の支柱をなすものと説明されており、外国子会社が現地で行う事業の経済合理性を表わす指標として考えられている。

問題点

そもそも、この両基準については、上記の7業種に該当すれば非関連基準が適用されるが、それ以外の業種に該当するのであれば所在地国基準が適用されるという、機械的な二者択一形式になっており、事業形態が多様化している現状において、必ずしもその二者択一で主たる事業を明確に判定できるとは限らない。

実際、来料加工事件においても、その主たる事業を「製造業」とみるか「卸売業」とみるかについて争いがある。

また、所在地国基準を適用するとなった場合も、その事業を「主として」どこでやっているかという点での検証が必要であり、やはり来料加工事件でも議論になっているところである。

さらに、例えばグループ内の物流統括会社などについては、卸売業に該当することには議論がないものの、関連者取引が大半を占めるために、経済合理性が認められる事業形態ではあっても非関連者基準を満たさなくなる。卸売業については、物流統括会社の例外が制度化されているが、親会社と物流統括会社間の取引や、親会社とその兄弟関係にある会社との取引には、例外規定を受けられないといった事例も生じている。

諸外国との比較

米国、ドイツ： インカムアプローチを採用しており、エンティティアプローチの適用除外としての所在地国基準、非関連者基準に係る適用除外要件は定められていない。

英国： テリトリアルアプローチを採用しており、事業体としての適用除外基準として所在地国基準、非関連者基準は設けていない。一方で、ゲートウェイテ

⁴³高橋元 前掲

⁴⁴高橋元 前掲

⁴⁵高橋元 前掲

ストの「英国の重要な人的機能に帰属する利益」において、CFCが居住地国において自らが全ての資産を管理しリスクを負っている場合には、合算課税の対象とはされない。

フランス： EU 域内又は域外かにより適用除外要件を定めているが実質的な基準としての要件を定めており、日本における適用除外の区分とは異なるものと考えられる。

対応策案

たとえば製造業と卸売業について、両事業の形態が類似していて、明確な区別がつけられないにも関わらず、どちらの業種に属するのかという点で適用する基準が異なるという問題があるので、非関連者基準と所在地国基準の両基準の境界はできるだけ緩やかになるように検討する必要がある。

また、所在地国基準について、その主たる事業をどの場所で行っているかを判断するにあたっては、その地で「経済的合理性があると認められるような事業」を行っていただければよいと考えられるため、たとえば、「製造業の場合には製造行為」といったように単純に判断するのではなく、「その事業にとっての主要工程の一部をなす行為」を行っている場所というように解釈することも可能ではないかと考えられる。

来料加工事件についても、その主たる事業の実施場所は、製造行為が行われている中国工場ではなく、部品の調達や工場の管理等を行っている香港子会社と考えることができ、結果的に所在地国基準を満たすことができるようになると考えられる。

なお、こうした物流統括会社の事例についても、この「新しい所在地国基準」を適用しようとした場合、その事業が果たす主要な役割（商品、在庫の一括管理等）が行われているのは、当該物流統括会社が置かれている場所と考えることができる。このように、現行では非関連者基準の適用となる卸売業についても、この「新しい所在地国基準」を適用することで問題の解決が図れるものと考えられる。それに加え、少なくとも製造業と卸売業について、事業実体が似ているにも関わらず、別の基準を当てはめられるといった根本的な問題も回避できるようになる。

03 合算課税の対象金額

1 一定の所得の除外

現行制度の概要及びその趣旨

タックスヘイブン対策税制により、合算課税の対象となる特定外国子会社等の所得は、原則として、当該事業年度の全ての所得から、一定の配当所得及び一定の繰越欠損金を控除した金額となる。

我が国の合算課税の方式は、合算課税の対象を事業体レベルでとらえており、特定の所得を合算課税する方式は採用していない。これは、現行制度が、軽課税国に設立した子会社を利用する租税回避に対処する制度とされていることから、所得の種類やその帰属を問題とせず、当該子会社そのものを合算課税の対象としたものと考えられる。

問題点

合算対象所得から、適格現物出資などの一部の適格組織再編に係る所得などは除外されるものの、それ以外の組織再編に伴う株式譲渡益等の所得は除外されずに合算課税の対象となる。

そのため、海外で企業グループを買収した場合などに、その後の事業統合、持株関係の簡素化等の組織再編を行う場合、現地において非課税取引となった場合でも合算課税の対象となることが考えられる。

諸外国との比較

- 米国、ドイツ： インカムアプローチを採用しており、異なる課税制度を取っている。
- 英国： テリトリアルアプローチを採用しており、合算課税の対象となる利益のみを合算課税の対象とすることになる。
- フランス： 日本と同様にエンティティアプローチが採用されており、合算課税される所得は基本的にはフランス法人税の制度に従って算定されることになる。

対応策案

現地で課税の繰延べ等の扱いが認められている組織再編に伴う所得については、合算所得から除外するか若しくは一定期間猶予（猶予期間内の適用除外）する等の対応が考えられる。

また、海外の企業グループを買収した場合に発生する所得等は、そもそも日本の課税対象ではなく、租税回避を意図したものでないという観点からも、こうした所得を合算対象所得から除外するか、もしくは一定期間猶予する等の対応が考えられる。

2 損失との通算

現行制度の概要及びその趣旨

現行制度上、特定外国子会社等が損失を計上した場合には、親会社所得との通算はできない。

また、特定外国子会社等が複数ある場合にも、合算対象所得は特定外国子会社等ごとに計算するため、一方の特定外国子会社等との損失を他方の特定外国子会社等の所得と通算することはできない。

なお、これらの損失は欠損金として特定外国子会社等ごとに7年度を限度に繰り越すことが可能であり、次年度以降に特定外国子会社等に該当した場合に、合算課税となる所得と通算することができる。

問題点

利益を親会社の所得に加算するのであれば、損失も同様に取り扱うことに課税上の弊害はないという考え方がある。また、海外への事業展開に当たっては、子会社1社のみではなく、複数の法人（子会社）を一体的に機能させることも多いが、すべての法人で総体的に稼得した利益である場合においても損失部分の相殺することはできない。

また、特定外国子会社等の過去の欠損金については、特定外国子会社等に該当した年度の欠損金しか繰り越せず、特定外国子会社等に該当した年度に該当する所得からしか控除できない。

諸外国との比較

- 米国： インカムアプローチを採用しており、企業単位ではなく、所得単位で合算対象所得を判断するため、上記の議論は生じないことになる。また、あるカテゴリーの損失は、他のカテゴリーの所得と通算することはできない。
- 英国： テリトリアルアプローチ(帰属主義)を採用しており、企業単位ではなく、所得単位で合算対象所得を判断するため、上記の議論は生じないことになる。また、CFCが複数ある場合に、あるCFCの帰属利益の計算において欠損が生じたとしても、別のCFCの帰属所得と通算することはできない。
- ドイツ： インカムアプローチを採用しており、企業単位ではなく、所得単位で合算対象所得を判断するため、上記の議論は生じないことになる。また、あるCFCの損失を別のCFCの所得と通算することはできない。
- フランス： エンティティアプローチに基づいて合算課税される所得はフランス税法に基づいて計算されることになるが、CFCで発生した損失を親会社に通算することはできない。

対応策案

本税制の趣旨が租税回避行為に対処することであるなら、特定外国子会社等の損失を親会社と通算することや、他の特定外国子会社等の損失と通算すること、及び欠損金の繰越制限を緩和することに配慮する必要性は乏しい。

また、企業の海外事業展開に伴って複数の法人が一体的に機能することは有り得るものの、そうした場合であっても、所得が発生する法人と損失が発生する法人が同時に移転することは考えにくく、上記のとおり、そもそも海外での組織再編等に伴って発生する所得そのものを合算対象外とすることを検討していくのが妥当であると考えらる。

04 その他

1 資産性所得課税

現行制度の概要及びその趣旨

株式等の保有、工業所有権等及び著作権等の提供、航空機等の貸付け(リース)は、その事業の性格上、海外で行うことについて経済合理性が乏しいとの考えに基づき、これらを主たる事業としている場合には、事業基準によって合算課税の対象としている。

さらに、平成 22 年度税制改正により、適用除外基準を満たす特定外国子会社等であっても、一定の剰余金の配当等、利子、償還差益、譲渡対価、使用料等に係る所得を有する場合には、その合計額については、「部分適用対象金額」として合算課税されることになった。

これは、株式や債券の運用による所得等のいわゆる「資産運用的な所得」については、外国子会社への所得の付け替えに利用されやすいと考えられるため、租税回避行為に該当するものとしてこれを一層的確に防止する観点から、適用除外基準を満たす特定外国子会社等であっても、我が国親会社の所得に合算して課税することが適当である、との考えに基づくものである。

なお、こうした「資産運用的な所得」であっても、特定外国子会社等が行う事業の性質上重要で欠くことができない業務から生じたものについては、合算課税の対象から除外されることになる⁴⁶。

問題点

現行制度における資産性所得の合算課税は、エンティティアプローチを採る本税制のなかでどのような位置付けとなっているかが不明確ではないかとの指摘がある。また、インカムアプローチを採る米国の制度と類似しているが、適用除外基準を満たしていてもこのような資産性所得があるだけで租税回避行為として合算課税の対象となることの妥当性の説明が不足しているのではないかとの指摘もある。

また、本業業務の例外規定となる「事業の性質上重要で欠くことができない業務」の範囲については、重要であるか否かという線引きが難しく、課税庁側の執行可能性という点で問題があるうえ、企業側のコンプライアンスコストの増加にも繋がる可能性がある。

諸外国との比較

米国、英国、ドイツ及びフランスにおいて、日本におけるエンティティアプローチを前提としつつ一定の所得を合算するインカムアプローチを組み合わせた税制を持っている国は存在しない。

対応策案

資産性所得の合算課税に係るこれらの問題点については、インカムアプローチの採用を本格的に検討する段階において検討すべき課題と位置付け、当面は本業業務の例外等に関する規定の一層の明確化を図る。

2 二重課税排除

現行制度の概要及びその趣旨

合算課税の対象となった特定外国子会社等が、合算課税の後に株主たる親会社に対して配当した場合、その配当は親会社の所得の計算上、全額益金不算入とされることから、原則として、二重課税は起こらないように措置されている。

問題点

課税対象金額を有する特定外国子会社等が、合算課税後に日本に配当した場合は、原則として二重課税は生じない。しかし、特定外国子会社等が配当せずに当該法人の株式を譲渡する場合は、その譲渡に係るキャピタルゲインに課税され、結果的に、合算課税とキャピタルゲイン課税の二重課税が生じることとなる。

⁴⁶「改正税法のすべて」(平成 22 年)

諸外国との比較

- 米国： 全世界所得課税制度であるため、外国子会社からの配当及び売却益は原則として米国で課税される。CFC株式が譲渡された場合、内国歳入法典1248条に基づいて譲渡益は株式所有率相当のCFCの利益剰余金(E&P)までみなし配当として取り扱われる。当該配当のうち、CFC税制によって課税済み部分はみなし配当から減額されるが、当該減額分に対応する金額はキャピタルゲインとして課税されるため、二重課税が排除されるような調整は行われな
い。
- 英国、ドイツ、フランス： 一定の要件を満たす外国子会社の売却については免税となる制度を導入しているため、合算課税後の株式譲渡について、基本的に二重課税が発生することはない。

対応策案

特定外国子会社等を含めた組織再編があった場合の措置をより精緻にして二重課税を完全に排除する。また、合算課税を受けた特定外国子会社等の株式譲渡益は、益金不算入とすることが考えられる。

3 別表添付要件

現行制度の概要及びその趣旨

現行制度では、当初申告時に特定外国子会社等についての一定の別表を添付しなければ適用除外が認められない規定となっている。

問題点

タックスヘイブン対策税制による課税が例外的な課税であり、その適用にあたっては適用除外基準という経済的合理性を示す事実関係がより重要と考えられる。別表添付という形式要件を必要以上に重視することは、そもそも本税制の制度趣旨と整合しないと考えられる。特に、税務調査時に租税負担割合の判定における見解の相違等で、結果的に特定外国子会社等に該当すると認定された場合には、当初申告時には当然に別表添付が行われていないという状況が発生する。

諸外国との比較

- 英国： 一定の適用除外を満たすために、申告書への記載要件が定められているが、当初の記載要件がなかったことにより合算課税の対象とするかについての実務上の取扱いは今のところ明確になっていない。
- 米国、ドイツ、フランス： 厳格な適用除外の当初申告要件は課されていないようである。

対応策案

最近の税制改正において、別表添付要件は緩和されてきている状況であることを鑑み、適用除外基準に係る別表添付要件についても同様の取扱いとすることが適当と考えられる。

IV. まとめ

01 背景

各国の多国籍企業においては、国際競争がますます激化する状況において、一層の国際展開を図っており、さらなるコスト削減が求められるなか、税負担の軽減を図ることでそれぞれの法人実効税率を引下げる動きもしばしば見受けられるところである。他方、資本の受入れの拡大を目指す国・地域の中には、このような多国籍企業誘致の観点から、各種優遇策の一環として、法人税率の引下げ等の各種税務上の優遇措置を行うところもある。こうした優遇措置を設ける動きは、いわゆるタックスヘイブンと呼ばれている国々だけではなく、欧州諸国を中心に先進国においても行われており、例えば、OECD加盟国の平均実効税率は、この10年あまりの間に7%ポイント以上低下している。

このような中で、実効税率の高い国においては、これらの低課税国等に向けて本国からの企業進出や所得移転が進み、結果として本国課税権の浸食という事態が生じており、それへの的確な対応が求められている。とりわけ、世界的にみても法人税率の高い我が国において、企業の国際競争力を高める必要性に迫られている一方で、このような我が国課税権の浸食という事態にどのような対応を行うのか、改めて再検討することが求められていると言えよう。

02 対応策

このような事態にどう対応するかは、まず各国において、企業の海外進出をどう捉えるかという問題がある。歴史的に、欧州諸国には、企業の海外進出を促進させることで、本国の経済活動範囲の拡大・活性化に繋げようとする国があり、この場合には、海外での稼得所得に対する本国課税の関与も少ないようである。ただ、いわゆる主要国においては、何らかの形で、本国企業が支配しているような特定の海外子会社等で留保される所得に対する合算税制（いわゆるCFC税制）を有しているようであるが、その基本的考え方については各国でかなりの差があり、具体的な税制の内容もかなり異なっているようである。

各国のCFC税制には、大きく二つのアプローチがあると考えられる。ひとつは、いわゆる「エンティティアプローチ」であり、海外子会社自体の性質に注目し、事業上の実態の乏しい海外子会社に留保される所得に対して課税を行う方式である。もうひとつは、いわゆる「インカムアプローチ」であり、海外子会社が稼得する所得の種類に着目し、いわゆる受動的所得のような企業の活動実態の伴わないような所得に課税する方式である。

しかし、海外の子会社の経済活動の複雑化・広域化等のため、海外子会社等の性質を容易に判断できなくなっているのも事実であり、米国的な所得種類別課税への関心も高まっているように感じられる。

また、CFC税制の適用に当たっては、それぞれの国における適用要件もその厳格さにおいてかなり異なっており、EU域内においては、欧州裁判所判決（キヤドベリーシュウエップス事件（2006年9月））により、営業地選択の自由（freedom of establishment）の観点から、経済実態を反映しないwholly artificial arrangementsに係る利得を除き、域内他国に所在する関係被支配会社の利得に対しては課税できないこととなっている。

なお、租税回避への対応という観点からは、いわゆる一般的租税回避防止規定（GAAR）を導入する国も増えているようである。また、海外子会社からの配当免除を考慮する国が増えるなかで、

米国では、むしろ全世界所得課税の強化・徹底を検討する動きもあるようであり、課税繰延べ等の租税回避措置への対応を厳格に行う考えもないわけではない。

その他、二国間の措置としては、租税条約による対応が考えられる。OECD では、かつて「有害な租税競争プロジェクト」が進行し、先進国における有害な競争阻害措置の撤廃とともに、いわゆるタックスヘイブン国・地域に対して情報交換の実施を強く求めてきた。その結果、先進国各国において、これらのタックスヘイブン国・地域との情報交換協定(TIEA)の締結が大きく進み、我が国も、バミューダ・ケイマン諸島・バハマ等のタックスヘイブン国との間で、OECD モデル情報交換協定の内容に沿った情報交換規定を中心とする租税協定を締結した⁴⁷。最近では、トリッキーショッピング(条約漁り)防止に効果的ないわゆる LOB(特典制限)条項を含める条約が一般的になっているようである。

さらに、多国間の共同措置も有用である。上述した OECD の「有害な租税競争プロジェクト」は、この面で大きな役割を果たしており、いわゆるタックスシェルターに係る情報交換を目的とした JITSIC(Joint International Tax Shelter Information Center)がワシントンとロンドンに設置され、現在は日本を含む 9 カ国の当局者が参加して、タックスヘイブン等を含む税スキームの解明にあたっている。

なお、ごく最近では、課税所得の浸食と所得移転への対応を目的として、BEPS(Base Erosion and Profit Shifting)プロジェクトが G-20 の意向を受けて、OECD で検討が進められており、各国の政治レベルでも、関心が高まっている。

03 我が国のタックスヘイブン対策税制について

我が国のタックスヘイブン対策税制が導入された背景には、欧米諸国をはじめ OECD 等の国際機関において、多国籍企業の海外事業展開にともなう租税回避行為に対応する必要性が強く認識され始めたことがある。特に OECD では、「国際投資及び多国籍企業に関する宣言」(1976 年 6 月)、「租税回避及び脱税に関する理事会勧告」(1977 年 9 月 21 日)等により、明確に法的措置の強化を求めていた。

このように、我が国のタックスヘイブン対策税制は、創設当初はいわゆる租税回避行為への対応としての性質を基本的に維持してきたところであると考えられ、そのなかでも特にいわゆる課税繰延べへの対応措置としての側面を持ってきたとも言われている。しかし、外国子会社配当益金不算入制度の導入により、課税繰延べへの対応ということが実質的に言えなくなり、課税繰延防止という側面よりも租税回避防止の側面が強くなってきているように考えられる。

このとおり我が国の創設趣旨も変化してきている中で、少なくとも現状においては、諸外国との企業競争を考えた場合に、企業の適正な海外進出を阻害せず、むしろ企業の正当な海外での企業活動を支援するとの考えの下で、現行制度自体の枠組みのなかで一定の措置を講じていき、各種要件の明確化と整備をあわせて図っていくことが必要であると考えられる。

具体的には、合算対象になるか否かという点をとっても、例えば、トリガー税率については、その税率の水準の高低だけでなく、その計算方法の明確化が必要であろう。また、事業年度によって合算対象となるか否かが変わってしまうという問題についても、複数年度で判定することも一案である。

⁴⁷ なお、これらの国・地域との情報交換が円滑かつ効果的に実施されているかどうかは必ずしも明確ではないが、このような協定が各国とタックスヘイブンとの間で数多く締結されていることによる牽制効果は少なからずあるものと考えられる。

それ以外にも、完全に合算対象外とする国をリスト化して、制限的な形で導入することも考えられる。ただし、この点は、いわゆるエンティティアプローチを採用するという前提での議論であるため、今は、いわゆるインカムアプローチの進展との兼ね合いのなかで議論をしていくことが必要である。

また、適用除外基準についても、できるだけ客観的かつ簡素な基準を目指すべきである。その際は、いわゆる来料加工等の企業形態にみられるように、およそ租税回避とは考えがたい事案にまで形式的に当該基準をあてはめて課税が行われてしまっているということを踏まえるべきである。

なお、海外企業との M&A 等の場合に、事前には当事者に想定しえないような形で、相手国企業との関係会社に当税制が適用されることがあるようである。その際、他国でも採られているような、一定期間（例えば、2 年間）の課税免除期間を設けるのも一案かと思われる。また、当制度を遵守するために企業側が負担する種々のコストには膨大なものがあるとも言われており、これへの対策も考慮すべきところである。諸外国での経験をも踏まえながら、当制度の簡素・明確化を図っていくことが必要であると思われるが、各国制度や世界的な租税回避行為対策の動向との調和のなかで、検討が進められるべきものであろう。

04 総括

我が国のタックスヘイブンを対策税制については、企業活動の国際化の進展と国際税務を巡る諸制度の改正のなかで、新たな位置づけが求められていると考えられ、当面は現行制度の枠内で、上述したような必要な改正を行っていくとしても、今後とも諸外国との制度の調和を考えていくことが、必要不可欠であると言えよう。我が国企業の海外事業活動の円滑化と諸外国企業との競争条件の均一化、当制度の適用対象となりかねない相手国との関係、アジア展開を考える日本進出外国企業への対応、等を考えた場合には、当制度の明確性と同時に、正当な海外企業活動支援というメッセージが発せられることも必要であると考えられるからである。

もちろん、依然として、制度本来の持つ租税回避的な行為への対応については、制度の仕組みとして基本にあるものと考えられるが、例えば英国のようにの帰属概念での整理を行っていく方向を模索し、いわゆるインカムアプローチ主体のなかで、エンティティアプローチの良さをも適宜採り入れた形で活用することの可能性をも視野に入れることも一案である。

当制度のこれまで果たしてきた役割が大きく変化するときが来ており、今後の具体的方向性について、制度本来の趣旨と企業活動の活発化という、難しいバランスを考慮しつつ、諸外国でのこれまでの制度設計の動向や執行の実務をみながら、制度の在り方を検討していく必要があるだろう。

参考資料1 主要国のタックスヘイブン 対策税制の概要

I. 米国

01 制度導入経緯

1 導入経緯・目的

概要

米国の CFC (Controlled Foreign Corporation) 税制において、被支配外国子会社で稼得された一定の所得については、たとえ配当として受け取っていなくても、米国で合算対象所得として課税されることになる。この CFC 税制の対象となる所得は、租税回避行為の性質が特に強いとされる資産性所得（いわゆる **Passive Income**）及び一定の取引形態から発生する事業所得とされている。このように米国の CFC 税制は、所得ごとにその適用を判断するインカムアプローチが採用されている。

米国の CFC 税制は、海外に所得を移転し、米国での課税を繰り延べようとする租税回避行為の防止を目的とした課税繰延防止 (**Anti-Deferral**) 税制の一つとされている。課税繰延防止を目的としているのは、米国が全世界所得課税制度を採用していることに由来する。つまり、全世界所得課税制度では、米国納税者が稼得する所得が源泉地に関係なく米国で課税される。しかし、CFC 税制が存在しないと仮定すれば、米国納税者が、外国法人を設立して事業や投資活動を外国で行う場合には、その外国法人で稼得される所得は米国に配当として還流しない限り、米国では課税されないことになる。したがって、外国法人を通じて外国で事業や投資活動を行った上、それを配当しないこととすれば、米国での課税は恒久的に繰り延べることができることになる。CFC 税制は、このような租税回避行為を防止するために導入され、支配される外国法人によって稼得される一定の所得について、配当が行わないとしても米国で課税されることとされたのである。

導入経緯

A 総論

米国で課税繰延べの防止が強調される理由や、現行の CFC 税制が一定の手法（インカムアプローチ vs. エンティティアプローチ）を採用した理由などについては、CFC 税制が導入される前に存在した課税繰延防止税制を理解することによってある程度知ることができる。

それは、裕福な個人納税者が、低い法人税率を利用するために資産性所得を国内法人に移転し個人株主レベルで租税回避を行い始めたことがはじまりとされている。この課税繰延行為を防止するために **Personal Holding Company** 税制といわれる課税繰延防止制度が **1934** 年に導入された。

しかし、その後、**Personal Holding Company** 税制により内国法人が使えなくなると、裕福な米国個人納税者は、海外子会社を使ったスキームに移行し始めた。そこで、このようなスキームを防止するために **Foreign Personal Holding Company** 税制が **1937** 年に導入され、海外子会社の所得を米国株主レベルで課税できることとされた。

さらに、これに続いて米国法人による海外子会社を使った課税繰延行為も盛んに行われはじめたため、米国法人に対する課税繰延防止策の必要性が議論されるようになった。その結果、**Foreign Personal Holding Company** 税制の仕組みをベースに法人特有の租税回避行為も考慮された **CFC** 税制が 1962 年に導入されることになったのである。現行の **CFC** 税制は、このような経緯から **Foreign Personal Holding Company** 税制をベースに作られている部分が多々あるということである（現在も米国 **CFC** 税制が適用する資産性所得は **Foreign Personal Holding Company Income** と呼ばれる）。制度の詳細と導入経緯は、以下のとおりである。

B Personal Holding Company 税制

米国は、過去において、個人所得税の税率に比較し、法人税率がはるかに低かったため、裕福な米国個人納税者は、法人を設立し、投資資産を移転することによって、法人レベルでの租税負担を低税率で抑え、さらに配当を行わないことによって、個人株主レベルでの課税を繰り延べていた。また、当時は通常所得よりキャピタルゲインに対する税率が低かったこともあり、最終的に法人株式を売却することで軽減税率によって課税を済ませて留保所得を回収することも可能であった。**Personal Holding Company** 税制はこのような租税回避行為を防止するために 1934 年に導入された。これにより個人 5 人以下で 50%超保有される米国法人は **Personal Holding Company** とされ、配当を行わず利益を留保した場合に、その留保される資産性所得に対して法人レベルで追加課税を受けることになったのである。

C Foreign Personal Holding Company 税制

Personal Holding Company 税制の対象が内国法人とされていたため、海外法人で発生した資産性所得に対する課税までは行われていなかった。そのため、**Personal Holding Company** 税制の導入後、裕福な米国個人納税者は、スイス、バハマ、パナマなどの低税率国に設立した海外子会社に投資資産の移転を始めていた。財務省の調査によると、1935 年と 1936 年だけで米国個人によって 585 社の海外子会社が設立されていたのである⁴⁸。そこで、議会は海外子会社を使った同様の課税繰延行為が行われているという認識のもと、**Foreign Personal Holding Company** 税制を 1937 年に導入した。

Personal Holding Company のコンセプトを外国子会社に適用したのが本制度であるが、一点大きな違いがある。それは **Personal Holding Company** 税制は米国法人に対する課税であるのに対し、**Foreign Personal Holding Company** 税制は米国株主に対する課税ということである。これにより米国株主は、**Foreign Personal Holding Company** に留保された持株比率分の資産性所得に対して課税を受けることになる。議会がこのアプローチにした理由は二つある。一つ目は外国法人が稼得する外国源泉所得に対する課税権を米国が持っていないことであり、二つ目は外国で活動を行う外国法人に関する情報を入手するのが困難であるということである。

この税制の適用対象となる **Foreign Personal Holding Company** とは、所得テストと株式保有テストの2つの要件を満たす外国法人である。所得テストは、外国法人の総所得の最低 60%が **Foreign Personal Holding Company** 所得（以下、「**FPHC** 所得」という。）であること、株式保有テストは、50%超の株式時価が 5 人以下の米国個人居住者で保有されていることとされている。**Foreign Personal Holding Company** に該当すると、留保された **FPHC** 所得が、株式保有率を基に比例分配され、みなし配当として米国株主の益金に算入される。**FPHC** 所得は、配当、利息、使用料、年金、株式及び債券の売却益、賃貸所得などである。

⁴⁸ BNA 922-2nd, *Foreign Personal Holding Companies*, I.A.B.1. Value of Deferral

Foreign Personal Holding Company 税制によって外国法人の所得に対して米国株主レベルで課税をすることが可能となり、後の **CFC** 税制でもこのアプローチが継続して使われることになる。また、投資資産の海外移転という観点から資産性所得に対する課税というコンセプトも **CFC** 税制が引き続き適用しているアプローチの一つでもある。**FPHC** 所得も現行の **CFC** 税制に適用される資産性所得と大きく重複している。また、海外子会社に保有されている所得をみなし配当として課税する手法も **CFC** 税制に引き継がれている手法である(注:**CFC** 税制では「配当として取り扱われる」と明記はされていないが、実務上、同様の取り扱いになっている⁴⁹⁾。

ただし、上記の要件のため、**Foreign Personal Holding Company** 税制の適用範囲は限定されており、例えば、5人超によって株式が保有される米国法人には適用されないし、本格的な事業活動を行っている外国法人に投資資産を移転しても本税制は適用されない。したがって、外国法人を使った課税の繰延べは依然として可能であった。

なお、**Foreign Personal Holding Company** 税制は、**CFC** 制度導入によりその実用性が次第に薄れていったことから、2004年の税制改正で廃止されている⁵⁰⁾。

D CFC 税制

1960年代になると、米国多国籍企業による過度な外国投資が増え始め、海外へ資本が流出しているのではないかという問題が議論されるようになった。当時のケネディ大統領は、このような外国投資が増加している理由の一つとして、米国税制が諸外国の税制と組み合わせることで外国投資を促進するような仕組みになっているのではないかと考えていた。ケネディ政権はこのような課税の仕組みは国内法人に対して不公平であり、さらに米国多国籍企業による海外投資を不要に促進し、その結果、国内投資が軽視されていると懸念していたのである⁵¹⁾。

ケネディ政権は、海外子会社を使った不適切な税制の利用が2つあるとした。一つは「**Tax Deferral**」で、もう一つは「**Tax Haven Deferral**」である。「**Tax Deferral**」とは、米国法人が海外子会社を設立し、海外で事業を行い、海外で発生した所得を海外で再投資することにより、米国での課税を繰り延べる行為である。ケネディ政権は、このような課税繰延べをいかがわしい行為とし、海外の税率が米国の税率より低い場合、海外投資をするインセンティブとなってしまっているとの見解を述べている。

これより悪質なのが「**Tax Haven Deferral**」である。これは、米国多国籍企業が、スイス、バハマ、パナマなどのいわゆるタックスヘイブン国に子会社を設立して、そこで発生する資産性所得のほとんどを課税されないようにする仕組み、又は、グローバルな販売拠点をこのようなタックスヘイブン国に設立して、そこで発生する所得を米国で課税されないようにする仕組みのことである。このような仕組みを利用する米国多国籍企業は、関連会社間の貸付・借入、関連者間取引価格の操作、無形資産の移転などの作為的な取引を行い、外国の税法との多重性をうまく利用することによりさ

⁴⁹⁾ “While the fundamental theory underlying Subpart F is to accelerate taxation of a CFC’s earnings and profits, the Code and regulations do not expressly refer to the inclusion as a dividend. Rather, they merely provide that the § 951(a) amounts must be “included in the gross income” of the U.S. Shareholders. Therefore, the various rules that apply to dividends do not literally apply to Subpart F inclusions.”, BNA 926-3rd, CFCs General Overview, X.D.2, p279

IRC Section 951 では “the amount ... would have been distributed with respect to the stock which such shareholder owns in such corporation...”と規定されている。

⁵⁰⁾ § 413 of the American Jobs Creation Act of 2004, P.L. 108-357

⁵¹⁾ See Hearings on the President’s 1961 Tax Recommendations before House Committee on Ways and Means, Doc. No. 140, 87th Cong., 1st Sess. 8–10 (1961).

らに実効税率を軽減しているとみられていた。ケネディ大統領は、このような背景から課税繰延べを撤廃する必要性を訴えていた⁵²。

ケネディ政権の考え方を組み込んだ法案は 1962 年に下院に提出されたが、実際に施行された税法は課税繰延べを撤廃するような内容ではなかった。議会が立法化したのは、低税率国に所得を移転するような租税回避行為に対しての対抗策に止まっていたのである。議会は、この点について、米国企業の海外進出は進出先の米国製品の輸出増加につながるし、さらに海外進出する企業の海外所得全てを課税すると米国多国籍企業が他国の企業と比べて国際競争の観点から不利になるのではないかという懸念があるからであると述べている⁵³。

このようにして、1962 年に創設された CFC 税制は、米国で合算対象となる主な所得を外国基地会社所得 (Foreign Base Company Income、以下「FBC 所得」という。) とし、FBC 所得のうち、大きく分けて 2 種類の所得が CFC 税制の対象となるとした。一つは資産性所得を対象とした外国同族持株会社所得 (Foreign Personal Holding Company Income、前述の FPHC 所得) である。もう一つは租税回避行為を伴うような事業から発生する所得で、海外での製造活動によって発生する外国基地会社販売所得 (Foreign Base Company Sales Income、以下「FBCS 所得」という。) と海外での役務提供によって発生する外国基地会社役務所得 (Foreign Base Company Service Income、以下「FBCSe 所得」という。) によって構成されている。

02 制度内容

1 対象納税者

米国 CFC 税制の対象となる対象納税者は、CFC の株式を所有する「米国株主 (U.S. Shareholder)」である。米国株主とは米国者 (U.S. Person) で外国法人の議決権を直接又は間接的に 10% 以上保有している者である⁵⁴。米国者とは以下の者とされている⁵⁵。

- － 米国市民
- － 米国パートナーシップ
- － 米国法人
- － 米国財団 (Estate)・信託 (Trust)

⁵² Revenue Act of 1962, H.R. 10650,

Excerpt from H.R. Rep. No. 1447, 87th Cong., 2d Sess., March 16, 1962, “The undesirability of continuing deferral is underscored where deferral has served as a shelter for tax escape through the unjustifiable use of tax havens such as Switzerland. Recently more and more enterprises organized abroad by American firms have arranged their corporate structures — aided by artificial arrangements between parent and subsidiary regarding intercompany pricing, the transfer of patent licensing rights, the shifting of management fees, and similar practices which maximize the accumulation of profits in the tax haven — so as to exploit the multiplicity of foreign tax systems and international agreements in order to reduce sharply or eliminate completely their tax liabilities both at home and abroad.”

⁵³ Revenue Act of 1962, H.R. 10650, Excerpt from H.R. Rep. No. 1447, 87th Cong., 2d Sess., March 16, 1962, p329, “Your committee, while recognizing the need to maintain active American business operations abroad on an equally competitive footing with other operating businesses in the same foreign countries, nevertheless sees no need to maintain deferral of U.S. tax where the investments are portfolio types of investments, or where the company is merely passively receiving investment income. In such cases there is no competitive problem justifying postponement of the tax until the income is repatriated.”

⁵⁴ 内国歳入法典 951 条(b)

⁵⁵ 内国歳入法典 957 条(c), 内国歳入法典 7701 条(a)(3)

上記のとおり米国者の定義に、個人の非居住者、外国法人、外国パートナーシップは含まれないため、これらがたとえ米国で事業を行い米国で課税を受けていたとしても、CFC 税制が適用されないことになる。

また、上記のとおり米国株主はパートナーではなく、パートナーシップ(事業体)レベルで判断される。したがって、米国パートナーシップが 100 人の外国人パートナーで構成されていたとしても、その米国パートナーシップは米国 CFC 税制上「米国株主」とみなされ、保有される外国法人は CFC になり得る。

間接的に保有する株式も米国株主が保有する株式として扱われるため、海外の孫会社及びひ孫会社なども CFC として取り扱われることになる。米国株主を判定するための要件は、議決権がベースとなるが、間接的な株式保有率を判定する場合は株式簿価をベースに算定することになる。

株式保有率を 10%以上に設定した理由については、前述のとおり、持分が小さく会社の方針決定への影響力が僅かな場合についてまで CFC 税制を適用しないようにするためであると説明されている⁵⁶。

2 対象外国子会社 (CFC の定義)

CFC 税制の対象となる外国子会社(CFC)は、上述の「米国株主」に議決権又は株式時価の 50%超が保有される外国法人である⁵⁷。株式保有要件は、一日単位で判断されるため、一日でも要件を満たすと CFC と扱われることになる⁵⁸。

外国法人とは、外国で設立された法人をいう⁵⁹。なお、法人の定義は内国歳入法典 7701 条(a)(3)で簡単な定義はされているが、実際は事実認定によって判断される。ただし、1997 年に導入されたチェック・ザ・ボックス規定により純然たる法人以外の事業体に対して米国納税者は法人扱いにするのか、パススルー事業体として扱うのか任意選択することができるようになっている⁶⁰。CFC の定義もチェック・ザ・ボックス規定に連動するため、この規定により法人選択された外国事業体についても CFC となり得る。

株式保有率が 50%超であるかどうかの算定には、上記で定義された「米国株主」が保有する株式のみを考慮する。したがって、例えば 11 以上の非関連米国個人によって均等に株式を保有されている外国法人は、一人あたりの株式保有率がそれぞれ 10%を下回るため、合計で 100%米国居住者に保有されている場合でも CFC にはならない。また、50%超の株式保有率の判定は間接的な保有も含まれるため、その外国法人にたとえ直接保有する米国株主が一人もいない場合であっても CFC となる可能性がある。

株式保有率の判定を行う際、現行の規定では議決権と株式時価の両方を考慮する。かつては議決権のみの判定であったが、CFC を事実上支配しながらも資本構成を操作して議決権を 50%超保有しないことにより、CFC 税制の適用を回避しようとする行為を防止するために、1986 年の改正で株式時価の要件が追加された。これにより株式時価が 50%超保有されるのであれば、たとえ議決権保有

⁵⁶ Revenue Act of 1962, H.R. 10650, Excerpt from H.R. Rep. No. 1447, 87th Cong., 2d Sess., March 16, 1962, p327, “This de minimis rule prevents the attribution of the undistributed income back to the shareholders where their interest is small and their influence on the corporation’s policy is presumably negligible.”

⁵⁷ 内国歳入法典 957 条(a)

⁵⁸ 内国歳入法典 957 条(a)

⁵⁹ 内国歳入法典 7701 条(a)(5)

⁶⁰ 財務省規則 301.7701-3

率が 50%以下であっても CFC 税制が適用されることになった(なお、外国保険会社に関する株式保有率要件は 25%に引き下げられている。

議決権の保有率は、原則として議決権付株式の保有率を基に判断されるが、実際に 50%超の議決権を保有しているかどうかの判断は事実認定により行うことになる⁶¹。具体的には、法人は取締役によって支配管理されるという認識から、以下の 3 つのケースのいずれかに該当するときは、みなし支配 (Deemed Control) が存在するとして、50%超の議決権を保有していると認識される。

- ・米国株主が取締役会の過半数を選任する議決権を持っていること⁶²
- ・こう着状態に陥った際に決定権を持つ者を選択する権利を所有していること⁶³
- ・取締役が通常行使するような権利を行使できる人を選任する権利を所有していること⁶⁴

3 合算対象所得

対象所得

米国 CFC 税制の対象となる所得は、以下のとおりである。

- a. Subpart F 所得⁶⁵
- b. 米国資産への投資にかかわる所得 (Section 956 投資額)⁶⁶

Subpart F 所得は、さらに以下のように分類される⁶⁷。

- a) 保険所得
- b) 外国基地会社所得 (FBC 所得)
 - i. 外国同族持株会社所得 (FPHC 所得)
 - ii. 外国基地会社販売所得 (FBC 所得)
 - iii. 外国基地会社役務所得 (FBCSe 所得)
 - iv. 外国基地会社石油関連所得 (Foreign Base Company Oil Related Income、以下「FBCOR 所得」という。)
- c) 国際ボイコット所得
- d) 賄賂などの非合法的な支払 (Illegal bribes, kickbacks, or other payments)
- e) 外交関係の思わしくない国で発生する所得 (Income Derived from Sec 901(j) Countries)

⁶¹財務省規則 1.957-1(b)(1)

⁶²財務省規則 1.957-1(b)(1)(i)

⁶³財務省規則 1.957-1(b)(1)(ii)

⁶⁴財務省規則 1.957-1(b)(1)(iii)

⁶⁵内国歳入法典 957 条(a)(1)(A)(i)

⁶⁶内国歳入法典 957 条(a)(1)(B)

⁶⁷内国歳入法典 952 条(a)

なお、その他にも、CFC 税制導入当時に対象所得ではなかったが、現行の CFC 税制の対象所得となっているものとして、発展途上国への投資 (previously excluded subpart F income withdrawn from investment in less developed countries) や運送業 (previously excluded subpart F income withdrawn from foreign base company shipping operations) に係る所得が規定されている⁶⁸。これらは、導入当時の免除規定が 1975 年と 1986 年にそれぞれ廃止されたことによって、発展途上国や運送業への投資を回収する際に、従前の免除されていた所得を Subpart F 所得として遡及的に合算するための (つまり Recapture する) 規定であるが、相当に古い規定であるため、現在、実務上はほとんど考慮されないものと思われる⁶⁹。

A Subpart F 所得

a 保険所得

米国 CFC 税制の適用対象となる保険所得とは、保険、年金契約の発効または再保険に関連する所得で、仮に米国保険会社が稼得したならば米国で課税を受けるような所得である⁷⁰。よって、他の Subpart F 所得と異なり、CFC 税制の対象となる保険所得は、調整が加えられるが、原則的に米国の税法を適用して再計算した金額となる。これは要するに外国保険会社も CFC であれば国内保険会社と同じように米国で課税されるということである。

保険所得も海外に移転しやすいという観点から CFC 税制の対象所得として取り扱われているが、特に問題となっているのは自社専属保険会社 (Captive Insurance Company) である。これは企業が自社又は関連会社のために保険会社を作り自社又は関連会社のリスクに保険をかけるための仕組みである。通常は、比較的に使い勝手の良い保険会社法を有するといわれるバミューダ、又はケイマン諸島等に設立され、関連事業会社からの保険料の支払は米国で損金算入され、受取保険料は免税を受けるような仕組みをとる。

IRS は過去において自社専属保険会社の違法性を裁判で争ったが、裁判所は自社専属保険会社を合法であるとされた。そのため、IRS は、海外保険会社に対して新しい規定を設けて、米国株主と CFC に係る株式保有要件を厳しくした。すなわち、米国株主については米国者 (U.S. Person) であれば通常の 10% 株式保有要件は適用されず、株式保有率に関係なく米国株主とし、CFC の要件については株式所有率を通常の 50% から 25% に引き下げた。

b 外国基地会社所得 (FBC 所得)

ア 外国同族持株会社所得 (FPHC 所得)

FPHC 所得は、前述の Foreign Personal Holding Company 税制で対象となる所得と基本的に同じ内容であり、以下の所得を含む。いわゆる Passive Income で、以下の所得を含む。

- 1) 配当、利息、賃貸料、使用料、年金⁷¹
- 2) 1) のような所得が発生する投資資産からの売却益⁷²

⁶⁸内国歳入法典 957 条(a)(1)(A)(ii)&(iii)

⁶⁹ その他にも、税法の構成から厳密に考えると CFC 税制の枠組みに入るとまでは言えないが、一定の米国株主 (CFC 税制上の「米国株主」とは多少異なるが非常に近似した定義) による CFC 株式の売却から発生する譲渡益を、キャピタルゲインではなく一定額までみなし配当所得として扱う規定もある (内国歳入法 1248 条)。これは CFC に溜まった所得を個人所得税よりも税率の低いキャピタルゲインとして回収する行為を防止するための規定である。

⁷⁰内国歳入法典 951 条(a)(1)

⁷¹内国歳入法典 954 条(a)(1)(A)

- 3) 先物・先渡取引等に係る一定のコモディティー農産物等所得 (Commodity Gain)⁷³
- 4) 一定の外国為替益⁷⁴
- 5) 利息相応所得⁷⁵
- 6) 想定元本契約からの所得⁷⁶
- 7) 資本・債権に対する支払で配当相当とみなされる金額⁷⁷
- 8) 個人役務提供契約から受け取る所得⁷⁸

また、例外規定も当初から設けられており、第三者から受け取る事業活動関連の賃貸料と使用料は合算対象外とされた。また、第三者から受け取る金融活動から発生する配当、利息、その他の益金も対象外とされた。さらに、所在地国基準の例外規定も設けられ、受取海外子会社の設立国で設立された関連会社から受け取る配当と利息、及び受取海外子会社の設立国で資産を利用する関連会社から受け取る賃貸料と使用料も対象外となっている。

各所得ごとに、詳細な定義や説明、さらには適用除外などが細かく規定されている。主な適用除外規定としては、賃貸料、使用料、金融活動に関する事業活動基準、**Look-Through** ルールと呼ばれる関連 **CFC** から受け取る **FPHC** 所得に対する取扱いなどがある。

イ 外国基地会社販売所得 (FBCS 所得)

FBCS 所得は、導入当時と基本的な変更はなく、有形動産の販売に係る所得で以下の取引に関連する所得をいう。

- 関連者からの購入
- 第三者から関連者のための購入
- 関連者に対する販売
- 第三者に対する関連者のための販売

原則として、使用、消費、譲渡⁷⁹のために販売された製品から発生する一定の所得(売上、コミッション料、その他の手数料所得)とされている⁸⁰。**CFC** 税制の対象となるのは、関連会社へ販売し、若しくは関連会社のために販売した製品から発生する所得、又は関連会社から購入し、若しくは関連会社のために購入した製品から発生する所得である⁸¹。

さらに対象となるのは、**CFC** 設立国外で製造、生産、採取された製品に限られる⁸²。つまり、**CFC** 設立国外で製造、生産、採取された製品を関連会社が直接又は間接的に関係するような取引で所得が発生すると **CFC** は低税率、あるいはその国の優遇税制を利用することを意図して設立されたとみなされ **CFC** 税制の対象となるということである。逆に言うと、**CFC** 設立国内で製造、生産、採

⁷²内国歳入法典 954 条(a)(1)(B)

⁷³内国歳入法典 954 条(a)(1)(C)

⁷⁴内国歳入法典 954 条(a)(1)(D)

⁷⁵内国歳入法典 954 条(a)(1)(E)

⁷⁶内国歳入法典 954 条(a)(1)(F)

⁷⁷内国歳入法典 954 条(a)(1)(G)

⁷⁸内国歳入法典 954 条(a)(1)(H)

⁷⁹内国歳入法典 954 条(d)(1)(B)

⁸⁰内国歳入法典 954 条(d)(1)

⁸¹内国歳入法典 954 条(d)(1)

⁸²内国歳入法典 954 条(d)(1)(A)

取された製品から発生する所得はたとえ関連会社に関係するような取引であっても、その国の事業のために発生した所得、つまり租税回避行為の要素がない所得と推定され CFC 税制の対象外となる。

なお、海外子会社が外国支店を通じて行うような取引は、その支店が単独の海外子会社であるかのように扱われる。つまり、支店を使って上記の設立国の要件を回避することはできないように措置されているのである⁸³。

ウ 関連会社の定義

CFC の関連会社とは、CFC が支配する、又は CFC に支配される個人、法人、パートナーシップ、信託、財団⁸⁴、及び CFC を支配する株主が支配する法人、パートナーシップ、信託、財団である⁸⁵。「支配」が存在する資本関係とは、法人の場合、50%超の議決権又は株式時価を保有する関係である⁸⁶。パートナーシップ、信託、財団の場合は、50%超の時価持分を保有する関係である⁸⁷。

なお、過去の関連会社の定義は、現在の定義の範囲よりも狭く、CFC が支配するパートナーシップ、信託、財団は含まれておらず、支配は議決権のみで判定されていた。関連会社の定義が比較的簡単に回避されてしまうので、1986 年の税制改正において、CFC が支配するパートナーシップ、信託、財団及び CFC を支配する株主が支配するパートナーシップ、信託、財団も関連会社の定義に含むとともに、株式又は持分の時価も支配を判定する要素とされた⁸⁸。

エ 外国基地会社役員所得 (FBCSe 所得)

FBCSe 所得も、導入当時から基本的な変更はない。対象所得となるのは、基本的に、関連会社のために CFC 設立国外で行われる役員提供から発生する所得(報酬、コミッション料、その他の手数料所得)である⁸⁹。FBCS 所得と同じく、CFC 設立国内の事業活動であれば正当な事業活動であるが、CFC 設立国外の活動で関連会社に関係するものは租税回避行為の可能性が高いとみられ合算対象所得となる。つまり、FBCS 所得が製造・販売に関する Subpart F 所得であり、FBCSe

⁸³ Revenue Act of 1962, H.R. 10650, Excerpt from H.R. Rep. No. 1447, 87th Cong., 2d Sess., March 16, 1962, “The sales income with which your committee is primarily concerned is income of a selling subsidiary (whether acting as a principal or agent) which has been separated from manufacturing activities of a related corporation merely to obtain a lower rate of tax for the sales income. As a result, this provision is restricted to sales of property to a related person or purchases of property from a related person. Moreover, since the lower tax rate for such a company is likely to be obtained through purchases and sales outside of the country in which it is incorporated, the provision is made inapplicable to the extent the property is manufactured, produced, grown, or extracted in the country where the corporation is organized or where it is sold for use, consumption, or disposition in that country. Mere passage of title, however, is not intended to be determinative of the location of the purchase or sale for this purpose.”

⁸⁴内国歳入法典 954 条(d)(3)(A)

⁸⁵内国歳入法典 954 条(d)(3)(B)

⁸⁶内国歳入法典 954 条(d)(3)

⁸⁷内国歳入法典 954 条(d)(3)

⁸⁸ なお、1986 年の税制改正では 50%超では事実上の支配を保ちながら関連会社の定義から外れることが可能という懸念から 50%以上に改正された。しかし、そのため関連会社の定義(50%以上)と CFC の定義(50%超)にズレが生じてしまい、整合性を保つという意味で 1988 年の税制改正により 50%超に戻された。

⁸⁹内国歳入法典 954 条(e)(1)

所得は役務提供により発生する **Subpart F** 所得ということになる。**CFC** 税制の対象となるは以下のような役務の提供に関連する所得である⁹⁰。

- 技術サービス
- 経営管理サービス
- 産業サービス
- エンジニアリングサービス
- 建設サービス
- 科学的なサービス
- 技能的なサービス
- 工業サービス
- 商業サービス

ただし、**CFC** が製造、生産、栽培、採取をした製品の売上に直接関連する役務提供で、さらに売上の前に行った役務提供に係る所得は **CFC** 税制の対象外となる⁹¹。

なお、関連会社の定義は、上記の **FBCS** 所得の定義と同じである。

オ 外国基地会社石油関連所得(**FBCOR** 所得)

FBCOR 所得は、石油関連の所得で油田・ガス井から採取される鉱物の加工、輸送、流通、販売から発生する所得である⁹²。石油抽出及び利用国で発生する一定の石油関連所得は含まれない。油田・ガス採掘から発生する所得も含まれない。他の **Subpart F** 所得と異なり、**FBCOR** 所得の判定に **CFC** の設立国は考慮されない。

c 国際ボイコット所得

国際ボイコット所得とは、国際ボイコット協力への参加が条件とされている国で行われる事業、又はそのような国に関係する事業から生ずる **CFC** の所得である。これは 1976 年の税制改正により **Subpart F** 所得に加えられたもので、当時の議会は、国籍や宗教を理由に国際ボイコットを強制する国で事業を行うのはその国の税務上の優遇措置の利用が主な目的であるという見解をもっており、強制参加といえどもそのような国際ボイコットに参加をしてまで事業を行うことによって生じた所得に対しては **Subpart F** 所得として米国で課税すべきという考えから導入された。

d 賄賂などの非合法的な支払 (**Illegal bribes, kickbacks, or other payments**)⁹³

この **Subpart F** 所得は、他の **Subpart F** 所得と異なり、**CFC** が支払い、又は **CFC** のために支払われた費用が所得として米国で課税される仕組みである。非合法的な支払については、課税所得の計算において損金不算入となるが、**CFC** レベルで損金算入を否認したところでその効果が低いという認識から、1976 年の税制改正で非合法的な支払を **Subpart F** 所得として課税することとされた。

⁹⁰内国歳入法典 954 条(e)(1)

⁹¹内国歳入法典 954 条(e)(2)(A)

⁹²内国歳入法典 954 条(g)(1)

⁹³内国歳入法典 952 条(a)(4)

e 外交関係の思わしくない国で発生する所得 (Income Derived from Sec 901(j) Countries)⁹⁴

この Subpart F 所得は、米国との外交関係の思わしくない国 (内国歳入法典 901 条(j)で外国税額控除が否認されている国ということから「Section 901(j)国」と呼ばれる) で発生する所得である。Subpart F 所得とすることで、米国企業が米国との外交関係が思わしくない国々で事業活動を行うインセンティブを減らすために、1986 年の税制改正により導入された。

B 米国資産への投資にかかわる所得 (Section 956 投資額)

CFC で稼得された所得が対象となる Subpart F 所得と異なり、内国歳入法典 956 条は CFC が行う特定の米国資産への投資が対象となる。これは CFC が米国へ資金を非課税で還流するのを防止するための対応策である。例えば CFC が米国法人に配当を行うと、通常、米国株主によって配当所得として米国で課税される (配当に帰属する利益が Subpart F 所得として既に米国で課税を受けていないと仮定する)。一方、もし CFC が米国株主に貸付を行うと米国株主は同等資金を非課税で受け取ることができる。このような CFC による米国への貸付は 956 条により米国で課税対象となる。

a 米国資産の定義

956 条の適用対象となる米国資産とは、CFC が米国で使用するために取得又は開発した資産で、以下のような資産をいう⁹⁵。

- 米国に所在する有形資産
- 米国法人株式
- 米国者の負債
- パテント、著作権、発明、モデル、デザイン、機密のフォーミュラー、加工過程、又は類似の資産を米国で使用する権利

上記の例にもあるとおり、米国資産の中で 956 条が頻繁に適用されるケースは CFC から米国関連会社へ行う貸付である。非関連会社への貸付であれば、例外規定により 956 条の適用対象外となる。この例外規定が適用される貸付は、米国株主 (CFC の議決権 10%以上保有する米国株主) ではない米国法人への貸付、及び米国法人によって総計で 25%以上の議決権を保有されていない米国法人への貸付である⁹⁶。したがって、10%以上の議決権を保有されている米国株主への CFC からの貸付はもちろん、米国株主が 25%超議決権を保有する米国子会社への CFC からの貸付も米国資産への投資として取り扱われ、956 条が適用される。

なお、実際の事業活動の中で発生する売掛金で資産の販売や加工に係るもの⁹⁷、及び CFC から米国者への役務提供に係る売掛金⁹⁸は、例外とされ 956 条が適用されない。

⁹⁴内国歳入法典 952 条(a)(5)

⁹⁵内国歳入法典 956 条(c)(1)

⁹⁶内国歳入法典 956 条(c)(2)(F)

⁹⁷内国歳入法典 956 条(c)(2)(C)

⁹⁸財務省暫定規則 1.956-2T(d)(2)(i)(B)

b 956条投資額

956条により米国株主が認識する所得は、CFCが保有する米国資産の額で既に米国株主によって課税を受けている金額又はCFCの収益を超過する金額となる。

また、米国資産額は、資産の簿価をその資産に係る負債で減額した数値となる⁹⁹。また、実際に956条の対象額となる米国資産の額は、対象課税年度における四半期末に算出する米国資産額の平均値となる¹⁰⁰。

なお、四半期末の数値を基に算定するため、短期の貸付を行い毎回四半期前に払い戻せば956条の対象額から除外することができる。資金がロールオーバーされ再投資が繰り返されると単一の長期貸付とみなされるリスクがあるが、米国多国籍企業はこのような短期の貸付を行い956条の適用を回避しているケースもみられる。

また、956条を積極的に利用する節税プランニングとして米国株主は直接保有していないCFCから故意に借り入れることにより、そのCFCの海外所得を益金算入して帰属する外国税額控除を利用するという手段がある。外国税額控除枠が余っている場合、逆に足りない場合、または直接保有するCFCに欠損が累積している場合によく使われる外国税額控除をマネージするための手法である。ただし、2010年の税制改正¹⁰¹によりこの手法は規制され、直接保有していないCFCから発生する956条投資額を益金算入する際、資本関係をたどって配当が米国に還流される場合とCFCから直接みなし配当が行われる場合と比較分析して益金算入額を算出することとされている¹⁰²。

合算所得計算方法

C Subpart F 合算所得額

米国はインカムアプローチを採用しているため、CFCの課税所得を算出する必要はない。CFC税制の対象となる所得を特定し、関連費用を控除した後に米国株主の保有比率分だけ合算所得として振り分ける。合算所得は、CFCの税務上の利益剰余金(Earnings and Profits、以下「E&P」という。)が限度となる¹⁰³。これは通常の配当金と同じコンセプトである。CFC税制が適用される所得は、税法上みなし配当として取り扱われるため、E&PがCFC税制上益金算入される限度額となる。

また、保険所得と外国基地会社(FBC)所得については完全算入(Full Inclusion)規定があり、CFCのFBC所得と保険所得の合計金額がCFCの総所得の70%を超える場合、CFCの総所得全てがFBC所得か又は保険所得として扱われる¹⁰⁴。逆に、デミニマス基準もあり、もしCFCのFBC所得と保険所得の合計金額が総所得の5%、あるいは100万ドルいずれか低い額以下であれば外国基地会社所得と保険所得いずれも発生していないとみなされる¹⁰⁵。

⁹⁹内国歳入法典 956条(a)

¹⁰⁰例えば、CFCが保有する各四半期末の米国資産額が、100ドル、300ドル、ゼロ、ゼロとする。平均値は合計金額の400ドルを4で割った100ドルとなる。さらに既に課税された金額で調整された956条投資額は、その他のSubpart F所得と同様にみなし配当として米国で課税される。内国歳入法典 956条(a)(1)(A)

¹⁰¹H.R. 1586

¹⁰²「Anti-Hopscotch Rule」と呼ばれる

¹⁰³内国歳入法典 964条(a)

¹⁰⁴内国歳入法典 954条(b)(3)(B)

¹⁰⁵内国歳入法典 954条(b)(3)

さらに、高税率国に対する例外規定が設けられており、CFC 所得の実効税率が現行の米国最高法人税率の 90%超(2013 年 3 月現在で 35%のため、実効税率は 31.5%超)の場合、その CFC 所得は CFC 税制の対象とならない¹⁰⁶。

CFC から実際に配当を受け取る際には、二重課税が発生しないように、CFC 税制が適用され合算対象所得として既に益金算入された金額(Previously Tax Income、以下「PTI」という。)については配当所得から控除される¹⁰⁷。また、CFC から他の CFC への配当も、PTI の部分は CFC の所得に含まず、結果、最終的に米国株主に配当される際にも考慮されない¹⁰⁸。

なお、CFC が実際に配当を行う際、優先順位としては PTI が先に配当されたと取り扱われる。つまり、配当は、CFC 税制によって既に課税を受けた E&P から支払われるとみなされる(正確には 956 条で課税された PTI が最初に考慮されて¹⁰⁹、次に Subpart F 所得として課税された PTI が考慮される¹¹⁰)。これにより、配当金額は PTI まで益金不算入となる。

a 合算対象所得計算ステップ

Subpart F 所得は、以下の手順で計算される。これにより算出された数値が合算対象所得となる。なお、956 条投資額の計算は別途説明する。

ステップ 1 – Subpart F 所得をそれぞれの類型ごとに分けて算出する。

ステップ 2 – 完全算入規定又はデミニマス基準が適用されるか確認する。

ステップ 3 – それぞれの Subpart F 所得のカテゴリーごとに関連費用を配賦する。算出された数値は「Net FBC 所得」といわれる。なお、各カテゴリーで損失が生じても、他のカテゴリーの所得と相殺することはできない。ただし、損失は結局 E&P を減額するため、最終的には Subpart F 所得の算入額を減額する効果はある。

ステップ 4 – 高税率国の例外規定が適用されるか確認する。

ステップ 5 – 過去に E&P の限度により合算対象所得として算入されていなかった所得をステップ 3 で計算された Net FBC 所得に加える。

b 30 日ルール

CFC 株主が CFC を保有して Subpart F 所得が発生しただけで CFC 税制上合算対象所得が発生するのではなく、さらに対象となる課税年度でその外国法人が 30 日間以上継続して CFC であることが要件とされている¹¹¹。つまり、外国法人は一日でも要件を充たすと CFC として取り扱われるが、30 日ルールの要件を充たして初めて合算対象所得が発生するということになる。この対象課税年度は CFC の課税年度を基に判断する。

¹⁰⁶内国歳入法典 954 条(b)(4)

¹⁰⁷内国歳入法典 959 条(a)(1)

¹⁰⁸内国歳入法典 959 条(b)

¹⁰⁹内国歳入法典 959 条(c)(1)

¹¹⁰内国歳入法典 959 条(c)(2)

¹¹¹内国歳入法典 951 条(a)(1)

D 956 条による合算対象所得の計算

956 条投資額は、以下の 2 つの金額のいずれか低い方となる¹¹²。なお、既述のとおり 956 条の対象となる米国資産額は、対象課税年度における四半期末に算出する米国資産額の平均値とされる。

- 1) A の数値が B の数値を超過する額(つまり A - B)
 - A. CFC が保有する米国資産額のうち米国株主の保有比率分
 - B. CFC の E&P で米国株主によって 956 条の合算対象所得として既に認識されている部分
- 2) CFC の E&P のうち、実際の配当額及び過去に既に合算対象所得として認識されている Subpart F 所得を除いた額¹¹³

つまり、1)は 956 条投資額でまだ課税されていない部分に対し、2)は E&P の限度額だが、既に課税されている部分(実際の配当と過去に認識された Subpart F 所得)を除いた数値である。

Subpart F 所得と同様に、合算される 956 条投資額は株式の保有率によって比例配分される。よって、たとえ米国資産が 60%米国株主に対する貸付であっても 956 条投資額は全ての米国株主に比例配分され、それぞれの米国株主レベルで合算対象所得として算入される。

合算所得算入のタイミング

E 年度末ルール

合算所得は、CFC の課税年度末に CFC から米国株主に配当されたものとして取り扱われる¹¹⁴。そうすると CFC の課税年度を 1ヶ月ずらすことにより、米国株主は合算対象所得の算入を次年度に繰り延べることが理論上可能となる。ただし、CFC の課税年度は通常 CFC の過半数を保有する米国株主の課税年度と一致しなければならない¹¹⁵と規定されているため、意図的に次年度へ繰り延べるのは実質上難しい。この課税年度の取扱いは、1989 年の税制改正で導入されたものである¹¹⁶。

みなし配当が CFC の課税年度末に行われるとみなされるため、CFC 課税年度末を迎える前に CFC 株式を売却すると売手である米国株主は合算対象所得を益金算入する必要がなくなる。一方、買手が米国株主となる場合、買手が一年分の合算対象所得を益金算入することになる¹¹⁷。ただし、CFC 株式の売却益は 1248 条によりみなし配当として扱われるため、CFC の稼得した収益が結果的に売手によって配当として認識される可能性はある¹¹⁸。また、売却により CFC が CFC に

¹¹²内国歳入法典 956 条(a)(1)

¹¹³内国歳入法典 956 条(a)(1)、(2)、(b)(1)

¹¹⁴内国歳入法典 951 条(a)(1)、内国歳入法典 951 条(a)(2)(A)、財務省規則 1.951-1(a),(b)

¹¹⁵内国歳入法典 898 条(a)

¹¹⁶ Omnibus Budget Reconciliation Act of 1989, Before the 1989 OBRA, the taxable year of a CFC was generally its annual accounting period for the purpose of computing its income in keeping its books and records. A CFC was not required to conform its taxable year to the taxable year of its shareholders who were U.S. persons. 926-3rd I.C.8, p40-

¹¹⁷ BNA 926-3rd, X.A.4, p267

¹¹⁸ BNA 926-3rd, X.A.4, p267

該当しなくなる場合、当該外国法人が CFC であった最後の日に米国株主であった売手が合算対象所得を益金算入しなければならない¹¹⁹。

4 適用除外規定

適用除外規定の内容

A 総論

米国 CFC 税制にも様々な適用除外規定があるが、日本と異なりインカムアプローチを採用しているため、必然的に所得別に適用除外規定が設定されている。対象となる所得の規模からみると、まず、所得全般に適用する適用除外規定として米国事業関連所得控除規定がある。次に FBC 所得と保険所得に適用される完全算入規定とデミニマス基準がある。さらに合算対象所得ごと毎に適用される高税率国免除規定、最後に特定の Subpart F 所得に適用する 3 つの適用除外規定（賃貸料、使用料、金融所得に対する事業基準、配当と利息に適用される所在地国基準；配当、利息、賃貸料、使用料に適用される Look-Through ルール）がある。これら適用除外規定の概要は、以下のとおりである。

B 米国事業関連所得控除規定

CFC は米国でも事業活動を行う可能性があるため、CFC が稼得する Subpart F 所得で米国源泉の米国事業関連所得 (Effectively Connected Income、以下、「ECI 所得」という。) に該当するものについては、Subpart F 所得には含まれないこととされる¹²⁰。これは、ECI 所得はそもそも米国で発生年度に課税されるので CFC 税制を適用して米国で課税を必要がないためである。ただし、外国源泉の ECI 所得も米国で課税されるが、この規定は適用されず Subpart F 所得から除外することはできない。

C デミニマス基準、完全算入規定

CFC の FBC 所得と保険所得については、デミニマス基準により、その合計金額が以下の数値のいずれか低い額未満であれば、FBC 所得と保険所得いずれも発生していないとみなされる¹²¹。

- 総所得の 5%
- 100 万ドル

また、完全算入規定により、CFC の FBC 所得と保険所得の合計金額が、CFC の総所得の 70% を超える場合、CFC の総所得全てが外国基地会社所得か又は保険所得として扱われる。

¹¹⁹ BNA 926-3rd, X.A.4, p267, Reg. 1.951-1(b)(2) Ex 2. Also see FN 1182 for interesting Sec 338 election implications - 1182 See Regs. § 1.338-9(b)(2). See also Regs. § 1.951-1(f) (selling shareholder is treated as owner on the day of sale); Rev. Rul. 75-341, 1975-2 C.B. 308, obsoleted by Rev. Rul. 2003-99, 2003-34 I.R.B. 388.

¹²⁰ 内国歳入法典 952 条(b)

¹²¹ 現行の規定が導入されるまでは、FBC 所得の合計が総所得の 10% より低い場合にのみ、全ての FBC 所得が CFC 税制対象外とされていた。しかし、この取扱いについて、議会は寛容すぎるという認識のもと、1986 年の税制改正でこれを厳格化するために現在の規定が導入された。

D 高税率国免除規定

CFCの実効税率が、米国最高法人税率の90%超(2013年3月現在で31.5%超)の場合には、CFC税制が適用されない¹²²。これは、本来、米国CFC税制は低税率国に所得を移転し、米国での課税を繰り延べるような租税回避行為を防止するための規定であるため、CFCが低税率国に所在しないのであればそもそもCFC税制を適用する理由はなくなるという趣旨である。

a 計算方法

高税率免除規定は、CFCごと、かつ、合算対象所得ごとに適用される。つまり、CFC全体の実効税率を計算するのではなく、所得の種類毎(Item-by-Item)に算出する。これはインカムアプローチを採用しているためであるが、この仕分けはCFC税制上で計算される所得の仕分けよりさらに細分化されている。例えば、FPHC所得は受動的FPHC所得(Passive FPHC Income)とそうでないFPHC所得の二種類に分けられる。その二種類の所得はさらに細分化され、例えば受動的PFHC所得は5種類の所得に細分化され、そうでないFPHC所得は3種類の所得に細分化される。仕分けられた所得ごとに外国租税負担額を振り分け、最終的には各所得毎に実効税率を計算して高税率免除規定の適用性を判断する。以上の説明をまとめると以下の手順となる。

- 1) CFC税制が適用される合算対象所得の仕分け
- 2) 1)で仕分けられた合算対象所得ごとに関連する外国租税負担額の特定
- 3) 合算対象所得ごとの実効税率の算出
- 4) 米国最高法人税率の90%超かどうかの検証

以下において簡単な例を用いて説明する。

所得Aが100ドル、所得Bが200ドルとする。所得AとBにそれぞれ振り分けられた外国税額は40ドルと60ドルとする。実効税率は所得の種類毎に計算するため、所得Aの実効税率は40%(40/100)、所得Bの実効税率は30%(60/200)となる。高税率免除規定により所得AはCFC税制が適用されないが、所得BはCFC税制が適用される。所得AとBを一緒に考慮すると33.3%(100/300)の実効税率だが、高税率免除規定は所得の種類毎に適用されるため所得Aのみが適用除外となる。

b デミニマス基準及び完全算入規定との関係

上記のデミニマス基準と完全算入規定は、高税率免除規定を適用する前に考慮される¹²³。よって、デミニマス基準によってCFC税制自体が不適用となった場合、高税率免除規定を考慮する必要はない。

一方、完全算入規定により全ての所得がSubpart F所得として取り扱われた場合、全ての所得を考慮して高税率免除規定を適用する。よって、完全算入規定が適用されるかどうかにより、実効税率に影響を与え、結果的に高税率免除規定の適用を左右することにもなりかねない。

¹²²従来は、納税者がCFCを使って海外で事業を行なっている「重要な目的(significant purpose)」が節税ではないという事実を立証すればCFC税制が不適用となる規定であった。重要な目的が節税ではないという立証をする際に、外国での租税負担額などを考慮する必要はなかった。しかし、議会はこのテストは主観的で実務上の適用が難しいことから、1986年の税制改正により、比較的簡易な客観的テストとして現行の高税率国免除規定が導入された

¹²³ Reg. 1.954-1(a)(3) and (5)

例えば¹²⁴、以下のような所得が発生したとする。

FBC 所得	\$75	32%
普通所得	\$25	20%
合計	\$100	29%

まず、完全算入規定の適用を検討する。FBC 所得(75ドル)が総所得(100ドル)の70%を超えるため、25ドルの普通所得も FBC 所得として取り扱われる。次に高税率免除規定を適用することになるが、普通所得も FBC 所得として実効税率を計算するため、全体の実効税率は29% ($32\% \times 3/4 + 20\% \times 1/4$)となり、31.5%超とはならないため高税率免除規定は適用しない。なお、FBC 所得だけを考慮するのであれば実効税率が32% (厳密には FBC 所得は細分化されそれぞれの分類ごとに実効税率が計算されるが、便宜上全て同じ分類の所得と想定する)のため、高税率免除規定に該当し CFC 税制が適用されないはずであった。

以上のような税務上の思わぬ不利な結果を防止するために、財務省規則には緩和措置が設けられている。この緩和措置により、FBC 所得の90%超が高税率免除規定に該当するのであれば、高税率免除規定の選択を行い、完全算入規定により FBC 所得とみなされる所得も FBC 所得から除外することができることになった。もちろん、90%超のテストを行う際には、完全算入規定により FBC 所得とみなされる所得は無視される¹²⁵。

この緩和措置を上記の例に当てはめると、75ドルの FBC 所得の100% (つまり90%超の FBC 所得)が高税率免除規定に該当するため、75ドルの FBC 所得はもちろんのこと、完全算入規定によって FBC 所得としてみなされる25ドルの普通所得も上記の緩和措置により、FBC 所得から除外することができる。

E 事業活動基準

FPHC 所得は、原則として資産性所得であるがゆえに CFC 税制が適用されることとなるが、FPHC 所得で事業活動に関連する所得については CFC 税制の適用から除外される。特に、賃貸料、使用料、金融活動に係わる所得について、以下のとおり事業活動基準が規定されている。

a 賃貸料

CFC が賃貸人として以下の資産を賃貸して第三者から受け取る場合は、事業活動基準に該当する事業活動を行っていることとみなされ、CFC 税制の適用が除外される¹²⁶。

CFC が製造・生産する資産¹²⁷

CFC が製造または生産する、及び CFC が取得して多大な付加価値をつけるような資産。ただし、CFC が製造、生産、取得して付加価値をつける事業活動を定期的に行っていないと見なされる。

不動産¹²⁸

CFC が所有する不動産で、その役員または従業員を使って能動的及び実質的な管理、運営機能を行うもの。

¹²⁴ Former Temp Reg. 4.954-1(b)(5), Illustration (Step 6)

¹²⁵ Reg. 1.954-1(b)(1)(ii) and (d)(6)

¹²⁶ 財務省規則 1.954-2(b)(6), (c)

¹²⁷ 財務省規則 1.954-2(c)(1)(i)

¹²⁸ 財務省規則 1.954-2(c)(1)(ii)

動産¹²⁹

CFC が、通常、能動的事業活動上で使用する動産で、一時的に使用されていない間にリースされる動産。

マーケティング活動に係わる資産¹³⁰

CFC がマーケティング活動を行う上で賃貸する資産。ただし、マーケティング事業等に従事し、それらを行う国に駐在する役員又は従業員を通じて、CFC が当該国でマーケティング事業等に定期的に従事する組織を維持及び運営する場合のみに適用される。また、マーケティング組織も賃貸料と比較しても実質的なものである必要がある。賃貸料に係る費用が賃貸料の 25%以上であれば実質的なものであるとみなされる¹³¹。この適用除外規定は基本的にリースする資産を売り込む CFC を対象としている。

b 使用料

CFC が第三者に対し以下のような資産の使用許諾を行い使用料を受け取る場合、事業活動基準に該当する事業活動を行っているとはみなされ、CFC 税制の適用が除外される¹³²。

CFC が開発、創作、生産する資産¹³³

CFC が開発又は創作する、及び CFC が取得して多大な付加価値をつけるような資産。ただし、CFC が開発、創作、取得して付加価値をつける事業活動を定期的に行っていないとみなされる。

マーケティング活動に係わる資産¹³⁴

CFC がマーケティング活動を行う上で使用許諾される資産。ただし、マーケティング事業等に従事し、それらを行う国に駐在する役員又は従業員を通じて、CFC が当該国でマーケティング事業等に定期的に従事する組織を維持及び運営する場合のみに適用される。また、マーケティング組織も使用料と比較しても実質的なものである必要がある。使用料に係る費用が使用料利益の 25%以上であれば実質的なものであるとみなされる¹³⁵。

c 金融活動

CFC が行う適格金融活動から発生する所得は、FPHC 所得から除外される¹³⁶。この優遇措置の対象となる CFC は、事業の大部分が金融活動に費やされ実質的な金融活動を行う会社となる¹³⁷。「大部分」となる要件の一つとして 70%超の CFC の総所得が非関連会社との金融取引であることが必要である¹³⁸。この優遇措置により所得の種類に係わらず金融活動要件を満たせば FPHC 所得の取扱いを回避できることになった。この措置は 1997 年に一時的な優遇措置として導入され、

¹²⁹財務省規則 1.954-2(c)(1)(iii)

¹³⁰財務省規則 1.954-2(c)(1)(iv)

¹³¹財務省規則 1.954-2(c)(2)(ii)

¹³²財務省規則 1.954-2(b)(6), (d)

¹³³財務省規則 1.954-2(d)(1)(i)

¹³⁴財務省規則 1.954-2(d)(1)(ii)

¹³⁵財務省規則 1.954-2(d)(2)(ii)

¹³⁶内国歳入法典 954 条(h)(1)

¹³⁷内国歳入法典 954 条(h)(2)(A)

¹³⁸内国歳入法典 954 条(h)(2)(B)(i)

当初は 1997 年から始まる事業年度のみに適用されていた。その後、数回延長され、2013 年末まで延長されている¹³⁹。

F 所在地国基準

事業活動基準は原則として第三者との取引が想定されているが、所在地国基準は関連会社との取引を対象とする適用除外規定である。この所在地国基準の対象となる所得は、配当、利息、賃貸料、及び使用料である。

配当と利息については以下の 2 つの要件を充たさなければならない¹⁴⁰。

- 関連会社が法人として CFC の設立国と同じ国で設立されていること
- 関連会社によって事業に使用されるかなりの資産が設立国に所在すること

賃貸料と使用料については以下の 2 つの要件を充たさなければならない¹⁴¹。

- 関連会社が法人であること
- CFC の設立国で使用される資産に対する支払いであること

G Look-through ルール

所在地国基準を緩和させたのが Look-through ルールである。所在地国基準と同じく対象となる所得は、配当、利息、賃貸料、及び使用料である。ただし CFC 設立国に係る要件がなく、関連会社である CFC から受け取る対象所得が FPHC 所得から除外されるという規定である¹⁴²。なお、対象所得が関連会社の Subpart F 所得又は ECI 所得(米国事業関連所得)に帰属する又は配賦される所得であってはならない¹⁴³。つまり受取所得は海外事業に関連するものであることが要件となっている。

この措置は 2005 年に一時的な優遇措置として導入されたもので、当時の議会は関連会社間の海外収益の移転に対して海外諸国は通常課税をしないという取扱いに着眼し、米国多国籍企業を国際競争の観点から同等の立場で競争できるような環境整備の一環とされていた。その後、数回延長され、2013 年末まで延長されている¹⁴⁴。

03 改正に向けた議論・動向

1 無形資産の海外移転に対する制度の議論・動向

オバマ大統領の 2013 年度予算案

米国では無形資産の海外移転による所得の海外流出が大きな問題として認識されており、従来、移転価格税制で捕捉していたが、防止策としてはあまり機能していないという懸念があることから、CFC 税制を強化することにより捕捉を図ろうとしている。提案段階であるが、2013 年度予算案ではオバマ大統領は、海外に移転した IP に帰属する超過利益を、CFC 税制を使って米国で課税する仕組みの導入を検討している。Subpart F 所得の枠を拡大し、低税率国に移転された IP から発

¹³⁹ The American Taxpayer Relief Act of 2012

¹⁴⁰ 内国歳入法典 954 条(c)(3)(A)(i)

¹⁴¹ 内国歳入法典 954 条(c)(3)(A)(ii)

¹⁴² 内国歳入法典 954 条(c)(6)

¹⁴³ 内国歳入法典 954 条(c)(3)

¹⁴⁴ The American Taxpayer Relief Act of 2012

生ずる超過利益を米国で課税することにより海外に IP を移転させるインセンティブを減らすのが目的である。

提案されている制度内容は、移転先の実効税率を基に合算対象額を算定する仕組みとなっている。予算案によると移転先の実効税率が 10%より低い場合は IP からの超過利益の 100%が合算対象所得となる。実行税率が 15%超の場合は CFC 税制の対象とならない。実効税率が 10%から 15%までの場合は合算対象所得がその枠内で段階的に減額されていく(例えば 12.5%であれば超過利益の 50%が合算対象所得となる)¹⁴⁵。

キャンプ議員による国際課税制度改正案 (Discussion Draft)

その他、所得の海外移転に関しては、デイビット・キャンプ議員による改正案がある。現下院税制委員会(House Ways and Means Committee)の議長であるキャンプ議員が 2011 年 10 月に公表した税制改正案は、国際税制改正の Discussion Draft という位置づけで、現在米国で盛んに議論されている抜本的税制改正の改正案の中で最も具体的な国際課税制度の改正内容を含んでいる。

この改正案にも米国多国籍企業による低税率国への所得の海外移転が懸念事項として含まれており、特に、無形資産の海外移転による米国の課税ベースの圧縮が指摘されている。その防止のために 3 つのオプションがキャンプ議員による改正案の中で提案されており、CFC 税制に関連するものが多く含まれている。その概要は以下のとおりである。

(a) Option A - 無形資産から生ずる超過利益に対する課税

最初のオプションは、オバマ政権による 2011 年度と 2012 年度の予算案に含まれていた提案を基にしており(上記の 2013 年度の予算案も実質的には 2011 年度と 2012 年度予算案から持ち越したもの)、CFC に移転された無形資産に関連して CFC で生じた所得が新規の Subpart F 所得として米国で合算課税されるという案である。

合算対象となる所得は、1) 対象無形資産の有無、2) 超過利益、及び 3) 当該所得が生ずる国の実効税率、の 3 つの要素を基に判定される。

対象無形資産は現行制度と同じく、内国歳入法典 936 条(h)(3)(B)に基づき判定される。超過利益は無形資産から生じた所得で、関連費用の 150%を超える所得である。この所得が生ずる国の実効税率に関しては税率が 10%以下の場合は全額合算され、15%以上であれば全額免除される。10%から 15%までの場合、その一定割合が合算対象となる。

(b) Option B - 低税率国で生ずる非事業活動所得に対する課税

二番目のオプションは、事業活動以外から発生する海外所得で 10%以下の実効税率で課税を受ける額を新規の Subpart F 所得として米国で合算課税するという仕組みである。合算課税を回避するには、CFC がその設立国内に事業拠点を設け、設立国内のマーケットに係る事業の所得を稼得しなければならない。実効税率は米国税法に基づき計算された海外所得を基に算定される。

(c) Option C - 外国無形資産関連所得に対する課税と国内無形資産関連所得に対する優遇措置

¹⁴⁵ 2013 年度予算教書より Tax Currently Excess Returns Associated with Transfer of Intangibles Offshore

三番目のオプションは、国外の無形資産より発生する所得を新たに **Subpart F** 所得として米国で合算課税する一方、国内の無形資産から発生する外国源泉所得は **15%**の軽減税率で課税するという仕組みである。

まず、新規の **Subpart F** 所得は国外の無形資産より発生する所得で **Foreign Base Company Intangible Income** と呼ばれる。主に、資産の売買、消費、処分、又は役務提供による所得で無形資産に帰属する所得を含む。**Option A**と同様に、対象無形資産は原則として内国歳入法典 **936条(h)(3)(B)**で規定されるが、無形資産に帰属する所得の具体的な算出法については説明されていない。

このオプションは他の **2**つと異なり、所得の海外移転の防止のみならず、国内で発生する無形資産関連所得に対して優遇措置を設けることにより、米国多国籍企業が無形資産を国内に留保するように促す試みでもある。詳細は説明されていないが、これは欧州のпатентボックス税制のコンセプトを借用したものと思われる。

II. ドイツ

01 制度導入経緯

1 導入経緯・目的

ドイツ CFC 税制の中核となる部分は外国税法 (Foreign Tax Code, Außensteuergesetz/ASTG) に規定されている。所得税法、法人税法、営業税法及び租税通則法にも若干の関連規定がある。

ドイツ連邦政府による CFC 税制の立法化は 1970 年 12 月 17 日に遡る。この税制の導入背景として、いわゆる「中間会社」(「ベース・カンパニー」) を利用した節税スキームが当時ドイツの納税者の間で一種の流行となっており、これを立法者が問題視したことがある。中間会社とは、国外から獲得する所得に対する納税義務を回避するためにタックスヘイブン国(軽課税国)に設立された法的に独立した会社であり、実体のある事業活動を何ら行っていない会社である。

こうした中間会社は、独立した納税主体であるため、原則として、これらの会社によって生み出された所得はドイツ本国にいる株主における課税に服さないこととなる。すなわち、ドイツにおける課税は、ドイツの株主が配当を受ける時点まで繰り延べられる。

ドイツの立法者はこうした中間会社を利用したスキームを封じるための様々な方法を検討したが、ドイツ国内税制はともかくとして、とりわけ、国際税務ないし当時外国と締結していた租税条約上の課税ルールを検討する必要があるがあった。とりわけ、租税条約を尊重するため、ドイツ政府は、外国の中間会社の独立した納税主体としての存在を是認することを決めた。これにより、外国の中間会社は、ドイツ株主の恒久的施設又は他の何らかの課税対象実体としては取り扱われないこととなった。

そのため、CFC 税制による中間会社が獲得する所得に対する課税は、中間会社からドイツの株主に対する配当の分配を可能な限り早い時点で擬制することによって、株主レベルで行うこととされた。具体的には、ドイツの国内法上は、所得税法の配当課税を外国税法にも適用して CFC に課税を行うこととした。すなわち、外国の中間会社で実現された所得が、翌事業年度において、ドイツ株主に対して擬制配当として配賦されるものとして課税を行うのである。

このようなアプローチをとることによって租税条約への抵触が回避されたと言われている。なぜなら、租税条約は外国の中間会社に対するドイツの課税権の行使を制約しているのであって、ドイツ株主(ドイツ国内で国家による課税権の制限を受けない「無制限納税義務者」)に対する課税を制約するものではないからである。

CFC 税制を規定する外国税法は、長い議論の末、最終的には専門委員会の法案をベースとして 1972 年 9 月 8 日に施行された。その導入以来、継続的に改正が行われているが、いずれも断片的なものである。外国税法の内部においても、また、他の税法による規制との関連においても、多数の体系的な空白や不一致があるが、それでも CFC 税制の全面改正はいまだかつて行われていない。

2 特定の手法となった理由

インカムアプローチ

ドイツの CFC 税制はエンティティアプローチではなく、インカムアプローチを採用している。これは、中間会社によって獲得された所得の全てを CFC ルールによる課税対象とするのではなく、特定の受動的な性格を有する所得(以下「受動的所得」という。)のみを課税対象とすることを意味する。中核となる規定は外国税法 8 条 1 項の「能動的所得」のリストであり、これによって、中間会社の所得で、法が明確に列挙する能動的な事業活動に由来する所得に関連する能動的な性質を持つ

所得に該当しない限りは、全て **CFC** 課税の対象となる。後述するとおり、ここでいう能動的所得の定義はいくつもの例外や例外の例外によって規定されている。

なお、エンティティアプローチは原則として外国会社の全ての所得を課税対象とするものであるため、インカムアプローチと比較して柔軟性に欠け、非合理的な課税を導く可能性があるという欠点があるが、これは、全ての課税は公平かつ平等に納税者の実際の担税力に沿うものでなければならぬというドイツ税法の根底にある原則に抵触するものである。かかる公平平等な課税の原則はドイツ基本法(憲法)3条に定める平等取扱原則に由来するものである。

一方、採用されたインカムアプローチの欠点は、これによってドイツの **CFC** ルールが極めて複雑なものとなったことである。しかしながら、規定の複雑性は **CFC** ルールに限らずドイツ税法そのものに内在する問題であり、国内においてこれが重大な否定的側面としてみなされているわけではない。

配当免税制度との関係

ドイツはいわゆる資本参加免税を導入し、国外から受け取る配当についても国内で受け取る配当と同様、**95%**非課税としているが、**CFC** ルールにより合算課税対象となる所得は「擬制的な配当所得」であって配当所得そのものではないという整理により、資本参加免税の適用対象とはしていない。したがって、配当利益が原則非課税扱いとなった現在、**CFC** 課税が行われた利益を原資とする配当が実際に分配された場合に、**CFC** 課税相当分が還付されるべきではないかという誤った印象を得やすいが、会社が実体のない外国の会社に利益をプールした時にこれに対して課税を行いつつ、配当自体については非課税とする「配当非課税取扱い」は矛盾するものではないとされている。

その他基本的な課税要件

CFC ルール適用の基本的な課税要件の一つである外国会社の税負担率(トリガー税率)については、**1972** 年の **CFC** 税制導入以来、**2000** 年まで **30%**とされていた。しかし、ドイツの法人税実効税率が従来の **40%**(留保利益の場合)から **25%**に引き下げられた際に、合わせてトリガー税率も **25%**に引き下げられた。

ドイツの法人実効税率は、過去 **40%**又はより高い税率であったため、**30%**又は **25%**というトリガー税率は、課税ベースの国外シフトに対抗するためのある種の裁定課税制度とみなされていた。**2008** 年の企業税制改革により法人税率は **15%**に引き下げられたが、それでもなお、法人税の付加税である連帯付加税と地方税である営業税の税率を加味した法人実効税率は約 **30%**となっている。この約 **30%**という比較的高い法人実効税率が今でもなお **25%**というトリガー税率の水準の合理的根拠であるとされている。**25%**というトリガー税率は、欧州諸国の法人税率が引き下げられている中において見直しの必要があるかもしれないが、具体的な改正議論とはなっていない。

02 制度内容

1 制度適用要件

一般的な **CFC** ルール

原則として、以下の **3** つの要件が満たされる場合、外国会社の持分を有するドイツ居住者たる納税義務者(以下「ドイツ居住者」)に **CFC** ルールが適用される(外国税法 7 条 1 項)。

- 外国会社(ドイツ国内に設立地も管理支配地も有しない会社¹⁴⁶)の持分の50%超が一又は複数のドイツ居住者に保有されていること。
- 外国会社が一定の受動的所得を得ていること。
- 受動的所得が25%未満の実効税率をもって課税されていること。

上記の1つ目の要件(支配要件)における保有比率の判断にあたっては、ドイツ居住者のみならずその一定の関連者が保有する持分も考慮される。また、議決権ベースで50%超の持分を保有する場合も含まれる。持分比率判定のタイミングは、当該外国会社の、受動的所得が獲得された事業年度の終了時点である。ドイツ居住者が直接に保有している場合だけではなく、他のパートナーシップを介して、あるパートナーシップの構成員であって、当該パートナーシップが外国会社に対する出資持分を有する場合にも、ドイツ居住者による当該外国会社に対する出資があるものとみなされる。さらに、ドイツ居住者の指示に従うことが義務付けられている者、または、自身の重要な裁量なくドイツ居住者の指示に従って行動する者が保有する持分や議決権も、当該ドイツ居住者によって保有されているものとみなされる。

「より厳格な」CFCルール

「受動的投資所得」を獲得する外国会社に関しては、「より厳格な」CFCルールが適用される¹⁴⁷。

外国会社が「投資の性格を有する受動的所得¹⁴⁸」(以下、「受動的投資所得」という。)を獲得しており、一のドイツ居住者が当該外国会社の持分の1%以上を保有している場合、当該受動的投資所得は当該ドイツ居住者において合算課税の対象となる。

さらに、外国会社が獲得する総所得がもっぱら又はほとんどもっぱら受動的投資所得に関するものである場合には、当該会社の株式が大規模かつ定期的に株式市場で取引されている場合を除き、一のドイツ居住者が保有する持分が1%未満であったとしても、当該受動的投資所得は当該ドイツ居住者において合算課税の対象となる。

2 対象納税者

上記の基本的な課税要件が満たされる場合、外国会社に対して持分を有する各ドイツ居住者(個人及び法人)がCFC税制の適用対象となる。すなわち、上記「一般的なCFCルール」については、複数のドイツ居住者が保有する外国会社の株式の保有割合が合計で50%超となれば、個々の持分割合にかかわらず、外国会社に対する持分を有する全てのドイツ居住者においてCFC税制が適用される。受動的投資所得に関する「より厳格な」CFCルールについては、支配要件がないため個別に判定し、あるドイツ居住者が外国会社の持分を1%以上保有している場合には(場合によっては1%未満しか保有していない場合であっても)CFCルールの適用対象となる。

なお、外国会社の受動的所得は、外国会社に対して持分を有する各ドイツ居住者において、その名目資本に対する保有持分の割合に応じて合算される。外国会社の利益分配が名目資本に対する持分割合と異なる場合、又は、外国会社が名目資本金額を有しない場合は、利益分配割合に応じて合算所得が計算される。

¹⁴⁶ 「会社」には、ドイツ法人税法の適用対象となるような「人的結合」や財団も含まれる。

¹⁴⁷ 外国税法7条6項

¹⁴⁸ 「受動的投資所得」とは、原則として、資金、債権、証券、出資又はこれに類する資産の保有、管理、価値の維持又は運用によって生じる所得をいう。

3 外国会社の定義

CFC ルールは上記の3つの基本的な課税要件に従って適用されるため、外国会社(CFC)の定義自体はあまり重要ではない。外国会社とは、ドイツ国内に設立地も管理支配地も有しない資本金会社、人的結合、財団等をいい、その持分がドイツ居住者によって保有されている場合、当該外国会社に対して CFC ルールが適用される可能性がある。

4 CFC 税制の対象となる所得

CFC 税制の対象となる所得の種類

A 合算対象となる所得(受動的所得)

外国会社が「その獲得する一定の所得に関して「中間会社」(intermediary company、Zwischengesellschaft)に該当する場合」に、当該所得に対して CFC ルールによる合算課税がなされる¹⁴⁹。税法は、どのような場合に「中間会社」に該当しないかを、一定の能動的活動を列挙することによって規定し、これをもって、間接的な形で受動的所得を定義している。

外国会社の行う活動が税法の列挙する能動的活動リストのいずれのカテゴリーに該当するかを判断するに際しては、「機能的観点」(Funktionale Betrachtungsweise)を用いなければならないとされている。基本ルールとしては、ある所得を構成する事業収入及び事業支出が一の活動と経済的連関を有する場合、当該所得は当該活動に由来するものとされる。より具体的には、事前事後の活動又は補助的活動は主たる活動に帰属するものとされる。

能動的活動から生じる所得のリストを以下に要約する。所得のカテゴリーによっては、原則として能動的所得としながら、一定の場合に受動的所得になるというように再分類規定があるもの、さらには、いったん受動的所得として再分類されるものを再び能動的所得に分類する規定がある点に注意されたい。

合算対象とならない所得(能動的所得)	左記のうち例外的に合算対象となるもの(受動的所得として除外されるもの)
1. 農林業から生じる所得	-
2. 物品の製造、加工、仕上又は組立、エネルギー生産及び地下資源の探鉱及び算出から生じる所得	-
3. 銀行業又は保険業のうち、その事業のために商業的に適切な施設を備えているものから生じる所得	取引が主として、当該外国会社の持分を有するドイツ居住者又はその関連者との間で行われている場合
4. 商品売買から生じる所得	以下のいずれかの場合 ① 当該外国会社の持分を有するドイツ居住者、又はその関連者(ここで生じる所得がドイツ国内で課税されるものに限る。)が、売買対象商品の処分権を当該外国会社のために取得する場合 ② 当該外国会社が上記の納税義務者又は関連者のために商品の処分権を取得する場合 ただし、上記の除外規定は、当該外国会社

¹⁴⁹ 外国税法 8 条 1 項

	<p>が一般市場への参加のもと当該商取引のため商業的に適切に備えられた事業施設を保持していること、及び、当該取引の準備、締結及び実行に属する活動を上記の納税義務者又は関連者の協力なしに実行していることを納税義務者が証明する場合には適用されない。</p>
<p>5. 役務の提供から生じる所得</p>	<p>以下のいずれかの場合</p> <p>① 当該外国会社が、当該役務の提供のため、無制限納税義務者(ドイツ居住者)で当該外国会社の持分を有しているもの又はその関連者(提供される役務に対する寄与から生じる所得がドイツ国内で課税されるものに限る。)の協力を得ている場合</p> <p>② 当該外国会社が上記の納税義務者又は関連者に対して当該役務の提供を行っている場合(ただし、当該外国会社が一般市場への参加のもと当該役務の提供のために備えられた事業施設を保持しており、かつ、当該役務の提供に属する活動を上記の納税義務者又は関連者の協力なしに実行していることを納税義務者が証明する場合を除く。)</p>
<p>6. 賃貸から生じる所得</p>	<p>① 権利、図面、模型、経験及びノウハウの使用許諾(当該外国会社が自己の研究開発作業(当該外国会社の持分を有する納税義務者又はその関連者の協力なしに行われたものに限る。)の成果を利用していることを納税義務者が証明する場合を除く。)</p> <p>② 土地の賃貸(その賃貸所得が仮に当該外国会社の持分を有する無制限納税義務者によって直接受領される場合に租税条約上免税となることを納税義務者が証明する場合を除く。)</p> <p>③ 動産の賃貸(当該外国会社が一般市場への参加のもと商業的賃貸の事業施設を保持しており、かつ、当該商業的賃貸に属する活動の全てを無制限納税義務者又はその関連者の協力なしに行っていることを納税義務者が証明する場合を除く。)</p>
<p>7. 金銭貸借から生じる所得のうち納税義務者によって次の事項が証明されるもの</p> <p>① 当該資金が、もっぱら外国の資本市場において調達されており、かつ、関連者から調達したものではないこと</p> <p>② 当該資金がドイツ国内の事業体又は恒久的施設に提供されていること、又は、ドイツ国外の事業体又は恒久的施設のうちその総所得がもっぱら又はほとんどもっぱら上</p>	<p>-</p>

記1から6の活動から獲得されているものに提供されていること	
8. 資本会社の利益の分配(配当)から生じる所得	-
9. 他の会社に対する持分の譲渡又は他の会社の清算若しくは減資により生じる所得(当該譲渡益が、当該他の会社の資産で一定の能動的活動 ¹⁵⁰ に供されているものに由来する場合に限る)	-
10. 組織再編のうち帳簿価額により行うことが認められているものから生じる所得	譲渡の場合に上記 9 の条件を満たさないような資本会社持分が当該組織再編に関係している場合

B 軽課税

CFC ルールによる合算課税は、上述の外国会社の受動的所得が「軽課税」に服する場合にはじめて適用される。現行法上、軽課税とは、外国会社の所得が 25%未滿の所得税負担に服する場合(他のカテゴリーの所得と相殺されることにより 25%未滿となる場合を除く)として規定されている¹⁵¹。

ここでの所得税負担の額は、当該外国会社からドイツ居住者又はドイツ居住者が直接又は間接に持分を有する他の会社に対して分配が行われる際に当該外国会社の所在地国によって与えられる還付請求権がある場合には、これと相殺して計算される¹⁵²。

25%以上の所得税債務を法的には負担しているが実際には徴収されていないという場合も軽課税となる。

CFC 合算課税対象所得の計算

原則として、合算課税対象所得は、ドイツの税法に従って計算する¹⁵³。複数の納税義務者がかわる場合には、税務上の選択権は当該外国会社について統一的に適用されなければならない。

合算課税対象所得の計算に際して、外国会社において当該所得について課された税及び当該所得の基礎となる資産に対して課された税は控除する¹⁵⁴。合算すべき時点において当該控除されるべき税が支払われていない場合は、実際に支払われた年度の所得から控除する。

所得がマイナスとなる場合は合算課税されない。欠損金の繰戻し及び繰越しについては原則としてドイツ税法上のルールが適用される。ある外国会社の欠損を他の外国会社の所得と相殺することはできない。

¹⁵⁰ 受動的投資所得(外国税法 7 条 6a 項)に関する活動等は除外される。

¹⁵¹ 外国税法 8 条 3 項

¹⁵² この規定は、マルタの特殊な税制に対応するために 2010 年の年次税制法によって導入された。

¹⁵³ 外国税法 10 条 3 項

¹⁵⁴ 申請により、所得からの控除に替えて外国税額控除を選択することができる(外国税法 12 条 1 項)。

合算のタイミング

法人たるドイツ居住者の場合、外国会社の合算対象所得の生じた事業年度の末日の後に終了するドイツ居住者の事業年度において当該所得が生じたものとみなされる。

なお、ドイツの法人税は賦課課税方式を採用しているが、CFC 合算課税対象所得は、通常の法人税上の査定とは別の手続きによって査定される。

5 例外規定

例外規定の要件

A 少額適用除外規定

受動的所得の収入金額が当該外国会社の総所得の収入金額の 10%を超えない場合、CFC ルールによる合算課税は適用されない。ただし、当該外国会社の受動的所得の金額が 8 万ユーロを超える場合又は一の納税義務者において複数の外国会社にかかる受動的所得の合計が 8 万ユーロを超える場合には、かかる少額適用除外規定は適用されない¹⁵⁵。

受動的投資所得に関しても、類似の少額適用除外規定がある。すなわち、受動的投資所得の収入金額が当該外国会社の全ての受動的所得にかかる収入金額の合計額の 10%を超えず、8 万ユーロ以下であり、かつ、一の納税義務者において複数の外国会社にかかる投資的性格を有する受動的投資所得の合計額が 8 万ユーロを超えない場合、受動的投資所得に関する合算課税は適用されない¹⁵⁶。

B EU 又は EEA 域内の外国会社に関する「真正たる経済的活動」の証明による適用除外規定（「動機テスト」）

後述する欧州司法裁判所のキヤドバリーシュウェップス判決の帰結として、2008 年の税制改正により、EU 又は EEA 域内の外国会社に関してのみ、新たに適用除外規定（「動機テスト」、「motive test」とも呼ばれる）が導入された¹⁵⁷。すなわち、外国会社の設立地又は管理支配地が EU 又は EEA 域内にある場合で、当該外国会社が当該国において当該所得に関して「真正たる経済的活動」に従事していたことを納税義務者が証明した場合には、当該所得は受動的所得として取り扱われない¹⁵⁸。

外国会社がさらに外国会社を子会社等として有する場合の CFC ルールの適用方法として、当該子会社等の一定の受動的所得は出資持分割合に応じて当該外国会社に配分された上で当該外国会社にかかる合算所得の計算に含めることになるが、外国会社が EU 又は EEA の域外にある場合には、その子会社等の所得に関しては上記の動機テストは適用されない。また、EU 又は EEA の域外の恒久的施設に帰属する受動的所得に関しても動機テストは適用されない。

動機テストの適用に際しては、「真正たる経済的活動」は当該外国会社の当該活動から獲得される所得のみを包含するものとされ、すなわち、アームスレングス原則（外国税法 1 条）が遵守されなければならない。

¹⁵⁵外国税法 9 条

¹⁵⁶外国税法 7 条 6 項 2 文

¹⁵⁷外国税法 8 条 2 項

¹⁵⁸ EU 指令等に基づき、ドイツとの間で租税手続に関する必要な情報の交換が担保されている国であることが前提とされる。

動機テストを規定する外国税法 8 条 2 項は、受動的投資所得に関するより厳格な CFC ルールを定める 7 条 6 項に言及していないため、動機テストによる適用除外が受動的投資所得についても（外国会社に対する持分が 1% しかない場合）適用可能かどうかについては争いがある。¹⁵⁹

例外規定の適用実務

C 少額適用除外規定

少額適用除外規定における閾値は、その規定から明らかなように、ドイツ居住者が出資している複数の外国会社の受動的所得にかかる収入金額を合算した上で判断されるため、8 万ユーロという設定は極めて低く、多国籍企業がこの規定を利用できる余地はほとんどない。

D 動機テスト

EU 又は EEA 域内の外国会社に関する「真正たる経済的活動」の証明による適用除外規定（動機テスト）については、「真正たる経済的活動」の意義が問題となるが、これについては法はこれ以上の定義を行っておらず、また課税当局は具体的な指針を示していない。

ただし、2008 年年次税制改正法により当該規定が成文化される前に、ドイツ連邦財務省は、欧州司法裁判所のキヤドバリーシュウェップス判決（後述）への対応に関する指針を提供するため通達を発しており、その内容は基本的には外国税法に組み入れられている。なお、当該通達はいかなる法的効力も有さず納税者又は裁判所を拘束するものではないが、実務上は、当該通達が、「真正たる経済的活動」の解釈指針をある程度提供しているものと考えられる。

かかる連邦財務省通達によれば、適用除外の恩恵を受けるためには納税者はとりわけ以下の事項を証明しなければならないとされる。

- 加盟国に設立地又は管理支配地を有する外国会社が、自己の事業活動の範囲でその地の市場活動に能動的、永続的、かつ持続的に参加していること。
- 外国会社はその地において、その事業活動を実行するために、永続的に、役員及びその他の従業員を雇用していること。
- 外国会社の従業員が、当該外国会社が受け持つ（経営上の）課題を独立にかつ自己の責任において果たすための資質を有していること。
- 外国会社の所得が自己の事業活動の結果として獲得されたものであること。
- 外国会社が主として関連者との間で取引を行っている場合、当該外国会社が提供する役務が役務の受領者にとって付加価値を創造するものであり、かつ、会社の資本が、創造された付加価値に対して相当の程度であること。

適用除外規定に関連する判例

E 欧州司法裁判所「キヤドバリーシュウェップス判決」

前述したとおり、ドイツ CFC 税制における動機テストは、欧州司法裁判所の「キヤドバリーシュウェップス判決」¹⁶⁰に対処するために導入されたものである。

¹⁵⁹ 2013 年年次税制改正法案において、受動的投資所得に関するより厳格な CFC ルールに関しても動機テストの適用対象とする改正案が盛り込まれていたが、2013 年 3 月 11 日現在、法案はいまだ議会を通過していない。

¹⁶⁰ 欧州司法裁判所判決 C-196/04 (2006 年 9 月 12 日)

判決は、以前の英国の CFC ルールが EU の基本的自由と抵触すると結論づけたものである。ドイツの CFC ルールは判決において直接に言及されていないが、ドイツはかかる欧州司法裁判所判決への対応として前述の動機テストを導入した。

欧州司法裁判所は、他の EU 加盟国において低税率で課税されている子会社の直接の親会社である英国の会社に対する英国の CFC 課税は「完全に人為的な取引 (wholly artificial arrangements)」のケースに対してのみ適用可能であると解釈することが可能かどうかという問題につき、英国の受訴裁定機関である特別委員会 (the Special Commissioners) に対して事案を移送した。

キャドバリーシュウェッペス社 (Cadbury Schweppes Plc、以下「CS」) は、その英国内子会社である Cadbury Schweppes Overseas Limited (以下「CSO」) を通じて、アイルランドに Cadbury Schweppes Treasury Services (以下「CSTS」) と Cadbury Schweppes Treasury International (以下「CSTI」) の二社を間接的に 100% 保有していた。このアイルランドの二社は、財務活動を遂行しており、主にグループ外からポンド又は米ドル建ての新規借入を行っていた。CSTS 及び CSTI は、ダブリンの「国際金融サービスセンター制度 (International Financial Service Centre)」の適用を受け、10% の法人所得税率が適用されていた。英国の税務当局は、CSTI の 1996 年の所得に関連し、英国の親会社である CSO に対して 860 万ポンドの課税を行った。なお、その期間、CSTS は欠損を計上していた。

英国の税務争訟裁定機関である特別委員会は、EU 法の適用に関して数多くの不明点に直面したと述べた。第一に、より有利な税制の恩恵を受けることのみを目的として他の EU 加盟国に会社を設立するに際して、CS は EC 条約上の基本的自由を濫用していたのかどうか。第二に、もし CS が単に誠実に関連する基本的自由を行使していたと考えるならば、CFC 税制はそれら基本的自由の行使に対する制約又は差別的扱いに当たるのか。第三に、仮に CSTS 及び CSTI が英国に設立されていた場合と比較してもより多額の税額を納めることにはならない点を考えると、制約はないといえるのではないか。第四に、もし英国の CFC 税制が差別的なものであるとした場合、英国以外の EU 加盟国で英国の観点から軽課税国とみなされない国に子会社を有する他の英国多国籍企業との比較を行うべきか。第五に、もし英国の CFC 税制が「営業地選択の自由 (freedom of establishment)」に対する差別又は制約を含むものであるならば、当該税制は租税回避防止を理由として正当化されるかどうか。

しかし、英国の特別委員会は、「EC 条約 43 条、49 条、56 条は、一定の条件の下、当該加盟国の居住者である会社に対して、他の加盟国の居住者であり軽課税を適用されている子会社の所得に関連して課税を行うこととする国内税制を排除しているか」というただ 1 つの論点のみを明示的に欧州司法裁判所に対してリファーした。

欧州司法裁判所はまず、本件で問題となる基本的自由は、EC 条約 43 条及び 48 条で定める (現行の EU 機能条約 49 条及び 54 条) に定める営業地選択の自由であるとした。

そして、過去の判例に言及して、自己の居住国である加盟国以外の加盟国の税務上の利点から利益を得ようとする事それ自体をもって、共同体市民 (自然人であるか法人であるかを問わない) から EC 条約の規定に依存する権利を奪うことはできないとした。また、より有利な法制度から恩恵を受けることを目的としてある加盟国に設立された会社は、そのことをもって営業地選択の自由を濫用したとみなされることはないとした。

裁判所は続けて、英国の CFC 税制は英国居住会社に税務上の不利益を与えたとした。アイルランドの子会社に対する英国の CFC 税制による課税とアイルランドの課税を考慮すると、全体としての負担税率は、仮にその所得が英国の子会社によって獲得された場合と同じである。これは、親会社に対する英国の CFC 課税が別の法人の利益に対するものであるからであって、このことは英国居住者である子会社、又は、他の加盟国で軽課税国ではない国の子会社の場合には当てはま

らない。子会社が設立されている他の加盟国の軽課税から生じるいかなる利点も、それ自体をもって、親会社の居住する加盟国に対して、親会社に対するより不利な税務上の取扱いによって当該利点を相殺することを正当化することはできない。

それでもなお、当該加盟国の税制の適用回避を目的とした「完全に人為的な取引」に明確に該当する場合には、営業地選択の自由を制約する国内法上の措置によって制約されうる。

また、他の EU 加盟国にある子会社の所得を合算して課税する CFC 税制は、親会社のある国の税制から逃れることのみを目的とする企業実務を阻止するための措置として、公共政策的観点から許容されうるが、そのような措置はバランスの取れたものでなければならず、その優先される公共政策目的を達成するために必要な範囲を超えるものであってはならないと付言している。

なお、どのような場合が「完全に人為的な取引」に該当するかについての判断指針としては、裁判所は、事務所、従業員及び設備の観点から CFC (外国会社) が物理的に存在する程度、そして、その検討の結果として CFC が現地国で「真正たる経済的活動 (genuine economic activities) を遂行する目的で「実質的な施設 (actual establishment)」に該当するかどうかという点に言及しているのみである。

F ドイツにおける判例

ドイツにおける「真正たる経済的活動」の証明による適用除外規定は上述の欧州司法裁判所「キャドバリーシュウェップス判決」を受けて 2008 年に新たに導入されたものであり、これを直接に取り扱う重要な国内判例は未だ見受けられない。

ただし、「キャドバリーシュウェップス判決」以降に下された判決として、アイルランドで保険業を営む子会社の所得がドイツ CFC 税制上の受動的所得に該当するかどうかの問題となった事案として、2010 年の連邦税務裁判所 (ドイツの税務訴訟における最終審) による判決がある¹⁶¹。

この事案では、ドイツ企業のアイルランド子会社は保険業を営んでおり、その業務の全てを同じくアイルランド居住者である関連会社にアウトソースしていたが、連邦税務裁判所は、「真正たる経済的活動」の証明による適用除外規定は問題とせず、当該アイルランド法人の所得は、能動的所得のリストに基づき、受動的所得には当たらないとした。

本件判例によると、保険業を営むドイツ企業は、アイルランドのダブリンの国際金融サービスセンターにある子会社を通じて国際的な再保険ビジネスと展開しており、当該アイルランド子会社は、金融保険取引を行う会社として、法人所得税に関して 10% の特別税率の適用を許可されていた。しかし、アイルランド子会社の実際の事業活動の遂行は、マネジメント契約に基づき、グループ内のサービス会社に委託していた。これに対しドイツの親会社の管轄税務署は、アイルランド子会社に残存するオペレーションは受動的なものであるとみなし、CFC ルールに基づき、その子会社の留保利益をドイツの親会社の所得に合算して課税した。

しかし、連邦税務裁判所は、アイルランド子会社は能動的な事業を営んでいたとして、ドイツ親会社の主張を支持した。アウトソース先の関連会社の事業活動は当該アイルランド子会社の統括管理下にあり、当該アイルランド子会社は、保険業を運営するためのライセンスを保持し続け、保険会社に要求されるその他の条件を満たし続けていたからである。さらに、マネジメントや、外部委託に関する活動及び顧客との契約は日常的に当該アイルランド子会社側に残されていたが行っており、その活動は見せかけだけのものではなく、業務受託者によって提供される相応の施設の下で遂行されていた。したがって、CFC ルールの目的を回避するものではないとした。

¹⁶¹ BFH v. 13.10.2010, I R 61/09

6 無形資産の移転と CFC 税制

無形資産が国外へ移転する場面に対するドイツ税制上の措置としては、無形資産が移転する時点における課税と移転後の課税を分けて考える必要がある。

無形資産が移転する時点における課税は、後述する機能移転課税によって捕捉される。機能移転課税は、「機能」に含まれる IP あるいは無形資産全般について、これが国外の関連者に移転する場合に、一定の対価の計算を要求し、譲渡益課税を行うものである。

国外の関連会社に無形資産が移転した後の課税としては、CFC ルールによって、一定の場合、外国会社の無形資産関連所得がドイツ本国で合算課税される。外国税法 8 条の能動的所得のリストにおいて、賃貸から生じる所得は原則として能動的所得として取り扱われる一方、権利、図面、模型、経験及びノウハウの使用許諾については、一定の条件を満たす場合にのみ能動的所得として取り扱われる。すなわち、納税義務者が、当該外国会社が自己の研究開発作業(当該外国会社の持分を有する納税義務者又はその関連者の協力なしに行われたものに限る。)の成果を利用していることを証明できる場合にのみこれらの無形資産の使用許諾から生じる所得は能動的所得に該当し、合算対象所得から除外される。この規定により、研究開発拠点として実体のある外国会社のみを CFC ルール上、能動的なものとして取り扱うことを意図している。

03 執行状況

1 統計

ドイツ連邦財務省その他公的又は私的機関からも、ドイツ CFC 税制に関連する統計は出されていない。

また、税務訴訟の多いドイツであるが、CFC 税制が裁判所で問題とされるケースはほとんどない。CFC 税制はその複雑性、不明確性、及びその税務上の帰結の重大さゆえに、納税者に抑止効果を与えていると考えられる。また、移転価格税制等の他の外国税法に関する論点と同様に、税務調査の中で当局との交渉で解決されているものも多いとも考えられる。一方で、CFC 税制の規定が複雑であり、適用要件が充足しているかどうかの判断の基礎となる事実は外国で実現するものであることから、経験豊かな税務調査官をもってしても、法的観点からも、事実認定の観点からも、CFC ルールの適用を事実上困難にしているといえる。

2 メディアにおける CFC 税制

テレビ、ラジオ、日刊紙及び雑誌においてドイツの CFC 税制は滅多に取り上げられない。特に、個人ではなく企業としての納税者に関する記事は、数年遡ってもほとんど見当たらない。個人の納税者による脱税あるいはドイツから特にスイスへの移転についてはメディアにおいてしばしば注目を集めている。とりわけ 2012 年後半には、課税を免れた利子所得その他の投資所得に対する課税の確保を目的として交渉が進んでいたスイスとドイツとの間の協定が、ドイツの上院(連邦参議院)の反対により失敗に終わったことがメディアにおいて数ヶ月にわたって大きく取り上げられていた。しかしながら、ここで取り上げられる税の問題は企業とは無縁のものであり、世間からはもっぱら個人納税者に関連する問題であると見られている。

たしかに、過去数年間、「Report」や「Monitor」といった公共放送局 ARD で放映されているテレビ政治番組では、ドイツにおける課税所得の低下や、多国籍企業、とりわけ IKEA による国際的な

タックスプランニングが取り上げられることもあったが、放送内容は世間一般に響くものではなかった。

ごく最近では、複数の多国籍企業の英国における納税額ないし所得配分額が低いという英国政府に対する批判がドイツにおいても取り上げられている。この批判はドイツの財務大臣からも部分的に支持されている。ここで批判の対象とされているのは、特に、**Starbucks**、**Google**、**Apple**といったグローバルに事業展開する米国系企業である。ドイツを代表する日刊紙であるフランクフルト・アルゲマイネ新聞 (FAZ) 及び代表的な経済紙であるハンデルスブラットは、これらの多国籍企業のドイツの子会社に対する調査をして記事にしている。ドイツの会社は全て「電子連邦官報」を通じて毎事業年度の売上や利益をはじめとする財務情報を開示しており、一般に入手可能である。

FAZ とハンデルスブラットの記事で示された財務数値は特にネガティブなものではなかった。売上はそれほど大きくないものの、調査対象とした会社の利益率は相当程度高いものであり、したがって、これらの記事は世間の耳目を集めるというほどのものにはならなかった。

もう一つ、税に関わるニュースとしては、キプロス及びキプロス系銀行に対する EU の財政援助がある。しかしこれは、ドイツ世論及び税務当局が、租税回避を行っているロシア人投資家に利益を与えるものとみなしたことに端を発するものであり、やはりここでも、ドイツの CFC 税制が問題とされることはなかった¹⁶²。

04 税制改正に向けた議論・展望

1 一般的な議論・動向・背景

ドイツ CFC 税制に関する改正議論で唯一具体的なものは、受動的投資所得に関する「より厳格な CFC ルール」に関しても動機テストの適用対象とすべきという議論であり、これに関しては 2013 年年次税制改正法案において改正案が盛り込まれていたが、ねじれ国会のなか、2013 年 3 月 11 日現在、法案ははまだ議会を通過していない。

CFC 税制に対する納税者サイドからの批判としては、トリガー税率を見直すべき(世界的な法人税率の低下傾向を考慮すべき)、外国会社から配当を受領した場合の二重課税を排除すべき、制度(条文)が複雑すぎる(例外の例外の例外等)、納税者の立証責任が重すぎる、能動的活動のリストが古い、少額適用除外ルールの閾値が低すぎる、営業税についても外国税額控除を認めるべきといった声があるが、具体的に改正案につながるレベルまでには至っていない。

2 無形資産の海外移転に対する制度の議論・動向

原則として、IP その他の収益源から生じる所得の国外へのシフトを防止するためのドイツ税務当局及び政府によるアプローチは、ドイツ国内税法の改正ではなく、国際的な企業税制の発展に重点をおいている。ドイツ政府は、特に国際的な企業税制に関する OECD と EU における努力に注目している。ドイツはまた、アグレッシブなタックスプランニングを可能としている寛容な税制を提供する国を直接攻撃している。

この点での最新の例は付加価値税に関するものである。付加価値税は EU 全体で統一された制度をベースにしているが、各加盟国の裁量に委ねられている部分もあり、なかでも、付加価値税率は各加盟国によって定められる。ルクセンブルクは電子書籍の販売にかかる付加価値税率を

¹⁶² ときどき、大手会計事務所や弁護士事務所の税務専門家がハンデルスブラットや FAZ の週間ないし月間コラム欄の中で、CFC 税制に触れることはあるが、極めてまれに見られるにすぎない。

2012年に15%から3%に引き下げた。EUの現行のルールでは電子書籍の最終消費者に対する販売に関する付加価値税上の課税地は販売者の所在する国とされている。したがって、電子書籍販売を行う企業としては、付加価値税率の低いルクセンブルクの法人からEU各国の最終消費者に対して電子書籍販売を行うというスキームが有利である。これに対してドイツは、まず、2015年に予定されているEUレベルでの課税地ルールの変更¹⁶³を確実なものとし、さらに、欧州委員会に働きかけ、ルクセンブルクは電子書籍販売にかかる付加価値税率を直ちに引き上げよという要請を行わせた。

法人税の分野では、ドイツの税制改正案は、ドイツの課税ベースの侵食につながるライセンスング・ストラクチャーやハイブリッド・エンティティに対抗する措置に重点を置いている。

ライセンスング・ストラクチャーに関しては、既存の機能移転課税ないし一般の移転価格税制に対する微調整が行われる見込みである。無形資産が移転した後に移転先において獲得される所得を追跡する能力の改善が目指されている。ハイブリッド・エンティティに関しては、他国の税務当局とのバイラテラルな協議(租税条約交渉、個別の相互協議、または非公式の情報交換)を通じて、エンティティの税務上の取扱いに関するコンフリクトの防止に努めている。

加えて、ドイツはその税務上の文書化規定についてその実務への実際の適用に関連して強化を試みている。とりわけ、2003年に導入された移転価格文書化ルールが、実務において完全なる透明化又は少なくとも最大限の透明化を達成する形で適用される方向に向かっている。ドイツ税務当局は、移転価格文書化報告書が関連者間取引内容を十分に透明化していないとしてこれを却下する傾向が強くなり、文書化報告書を超えて、国外の関連者からの書類の提出を求めることが多い。また、移転価格のベンチマーク・スタディに対しても極めて挑戦的である。ベンチマーク・スタディが当局によって受け入れられるのは、それが例えばライセンスングに関して、同一または非常に類似する業種の同一または非常に類似する機能・リスク・プロファイルにおける真のコンパラブルを提供している場合に限られる。汎用されているデータベースに基づく一般的なスタディは多くの場合税務調査において攻撃対象となり、却下され、当局による推定課税に取って代わられる。

ドイツ連邦財務大臣ヴォルフガング・ショイブレの広報担当官は、最大限の透明化を達成するための税制及び移転価格文書化規定の強化は連邦財務省が行っている試みの中核に位置していると述べている¹⁶⁴。また、与党キリスト教民主同盟(CDU)のクラウスペーター・フロバシュ氏は、財政政策問題に関する議会答弁の中で、与党及び議員グループは大規模多国籍企業の租税回避戦略について集中的に調査していることを強調し、タックスプランニングはそれ自体として合法的なものであるが、企業は国際税務のループホールを利用しており、これがドイツの課税ベースを侵食している、したがって、ドイツ政府としては諸外国と一体となって共同の解決策に集中的に取り組まなければならない、それは最終的には国を超えた一つの法人税制の共有につながるものである。また、公平な課税のみならず国内の特に中小の企業に対する競争上の不利益を回避することも関心の一つであると述べている¹⁶⁵。

¹⁶³ 2015年1月1日以降は、電子書籍販売等の「電子的手段により提供されるサービス」が最終消費者に対して供給される場合、課税地は原則として顧客所在地となる。

¹⁶⁴ 「Handelsblatt online」2013年1月15日付記事

¹⁶⁵ 「Handelsblatt online」2013年1月15日付記事

III. フランス

01 制度導入経緯

1 導入経緯・目的

フランス CFC 制度は、1980 年の財政法¹⁶⁶のフランス税法第 209 条 B により導入された。第 209 条 B (又は CFC ルール) は、外国における CFC の所得について CFC 居住地で非課税とされることにより、フランス本国への配当送金に係るフランス資本参加免税制度の適用により、国外で稼得された所得が二重非課税となることを防止する目的で導入された¹⁶⁷。

当初の第 209 条 B の草案では、法人株主により 25% 以上保有されている軽課税地国等の外国子会社から生じる所得は、フランスで直接、法人所得税 (CIT) の課税を受けることとされていた。軽課税地国等とは、フランス税法の第 238 条 A において、「フランスより著しく低い税率で課税する国または地域」と定義されている。CFC の所得は株主たるフランス法人の所得と分離して課税され、フランス法人で生じた損失を CFC の所得計算上損金に算入することは認められなかった。

上記取扱いは、1993 財政法¹⁶⁸により、(i) 第 209 条 B の対象に含まれていなかった外国支店も CFC 制度の適用とする、(ii) 出資持分判定比率の 25% を 10% に引下げる、の改正が行われた。

しかし、2005 年の財政法¹⁶⁹によって第 209 条は全面的に改正された。改正前の規定はフランスが締結した租税条約の事業所得条項 (OECD モデル条約第 7 条) と齟齬が生じていた¹⁷⁰ためである。そのため、当該判決を受けて改正された第 209 条では、外国法人 (CFC) で認識された所得は株主たるフランスの法人に分配されたものとみなす規定が設けられ、CFC の所得を「配当収入」として課税することとされた。一方、フランスとの租税条約締約国に所在する恒久的施設は、当該恒久的施設に対する CFC ルールの適用が租税条約に抵触しない限りにおいて認められる¹⁷¹ (租税条約が明示的に第 209 条 B の適用を認めている場合や租税条約において二重課税排除の方法として免除方式ではなく税額控除方式を規定している場合)。

また、前述のキャドバリーシュウェプスの判例を踏まえて、EU 域内設立自由の原則 (“EU freedom of establishment”) と第 209 条 B の両立の可否に関する訴訟を回避するべく、セーフハーバールールが改正された。当該改正により、フランス租税を回避する目的で人為的に仕組まれた場合を除き、欧州連合 (EU) に所在する事業体は CFC 制度の適用除外とされることになった。

さらに、“privileged tax regime” (軽課税の事業体) の新たな定義の規定が設けられた。2005 年以前は、軽課税の事業体とは、「外国法人がフランスで課される税額より著しく低い税率で課税を受ける場合」であると定義づけられていたが、必ずしも明確な定義であるとはいえなかった。軽課税の事業体の定義は CFC ルールの適用にあたって最も重要な要素であり、その後、軽課税の事業体の定義はフランスの法人所得税率の 1/2 未満であると法律上定義された。

¹⁶⁶ Article 70 of the 1980 Finance law n°80-30 dated January 18, 1980.

¹⁶⁷ 資本参加免税制度の下では、国外の子会社から受け取る配当金は 95% 非課税となる

¹⁶⁸ Article 107 of the 1993 Finance law n°92-1376 dated December 30, 2012.

¹⁶⁹ Article 104 of the 2005 Finance Law n°2004-1484 dated December 30, 2004.

¹⁷⁰ 2002 年 6 月 28 日の Schneider Electric の事案の判決において、フランスの行政最高裁判所は、第 209 条 B が (旧) フランス・スイス租税条約に抵触するとの判決を行った。判決文では、フランス国内に恒久的施設を有していないスイス法人の所得については、フランス・スイス租税条約の事業所得条項により、フランスでの課税は認められないことが明確にされた。この判例により、OECD モデル租税条約にならった条約については第 209 条を適用できないことが明らかにされた。

¹⁷¹ 近年フランスが締結している新しい租税条約では締約国に所在する恒久的施設に CFC ルールを適用することを認めるようになっているが、当然ながらすべて国との条約でそうなっているわけではないので、ケースバイケースでの判断となる。

2009 年 12 月 30 日改正の 2009 年改正のフランス税法¹⁷²は、フランス税務上非協力国・地域として定義される第三国 (NCSTs)¹⁷³ に対する新しい対抗措置を導入した。これらの新しい措置の一つとして、外国法人・支店が NCST に所在する場合においては、CFC 制度の下でセーフハーバールールを適用するための立証責任が課税当局からフランス法人に転嫁された。また、NCST に所在する外国法人が負担する外国源泉税に係る二重課税排除のための、フランスでの税額控除の適用が認められなくなった。

第 209 条 B の最新の改正は 2012 年 8 月 16 日改正の 2012 年改正のフランス税法¹⁷⁴の 2 次改正によって行われた。当該改正法により、立証責任の転嫁対象が EU 加盟国外の CFC 事業体に拡張され、フランス法人は EU 加盟国以外に所在する子会社の設立について、租税回避目的がないことを証明する必要がある。

2 特定の手法となった理由

エンティティアプローチ

CFC の能動的所得 (active income) と受動的所得 (passive income) はいずれもフランスで課税対象となる。すなわち、CFC が軽課税国に所在する場合、フランスの納税者において外国法人 (CFC) の所得の全額が課税対象となる。

国会での法案審議の議事録に基づくと、CFC ルールは国外にある CFC の所得が資本参加免税制度の利用により二重非課税になることへの対応策としてエンティティアプローチとして立案されたものと考えられる。

フランスの CFC ルールは全ての海外の事業体、すなわち直接又は間接保有の子会社及び直接の支店に適用される。しかしながら、外国子会社が所有する支店が CFC 制度の適用対象とされるかどうかは不明確であり、フランス法人税が課される国外所得を計算するにあたり、間接支店の所得を CFC ルールの適用範囲として含めるべきかどうかは明確でない。

資本参加免税との併用

CFC で生じた所得の区分は、その法人が外国子会社か支店であるかにより異なる。

CFC が法人である場合、CFC からの収入は税務上配当を構成するものとみなされる。資本参加免税はみなし配当には適用されないため、当該配当は原則として資本参加免税の恩恵を受けることができない。一方、CFC から分配される配当は二重課税排除のためにフランス法人税は免除されることになる。また、当該配当実施法人がフランスとの租税条約締約国の居住者である場合、フランスの親法人において、CFC から分配される配当に係る源泉税を税額控除することができる。

一方、CFC ルールの対象となる事業体が支店の場合には、その支店の所得はフランス法人の事業所得を構成するとみなされる。外国支店の所得はフランス法人の他の所得と合算され課税されることになる。

¹⁷² Article 22 of the 2009 Amended Finance Law n°2009-1674 dated December 30, 2009.

¹⁷³ A black list of NCSTs is published yearly. A state or territory is considered non-cooperative if it meets the following criteria: (i) it is not member of the European Union; (ii) it has been reviewed and monitored by the OECD Global Forum on Transparency and Exchange of Information; (iii) it has not concluded at least 12 administrative assistance agreements/treaties that allow a complete exchange of information for tax purposes and (iv) it has not concluded such an agreement/treaty with France. For 2012, the NCSTs were Guatemala, Niue, Brunei, Marshall Islands, Philippines, Montserrat, Nauru and Botswana.

¹⁷⁴ Article 14 of the 2nd Amended Finance Law for 2012 n°2012-958 dated August, 16, 2012.

その他の一般的な方法論

A 軽課税の事業体(“privileged tax regime”)の概念

軽課税の事業体とみなされる外国法人は、第 209 条 B すなわち CFC ルールの適用対象となる。

軽課税の事業体は、フランス税法の 238 条 A によって定義されている。第 238 条 A により、利益又は収入に対して課される税額が、フランスで同様の活動に対して課税される標準税率による税額の 50% 以下の場合、その会社は軽課税の事業体とみなされる。

フランスとの税負担との比較にはフランスの通常の法人税課税のルールを適用する必要があり、通常は 33.1/3% の法人税と追加社会税(売上高 763 万ユーロ以上の会社は 3.3%、売上高 2.5 億ユーロ以上の会社は 5%)が課される。したがって、考慮すべき法人実効税率は 34.43% (3.3% の追加社会税)または 36.1% (3.3% と 5% の追加社会税)となる。

なお、軽課税の事業体の判定にあたり、フランスの法人税課税ルールにおいて、選択適用される優遇措置(例えば配当に係る資本参加免税)または自動的に適用される優遇措置(例えば特定のキャピタルゲインに係る資本参加免税)等の一般的な法人課税制度における優遇措置は考慮されることになる。

原則として、フランスでの税負担と外国の実効税率の比較は、法人ごとに行う必要がある。しかしながら、フランス税法上のグループ合算税制適用の要件を満たす場合に、外国のタックスグループレベルで比較することができるかどうかは明らかでない。

B 二重課税排除

支払った外国法人税がフランスの法人所得税に相当する場合は、CFC が支払う外国法人税額をフランスの法人所得税より控除することにより二重課税が排除される。そのために以下の一定の要件を満たす必要がある。

- 支払った外国法人税が所得の一定割合として計算される
- 税額が法人所得から控除されない
- 税の納付が確定しており、還付請求ができない

また、フランス法人が CFC から配当を受領した時、その配当は法人課税を受けない(資本参加免税の下で 5% 課税も適用されない)。さらに、CFC から配当時に課される現地源泉税は、CFC の所得に課されるフランスの税額から控除できる。

CFC から分配された受動的収入(“passive income”例えば、配当、利子、使用料等)に課される源泉税額は、第三国との租税条約が規定する額を上限として、当該所得に課されるフランスの税額から控除することができる。

上記の二重課税の排除に関する原則の適用関係をまとめると、以下のように要約される。

- 外国法人 A は、標準的な法人所得税率が 20% である Y 国に所在しており、課税所得は 40 とすると、法人所得税は 8 となる。
- 40 の課税所得のうち、約 10 は Z 国に所在する外国法人 B によって支払われた配当である。Y 国と Z 国の租税条約に基づき、Y 国株主に払われる配当に 10% の源泉税が課される。

- フランスの標準的な税法制度の適用により、外国法人 A の課税所得は 150 とされたとすると、フランス法人所得税は 50 ($150 \times 33.1/3\%$) と算定される(追加社会税は適用されないと仮定する)。
- 外国法人 A の法人所得税 8 はフランスの税法制度で算定される法人所得税 50 の 50%未満であるため、外国法人 A は CFC 制度の適用対象となる。
- フランス法人は、国外所得についてフランスの法人所得税 50 を課されるとすると、Y 国で生じた法人所得税 8 を 50 から控除できるため、税負担純額は 42 になる。
- さらに、フランスと Z 国の租税条約により、配当に対する源泉税率は 5%と規定されている場合、配当に係る税額控除は、0.5% ($10 \times 5\%$) に限られるため、外国法人 A の収入に係るフランスでの税負担 純額は、41.5 になる。
- 翌事業年度において、外国法人 A は、フランスの株主に 20 の配当を分配する。フランスと Y 国の租税条約により、配当分配額に 5%の源泉税が課税される。当該配当はフランスでの課税は免税され、配当時に課された 5%の源泉税はフランス法人所得税から税額控除することができる。

02 制度内容

1 制度適用要件

現行の CFC ルールに関する第 209 条 B は、以下のように規定されている。

「法人所得税の納税義務を負う、フランスで設立された法人が、フランス国外で事業を運営するか又はフランス国外で設立若しくは組成され、当該法人が法第 238 条 A に規定する軽課税制度の適用を受ける法人、個人、組織、信託又は同等の事業体の 50%超の株式、持分、財産上の権利又は議決権を直接又は間接に保有する場合、その事業体の収益又は所得はフランスにおける法人所得税を課される。当該所得等はフランス法人において直接又は間接に保有する株式、持分又は請求権の割合に応じた配当所得としてみなされ、課税を受ける」¹⁷⁵

一般原則

第 209 条 B により、フランスで法人課税を受ける事業体がフランス国外で事業を行う場合、又はフランス国外で設立され優遇税制の恩恵を受けている法人又は事業体(CFC)の株式、持分、請求権又は議決権の 50%超を直接又は間接に保有している場合、フランス税務当局(FTA)はその事業体の有する CFC の株式、持分、請求権の直接又は間接に保有割合に相当する CFC の所得についての課税権を認められている。

フランス国内にある恒久的施設及び外国法人のフランス支店の貸借対照表に軽課税国に所在する CFC の株式、持分、請求権、若しくは、議決権が計上されている場合、上記の恒久的施設、又は、外国法人のフランス支店に、CFC 制度が適用される。その場合、CFC の所得はフランスの恒久的施設、又は、外国法人の支店の課税標準に合算され、フランス法人課税を受ける。

¹⁷⁵ “When a legal entity, set up in France and liable to corporate income tax, operates a business outside France or holds directly or indirectly more than 50% of the shares, interests, financial rights, or voting rights in a legal entity, person, organisation, trusts or comparable institution, set up or incorporated outside France, and that enterprise or legal entity is subject to a low-tax regime within the meaning of Article 238 A, the profits or income of this enterprise or legal entity are liable to corporate income tax. When the profits or income are realised by a legal entity, they are deemed to represent taxable “dividend income” of the person set up in France in proportion to the shares, interests or financial rights that it directly or indirectly holds”.

50%の所有割合の判定

50%の所有割合は請求権、又は、議決権の割合により判定する(請求権と議決権は別々に判定する)。

所有割合は直接保有及び間接保有のいずれも含めて計算する。この点について、間接所有、すなわち連鎖的な保有に関して第 209 条 B は以下のように規定している。

- 所有割合は、株式の保有状況にそって、所有割合を乗じて計算する。
- 利益共同体(個人的なものか、財務的な性質か経済的な性質を有するかを問わない)は所有割合を判定するために考慮する必要がある。
- 第 209 条 B により、フランス事業体と他の組織又は個人の間に関係があり、他の組織又は個人が直接的若しくは間接的に株式、持分、請求権、若しくは、議決権を有する場合は、当該株式等はフランスの事業体の所有とみなされる。そのような場合、これらの関連組織又は個人による間接保有は連鎖的な資本関係に該当する。

所有割合判定のタイミング

外国事業体の事業年度末日時点の所有割合に基づいて判定する。

2 対象納税者

CFC 制度の納税者は、フランスの法人税の課税を受ける法人、例えば、会社(“corporations”)、法人税課税を選択したパートナーシップ、又は、恒久的施設、外国法人の支店である。公益法人の場合も収益事業を営む場合には法人税課税を受ける場合がある。

CFC 制度の適用に関しては、小規模法人、又は、上場企業に対する例外はなく、売上基準や収入基準といった要件もない。

3 対象外国子会社 (CFC の定義)

恒久的施設と外国法人の支店だけではなく、その他の事業体も法人格の有無と関係なく、CFC 制度の適用対象となる(法人、パートナーシップ、財団、法的主体、組合、信託など)。

フランスの納税義務者が恒久的施設、又は、外国法人の支店である場合、軽課税国(privileged tax country)に所在する CFC の株式、持分、請求権、若しくは、議決権は、必ずフランスの恒久的施設、又は、外国法人フランス支店の貸借対照表に計上されている必要がある。

既述の通り、CFC の議決権又は、請求権の 50%超はフランスの事業体によって直接または間接的に所有されていることが必要である。

また、外国の事業体、すなわち恒久的施設又は支店についても優遇税制が適用される。上述したフランス CFC 制度の事業体課税制度は、CFC がその地域におけるグループの親会社である場合、実効税率についての 50%の判定は法人ごとに行うべきことを示している。しかし、50%条件を満たすか否かの判定にあたって、フランスのグループ合算税制(the French fiscal unity regime)が適用されるかどうかの結論は明らかでない。

4 合算対象所得

対象所得

CFC 制度により課税される所得は、CFC の直接利益(能動的所得“active income”)及び投資・証券収入(受動的所得“passive income”)の双方である。

したがって、フランスの法人は、CFC によって稼得された所得について課税を受けるが、CFC がフランスの税法を適用した上で所得が生じる場合のみ、CFC 制度による所得の合算が行われる。CFC により認識された欠損は、フランスの法人の課税所得と相殺することはできないが、CFC の翌事業年度の利益と相殺することはできる。

なお、フランスの法人から生じる損失は、CFC の利益と相殺することができる。

合算所得計算方法

一般原則として、フランスの法人課税を受ける CFC の所得は、フランスの税法を適用することにより計算される。したがって、CFC がフランスに所在したかのように、フランス法人税の全ての規定が適用される(ただし、グループ合算税制(the French fiscal unity regime)の規定は適用されない)。

なお、フランス法人課税を受ける CFC の所得の計算においては、全てのフランスの優遇税制(例えば長期のキャピタルゲイン課税制度、使用料に係る軽減税率等)を適用することができる。

A CFC 制度における法人税課税の対象となる国外所得の割合

CFC が法人(例えば、会社)である場合、利益共同体(Community of interest)を通して取得する株式、持分、請求権の除くフランス法人によって直接又は間接的に所有される請求権の権利の割合により、課税所得を計算し、フランス法人において法人税が課される。CFC が広義の企業(法人ではなく)である場合、フランス法人において全ての課税所得に対して法人税が課税される。

さらに、同じ収入に関して CFC 制度が適用されている他の法的主体が保有する株式、利益持分、財務上の権利に対応する部分(同じ CFC の収入に関しては、FTC 第 209 条 B の適用によりフランスで法人所得税が課税される)は含まない。したがって、株式所有の連鎖関係がある場合には、第 209 条 B の下で税負担があるフランス法人は CFC に最も近い資本関係を有する法人となる。この措置は、2 つの異なるフランス法人に対する CFC の同一収入の二重課税を防止するためである。

B CFC 制度における法人税が課税される外国所得の計算

一般原則として、フランス法人は貸借対照表を作成する必要があり、貸借対照表の純資産が法人所得税のルールにより CFC の課税所得の算定の最初の手順となる。

最初の課税期間の CFC の帳簿価額により、貸借対照表を作成する(帳簿価額は CFC の現地通貨で記帳され、決算日の為替レートでユーロに換算される)。

CFC 制度が適用される最初の事業年度の初日に貸借対照表を作成する。

最初の貸借対照表において一般的なフランス法人税の制度が適用される。

- 資産の減価償却(帳簿価額、期間等)

- 長期キャピタルゲイン(例えば、外国法人により 2 年超所有されている株式の譲渡は、法人税の一般税率が適用される長期キャピタルロス補填後の 12%部分を除き免税となる)
- CFC の欠損金は、フランスで法人税が課される所得と相殺できる(欠損金は無期限に繰越することができるが、100 万ユーロを上回る課税所得に対しては 50%を上限とする)。フランスの法人においてフランス法人税が課税される CFC 自身の所得以外、CFC の欠損金をフランス法人の所得と相殺できないという点に注意すべきである。CFC の欠損金はフランス GAAP に従って計算され、CFC の対応する所得と相殺可能な欠損金は CFC 制度がこの外国法人に適用されることにより発生した欠損金のみとなる。

フランス法人がグループ合算税制適用のグループ(a fiscal unity)の一員である場合には、上記により決定する CFC の課税所得は、グループ合算税制の課税所得総額の一部であるそのフランス法人自身の課税所得に含める。

例:

- 外国法人は 10 万ユーロの会計上の利益を有しており、内訳は以下のとおり
 - 2 年超所有する株式の譲渡に係る 4 万ユーロのキャピタルゲイン
 - 外国法人が 20%保有する子会社からの 6 万ユーロの受取配当
- 外国法人の所在地国における課税所得は、以下の規則の適用により 2,000 ユーロとなる。
 - 4 万ユーロのキャピタルゲインは、5%が課税される(課税所得は 2,000 ユーロ)
 - 受取配当に対する法人所得税は免除される
- フランス法人所得税のルールに基づいて算定した課税所得は 7,800 ユーロとなる。計算過程は以下のとおり。
 - 4 万ユーロのキャピタルゲインは 12%部分を除いて免税となり、4,800 ユーロは標準法人税率で課税される。
 - 6 万ユーロの配当は 5%部分を除いて免税となり、3,000 ユーロは標準法人税率で課税される。

合算所得算入のタイミング

CFC における所得は、CFC の事業年度末の翌月初日にフランス法人が受領したものとみなされる。1 年間の間に CFC の決算日がない場合、フランス法人の決算日に受領したものとみなされる。

したがって、CFC の所得は、フランス法人が配当を受領したとみなされる事業年度において法人税の課税対象となり、フランス法人の所得と併せて申告しなければならない。

5 適用除外規定

適用除外の要件

CFC 制度には 2 つの適用除外規定がある。

1. EU 加盟国内に所在する外国支店または子会社に対して、CFC ルールは原則として適用されない(「EU 適用除外」"the EU exception")。しかし、FTA が EU 加盟国に所在する外国法人

がフランスの租税回避を目的として設立された人為的なアレンジメントであることを証明した場合、CFC制度のEU適用除外は適用されない。

2. 外国法人が実質的な事業活動または製造活動(Effective Trading or Manufacturing Activity)を設立国または登記簿上の事務所所在地国において行っていることを証明できる場合は、フランス法人はCFCルールの適用を避けることができる(「EU域外事業体の実体基準」“the non EU exception”)

A EU域内の事業体(“The EU exception”)

外国法人が(i) 人為的なスキームの一部を構成せず(ii) フランス租税を回避することを目的としない範囲でEU加盟国に会社を設立又は、登記される場合には第209条Bは適用されない。しかし、人為的なスキームとして取り扱われるものについての定義は存在しない。

議会の審議によれば、人為的なスキームの概念について、ECJが明らかに「ICI」判例法の中で言及していることを示している。

また、租税通達は以下のように規定している

- 人為的なスキームの概念は、1998年7月16日の「ICI」判決の中で述べられている。
- 人為的なスキームの存在は、個々の事例ごとに判断する。考慮されるのは法人の意図であることを強調すべきである。フランスの法人の目的のひとつがフランスの租税を回避することであるならば、第209条Bの規定が適用される。
- 判例法「キヤドバリーシュウェッペス“Cadbury Schweppes”」を参照し、経済活動の実効性及び設立の実体が証明される場合、第209条Bの規定は適用されない。
- 何が人為的なスキームであるかの分析は、ECJが述べたように、事業所、従業員と設備の観点から外国法人が物理的に存在する範囲において、第三者によって確保できる情報に基づいて行われるべきである。
- この点について、ECJは以前に設立自由の原則の経済的特性を強調していた(例えば、判決は設立の自由原則の目的は、利益を得ることではなく、加盟国の経済活動における安定的で継続的な参加を得ることであると判事した)。したがって、フランス法人による他の加盟国における法人の利用が他国における経済活動に貢献せず、法人がフランスの税を回避することを許容している場合には、人為的なアレンジメントとみなされ第209条Bの適用を招く。
- どちらの当事者が立証責任を負うかについて、租税通達は上記判例を参照しており、フランスの法人はCFCが実際に設立されておりその実体のある事業活動を行っていることを証明する機会を与えられなければならない。

人為的なスキームについて、特に租税通達に記載されているひとつの例として、EUで設立され軽課税制度の恩恵を受けている持株会社の株式をフランス法人が保有しており、EU持株会社が、(i)投資に関する技術的な専門知識がなく、(ii)その存在する期間において経営管理と投資に関して銀行に全面的に依存しており、(iii)その株主が法定会議に出席しないような状況としている。

B EU域外事業体の実体基準(“The non EU exception”)

外国法人の活動が単に所得を軽課税国に集約することよりも別の主要な目的を持つことを証明すれば、フランスの親会社はCFC制度の適用を避けることができる。第209条Bは、外国法人が設立国または登記簿上の事務所の所在地国において実体を伴った事業活動、すなわち実質的な事業活動または製造活動を行っている場合に、この適用除外要件が満たされると規定している。

上述した租税通達は「実質的な事業活動または製造活動」の概念を要約し、その様な事業活動を主に以下のように規定している：

- 投機又は貸付目的による商品の取得
- 公益あるいは無償行為と認められない役務提供（銀行業務と保険を含む）

言い換えると、域外事業体の実体基準は公益活動に適用できない。

さらに、租税通達により、活動の有効性についてはその地域において実際に活動が行われていることが必要である（すなわち、完結した業務サイクル、事務所、従業員等を備えていること）。有効な活動が存在しない場合、外国法人の所得はフランスで法人課税を受けることになる。

例えば、名目的な実体（すなわち郵便受）のみを有しており帳簿上の処理がもっぱら親会社の取引のみである法人は、その所在地国で実体を有する活動を行っているものと考えられない。

なお、2012年12月31日以降終了事業年度より、実質的な事業活動または製造活動の立証責任についてはフランスの支配法人が負うことになる。

実体基準による適用除外の実務的な適用

上記の租税通達は、CFC制度のEU域内事業体の適用除外に関して、第209節Bがi)人為的なスキーム ii) フランスの課税を回避することを目的とする、場合のみに適用されることを示している。したがって、人為的なスキームを有することそれ自体では、第209節Bの適用を発動させるものではない。

ECJの判例に基づいて、税務当局は人為的なスキームの概念が「実質の概念（“the notion of substance”）」と密接に関連するものであるとしている。

実体は主に(i)その特定の活動の枠内で外国法人に割り当てられた役割と機能と(ii)経営の重要性や統率力の側面からみた手段の現実性（例えば、外国法人は地元でビジネスを運営し、外国法人が設立された地域へ付加価値を生み、その活動に関連した技術・適切な専門知識と活動を担う従業員を有し、統率力を有する、等）と関連を持つ。

「実質の概念」に関して、行政最高裁判所は、金融投資に関して技術的な専門知識がなく、他の株主が株主総会に出席しなかったという理由から、実体のない法人であると判断した。いくつかの事実関係に基づいて、特に実質の欠如（資産が証券のみであること、金融投資に関する専門知識と技術がないこと、その場所における存在を裏付ける事実の欠如等）から、判決は全く人為的な仕組みであると判示した。

最近の判例法において、会社の税務上のフランス居住権を確保するために最も重要な基準が明らかにされてきており、それは実質の概念と類似する。裁判官は、会社の税務上の居住性を決定するために管理支配の有効な場所を注視する。管理支配の有効な場所は、登記簿上の事務所とは異なり、会社が実質的にある場所に基づく。

ひとつの例として、登記簿上の事務所の所在地国に従業員又は電話線がない場合、取締役がフランスに定住していたために、管理支配の有効な場所がフランスにあったとの、判断を行った。

例えば以下の基準は、会社の実体を備えるために必要と考えられている。

- 事業所の確保（少なくとも、法律事務所、又は、受託会社の事務所の住所の登記は必要である）

- 専用設備の配置(コンピュータ、電話、レターヘッド等)
- 独立の電話回線と電子メールアドレスの取得(会社電話帳と書類を証拠として残す)
- 独立した預金口座(自己名義の口座)
- 定期的な株主総会と取締役会の開催(年 2 回又は 3 回、毎回、重要な意思決定を行うことが必要) 召集通知に会議の課題を必ず記載
- 重要事項のための有効な会議召集(例えば、財務諸表の承認、配当の分配、戦略的な決定等)
- 会議出席のための旅費関連の証拠を適切に保管する(電車賃、宿泊費等)
- 株主総会と取締役会の議事録を作成し、会議後発送
- 子会社への重要な決定の通知(増資等)、対応手続きの指示(意思決定がなされる形式的枠組みではなく、意思決定手続の実在性に注意を払うべきである)
- 子会社から事後対応報告を受け取り、決定事項に実際に従ったことを確認(1年に少なくとも 2 回又は 3 回)。これらのやりとりはフランス人と外国法人の間の実際取引を示すことを意図する
- 拘束力を持ち技術と経験豊かな取締役により指揮されていること
- (経営陣の役割と機能を明確に規定する)適切な定款と内規を有すること
- (拘束力をもつ)最高の従業員を有すること。付加的機能として、財務管理(キャッシュプーリング)、バックオフィスの管理機能(会計、法務)担当者を配置することも推奨される。外国法人により行われる実際のビジネス/商業活動等はより事業実体を高める。
- フランスとのやりとりがあること(実務的な観点からは、全ての関連文書を 1 人の担当者が収集することになる)。

会社の実体は年度ごとに判断するので、ある会社はある年には実質を有するが、翌年には有しないということもあり得る。

適用除外規定の適用に関する重要判例

上記の EU 域外事業体の実体基準の適用に関して、パリの行政控訴裁判所は、従業員も雇わず何ら活動をしていなかった外国法人について、実質的な事業活動と認めるに足る事業活動または製造活動が行われていたとみなすことはできない、と判示した。

さらに別の事案では、パリの行政控訴裁判所は、外国法人には 4 人の従業員がいたという事実にもかかわらず、以下の理由から実質的な事業活動と認めるに足る有効な取引または製造活動がないと判断した。

- 外国法人の帳簿に人件費が計上されていない
- 外国法人は、固定資産も書類等も所有していない
- 一般経費の額が貸借対照表の金額と比較的に著しく低い

03 執行・運用

1 統計 (CFC 制度の運用と評価)

原則として、フランス税務当局には、CFC 制度の運用に関する統計を公表する義務はない。

しかし、2000 年の財政法の 89 条において、フランス政府が国間の国際的な税競争の結果に関して何らかの報告書を作成すべき義務が定められたことを受け、2000 年 8 月 22 日にフランス議会に、以下のとおり、1995 年から 1999 年までの CFC 制度の適用に基づく追徴額を報告した。

年度	追徴金額 (千ユーロ)
1995	33,792
1996	116,061
1997	195,914
1998	415,034
1999	1,200,293

2 CFC 制度の運用に関する報道等

CFC 制度の運用に関連した報道発表はこれまで行われていない。

しかしながら、フランス政府が脱税防止強化をより重要な政策目標に掲げている状況において、租税回避ないしは脱税に関する報道は増えている。例えば、2012年6月22日の *Le Figaro* は、フランス政府はタックスヘイブンへの法人の設立を阻止すべく、現行の CFC 制度の見直しを 2012 年度財政法第 2 次修正案に盛り込む意向であることを伝えている。

3 その他の判例

ヴァヌアツにある外国会社は、ヴァヌアツで税金を支払っていなかったが、事業活動を行っていたマレーシア支店でマレーシアの法人税を納税していた。そこで、ヴァヌアツの法人について CFC の判定を行うに際し、マレーシアの支店で支払われた法人税を考慮すべきか否かが争点とされたが、フランス高等行政裁判所は属地主義の原則のもと、第三国に所在する恒久的施設により負担された税額は、居住地国で優遇税制の適用を受けている場合には考慮すべきではないとの判断を示した。

一方、同日付で出された別の裁判事案の判決において、外国の事業体が国外から配当として受領した所得に係る源泉税の額は、CFC の判定において考慮されるべきであるとの判示をしている。

IV. 英国

01 CFC 税制実施の歴史的経緯

1 実施プロセス、経緯及び目的

英国政府は 2007 年の予算演説 (2007 Budget) の中で、英国の全体的な競争力を維持するという観点から、国外所得に対する課税について財界と建設的な対話を持ったと述べ、財界が改正を求めているのは英国法人の受取配当に対する課税と CFC (Controlled Foreign Companies) 税制の分野であると述べた¹⁷⁶。

この発表を踏まえ、2007 年 6 月に発行された審議文書¹⁷⁷では、国外所得に関する税制の現代化と簡素化のための一連の提案が示された。同文書では、新 CFC 税制が、現行の事業体ベースの「オール・オア・ナッシング」制度から、実質的に英国親法人の管理下にある特定の所得に対して課税する「ターゲット所得ベース」の税制に焦点を移すことが提案されていた。

2008 年 11 月 24 日、英国政府は 2008 年予算編成方針 (2008 Pre-Budget Report) の中で、CFC 税制の見直しを国外所得パッケージ (国外配当の免除等の検討) から切り離して検討することとした。CFC 税制の現代化のためのさらなる諮問実施が発表される中、2009 年財政法 (Finance Act 2009) において国外配当免除制度が導入され、現行の CFC 税制に対する限定的な改正が行われた。CFC 税制の改正は、その他の国外所得パッケージの改正の議論と切り離すことで、CFC 税制の現代化に対する幅広い協議が可能となり、適切な解決策を得られるという政府の見解が示された。

金融担当副大臣が 2008 年予算編成方針と同日に財界代表に宛てた公開書簡では、CFC 税制の改正により、外国子法人の課税に対してテリトリアルアプローチ (帰属主義) が採られることになると述べられている。2008 年予算編成方針でも同様の見解を示しており、新 CFC 税制は真に外国子法人に帰属する利益を課税の対象とするべきではないと述べられている。

金融担当副大臣は、その公開書簡の中で、CFC 税制は今後も英国課税ベースの浸食を防ぐ必要があるとしながらも、同税制が経済状況の変化に歩調を合わせることは必須であると認めている。さらに、同副大臣は、1984 年に導入された CFC 税制の本来の目的が、課税繰延べと英国からの人為的な利益の移転の両方を取り締まることであり、今なおその目的に変わりはないとしながらも、CFC 税制の目的達成には、昨今のビジネス慣行を反映した方法が取られるべきであると述べている。このことは、2009 年 7 月に発行された CFC 原則の改正文書 (Reform of Controlled Foreign Companies (CFC): Policy principles document)¹⁷⁸ でも、「CFC 税制が当初導入されて以来、事業環境は大きく変化し、英国内外の大企業は世界的に統合された機能と海外展開により焦点を当ててようになった。それと同時に、大企業はより頻繁かつグローバルな経営管理を行うようになった。新制度の導入にあたっては、これらの変化を考慮する必要がある。」と述べられている。

¹⁷⁶ Page 52 of Budget 2007 published by HM Treasury, March 2007
http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20100407010852/http://www.hm-treasury.gov.uk/d/bud07_completereport_1757.pdf

¹⁷⁷ "Taxation of companies' foreign profits: discussion document" published by the HM Treasury and HM Revenue & Customs, June 2007
http://www.hm-treasury.gov.uk/d/consult_foreign_profitso20707.pdf

¹⁷⁸ Paragraph B3 "Reform of Controlled Foreign Companies (CFC): Policy principles document", July 2009
http://www.hm-treasury.gov.uk/d/cfc_policyprinciplesddocument300709.pdf

CFC 税制改正の必要性を唱えた英国政府は、CFC 原則の改正文書の中で、CFC 税制改正の諮問をどのような枠組みの中で実施するかにつき提示しており¹⁷⁹、具体的には以下を CFC 税制改正の政策ドライバー及び政策目標として挙げている¹⁸⁰。

- 政策ドライバー

- CFC 税制は、他の税制により対策が講じられていない、人為的な利益の移転による英国の課税ベースの浸食を今後も防止する必要がある。しかし、この防止措置は、世界経済における英国の競争力を維持する必要性とのバランスを考慮したものでなければならない。したがって、CFC 税制の見直しを進めるにあたり、以下が主要なドライバーとなる。
 - 近年の企業のグローバル展開という変化を認識しそれに適応していること
 - 国外所得に関する最近の税制改正と一貫性を持ったものにすること
 - できるだけ効果的に適用できるようにすること

- 政策目標

- 競争力

- 英国は、多国籍企業の所有及び事業経営のロケーションとして、競争力のある環境を提供していると認識されており、税制はその広範な全体像の一つの側面である。広範囲に認められる配当免税制度の導入に示されるように、英国政府は、企業が事業や投資を行う場所として、英国の競争力を高める努力を行っている。
- CFC 税制は、英国の課税ベースを十分に保護するものであると同時に、英国の競争力を高めるように改正されなければならない。事業拠点と事業管理に関する総合的な競争力を最大化する多国籍企業的意思決定に、CFC 税制が不当に介入することは避けなければならない。

- 防止

- 配当免税制度の導入により、海外に移転した所得は英国での課税を発生させることなく英国に還流することになるため、結果として英国での課税ベースを減少させるリスクがある。CFC 税制の改正にあたっては、この追加的リスクを考慮する必要がある。

- 商業性

- 財界は、現行の CFC 税制が現代ビジネスの現実に必ずしも則したものではないとの懸念を表明した。その結果、商業取引に妨げや遅延が生じ、不必要な複雑化が起こっている。英国の所得を人為的に移転するものでない限り、改正後の CFC 税制は商業取引を妨害してはならない。

- 簡潔性及び明瞭性

- 1984 年に CFC 税制が導入されて以来、租税及び規制の制度構造には、自己査定制度を含め、数多くの変更がなされた。CFC 税制にも、租税回避行為を取り締まるこ

¹⁷⁹ Paragraph B6 “Reform of Controlled Foreign Companies (CFC): Policy principles document”, July 2009

¹⁸⁰ Paragraphs C7 to C15 “Reform of Controlled Foreign Companies (CFC): Policy principles document”, July 2009

とができるよう、長年にわたって修正が加えられてきた。財界からは、現行の CFC 税制の複雑さ及び適用範囲、並びに租税回避行為に対して効果的に対応できているかにつき懸念が表明された。

- 新 CFC 税制は、可能な限り、その遵守が容易であって、納税者に明確性を提供できるものでなければならない。これを達成するためには、その包括的な原則とシンプルな運用のバランスを取る必要がある。

➤ 対象範囲

- 公開書簡に示されている通り、新 CFC 税制はその適用範囲を広げることを意図したものではない。新税制の実施に関する最終決定は、経済的状況に加え、より広範な政府財政が考慮される通常の予算プロセスの一環として行われなければならない。

➤ EU法の遵守

- いかなる新税制も EU 法を遵守するものでなければならない。

上述の政策ドライバーと目標に基づいて、2011 年財政法 (Finance Act 2011)において、以下の暫定措置が 1988 年英国法人税法 (Income and Corporation Taxes Act 1988) に組み込まれた。

- 組織再編又は英国における株主構成の変化の結果、初めて CFC 税制の対象となった外国子法人に対して最長 3 年間の猶予期間 (Grace period) の導入。
- CFC が、英国と限定的な関与しか持たない事業法人である場合の、新たな適用除外規定の導入。
- CFC が、英国とは限定的な関与しか持たない知的財産権を利用する法人である場合の、新たな適用除外規定の導入。
- 第二のデミニマス基準 (De-minimis exemption) の導入 (免税となるキャピタルゲイン・ロス及び配当の控除並びに移転価格における調整を含む、一定の調整を経た会計上の利益 20 万ポンド未満。既存のデミニマス基準は、英国での課税所得相当で 5 万ポンド未満の CFC に引き続き適用可能)

数多くの諮問プロセスと当初の草案への修正を経て、新 CFC ルールを含む 2012 年最終財政法案が 2012 年 7 月 17 日に 2012 年財政法 (Finance Act 2012) として成立した。英国歳入関税庁 (HM Revenue & Customs) は、新税制の執行及び新税制の適用におけるガイダンスの草案に関して、関係者と引き続きコンサルテーションを行い、当該ガイダンスを 2013 年の International Manual に含めることを目指している¹⁸¹。

なお、新 CFC 税制は 2013 年 1 月 1 日以降に開始した CFC の会計年度に対して適用される¹⁸²。

2 特定の方法を採用する理由

帰属主義的なアプローチ

英国の CFC 税制は、「軽課税地域の子会社における所得の蓄積... 及び事業利益を人為的に英国からそのような法人に移転させることによる租税回避行為¹⁸³」への対策として 1984 年に初め

¹⁸¹ HMRC website, January 2013 <http://www.hmrc.gov.uk/drafts/cfc.htm>

¹⁸² Finance Act 2012 Sch 20 Para 49(1)

¹⁸³ "Taxation of International Business: Consultation paper" by the Board of Inland Revenue, December 1982

て導入された。それ以降、多国籍企業グループがその利益の所在地を人為的に英国国外に置くことを防ぐことによって税収を確保することが、同税制の本質的な目的となっている。

英国財務省 (HM Treasury) と英国歳入関税庁が共同発行した諮問文書「国外企業利益の課税：審議文書 (Taxation of companies' foreign profits: discussion document)」からの以下の抜粋に、CFC 税制の歴史的経緯と過去の CFC 税制の適用の基礎となっていた事業対課税からの変更について見る事ができる¹⁸⁴。

これらのルールは当初、CFC が法人として査定され、利益は大まかな免除規定の一環として免除対象となるか、その全部が課税対象となるかの「オール・オア・ナッシング」アプローチに基づくものであった。この方式は当初、事業によく適合し、政府の目標を達成するための実務的な方法と考えられたのである。

しかし、貿易ルールの自由化、規制の改正、商慣習と技術の開発による累積効果により、CFC 税制は企業及び政府のいずれの利益にも合致しないものとなってきた。企業の観点からは、「オール・オア・ナッシング」アプローチには潜在的なリスクが必然的に伴う（利益がある会計期間において免除規定の条件を満たすかどうかで、その全部が免税又は課税となるため）。さらに、長年にわたって行われた数々の修正がルールを複雑化させ、その背後にあるポリシーを曖昧にしたというのが企業の見方であった。

変化する事業環境及び税収確保の必要性に見合うよう現行税制を改善する困難さが、税制改正に向けた最初の動きをもたらした。また、より抜本的な改正の時を迎え、CFC 税制を導入している他の主要国（フランス、ドイツ、米国）の経験からも、今後も CFC 税制に一定の役割があることは明らかである一方で、人為的な租税回避行為を防止するという本来の目的から行き過ぎることがないよう、政府が認識する必要性も確認されている。

また、特定の国外所得のストリームのみを課税し、その他は免税とする純粋なインカムアプローチは、改正プロセスの初期段階において、英国政府によって却下された¹⁸⁵。このアプローチによって、財政当局が、対象となる所得のストリームに照準をあて、法人アプローチよりも的を絞ったアプローチが原則的には可能となることを英国政府は認めたものの、想定される複雑さ及び企業にとってのコンプライアンス上の負担を考慮した結果、これを却下した。さらに、インカムアプローチを遵守するための情報収集には、現行の会計システムを変更する必要があり、非常にコストがかかることを多くの企業が指摘した。

このため、英国は、法人レベルでの一定の免除規定の維持及び人為的な国外移転のリスクが高い所得に注意を向けつつ、「外国子会社に対するより帰属主義的な課税アプローチ」を模索することとなった¹⁸⁶。

政府は 2010 年 11 月の諮問文書 (Part IIA: Controlled Foreign Company (CFC) reform)¹⁸⁷ の中で、英国の競争力を高めるためには、課税ベースの確定にあたり、企業グループの全世界所得を英国に帰属させるのではなく、英国での活動から生じた利益に対する課税に焦点を移すべきである、と述べている。さらに、帰属主義的な税制に移行することで、現代ビジネスの現実がより良

¹⁸⁴ Paragraphs 4.1 to 4.3, page 17 of "Taxation of companies' foreign profits: discussion document" published by the HM Treasury and HM Revenue & Customs, June 2007

¹⁸⁵ Paragraph 2.7, page 7 of "Proposals for controlled foreign companies (CFC) reform: discussion document" published by HM Treasury and HM Revenue & Customs, January 2010
http://www.hm-treasury.gov.uk/d/cfc_discussiondoc_260110.pdf

¹⁸⁶ Page 2 of Open letter to The Hundred Group "PBR announcement: Future direction of travel for taxing foreign subsidiaries", 24 November 2008

¹⁸⁷ Paragraph 1.4, page 25 Part IIA of "Corporate Tax Reform: delivering a more competitive system", November 2010
http://www.hm-treasury.gov.uk/d/corporate_tax_reform_part2a_cfc_reform.pdf

く反映され、英国を拠点とするビジネスが競争力を持ち、英国における投資と雇用の拡大に繋がるであろうと述べている。

政府は同文書¹⁸⁸の中で、より帰属主義的なアプローチに基づく CFC 税制に以下の点を求めている。

- 英国での事業活動及び利益への課税が公平となるよう、人為的に移転された英国の利益に焦点を当てて CFC 税制を適用する。
- 英国の課税ベースが浸食されない限り、国外所得は免税とする。その際、国外での純粋な経済活動から生じた所得を対象としない。

資本参加免税との適用関係

2007 年の審議文書「企業の国外利益の課税：審議文書」(“Taxation of companies foreign profits: a discussion document”)の中で、「配当免税制度への移行によって、利益移転に関する新たなリスクが生じることが明らかである。つまり、英国が配当免税制度を採用すれば、英国の課税ベース確保のため、CFC 税制の重要性は必然的に高まる。…従って配当免税制度は、新たな形態の制度の必要性を指摘している。それは、より標的を絞ったものである一方、より頑強なものでもなければならない。」と述べているが、配当免除制度は、2009 年財政法案を経て 2009 年財政法の成立と共に導入された。

しかし、より広範な CFC 税制の適用が求められるであろうという点を示唆した 2007 年の審議文書の中のコメント及び 2009 年の配当免税制度の導入にも拘わらず、その後の英国政府からの諮問文書では、一貫して、英国政府は CFC 税制のいかなる改正もその適用範囲の拡大を意図するものではない、と述べている。

また、2008 年 11 月 24 日付けの金融担当副大臣による公開書簡にも、「政府がこれらのルールの適用範囲拡大を模索しているとの憶測があるが、それは違う。むしろ逆に、政府は、英国の競争力を高めるような方法で CFC 税制を現代化する余地があると考えている。…配当免税制度の導入は、新 CFC 税制が外国子法人の純粋な利益を課税することがないよう、外国子法人の課税システムをより地域主義的なものに移行させたことを意味するものである。政府は、英国からの人為的な利益の移転は依然として防止するものの、CFC 税制は現代の商業慣行を反映した形で達成されるべきである。」と述べられている¹⁸⁹。また、CFC 原則の改正文書もまた、「新税制は CFC ルールの適用範囲の拡大を意図したものではない」と述べている¹⁹⁰。

その他の一般的な方法

新制度は、CFC 税制の適用を判定するゲートウェイテストの概念を導入した。これは、CFC 税制上において、英国から国外に人為的に移転された所得を定義することが目的であった。

ゲートウェイテストは、英国から人為的に移転された利益だけが CFC 税制の対象となることを明確にすることである。ゲートウェイテストは、企業が「重要な人的機能 (Significant People Functions:

¹⁸⁸ At paragraph 1.5, page 25 Part IIA of “Corporate Tax Reform: delivering a more competitive system“, November 2010

¹⁸⁹ Pages 2 to 3 of Open letter to The Hundred Group “PBR announcement: Future direction of travel for taxing foreign subsidiaries“, 24 November 2008

¹⁹⁰ Paragraph D14 “Reform of Controlled Foreign Companies (CFC): Policy principles document“, July 2009.

SPFs)」に基づいた分析を実施することなく、その外国子法人の事業所得が CFC 税制の対象になるかどうかを判定できるようにすることを意図したものである¹⁹¹。

ゲートウェイテストの改善は、「新税制が英国から人為的に移転された利益のみに適用されることを保証する新たな方法を提供することであり... 企業がその事業及び財務活動から得られた利益が CFC 税制の対象になるかどうかをより容易に判断できるようにすることで、コンプライアンス上の負担が軽減される。」ことになると言われている。多くの外国子法人に関して、ゲートウェイテストによって、その利益が CFC 税制の適用範囲外であることが判明するため、その後の CFC 税制の規定を考慮する必要はなくなる、と期待されている¹⁹²。

02 制度内容

1 CFC 課税利益

新 CFC 税制の下では、CFC の利益が英国の CFC 課税の対象となるのは以下の場合となる。

- 課税利益が CFC 税制のゲートウェイテストを通過し、かつ
- 課税利益が免税対象ではない場合 (適用除外に該当しない場合)

CFC の課税利益は、ゲートウェイテストを通過した利益であり、英国税制を基礎として一定の調整 (キャピタルゲインの除外等) を加えて算定される。具体的には、

- ゲートウェイテストを通過したみなし総利益 (Assumed total profits) で、
- 公正かつ合理的な基準に基づいて総利益から控除される金額 (例えばマネージメントフィー等) を控除した後の利益

として計算される。みなし総利益は、特定の収益項目から費用項目を控除 (マネージメントフィー等、総利益から控除することが可能な項目を控除する前) したのとなっている。

2 CFC 税制の対象となる納税者

CFC 税制のゲートウェイ規定を通過した課税利益で免税対象ではないものは、当該 CFC の持分を保有する英国居住法人に帰属するものとして合算課税される。2012 年財政法以前の制度と同様に、課税対象利益の 25% 以上が英国居住法人に割り当てられた場合、当該その英国居住法人に帰属する利益に対する法人税から、CFC が負担した税額 (CFC が英国法人であれば外国税額控除が可能な税額) を控除した金額が合算課税される。

CFC に関連する持分

CFC 税制上、CFC の持分の定義は広範囲なものとなっている。通常は、保有株式が CFC の持分に該当することになるが、さらに、CFC 税制における「支配」の考え方に基づいて、ある者が議決権又は配当を受ける権利を有している場合、自己のために会社の収益又は財産を使われることが保証されている場合、又はその者が会社を支配している場合には、その者は会社の持分を保有していると考えられる。

CFC に関連する持分に係る規則により、CFC の持分について、ある企業グループ内において CFC の持分を保有する英国居住法人が特定され、その結果、当該英国居住法人に CFC 税制が

¹⁹¹ Page 5 of “Controlled Foreign Companies (CFC) reform: a Gateway update”, March 2012
http://www.hm-treasury.gov.uk/d/condoc_cfc_reform_gateway_update.pdf

¹⁹² Pages 5 to 6 of “Controlled Foreign Companies (CFC) reform: a Gateway update“

適用されることとなる。例えば、英国法人 2 社(英国法人 1 及び英国法人 2 とする)が CFC の持分を保有している場合において、英国法人 1 は CFC の持分を直接保有し、英国法人 2 は英国法人 1 を通じて CFC の持分を保有しているときは、英国法人 2 のみが CFC の関連する持分を保有していることとなる。

控除可能な税額

控除可能な税額とは CFC が負担した税額であり、CFC 合算所得に対する英国の法人税から控除することが可能となるため、CFC 合算課税額は減少又はゼロとなる。当該控除可能な税額は、以下に掲げる金額の合計額である。

- CFC の課税利益に対して課される外国税額で二重課税排除のための外国税額控除の対象となるもの
- CFC に支払った際に源泉徴収された英国の源泉税で、CFC が英国居住法人であると仮定した場合に、CFC の課税利益に対して課される法人税から控除することが可能となるもの
- 英国の所得に対する税又は法人税で、CFC の課税利益に対して実際に課税されたもの
- CFC の課税利益について、英国以外の国・地域における CFC 税制の適用により支払った CFC 合算課税額

課税利益と控除可能な税額の割り当て

通常、割り当てられる課税利益と控除可能な税額は、保有する普通株式の割合に応じて計算される。ここで、“普通株式”とは株主が受けることができる権利の内容が 1 種類の発行済株式でなる。

なお、CFC 合算課税を回避又は減少させることを目的として株式の保有割合を取り決めた場合、保有する普通株式の割合に応じて割り当ててのではなく、公正かつ合理的な基準に基づいて割り当てが行われるものと取り扱う租税回避防止規定がある。

CFC 合算課税額

CFC 合算課税額は以下に掲げる(a)の金額から(b)の金額を控除することにより計算される。

- (a) CFC 課税を受ける法人に割り当てられた CFC の課税利益に対する法人税額
- (b) CFC 課税を受ける法人に割り当てられた控除可能な税額

適用税率は、CFC 課税を受ける法人の CFC の会計期間終了の日を含む会計期間における課税所得に対して適用される法人税率である。

3 CFC の定義

CFC とは、英国を居住地国としない法人で、英国の居住者に「支配」される法人と定義されている。「支配」とは以下のいずれかの場合と規定されている。

- 法的支配:英国居住者の要請により
 - 外国居住法人の株式の保有又は議決権の保有を通じて、若しくは
 - 外国居住法人の定款又は法的文書によって与えられた権利に基づいて、外国居住法人の業務が実行される場合

- 経済的支配: 英国居住者が外国居住法人の以下の権利の過半数を持つ場合
 - 持分売却による収益
 - 分配による収益
 - 会社清算の際に分配される資産
- 40%テスト
 - 法人を2者で支配している場合で、一方が英国居住者で、少なくともその40%の持分、権利、権限を保有しており、かつ、もう一方が英国非居住者で、持分、権利、権限を40%以上55%未満保有している場合
- 会計上の支配テスト
 - FRS2 (Financial Reporting Standard、財務報告基準)に照らして、ある法人の親法人であり50%規定を満たす場合

なお、2012年財政法以前の制度では、CFCの定義には低税率テスト(Lower level of tax test)が含まれていたが、新税制の下では、法人レベルの適用除外規定の中に組み込まれている。これは、従前の税制の下では低税率テストの適用によりCFCではないと判定される法人も、新税制の下ではCFCに該当することを意味する(ただし、適用除外規定により免税となる)。

4 CFC税制の対象となる所得

CFC税制の対象となる所得の種類

上述のとおり、潜在的にCFC課税の対象となるのはCFC税制におけるゲートウェイテストを通過したみなし総利益(Assumed total profits)となる¹⁹³。したがって、ゲートウェイを通過しなかった所得は、CFC税制の適用対象とはならない。

ゲートウェイを通過するルートは主として5つある。第1のルート(第4章¹⁹⁴)は、CFCの事業利益に関するもの(非事業金融利益及び不動産事業利益を除く)であり、他の4つのルート(第5章から第8章)は、CFCの金融利益に関するものである。なお、第6章から第8章は、一般的に金融サービスセクターの企業グループのみに適用される¹⁹⁵。

上記の詳細なゲートウェイテスト(第4章から第8章)に進む前に、当該ゲートウェイテストを検討する必要があるかどうかを規定する予備的ゲートウェイテスト(第3章)が設けられている。第3章には、第4章から第8章に分類される利益の種類と、これらの章の規定を適用するために満たすべき条件が記載されている。第3章のゲートウェイテストの結果、第4章から第8章のいずれにも該当しなければ、CFC課税利益はないことになる。逆に、第4章から第8章のいずれかに該当するみなし総利益の合計がそのCFCの課税利益となり、各章の規定に従って算定される。なお、上述の通り、ほとんどのCFCは、第3章の規定により先のCFC税制を考慮する必要がないというのが英国歳入関税庁の見解である。

ゲートウェイテスト適用の代替案として、法人レベルでの適用除外規定を直接検証する方法がある。当該規定を満たした場合には、CFC課税利益が生じないため、第3章から第8章の適用を検討する必要がなくなる。

¹⁹³ S371BA(3)(a) TIOPA 2010

¹⁹⁴ References to chapters of Part 9A TIOPA 2010, as inserted by Finance Act 2012

予備的ゲートウェイテスト(第3章)

第4章: 英国の重要な人的機能に帰属する利益 (Profits attributable to UK Significant People Functions)

第3章に規定によると、以下の条件のうちいずれか1つが満たされる場合を除き、第4章が適用される。つまり、以下の条件のうちいずれか1つを満たせば、第4章が適用されないのでCFCの適用対象外となる。

- A. 主目的 (Main purpose)
- B. 非英国管理資産 / リスク (Non-UK managed assets / risks)
- C. 能力及び商業的有効性 (Capability and commercial effectiveness)
- D. 非事業金融又は不動産事業利益 (Non-trading finance or property business profits)

条件 A - 主目的

このテストは、CFCが以下のような取り決め(Arrangement)の下で資産を保有していない又はリスクを負っていない場合には満たされる(すなわち第4章は適用されない)。

- その取り決めの主たる目的が英国の租税を回避することであり、その結果、CFCの事業利益が、そうでない場合に比べて高まることが期待されること、及び
- ある国や地域の法律の下で、租税債務の軽減又は免除されることが期待されており、それ以外の目的では当該取り決めが行われなかったであろうと合理的に推定される。

条件 B - 非英国管理資産 / リスク

このテストは、CFCがいかなる英国管理資産及びリスクを有していない場合に満たされる(すなわち第4章は適用されない)。資産又はリスクが英国の管理下にあるとは、当該資産の取得、創設若しくは開発、又は当該リスクの引き受け若しくは負担の相当部分が、CFCの英国での活動(英国の恒久的施設ではなく)又は当該CFCの関係法人の英国における活動(第三者間価格で取引されている場合を除く)によって、管理又は支配されている場合をいう。

CFCの当該資産及びリスクに関する日々の意思決定が英国で実行されていない場合は、このテストの条件は満たされる。

条件 C - 能力及び商業的有効性

このテストは、CFCが英国での資産管理又はリスク管理を必要とせずに商業的に有効である場合に満たされる(すなわち第4章は適用されない)。

これは、CFCの英国ベースの管理への依存に関するテストであり、CFCが第三者への業務委託によって管理サービスを取得しえる場合に満たされる。

条件 D - 非事業金融利益及び不動産事業利益

このテストは、CFCのみなし総利益が以下によってのみ構成されている場合に満たされる。

- 非事業金融利益- 概要は以下のとおり。
 - 融資契約、外国為替及びデリバティブによる非事業利益

- 会社配当金
- ファイナンスリースによる非事業利益
- 不動産事業利益

第 5 章: 非事業金融利益 (Non-trading finance profits)

第 3 章は、CFC が非事業金融利益を有する場合に第 5 章が適用されると規定している。上述のとおり、非事業金融利益の概要は以下のとおりである。

- 融資契約、外国為替及びデリバティブによる非事業利益
- 会社配当金
- ファイナンスリースによる非事業利益

なお、投資ファンドから生じる一定の利益は、第 5 章の適用範囲から除外されている。

第 6 章: 事業金融利益 (Trading Finance profits)

第 3 章は、CFC が、英国に関連する出資から(直接あるいは間接的に)生じた事業金融利益、資本又はその他の資産を保有している場合に、第 6 章が適用されると規定している。事業金融利益の概要は以下のとおりである。

- 融資契約による事業利益
- デリバティブ契約による事業利益
- 事業利益として課税された配当
- ファイナンスリースによる事業利益

英国に関連する出資とは、CFC と関連している英国居住法人による(直接あるいは間接的な)CFC の株式の取得又はあらゆる種類の出資を含む。

グループ金融法人は、その事業金融利益を第 5 章に規定される非事業金融利益として取り扱うことを選択できる。これにより、第 6 章の事業金融利益には適用されないが、第 5 章の非事業金融利益に対して適用される一定の除外規定を適用できる可能性がある。

CFC 税制の対象となる所得の決定・計算方法

第 3 章を適用し、第 4 章から第 8 章のいずれが適用されるかを決定した場合には、ゲートウェイテストを通過し CFC 課税利益を構成する CFC の利益金額について検討する必要がある。

第 4 章: 英国の重要な人的機能に帰属する利益

第 4 章が適用される場合には、その対象となる CFC の事業利益を決定しなければならない。これは、英国で遂行される重要な人的機能 (SPFs) に帰属する、CFC のみなし総利益に基づいて行われる(非事業金融利益と不動産事業利益を除く)。

SPFs の特定に使われる原則は、2010 年に発行された恒久的施設への利益の帰属に関する OECD 報告書に提示されている¹⁹⁶。概要としては、SPFs とは、法人の資産又はリスクに関する積極的な意思決定に関与する機能のことであり、従って価値を創出し利益をその法人に帰属させるような活動を意味する。

実務上、SPFs 分析は、非常に複雑となることから、企業は、英国に帰属する利益を CFC が有していないことを証明するよりも、法人レベルの適用除外の一つを満たす方が容易なケースが多いと考えられる。

英国の SPFs に帰属する CFC のみなし総利益の算出方法は以下のとおりである。

ステップ 1

CFC の利益を生み出している資産とリスクを特定する。

ステップ 2

利益への影響度が無視できるほど軽微である限りにおいて、その資産とリスクを除外する。

ステップ 3

2010 年に発行された恒久的施設への利益の帰属に関する OECD 報告書に提示されている原則を適用して、資産とリスクに関連した SPFs を特定する。

ステップ 4

SPFs のうち英国の SPFs を確定する。CFC 又は関連法人(英国籍及び外国籍)によって英国で遂行されている SPFs が存在する。

ステップ 5

英国の SPFs は CFC の英国における恒久的施設で遂行され、残りは CFC 自体が行っていると仮定する。そして、英国の恒久的施設に帰属される資産及びリスクの程度を決定する。

ステップ 6

英国のみなし恒久的施設に帰属する資産及びリスクによって創出された利益の割合が 50%未満である場合、その資産及びリスクを除外する。

ステップ 7

CFC が英国のみなし恒久的施設に帰属する資産及びリスクを有していないというベースで、CFC の利益を再度特定する(第 4 章の暫定利益を得るため)。

ステップ 8

以下の条件を満たした金額を第 4 章の暫定利益から除外する。

- 経済価値の除外(Economic value exclusion)- 海外資産又はリスクの保有から生じる相当水準の非課税価値が存在する場合 (HMRC のドラフトガイダンスによれば「相当水準」とは 20%以上)。
- 独立企業のアレンジメントの除外(Independent companies' arrangements exclusion)- 独立企業であれば同様のアレンジメントを行ったであろう場合。

¹⁹⁶ <http://www.oecd.org/ctp/transferpricing/45689524.pdf>

- 事業利益の除外(Trading profits exclusion) – 以下の条件を満たす場合の事業利益を除外する。
 - 事業所(Business premises) – 例えば、CFCの居住国にある事務所、店舗、工場、採掘又は建設用地で、CFCの活動の主要拠点。
 - 所得(Income) – CFCの事業所得の20%以下が英国居住法人又は恒久的施設から生じる(CFCがその居住国で製造した製品の販売を除く)。
 - 管理費用(Management expenditure) – 英国関連の管理費用(英国で行われている管理のスタッフや機能に係る管理費用)が総管理費用の20%以下の場合。この条件は、他の全ての条件が満たされる場合には緩和される。
 - 知的財産(IP) – 過去6年間において、英国から相当水準のIPが移転されていないこと。「相当水準」の定義はない。HMRCのガイドラインによると、IPが相当水準かどうかは個別ケースの事実や状況に依拠するが、概ねの目安は10%以上である。
 - 物品の輸出(Export of goods) – CFCの事業所得に占める英国からの輸出品の割合が20%以下であること(CFCの居住国に送られる物品を除く)。
- 租税回避防止(Anti-avoidance) – CFCが、事業利益除外のための要件を満たすことを主たる目的とする、事業の相当部分の組織組成又は組織再編を行う取り決めに関して、その当事者となっている場合は、当該事業利益除外要件は満たされていないものと見なされ、事業利益除外規定は適用されない。

第5章: 非事業金融利益

第5章が適用される場合は、第5章の規定に該当するCFCの非事業金融利益を決定する必要がある。この場合のCFCの非事業金融利益とは、以下から生じるものである。

- 英国での活動 – 第4章で英国SPFsに帰属する事業利益を特定した際に用いた手順と、同様の手順に従うことになる。しかし、ステップ6と8は適用されない。したがって、英国SPFsに帰属する一切の非事業金融利益が第5章に該当することになる。
- 英国からの資本投資 – この定義は広く、英国に関連する法人又は以前CFC税制の課税対象となった利益から直接又は間接的に行われた資本提供が含まれる。
- 英国居住法人への配当金に代わるアレンジメントで、その主たる目的の1つがある地域の租税を軽減することにある場合。
- 英国居住法人に対するリースであって、その主たる目的の1つがある地域の租税を軽減することにある場合。

第6章: 事業金融利益

第3章の予備的ゲートウェイテストを適用した後、第6章が適用されるとなった場合、第6章の事業金融利益は概ね以下のように算定される。

- ステップ 1 – 適正な金額 (Arm's length amount) を超える自由資本 (Free (non-debt) capital) の金額を決定する。これは、英国から資金提供された超過資本分に限られる。
- ステップ 2 – CFC が保険事業に従事している場合は、純資産の金額が、当該法人が CFC でなかった場合に保有すると合理的に想定される水準を超えている場合に限り、その純資産を含める。
- ステップ 3 – ステップ 1 とステップ 2 の余剰資本の投資又は活用から生じた利益は、第 6 章における事業金融利益とされる。

所得算入のタイミング

CFC 課税は、CFC の会計期間に基づいて行われる。CFC 税制において、CFC の会計期間は以下の場合に開始する¹⁹⁷。

- 法人が CFC となった時、又は
- CFC の前会計期間の終了直後

CFC の会計期間は以下の場合に終了する。

- 法人が CFC でなくなった時。
- 居住地又は管理の場所を理由として、CFC がある国や地域の課税対象となった時又はそうではなくなった時。
- CFC がいかなる所得源泉も失った時。
- CFC に関連する持分を保有する法人が、その CFC の関連持分を全く保有しなくなった時又は法人税の課税対象でなくなった時。

英国法人税法上、会計期間の終了をもたらす一定の事象 (Corporation Tax Act 2009 ss10-12) が、CFC に対しても適用される。例えば以下のとおり。

- CFC の会計期間は 12 ヶ月を超えることができない。
- CFC の会計期間は当該 CFC が事業を停止した時に終了する。

関連持分を持つ英国居住法人の課税対象会計期間 (chargeable accounting period) が、CFC と同じである場合、ある課税対象会計期間における CFC 課税 (一定割合の CFC のみなし課税総利益に対する課税) は、その英国居住法人の同じ課税対象会計期間に対して課されることになる。

しかし、CFC の課税対象会計期間が英国居住法人と異なる場合は、CFC 課税 (一定割合の CFC のみなし課税総利益に対する課税) は、CFC の会計期間終了の日を含む英国居住法人の課税対象会計期間に対して課されることになる。

5 適用除外

適格融資契約から生じる利益の適用除外

適格融資契約から生じる利益は、通常であれば第 5 章の下で非事業金融利益として CFC 税制上のゲートウェイを通過し、潜在的に CFC 課税の対象となるが、一定の要件を満たした場合には適用除外規定により免税となる。

¹⁹⁷ S371VB(2) TIOPA 2010

適格融資契約(Qualifying loan relationships)¹⁹⁸から生じる利益とは、究極の債務者が以下に該当する場合の、関係会社間貸付に関して債権者である CFC に生じる利益である。

- 究極の債務者が CFC を支配する英国居住法人によって支配されている¹⁹⁹
- 究極の債務者が、英国に恒久的施設を有しない外国法人である、又は、英国法人税法上で免税となる国外恒久的施設である²⁰⁰ (ただし、究極の債務者が英国居住者でなければ、英国居住法人を経由する融資は認められる)

適格融資契約に関するいずれかの適用除外に該当するためには、CFC はその居住地域に事業所を有していなければならない。

適用除外(第 9 章)は以下のような場合であり、英国法人税申告書における適用申請が必要となる。

- 適格原資から拠出された融資(Loans funded out of qualifying resources)
- 75%免税(The 75% exemption)

適格原資から拠出された融資

適格融資契約の利益は、適格融資契約が適格原資から拠出されたものである限り、全額免税となる。概要としては、適格原資は、それがグループの所有であった期間において、海外事業によって生み出された価値に相当する金額とされており、以下のものが含まれる。

- CFC の同地域での融資その他の活動から生じた利益
- グループの第三者非償還株式(Third party irredeemable share)の発行

融資の全額が適格原資から拠出されている場合は、当該融資契約からの利益の全額が、CFC 課税上において免税となる。しかし、例えば融資の 80%が適格原資から拠出されている場合は、利益の 80%相当分のみが免税となる。

適格原資による免税の申請が行われた場合で、当該融資に占める適格原資の割合が 100%に満たない場合は、その残余部分について 75%免税を適用することはできない。つまり、適格原資による免税又は 75%免税は、いずれか一方についてのみ申請されなければならない、両者を組み合わせて申請することはできない。したがって、適格原資からの拠出割合が 75%以上である場合のみ、適格原資による免税が申請されることが見込まれる。

75%免税

適格融資契約が、適格原資による免税規定に該当しない場合、当該融資契約から生じる利益の 75%が免税対象となる。

法人レベルでの適用除外(Entity level exemptions)

CFC 税制におけるゲートウェイテストを通過した利益は、それが免税とならない限り、CFC 課税の対象となる。納税者は、ゲートウェイテストを実施する代わりに、法人レベルの適用除外を申請することができる。

¹⁹⁸ S371IG TIOPA 2010

¹⁹⁹ S371IG(8) TIOPA 2010

²⁰⁰ S371IH TIOPA 2010

適用猶予期間(The exempt period exemption)

法人が初めて CFC となった場合、当該 CFC となった日から 12 ヶ月間(又は HMRC の裁量により延長可)CFC 税制の適用は猶予される。

法人が初めて CFC となる例としては、以下の 3 つの場合がある。

- 英国居住法人により新たに設立された外国子法人。
- 外国グループ法人の外国子法人で、そのグループの親法人が税務上の居住地国を英国に移した場合。
- かつて国外所有であった外国法人が、英国に親法人を持つグループに買収された場合。

適用猶予期間に該当するためには、法人は、猶予期間直後の会計期間において、CFC 課税の対象となっていない状態で CFC を引き続き有していなければならない²⁰¹。

適用除外地域(The excluded territories exemption)

適用除外地域の規定は、旧 CFC 税制の下での適用除外国基準 (Excluded countries regulations) に類似するが、その詳細は大きく異なっている。

適用除外地域規定の下では、英国の法人税と概ね同程度の税率で利益への課税がなされる国や地域に居住する CFC で一定の要件を満たした場合に、CFC 課税を免除される。なお、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本及び米国を居住地国とする CFC には、簡便的な適用除外地域規定を適用することができる。

基本ルール

CFC の会計期間に適用除外地域規定が適用されるのは、以下の要件を満たす場合である。

- 当該会計期間に CFC が適用除外地域に居住している
- 所得条件が満たされる
- IP 条件が満たされる
- 租税回避防止規定が適用されない

適用除外地域(Excluded territories)

適用除外地域とは、法人税率が英国と概ね同等である国や地域である。該当国や地域のリストは、The Schedule to The Controlled Foreign Companies (Excluded Territories) Regulations 2012 の Part 1 に記載されている²⁰²。さらに、同 Part 2 の条件も満たされなければならない。

所得条件(The income condition)

所得条件が満たされるのは、当該会計期間における CFC の一定所得が、以下 2 つのうちいずれか大きい方を下回る場合である。

- CFC の会計利益の 10%

²⁰¹ S371JB(2) TIOPA 2010

²⁰² The Controlled Foreign Companies (Excluded Territories) Regulations 2012, 3024/2012

- 5万ポンド(会計期間が短い場合は相応に減額)

一定の所得とは、「CFCの居住地国・地域での課税を免除されているもの」、「CFCの居住地国・地域で免税期間(Tax holiday)の対象となっているもの」、「CFCの居住地国・地域で課税されているが当該CFCと関連する者が直接的又は間接的に当該租税の払い戻し又は控除を受け取る権利を有している場合」等が該当する。

IP条件(The IP condition)

この条件は、過去6年間に、相当水準のIPが英国から移転又は持ち出されていない場合に満たされる。

租税回避防止(Anti-avoidance)

CFCが、その会計期間中、税務上の有利な取り扱い(Tax advantage、CTA 2010 s1139に定義)を受けることを主目的とした取引に関与した場合は、適用除外地域の規定は適用されない。

簡便的な適用除外地域規定(Simplified excluded territories exemption)

オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本及び米国を居住国とするCFCについては、適用除外地域規定の簡便法として、適用除外国基準が設けられている。この簡便法は、企業グループがこれらの国々におけるCFCに対して迅速に対応できるように意図されている。この簡便法は、通常の適用除外地域規定の下で得られる権利を損なうものではなく、CFC税制の適用除外措置に追加的な選択の余地を与えるものである。

簡便法の下では、CFCが居住国外にある恒久的施設を通じて事業を行っていないのであれば、通常の適用除外地域規定の下での所得条件及びIP条件を満たす必要はない。

少額利益免除(The low profits exemption)

少額利益免除の規定は、会計期間におけるCFCの会計上の利益又はみなし課税利益が、以下を下回る場合に適用される。

- 5万ポンド、又は
- 50万ポンド(うち、非事業所得が5万ポンド以下)

会計上の利益を使用する場合には、英国上の税金計算をする必要はないが、配当及びキャピタルゲイン・ロス等いくつかの調整を行う必要がある。

低利益率免除(The low profit margin exemption)

この適用除外規定は、会計上の利益率がコストベースに比べて低いCFCに対して、CFC課税を免除することを意図したものである。この適用除外規定は、当該会計期間のCFCの会計上の利益(利息控除前)が、営業費用(一定の調整を加えた額)の10%以下である場合に適用される。

税率による免除(The tax exemption)

この適用除外規定は、旧CFC税制の下で外国法人がCFCに該当するかどうかを判定するための初期的テストの一部である軽課税テストに類似するものである。この適用除外規定は、CFCがそ

の居住地で支払う税額 (Local tax) が、それに対応する英国法人税の少なくとも 75% に相当する場合に適用される。

現地税金 (Local tax) とは、CFC の居住地において、CFC がその譲渡益 (キャピタルゲイン) を除く利益に対して支払われる税金である。現地税金には、CFC 自身が支払っていなかったとしても、CFC の利益に対して支払われる税金が含まれる。例えば連結納税のメンバー法人の A 社が 100 の事業利益を計上し、B 社が 200 の事業損失を計上し、C 社が 400 の事業利益を計上した場合、連結納税上の利益は 300 となり、居住地の税率が 25% の場合、居住地で支払う税額は 75 となる。当該除外規定上、税額の 75 は合理的に 3 社に配賦されることになり、一般的には税額をプロラタベースで利益を計上している海外法人に配賦することになる。この場合、A 社の現地税額は 15 (B 社の損金が相殺される前の 3 社の総利益に対しての税額の 5 分の 1)、B 社の現地税額はゼロ、C 社の現地税額は 60 (B 社の損金が相殺される前の 3 社の総利益に対しての税額の 5 分の 4) となる。

対応する英国法人税とは、CFC が英国法人であったと仮定した場合に支払われであろう英国法人税 (UK corporation tax) である。当該金額は、現地税金の外国税額控除 (Double tax relief) の適用前、源泉所得税控除後の金額であり、CFC のみなし課税利益に対する英国法人税となる。

第2節 無形資産

I. 議論及び検討の必要性

グローバル化という言葉が使われて久しいが、現在多国籍企業の海外進出がさらに加速化している。海外の売上高の比率が増加し、日本国外で商流が完結するような取引も増加していると見受けられる。内国マーケットの縮小、国外(特に新興国)マーケットの活発化、テクノロジーの進化による取引のボーダレス化など理由はさまざまであると思われるが、こうしたグローバル化は多国籍企業の事業形態に変化をもたらしている。特に欧米多国籍企業は、グローバルな事業再編を行い、商流や機能の簡素化を進めている。グローバルな事業再編を行う際、無形資産の管理機能の集約化などの観点から、無形資産が海外に移転される傾向がある。超過収益の源泉として無形資産の価値が増加し、その経済的重要性も高まる中、無形資産の海外移転は納税者の租税ポジションに多大な影響を与える。

無形資産の海外移転を伴うグローバルな事業再編については、2010年にOECDによって発表された移転価格ガイドライン第9章「事業再編に係る移転価格の側面」において、以下のように説明されている。

「90年半ば以降、事業再編は、しばしば、無形資産や潜在的利益が伴ったリスクの集中化が関係する。それには典型的には次のものがあげられる。

- 本格的販売会社から、本人として活動を行う外国の関連企業のためのリスク限定的販売会社又はコミッションエアへの転換
- 本格的製造会社から、本人として活動を行う外国の関連企業のための契約製造会社又は受託製造会社への転換
- グループ内の中央拠点(いわゆる知的財産管理会社)等への無形資産の移転」

(OECD 移転価格ガイドライン第9章「事業再編に係る移転価格の側面」パラ 9.2)

同年、米国でも両議院税制委員会による聴聞会が開かれ、その報告書でも米国多国籍企業によるグローバルな事業再編が説明されている。

『従来、多国籍企業は国または地域別に事業の運営と発展を行っており、国・地域ごとに製造会社、販売会社を設立し現地の事業は現地の人間に任せるという地域分権型であった。国・地域ごとに完結した仕組みであったため、その中に自己完結したサプライチェーンがあり、CEO、CFO、マーケティング等の機能もそれぞれの国・地域に所在していた。重複された機能が世界中に分散され、商流と会社数の増加に伴い、組織形態及び指揮命令系統が複雑化され管理費用の増加に繋がっており、比較的非効率的な事業形態であった。

しかし、インターネットの出現により国境を越えた事業が容易に行えるようになったため、国・地域別に重複した機能を維持する必要がなくなってきた。商流をグローバルに整理し、一つに統合されたサプライチェーンで消費者に製品の販売またはサービスの提供を行うことが可能となった。この新しい事業形態では製造スケジュール、在庫管理、品質管理、リスク管理、戦略的マーケティング等の戦略的経営活動を一箇所に集約して行うことができるため、経営の簡素化と経費の削減はもちろんのこと、ガバナンスの強化、そして世界的な経営戦略が迅速に行えるようになった。これらの機能の移転に伴い、無形資産もその他の機能と同じところに集約すればIPのグローバルな管理、さらなる開発も効率的に行うことができるようになる。これらの機能を行うグローバルな統括会社

が委託者、つまりプリンシパルと呼ばれる。そしてプリンシパルを使ったグローバルな事業形態がプリンシパルストラクチャーと呼ばれる。

従来の地域分権型からグローバルな中央集権型であるプリンシパルストラクチャーに移行する際、それまで自己管理による本格的な製造活動を行っていた製造会社はリスク限定の製造会社(受託製造会社あるいはコントラクト・マニファクチャラー)に転換される。これにより、製造会社は単純にプリンシパルの指示の下で製造活動を行う下請け会社になる。同様に、それまで本格的な販売活動を行っていた販売会社はリスク限定の販売会社(受託販売会社あるいはコミッションエア)に転換される。販売員の育成と維持、卸業者・消費者との関係は維持するが、例えばコミッションエアの場合はプリンシパルの勘定で販売を行い、在庫を直接所有することはない。単純にコミッションのみが売上として計上される。

プリンシパルストラクチャーにおける所得・損失は、米国移転価格税制上は原則としてリスクを負担する者に配賦される。プリンシパルストラクチャーに必要な3つの要素、プリンシパル、リスク限定の受託製造会社、リスク限定の販売会社をリスクの観点から見ると、重要な機能を有するプリンシパルがより大きなリスクを負担し、プリンシパルの指示に従いルーティーンな事業を行うリスク限定の受託製造会社とリスク限定の販売会社は逆に低リスクとなる。すなわち、所得・損失は自ずとプリンシパルに集まる構造となっており、一方でリスク限定の受託製造会社とリスク限定の販売会社では、損失の発生はないものの、コストプラスによる僅かな利益が継続して発生するに過ぎないことになる。また、移転された無形資産の使用許諾契約を受託製造会社と結ぶことにより使用料を受託製造会社から徴収することになり、さらに所得がプリンシパルに集約されることになる。』

このプリンシパルストラクチャーの税務上の意味合いとして、プリンシパルを低税率国に設置することにより、海外所得が低税率で課税される。つまり、グローバルな実効税率の軽減に繋がるということになる。すなわち、高税率国及び知財立国に所在する企業にとって、このプリンシパルストラクチャーを採用する税務上のインセンティブも高いということになる。こういった可能性は同じく高税率国で知財立国である日本にもあると思われる。事実、日本の税制調査会専門委員会でも日系多国籍企業の無形資産の移転を伴うグローバルな事業再編の導入とその利用による租税回避の可能性が指摘されている。

「近年の経済・資本取引のグローバル化の進展に伴い、特に先進国企業において超過収益の源泉として無形資産の持つ意味が高まりつつある中で、事業再編等の際に無形資産の移転を通じて国際的な租税回避が行われるリスクが高まっている。」(税制調査会専門委員会「国際課税に関する論点整理」(平成22年11月9日)13ページ)

こういった認識からその他の国際的な租税回避も含め「国際的な租税防止に向けた今後の課題として、無形資産の取扱い…について多角的に議論の整理が行われる必要がある」としている。議論の概要として以下のようにまとめられている。

- 多国籍企業のグループが、リスク限定的販売会社や契約製造会社への転換などの形を利用した事業再編を通じて、税負担を軽減するタックスプランニングが広く行われるようになってきている。OECDでは、このような事業再編の問題へ対応するため、移転価格税制の観点から、関連者間での機能やリスクの配分についての独立企業原則との関係が議論され、移転価格ガイドラインの第9章としてとりまとめられた。
- 今回のOECD移転価格ガイドラインの改定の中では、無形資産の扱いは見直されなかったが、今後、無形資産の範囲、及び無形資産の評価・課税の方法の観点からOECDにおいて議論が行われる予定である。(追記:現在検討が進められている)
- 多国籍企業グループが事業再編を通じて無形資産を軽課税国に移転することで税負担の軽減を図るタックスプランニングの例が米国などで顕著となりつつある。我が国において

も同様の問題が生じるリスクが高まっており、今後の OECD などにおける国際的議論の進展や経済活動の実態なども見極めつつ、無形資産の移転に係る国際課税のあり方について中期的課題として検討していく必要がある。

本報告書では、こういった背景を踏まえ、無形資産の海外移転による所得の海外流出状況について実例を使って紹介し、無形資産の海外移転の税務上の問題点等を検証する。また、無形資産の移転に対する国際的潮流として、無形資産の海外移転による所得の海外流出について諸外国の対応策を OECD やその他の国際機構の対応も含めて紹介する。

II. 無形資産の移転に係る状況

01 移転手法

無形資産は、工場などの事業資産や人的資産と比べて動かしやすく、欧米多国籍企業によって頻繁に国外に移転されている。無形資産の移転方法は、以下に説明する3つに大別することができる。

1 全ての権利の譲渡

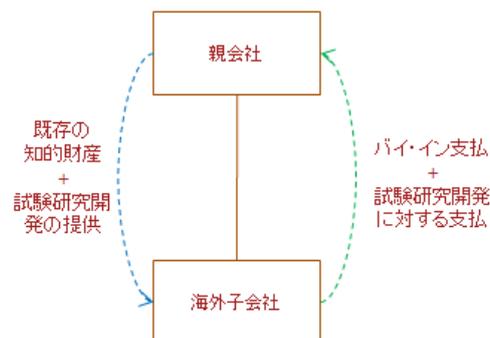
無形資産の移転を行う場合、無形資産の全ての権利を譲渡することが考えられる。通常、全ての権利の譲渡は課税取引となるが、適格組織再編等の税務上非課税となる取引によって移転することも考えられる。譲渡の場合、譲渡する者が譲渡損益を認識することになるため、米国などでは自社が開発する無形資産の移転の場合は多額の譲渡益が発生する可能性が高く、欠損金などと相殺できない限り通常検討されない。したがって、欧米多国籍企業は、無形資産の移転にあたり、以下で説明するライセンス契約、コストシェアリング契約を利用する傾向がある。

一般に、適格組織再編等で無形資産をクロスボーダーで移転する場合には、無形資産が移転する者の所在地国の課税管轄から非課税で流出してしまうため、特例が適用され課税取引とされる場合が多いと考えられる。例えば、米国では内国歳入法典 367 条(d)が適用され譲渡が課税扱いとなる。また、日本でも現物出資などの方法により、クロスボーダー取引による無形資産の非課税の移転の可能性があるが、日本法人が国内事業所に属する資産(国内資産)を外国法人に現物出資する場合は非適格現物出資となるため通常は課税扱いとなる。

2 ライセンス契約

全ての権利の譲渡と異なり、ライセンス契約では既存の知的財産を期限付きで使用する権利を移転先に許諾する契約となる。被許諾者が使用できる権利の内容についても、全ての権利の使用の場合と一部の権利(例えば一部の地域の販売権など)の場合がある。許諾者は被許諾者から使用料が支払われるので、ライセンス契約の締結自体は直接的に許諾者の節税には結び付かない。ライセンス契約により既存の知的財産の権利を使用許諾する場合、被許諾者は既存の知的財産を利用して低税率国で新規の知的財産の開発を行うことにより、新規の知的財産に帰属する所得は低税率国で認識することになる。知的財産の再開発等は継続して海外で行われ、アップデートされた知的財産に帰属する海外所得は全て低税率国で課税されることになる。

3 コストシェアリング契約



コストシェアリング契約とは一般に費用分担取極と呼ばれるもので、新規の無形資産を開発するための一種のジョイント・プロジェクトのようなシステムである。参加者はお互いのリソースを貢献し、発生した費用を全て分担し、新規に開発された知的財産を共有することになる。なお、OECD ではコストシェアリングを CCA (Cost Contribution Arrangement) と呼んでおり、OECD 移転価格ガイドライン第 8 章(費用分担取極)では以下のように説明されている。

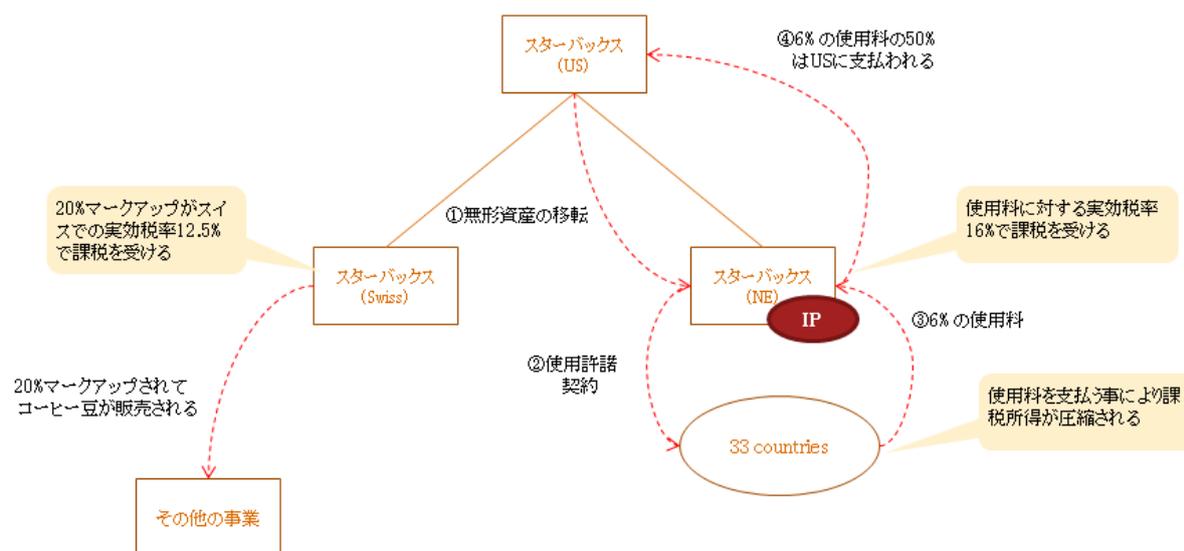
『コストシェアリング契約とは、複数の参加企業が新規に開発をする無形資産に係る特定の権利・利得を見返りとして、新規無形資産が生み出されるであろうと予測される便益(予測便益)を基にその研究開発コストを分担する取極めである。これにより新規に創作された無形資産は参加者によって貢献度の割合を基に所有されることになる。参加者によって所有される個別の権利は実際の法的所有権を構成することもあれば、参加者のうち一者のみが法律上の所有者となる場合もある²⁰³。ただし、経済的には(つまり税法上は)参加者全てが共同所有者となることもある²⁰⁴。』

欧米多国籍企業の場合、既存の知的財産を所有する親会社が低税率国に所在する海外子会社と新規の無形資産を開発するコストシェアリング契約を結ぶケースが多い。新規の無形資産の開発には既存の知的財産を利用するため、親会社は既存の知的財産を海外子会社に貢献し、海外子会社はそれに対して対価²⁰⁵を支払う。したがって、海外子会社の新規無形資産の利用により生ずる所得に関して親会社に使用料を支払う必要はない。なお、無形資産の開発技術と人的リソースは親会社の所在地国に残っている場合には親会社が継続して研究開発活動を行うが、この研究開発活動に対して発生した費用は両者で負担することになる。また、リスクも全て共有され、新規に開発された無形資産は参加者の間で共有される。

02 多国籍企業の例

1 米国多国籍企業の具体例

スターバックス



- 組織図はイメージであり、実際の資本関係とは異なる場合がある。

²⁰³ OECD 移転価格税制ガイドライン、第 8 章、パラグラフ 8.6

²⁰⁴ OECD 移転価格税制ガイドライン、第 8 章、パラグラフ 8.6

²⁰⁵ バイイン支払

スターバックスが会計上は多大な利益が発生しているにも拘らず英国でほとんど法人税を納めていないことに対し英国一般市民の不信感が募り、英国議会は特別委員会を設け、**2012年11月12日**にスターバックスのグローバル CFO である **Troy Alstead** 氏を召喚し尋問した。その聴聞会の内容は報告書として公表されており、スターバックスによるヨーロッパにおける税務プランニングの内情を知ることができる。下記はその報告書²⁰⁶をまとめたものである。

スターバックスは、売上、事業所得とも過去**3**年増加傾向²⁰⁷にあり、税引前利益も**2009**年から**2011**年に亘って**20**億ドル、**18**億ドル、**14**億ドルと多大な利益が発生している²⁰⁸。他方、英国、フランス、ドイツでは税務上欠損金が発生し、税金の支払いがほとんど発生していない。英国では過去**15**年間のうち**14**年間利益が発生しておらず²⁰⁹、フランスとドイツでも過去**10**年間税金が発生していないという²¹⁰。英国では過去**14**年間で**160**万ポンドしか税金が支払われない一方、英国の競争相手である **Costa** (英国の大手コーヒーチェーン店) は **2011** 年の課税年度のみで **1550** 万ポンドもの税金を支払っている。

スターバックスは、英国、フランス、ドイツで損失が発生している理由として、その国々の高家賃と高賃金を挙げている。しかし、実際にはオランダ IP 保有会社に支払われている**6%**の使用料²¹¹が主な理由とみられる。また、スイスにコーヒー豆の販売会社が存在し、低税率でコーヒー豆の売上が課税されているとみられる。スイスで認識されるマークアップは**20%**に設定されており、スターバックスのスイスの実効税率である約**12.5%**で課税されている²¹²。さらに、米英の関連会社への貸付も行われており、それにより課税所得がさらに圧縮される仕組みをとっているとも見受けられる。ちなみに、比較的高い利率(**4.9%**)が問題として取り上げられたが、スターバックス側は、利息収入は最終的に米国で**40%**近くの税率を適用されるため租税回避目的の貸付ではないと主張している。本報告書ではオランダ子会社にある IP に焦点を当てて説明する。

上記の図表にあるように、米国で創作されたオリジナルの IP はオランダに移転されており、オランダ IP 保有会社はその IP についてさらに他の関連会社に使用許諾を与え、**6%**の使用料を回収している。オランダを選んだ理由として、既存のコーヒー豆の焙煎施設の存在を挙げているが、ルーリングによって所得への課税を低税率にすることが可能であることも挙げている。事実、スターバックスはオランダでルーリングを申請し、オランダ IP 保有会社が受け取った使用料については低税率で課税するという事でオランダ当局と合意が得られている²¹³。その合意された税率は公表されていないが、使用料の実効税率は**16%**であると報告されている。オランダ IP 保有会社によって回収された使用料の約半分は、歴史的に開発されたブランド、製品の革新、店舗デザインのシステムにかかるものとして、最終的には米国親会社に支払われている。なお、オランダ本部には**220**人の従業員が働いており、そのうち**89**人が焙煎施設、**40**人がサプライチェーン等の流通業務に携わっている。

オランダ IP 保有会社は IP を保有しているだけでなく、ヨーロッパ、中東アジア及びアフリカの地域統括という機能も果たしているため、被許諾者の使用できる権利等は多岐に渡る。ちなみに、

²⁰⁶ 「HR Revenue & Customs: Annual Report and Accounts 2011-12」

²⁰⁷ 2012 Annual Report, page 2, Fiscal 2012 Financial Highlights

²⁰⁸ 2012 10K, page 53, Item 8. Financial Statements and Supplemental Data

²⁰⁹ House of Commons Committee of Public Accounts, *HM Revenue & Customs: Annual Report and Accounts 2011-12*, November 28, 2012, paragraph 8

²¹⁰ Reuter Special Report: Starbucks's European Tax Bill Disappears Down \$100 Million Hole, November 1, 2012

²¹¹ 英国では、税務当局 (HMRC) との交渉により、**2006** 年においては **4.7%** まで下がった。

²¹² スターバックスはスイスに販売会社を設立した事業上の理由として、スイスが世界の **75%** のコーヒー豆の売買を行っている国であることを挙げている。

²¹³ ここで言う IP は、ブランドや店のデザインなど、どちらかというマーケティング IP に該当するもので、恐らくオランダにあるイノベーションボックスの対象にはならないとみられる。よって、別途、ルーリングの申請が必要となっているとみられる。

英国特別委員会に提出された資料によると、被許諾者は6%の使用料を支払うことにより、以下のバリューを受け取っていると説明されている。

- 世界でトップ100に入るスターバックスブランドと商標に対する権利の使用(スターバックスは進出国ごとに商標登録しており、ブランドとその他の資産の保護のために毎年何百万ドル費やし、商標の保護を活動的に行っている。)
- 最高品質である本物のアラビア産コーヒー豆及びその焙煎法の使用(コーヒー豆の焙煎法はスターバックスが特別に所有権を保有している。)被許諾者は20種類以上のコーヒーブレンド、季節ものの商品、稀な単一原産国の「Starbucks Reserve」コーヒーの利用が許可されている。
- 優れたカスタマーサービスを提供するための専門知識(特に、店舗運営、詳細な研究によって得られた店内外の運営法、品質管理、経営、商品の販売、予算設定、費用管理に係るもの)の提供。また、包括的な従業員育成プログラム、小売業運営の様々な面を取り扱った詳細なマニュアル等の提供も含む。
- スターバックスの所有するビジネスモデルの利用(例えば、数々のスタンダードな飲料商品及び宣伝活動用の飲料商品、カスタマーロイヤルティプログラム、スマートフォンによる支払い方式を含むサービス等の利用)
- 地元のマーケットの必要性に合わせた顧客がくつろげて身近に感じる環境を提供する店舗デザインのコンセプトの提供。

英国特別委員会はマクドナルド、バーガーキング、ケンタッキーフライドチキンを引き合いに出し、6%は高すぎると主張している。マクドナルドとバーガーキングは約4%、ケンタッキーフライドチキンに至っては使用料を請求していないと報告されている。他方、スターバックス側は、20社の非関連者である被許諾者とも同様の取引をしており、6%の使用料は妥当であると主張している。

英国特別委員会の報告書では、英国での節税プランニングに焦点を当てているため、英国での節税額しか見積もられていない。しかしながら、下記のとおり、英国当局との交渉の結果、使用料率は4.7%に引き下げられており、この使用料率の引き下げにより、英国では800万ポンドの追加の租税負担が発生している。したがって、上述のプランニングにより、英国では最低でも800万ポンドの節税効果があったと思われる。

グローバルでの節税額は、英国特別委員会の聴聞会報告書やForm 10K²¹⁴等にも明記されていないが、Form 10Kの法人税の詳細にある外国税額と法定税率の差額による効果を基に概算すると以下のとおりとなる。この数字には税務プランニングに関係ない事業活動をしている低税率国の効果等も含まれるため、本税務プランニングによる節税額とは必ずしも一致するものでないので留意する必要がある。

年度	2009	2010	2011
税引前利益(百万ドル)	1,437	1,811.1	2,059.1
外国税額と法定税率の差額による効果	△2.5%	△3.1%	△3.3%
節税額(百万ドル)	35.9	56.1	68

²¹⁴ アメリカの事業報告書の1つで、SEC(米国証券取引委員会)向けに作成される文書。日本の有価証券報告書に当たる。

年度	2009	2010	2011
実効税率	34%	31.1%	32.8%

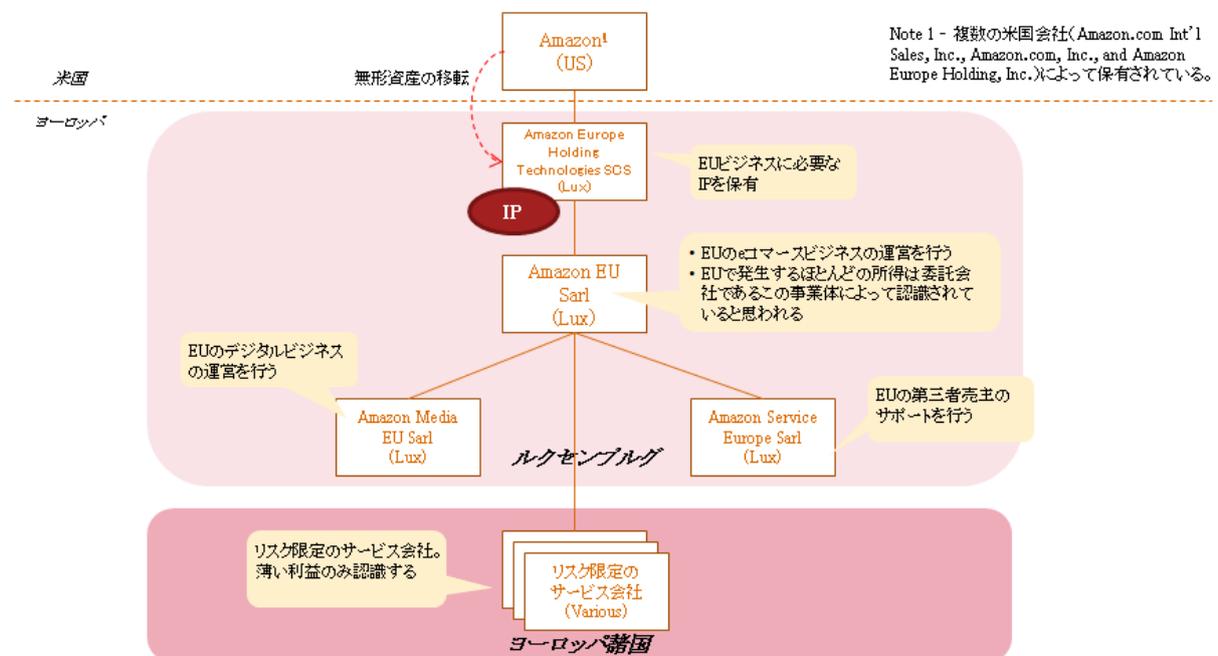
出所: 2012年9月期 Form 10 K

注: オランダ IP 保有会社が受け取る使用料の実効税率は 16%、米国外の実効税率は 21%であると報告されている。

なお、スターバックスの税務スキームは、2012年10月に Reuters の調査によって公表され、その後スターバックスをボイコットしようという英国一般市民の動きが始まった。英国特別委員会の聴聞会についての報道もあり、スターバックスはブランドのイメージが傷ついたと発表し、発表の3日後である12月6日に英国の新聞紙に広告を載せ、顧客との信頼関係を再構築するため英国政府に自主的に税金を支払うことについて同意をしたと発表した²¹⁵。これにより、課税所得とは関係なく、2013年から2年間にわたって2,000万ポンドの法人税を自主的に支払うこととなっている。

なお、我が国企業が当該スキームを採用した場合には、IP 所有会社は特定外国子会社に該当し、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式、著作権等の提供が主たる事業となるため適用除外規定の適用はなく、タックスヘイブン対策税制により合算課税の対象となる可能性が高いと考えられる。

アマゾン



- 組織図はイメージであり、実際の資本関係とは異なる場合がある。

²¹⁵ “Starbucks tax move a wake up call for other brands” Marketing Week, 12/12/12

アマゾンも英国特別委員会に召喚された企業の一つである。下記は聴聞会の報告書²¹⁶をまとめたものである。

アマゾンは、ヨーロッパでの事業活動を管理・運営する目的でルクセンブルグに地域統括会社を設立し、ヨーロッパの利益のほとんどである 91 億ユーロがルクセンブルグで認識されている。一方、租税負担額は 820 万ユーロと少額になっている。これは上記図表に示されるスキームの効果で、これにより、たとえ英国の消費者がヨーロッパのアマゾンで商品を購入し、英国の従業員が梱包し英国の倉庫から消費者に送付したとしても、ほとんどの売上はルクセンブルグの統括会社(正確には Amazon EU Sarl, 上記図表参考)によって認識され、英国のサービス会社は薄い利益のみを認識することになる²¹⁷。より詳細なアマゾンのストラクチャーの説明は以下のとおりである。

- ルクセンブルグに所在する Amazon Europe Holding Technologies SCS がアマゾン EU のウェブサイトを経営する上で必要な無形資産を保有している。Amazon Europe Holding Technologies SCS 自体は複数の米国会社によって保有されている(正確には Amazon.com Int'l Sales, Inc., Amazon.com, Inc., Amazon Europe Holding, Inc.)。ヨーロッパにある事業体は、アマゾンのテクノロジーと IP の利用に対して Amazon Europe Holding Technologies SCS に使用料を支払っている。
- アマゾンのヨーロッパの全てのウェブサイトで発生する電子商品取引は、ルクセンブルグに所在する Amazon EU Sarl によって運営されている。Amazon EU Sarl は Amazon Europe Holding Technologies SCS の 100%子会社である。Amazon EU Sarl は棚卸資産の所有者であり、その商品に関連する売上を全て認識し、損失に対するリスクを負担している。Amazon EU Sarl はルクセンブルグから支払の手続き及び精算まで全て行っている。
- アマゾンのヨーロッパにおける第三者売主(例、アマゾンマーケットプレイス)のビジネスのサポートはルクセンブルグに所在する Amazon Services Europe Sarl によって行われている。Amazon Services Europe Sarl は Amazon EU Sarl の 100%子会社である。マーケットプレイスでは、小規模ビジネスや個人売主がアマゾンのヨーロッパのウェブサイトを使って商品の販売が出来るようになっている。Amazon Services Europe Sarl はルクセンブルグから支払の手続き及び精算まで全て行っている。
- アマゾンのヨーロッパにおけるデジタルビジネス(MP3 や eBook の販売等)はルクセンブルグに所在する Amazon Media EU Sarl によって運営されている。Amazon Media EU Sarl は Amazon EU Sarl の 100%子会社である。Amazon Media EU Sarl がその商品に関連する売上を全て認識し、損失に対するリスクを負担している。Amazon Media EU Sarl はルクセンブルグから支払の手続き及び精算まで全て行っている。なお、ルクセンブルグは eBook の販売に対して優遇措置を設けており、VAT を 3%という低税率で課税している。一方、英国では eBook に対する販売に対して 20%の VAT を課税している。

以上のとおり、ヨーロッパにおけるビジネスは全般的にルクセンブルグの会社によって運営され、ほとんどの関連所得がルクセンブルグで認識される仕組みとなっている。英国特別委員会では言及されていないが、ルクセンブルグの法定税率は比較的高い 28.8%でありながら租税負担額が少ないことから、恐らくルクセンブルグの Patent Box 税制又は別の税務プランニングを採用してルクセンブルグの課税ベースをさらに圧縮していると思われる。ちなみに、ルクセンブルグの Patent Box 税制による実効税率は 5.76%である。

²¹⁶ HR Revenue & Customs: Annual Report and Accounts 2011-12

²¹⁷ アマゾンは、米国を除く海外売上の 25%が英国で発生しているが、英国で法人税は原則的に払われていないと報告されている。

各国に倉庫等を有し、その倉庫やカスタマーサービスセンターの管理は個別の事業体によって行われているが、機能とリスクが限定された Amazon EU Sarl に対するサービス会社という取扱いとなり、売上に対する薄い利益のみ認識している程度である。機能とリスクが限定されたサービス会社の機能は以下のとおりとなる。

- ロジスティックサービス、カスタマーサポートサービス、会計、税務、法務、HR、現地化サポートと類似のバックオフィスサービス、商品販売方法とマーケットサービスのサポートサービス、購買活動のサポート

このようなストラクチャーのため、英国特別委員会の聴聞会の報告書によると、2011年には33億ポンドの売上が英国で発生し、倉庫も棚卸資産も英国に所在し、1万5千人の従業員を英国に抱えながら、アマゾン英国は英国でほとんど法人税を払っていないという事実が報告されている。

節税額は、英国特別委員会の聴聞会報告書や Form 10K 等に明記されていないが、Form 10K の法人税の詳細にある外国税額と法定税率の差額による効果を基に概算すると以下のとおりとなる。この数字には、税務プランニングに関係ない事業活動をしている低税率国の効果等も含まれるため、本税務プランニングによる節税額とは必ずしも一致するものではないので、留意する必要がある。なお、2011年度は外国で損失が発生したため、逆に実効税率への効果が増加している。

年度	2009	2010	2011
税引前利益 (百万ドル)	1,497	934	544
外国税額と法定税率の差額による効果	△12.7%	△8.4%	31.5%
節税額 (百万ドル)	190.1	78.5	△171.4

年度	2009	2010	2011
実効税率	23.5%	31.2%	78.6%

出所:2012年12月期 Form 10 K

アマゾンの米国 Form 10K では、2011年の実効税率である78.6%について、ヨーロッパ以外の国で発生した損失が主な原因と説明されている。損失は将来認識されないであろうという分析がされており、税引前利益は減額するものの、対応する法人税費用が減額されないため、高実効税率につながってしまったという説明がされている。その他にも、買収や統合、投資、税務調査、米国での試験研究費控除の一時的失効等が原因として挙げられている²¹⁸。

2012年度の Form 10K によると米国の税務当局(IRS)により現在税務調査が行われており、2005年と2006年度に関する移転価格が問題となっている。追徴課税は約15億ドルと見積もられている。また、フランス税務当局(FTA)も税務調査を行っており、2006年から2010年度の海外所得の配分が問題となっている。追徴課税は約2.5億ドルと見積もられている²¹⁹。2011年度の

²¹⁸ Amazon.com, Inc. 10 K, Note 11 – Income Taxes

²¹⁹ Amazon.com, Inc., 2012 10K, Note 11 – Income Taxes, Footnote 1

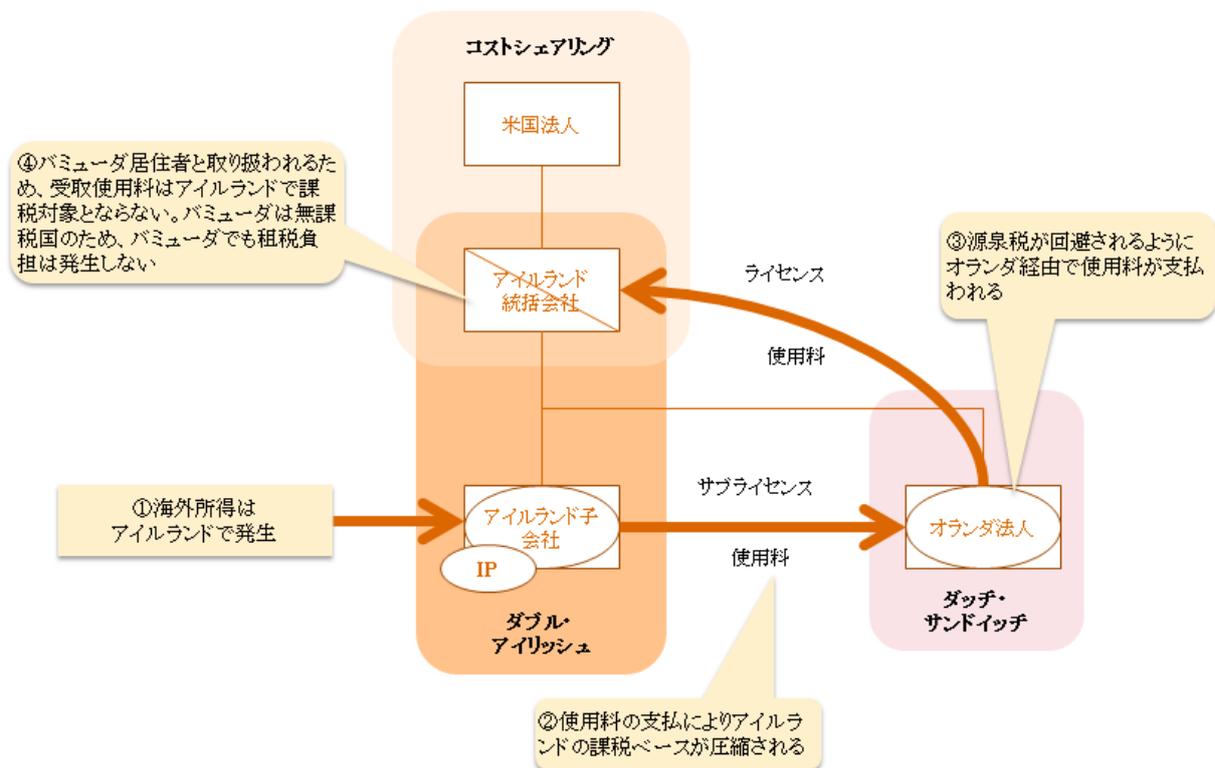
Form 10K によるとアマゾン は前述のフランスの追徴課税について不服を抱いており、当局と和解に至らなかった場合、訴訟する意思があると記載されている²²⁰。

一方フランスは、広告収入に対して課税をする「グーグル税」と呼ばれる税金を検討中である。アマゾン、グーグル等のインターネット会社を対象にする新規の税だが、フランスのネット企業への打撃の方が大きいのではないかと懸念が地元であり、審議が進んでいない模様である。詳細は明らかではないが、広告収入を得た際にその一部を納税する仕組みで、法人税などの既存の税に上乗せする形で徴収されると言う。なお、広告収入に対し1%課税した場合、歳入は約5,000万ユーロといわれている²²¹。

その他にも、2013年にフランスで個人データの収集に対するインターネット税が提案されている。これもグーグル、アマゾン、facebook など個人データを収集してカスタマイズされた広告を行うネット企業を対象としている。課税ベースはインターネット会社がトラックするユーザーの数とされている。税率も見込まれる歳入も発表されていない²²²。

なお、我が国企業が当該スキームを採用した場合には、IP 所有会社は特定外国子会社に該当し、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式、著作権等の提供が主たる事業となるため適用除外規定の適用はなく、タックスヘイブン対策税制により合算課税の対象となる可能性が高いと考えられる。

グーグル



- 組織図はイメージであり、実際の資本関係とは異なる場合がある。

²²⁰ Amazon.com, Inc. 10 K, Note 11 – Income Taxes

²²¹ 日経新聞、仏政府「グーグル税」検討、12/16/2010

²²² NY Times, “France Proposes an Internet Tax”, 1/20/2013

グーグルも英国特別委員会に召喚された企業の一つである。下記は聴聞会の報告書²²³と2010年に記載された Bloomberg の記事²²⁴をまとめたものである。

グーグルは、いわゆる「ダブルアイリッシュ・ウィズ・ダッチサンドイッチ」ストラクチャーという税務プランニングを導入している。このストラクチャーは3つのプランニング（「コストシェアリング」、「ダブルアイリッシュ」、「ダッチサンドイッチ」）で構成されている。簡単に説明すると、「コストシェアリング」により無形資産をアイルランドに移転し、「ダブルアイリッシュ」ストラクチャーによりアイルランドの課税ベースを圧縮し、さらに「ダッチサンドイッチ」を使い源泉税を回避するという仕組みである。

英国特別委員会の聴聞会で、グーグルの代表者は、進出先にアイルランドを選んだ理由の一つとして12.5%という低い法人税率をあげている。また、その他の理由として、テクノロジー関連の人材が豊富であること、賃貸費用、人件費、その他の費用が他の国と比べて低いこともあげている。また、マイクロソフトとオラクルもアイルランドに拠点を置いていることにも触れ、テクノロジー会社がよく利用する国であると述べている。

コストシェアリング

まず、コストシェアリングとは、参加者がお互いにリソースを提供し、新規の無形資産の開発費用を分担し共有する仕組みである。構築された新規の無形資産は費用が分担されたということもあり、新規の無形資産の経済的所有権を参加者がお互いに保有することになる。通常、米国企業は米国での無形資産の使用権利を獲得し、外国の参加者は自国での使用権利を獲得することになる。この結果、米国にあった無形資産の海外事業に帰属する部分が切り離され、外国の関連会社に移転されたことになる。つまり、外国で発生した使用料は全て外国の参加者が認識し、米国で発生する使用料は米国で認識されることになり、参加者間で使用料の支払を行う必要がなくなる。さらに外国で発生した使用料を米国に配当せず、米国の CFC 税制の適用を上手く回避すれば米国で課税されることはない。よって、将来海外で発生する無形資産に関連する所得が高税率国（約40%）である米国で課税されることなく、比較的税率が低い海外で認識されることになる。海外で発生する所得は新規の無形資産の所在する国で認識されることから、なるべく軽税率国に無形資産を移転するのが一般的である。米国多国籍企業が頻繁に使う軽税率国がアイルランド（法定税率12.5%）である。グーグルもこのコストシェアリングを使い、既存の無形資産をアイルランドに移転することにより、2009年には113億ドルの売上をアイルランドで計上している。すなわち、これまで40%の税率により米国で課税を受けていた売上が、コストシェアリングを行うことにより、12.5%の税率にてアイルランドで課税されるということになる。

ダブルアイリッシュ

このように無形資産をアイルランドに移転した場合には、将来発生する海外所得について、米国とアイルランドの税率の差（約27.5%）が直接節税効果として認識されるためかなりの節税となるが、アイルランド特有の税制を使った「ダブルアイリッシュ」というストラクチャーを使うことにより、さらに実効税率を軽減することが可能となる。

「ダブルアイリッシュ」は、その名前の由来が2つのアイルランド法人を使ってプランニングを行うことからきているように、アイルランドの関連会社間の使用料の支払いにより、課税ベースの圧縮を行うプランニングである。具体的には、コストシェアリングによって新規の無形資産を所有するアイ

²²³ HR Revenue & Customs: Annual Report and Accounts 2011-12

²²⁴ Google 2.4% Rate Shows How \$60 Billion Lost to Tax Loopholes, Bloomberg, October 21, 2013, <http://www.bloomberg.com/news/2010-10-21/google-2-4-rate-shows-how-60-billion-u-s-revenue-lost-to-tax-loopholes.html>

ルランド統括会社がアイルランド子会社を設立し、ライセンス契約を締結して使用料を請求することにより、海外で発生する無形資産に帰属する所得はアイルランド子会社で認識され、アイルランド子会社はアイルランド統括会社に使用料を払うことにより課税所得を圧縮することになる。受取人であるアイルランド統括会社が使用料を所得として認識するため、**2** 社合計の課税所得への影響はないように見えるが、アイルランド統括会社をバミューダなど法人税の課税がない国から管理することにより、アイルランド税法上、アイルランド法人をバミューダ法人とみなすことができ、それによりアイルランド統括会社が受け取った使用料はアイルランドで課税されることがなくなる。また、バミューダは無課税国であるため、アイルランド統括会社が受け取った使用料への税負担が発生しない。

かつてのアイルランドの移転価格税制は比較的緩和であり、関連会社間の使用料の支払額もある程度納税者に有利な使用料率を設定することができたため、アイルランドの課税所得を圧縮することが比較的容易であった。しかし、**2010** 年度の税制改正 (**Finance Bill 2010**) により **OECD** の移転価格ガイドラインが適用され、関連会社間取引の価格設定が厳格に算定されるようになった。ただし、**2010** 年 7 月 1 日以前に締結された取引に関しては、例外として継続して従来の移転価格税制が適用されるため、現在でもこのストラクチャーを利用している米国多国籍企業は少なくないと推測される。現にアップル、**Yahoo**、**Dell**、**facebook** もダブルアイリッシュを使った税務プランニングを行っているといわれている。²²⁵

ダッチサンドイッチ

前述のアイルランド統括会社はバミューダで管理されているため、アイルランドの税制上非居住者とみなされ、アイルランド統括会社に対する使用料はバミューダ会社に支払われているとみなされて、源泉税が発生する。この源泉税を回避するためにオランダ法人経由で支払を行う(つまり、**2** つのアイルランド会社の真ん中にオランダ法人をはさむ)プランニングを「ダッチサンドイッチ」と呼ぶ。アイルランドでは **EU** 諸国に対する使用料の支払については源泉税が免除されるため、オランダ経由で使用料を支払うことによりアイルランドで源泉税は発生しなくなる。オランダでは外国に支払う使用料に対して源泉税が発生しないため、オランダからアイルランド統括会社へ使用料の支払いも非課税となる。つまり、非課税でアイルランド子会社からアイルランド統括会社への使用料支払が可能となる。

なお、アイルランドでは源泉税制度が改正され、当局からの事前承認など一定の要件を充たす場合、特許権に関する使用料は外国親会社への支払であれば源泉税が課税されなくなった。よって、改正後の源泉税制度を適用できれば、わざわざオランダ法人を経由して支払う必要もない。英国特別委員会の聴聞会でも、グーグルの代表は、使用料はアイルランド統括会社に直接払われていると明言している。

以上の **3** つのプランニングをまとめたのが上記の図表である。米国法人からアイルランド統括会社へコストシェアリングにより移転された無形資産は、関連会社間のライセンス契約によりオランダ法人に移転され、さらにアイルランド子会社に移転される。その結果、まずアイルランド子会社で海外所得が認識されることになる(取引①)。認識された所得はオランダ法人に支払われる使用料によって軽減される(取引②)。オランダ法人からさらにアイルランド統括会社に使用料が支払われる(取引③)が、アイルランド統括会社はバミューダ居住者扱いとなり、アイルランドでは租税負担は発生しない。なお、取引②と③は源泉税の対象とならない。その結果、アイルランド子会社とオランダ

²²⁵ How Apple Sidesteps Billion in Taxes by New York Times, April 28, 2012, Yahoo, Dell Swell Netherlands' \$13 Trillion Tax Haven by Bloomberg, <http://www.bloomberg.com/news/2013-01-23/yahoo-dell-swell-netherlands-13-trillion-tax-haven.html>, June 23, 2013
Facebook hid 440M Ponds in Cayman Irelands Tax Haven, <http://www.telegraph.co.uk/finance/newsbysector/banksandfinance/9763615/Facebook-hid-440m-in-Cayman-Islands-tax-haven.html>, December 23, 2012

ダ法人でわずかな課税所得が発生するが、実効税率上はアイルランドの法定税率の 12.5%よりはるかに低い数字となる。

節税額は英国特別委員会の聴聞会の報告書や Form 10K 等に明記されていない。Form 10K の法人税の詳細にある外国税額と法定税率の差額による効果を基に概算すると以下のとおりとなる。この数字には税務プランニングに関係ない事業活動をしている低税率国の効果等も含まれるため本税務プランニングによる節税額とは必ずしも一致したものではないので留意する必要がある。

年度	2010	2011	2012
税引前利益(百万ドル)	10,796	12,326	13,386
外国税額と法定税率の差額による効果	△16.4%	△16.2%	△16.4%
節税額(百万ドル)	1,769	2,001	2,200

年度	2010	2011	2012
実効税率	21.2%	21.0%	19.4%

出所:2012年12月期 Form 10 K

このストラクチャーを取り入れているグーグルは海外所得の 91%をアイルランドで認識しているがそのほとんど課税されず、海外実効税率は 2.4%であると報じられている。

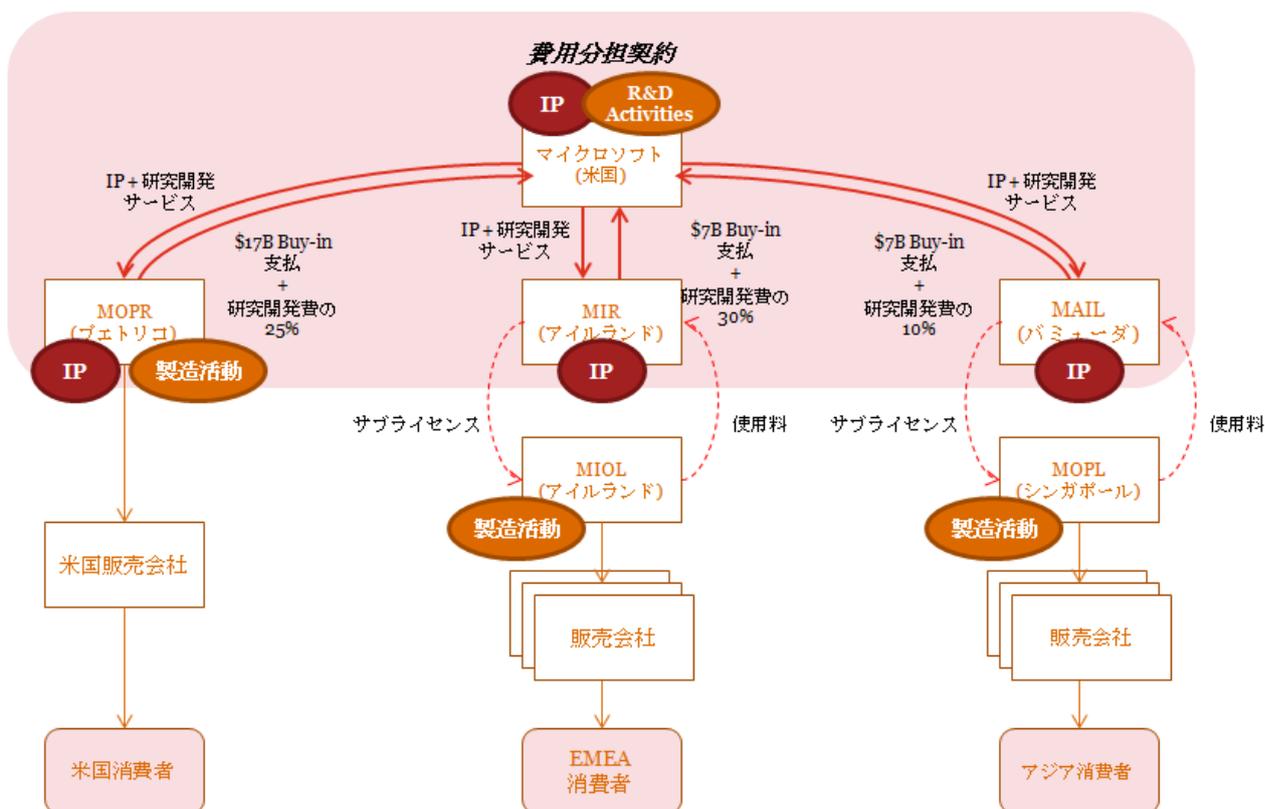
2012年度の Form 10Kによると、米国の税務当局(IRS)により 2003年と 2004年度の税務申告書を対象に税務調査が行われ、追徴課税の通知を受けたが、交渉の結果 2012年に和解に至った。ただし、ある一つの税務調整項目に対して訴訟を提起する意思が記載されているが、その調整項目は明記されていない。

現在、2007年、2008年、2009年度が IRS の税務調査の対象となっているが、上記プランニングに関するものかどうかは分からない。

フランス政府の提案である「グーグル税」とその他のインターネットに係る新税制については、上記のアマゾン事例を参照されたい。

なお、我が国企業が当該スキームを採用した場合には、IP 所有会社は特定外国子会社に該当し、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式、著作権等の提供が主たる事業となるため適用除外規定の適用はなく、タックスヘイブン対策税制により合算課税の対象となる可能性が高いと考えられる。

マイクロソフト



- 組織図はイメージであり、実際の資本関係とは異なる場合がある。

米国でも米国多国籍企業による所得の海外流出が問題となっており、2012年9月に米国上院特別調査委員会(United States Senate Permanent Subcommittee on Investigation)が報告書²²⁶を公表している。その中でマイクロソフトがケーススタディとして取り上げられており、その税務プランニングの概要が説明されている。下記の説明はその報告書のケーススタディをまとめたものである。

2011年度においては、マイクロソフトは全世界で9万人(そのうち米国は5万4千人)の従業員を抱え、690億ドルの売り上げが発生している。研究開発活動の85%が米国で行われており、ウィンドウ部門、サーバーとツール部門、オンラインサービス部門、事業部門、エンターテインメントと装置部門の5つの事業部で構成されている。

A マイクロソフトのグローバルストラクチャー

マイクロソフトは、1990年代初頭から外国関連会社で構成される複雑なストラクチャーを使って海外売上を伸ばしつつ米国と海外の税負担の軽減を行い始めた。マイクロソフトは、アイルランド、シンガポール及びプエルトリコの3つの低税率国に所在する各子会社で事業地域を運営している。アイルランドはヨーロッパ、中東、アフリカの小売業を統括し、シンガポールはアジアの小売業を統括し、プエルトリコでは南北米の小売業を統括している。

²²⁶ Hearing on Offshore Profit Shifting and the U.S. Tax Code by Permanent Subcommittee On Investigations, September 20, 2012

a コストシェアリング

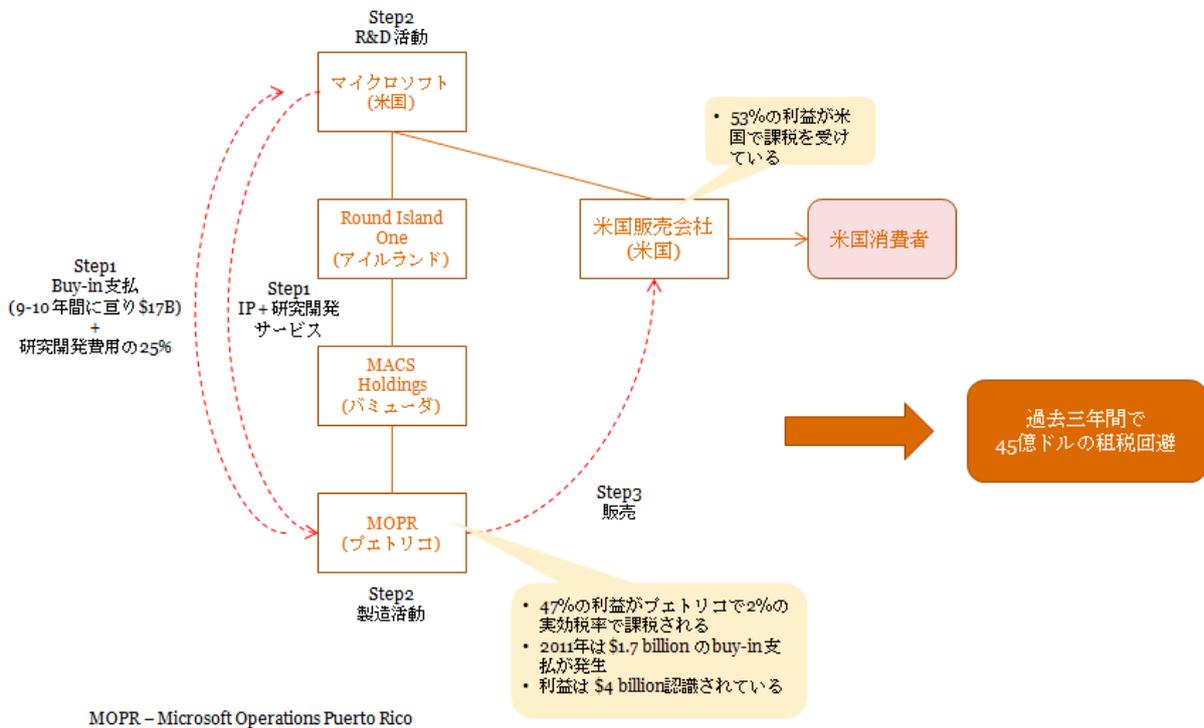
マイクロソフトのほとんどの収益は、マイクロソフトウィンドーズとマイクロソフトオフィスに関連する特許権と著作権を含む高価値の IP に帰属している。2011 年度は総額 91 億ドルの研究開発費のうち、78 億ドルが米国で発生している。それに関連して米国では 2 億ドルの研究開発費用が税額控除として損金算入されている。ほとんどの研究開発が米国で行われているにもかかわらず、IP に対する収益を認識する権利はほとんど海外のタックスヘイブン国に所在している。

IP の権利を海外子会社に移転するために、マイクロソフトは海外の事業体とグローバルなコストシェアリング契約を締結している。契約の一部として、マイクロソフトは全世界の研究開発費用の負担を海外子会社と分担している。負担割合は各海外子会社で認識される収益を基に決められている。例えばアイルランドの事業体は約 30% のグローバル収益を認識しているため、30% の研究開発費を負担している。同じくプエルトリコの事業体は 25%、シンガポールは 10%、米国は 35% を負担する契約となっている。研究開発費を負担する代わりに、アイルランド、シンガポール、プエルトリコは各統括地域で製品を販売する権利を取得することになる。すなわち、IP が各国ごとに共有される形態となり、海外に帰属する IP は実質的に海外に移転されることになる。さらに将来発生する所得は海外に帰属するため、オリジナルの IP 保有者である米国マイクロソフトに使用料などを支払う必要もなくなる。すなわち、海外売上が IP の移転により海外に切り離され、所得が海外に移転することになる。ただし、IP 移転の際、つまり費用分担契約の際、移転された IP の時価を各海外子会社は米国にバイイン支払いとして支払うことになる。マイクロソフトのケースではアイルランドが 70 億ドル、シンガポールが 40 億ドル、プエルトリコが 170 億ドルを支払っている。

b 生産と販売

IP が海外に移転された後、IP を保有する海外子会社は実際には製品を販売せず、さらに他の海外子会社にサブライセンスされる。サブライセンスされた IP を使って、移転先の海外子会社で生産が行われ、販売会社に売られ、消費者に販売されることになる。各地域の詳しい生産と販売の仕組みは以下のとおりである。

B プエルトリコ



－ 組織図はイメージであり、実際の資本関係とは異なる場合がある。

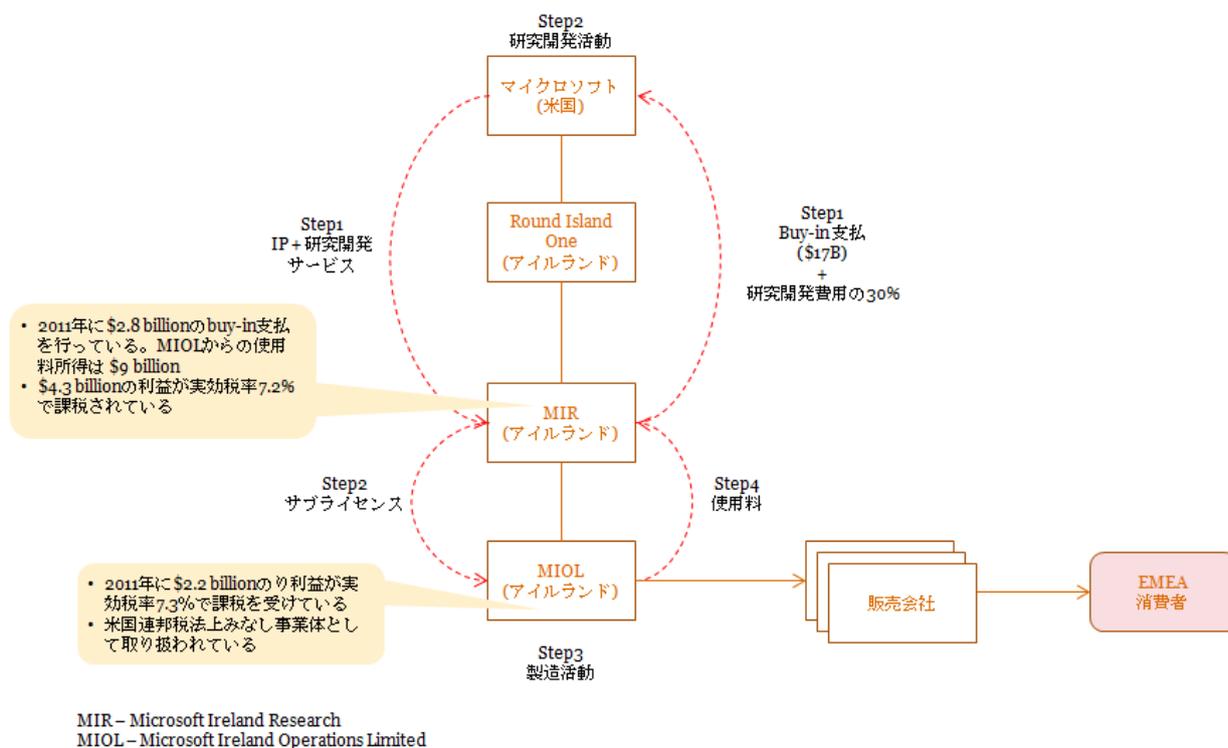
プエルトリコの地域統括センターは Microsoft Operations Puerto Rico (MOPR)によって運営されている。MOPRはマイクロソフトが100%保有するCFCで、プエルトリコに工場を構え、製造と小売用のソフトウェアの複製を行っている。マイクロソフトの小売用製品を南北米で販売する権利は、前述の費用分担契約によりMOPRが保有している。MOPRはデジタルコピーと物質的なコピーを製造した後、米国にあるマイクロソフトの子会社に製品を販売する。それから米国の販売会社が消費者へ販売することになる。このアレンジメントにより、マイクロソフトは米国での租税負担を大きく軽減している。マイクロソフトは約47%の総売り上げを米国からプエルトリコに移転している。なお、プエルトリコでは事前に当局と合意を得た約2%の税率が適用される。

もともとマイクロソフトがプエルトリコで事業を開始したのは、プエルトリコでの製造業に関する米国税法上の優遇措置(Section 936)を利用するためである。当初は、支店でなければ優遇措置を受けることができなかったが、優遇措置の失効の際にプエルトリコ事業を現地化し、前述の費用分担契約を締結することにより、南北米に係わるIPを同時にプエルトリコ事業体に移転した。その際発生したバイイン支払は実際のIPの価値を基に計算されており、9-10年間に亘る実際の収益を基に支払われている。

現在のストラクチャーは、上記の図表のとおり、アイルランドとバミューダに所在する Round Island Oneと MACS Holdings という事業体を通じて MOPR が保有している。

2011年度には、MOPRは米国マイクロソフトに対して19億ドルを費用分担契約の費用負担額として支払っている。一方、MOPRは40億ドルの利益を認識しており、1.02%の実効税率で課税されている。このアレンジメントにより、マイクロソフトは過去三年間で45億ドルの租税負担を軽減している。

C アイランド



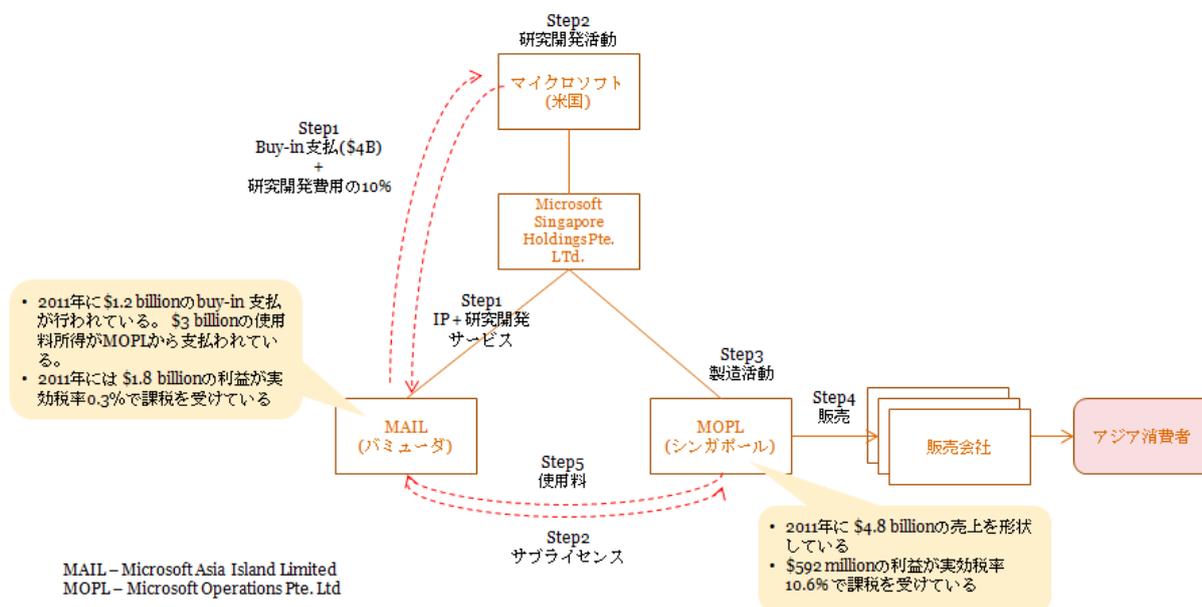
－ 組織図はイメージであり、実際の資本関係とは異なる場合がある。

アイランドの海外子会社ではヨーロッパ、中東、アフリカ地域 (EMEA) への販売を統括している。アイランド会社である Microsoft Ireland Research (MIR) は前述の費用分担契約の参加者で、30%の研究開発費用を負担する代わりに EMEA での販売権利を所有している。MIR 自体は Round Island One に 100% 保有されており、米国連邦税法上みなし事業体 (Disregarded Entity) という扱いとなっている。なお、Round Island One はマイクロソフトの 100% CFC であり、アイランドで事業活動を行っているが、運営機能自体はバミューダで行われている。

2011 年には MIR は費用分担契約により米国マイクロソフトに 28 億ドルの費用を負担している。MIR では製造・販売は行われておらず、IP は米国連邦税法上みなし事業体 (Disregarded Entity) である Microsoft Ireland Operations Limited (MIOL) にサブライセンスされている。MIOL はその IP を使って製造活動を行い、製品を販売会社に販売している。

このストラクチャーにより、MIR は 2011 年に 43 億ドルの利益を認識しており、その利益は実効税率 7.2% で課税を受けている。MIOL は 22 億ドルの利益を認識しており、実効税率は 7.3% である。なお、2011 年に MIR は MIOL から 90 億ドルの使用料を受け取っているが、この使用料は米国の CFC 制度の適用対象外の所得となっている。その理由は MIR と MIOL は米国連邦税法上みなし事業体として取り扱われているため、この二社間の支払は米国連邦税法上無視されるためである。

D シンガポール



- 組織図はイメージであり、実際の資本関係とは異なる場合がある。

マイクロソフトはアジア地域の統括活動の拠点をシンガポールに置いている。前述のコストシェアリング契約へのアジアからの参加者は Microsoft Asia Island Limited (MAIL) であり、10%の研究費用を負担している。なお、MAILの所在地自体はバミューダとなっている。

2011年にはコストシェアリング契約により MAIL は 12 億ドルを米国マイクロソフトに支払っている。MAIL は IP を Microsoft Operations Pte. Ltd (MOPL) にサブライセンスをし、MOPL が製造作業を行いアジアの販売会社に販売している。MAIL は 2011 年に 30 億ドルの使用料を MOPL から受け取っている。なお、MAIL と MOPL は米国連邦税法上みなし事業体という取扱いになっているため、30 億ドルの使用料は米国で CFC 税制適用対象外となる。

MAIL の 2011 年の利益は 18 億ドルであり、実効税率 0.3% で課税を受けている。MOPL は 48 億ドルの売上を計上し 5.9 億ドルの利益を認識しており、実効税率 10.6% で課税を受けている。

最後に、米国連邦税法上、CFC をみなし事業体として取り扱うことにより、マイクロソフトは米国租税負担を 24.3 億ドル軽減している。

年度	2009	2010	2011
税引前利益 (百万ドル)	25,013	28,071	22,267
外国税額と法定税率の差額による効果	△12.1%	△15.6%	△21.1%
節税額(百万ドル)	3,027	3,911	4,698

年度	2009	2010	2011
実効税率	25%	17.5%	23.8%

出所:2012年6月期 Form 10 K

上述のとおり、マイクロソフトはプエルトリコに係るストラクチャーにより過去三年間で45億ドルの租税を回避している。米国特別委員会の報告書では、アイルランドとシンガポールに係るストラクチャーによる節税額は明記されていないが、シンガポールに関してはCFCをみなし事業体として取り扱うことによりマイクロソフトは米国租税負担を24.3億ドル軽減していると明記されている。

2012年6月期の米国 Form 10Kによると、2004年から2006年の課税年度がIRSの税務調査の対象となっている。一部和解され、4.6億ドルの減額となっている。残りの税務調査対象項目としては移転価格が挙げられており、もし有利な結論とはならなかった場合、財務諸表に多大な影響を与えるだろうと記載されている。なお、その場合の訴訟の可能性などには触れられていない。

なお、我が国企業が当該スキームを採用した場合には、IP所有会社は特定外国子会社に該当し、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式、著作権等の提供が主たる事業となるため適用除外規定の適用はなくタックスヘイブン対策税制により合算課税の対象となる可能性が高いと考えられる。

2 英国多国籍企業の具体例

概要

英国では、無形資産の海外移転に関して公開されている事例はほとんど存在しない。納税者と英国歳入関税庁との間で議論が生じた場合でも、通常は訴訟に発展することはなく、交渉によって解決されるのが主な理由と思われる。実務上、対象となる取引が常軌を逸しており、租税回避のみを目的として行われた場合か節税アイデアを実行した結果として行われたものである場合にのみ、英国歳入関税庁は法的措置を検討すると考えられる。

交渉によって解決される、つまり訴訟に発展しない理由の一つとしては、英国歳入関税庁が無形資産の海外移転に関する訴訟をためらうことがある。無形資産に関する商取引の機密性は極めて高いため、詳細な情報の入手は一般に難しいというのが要因の一つであるが、その他の要因として移転価格を法廷で争うのが難しいこと、特有なEU法があるため出国税に関する法的措置に慎重になっていることがある。

最初の要因としては、無形資産の海外移転に関する重要な検討事項の1つである移転価格が挙げられる。移転価格は、通常は客観的な問題というよりも主観的な問題であり、妥当であるか否かの結論が明確になることは稀である。そのため一般的に英国歳入関税庁は、訴訟よりも交渉の道を選ぶ。

第二の要因として、無形資産の海外移転により生じる出国税の問題がある。欧州委員会によるEU法に抵触するかどうかの審議の対象とはされていないが、英国歳入関税庁は、納税者のEU法に基づいた控訴等の可能性を考慮して、法的措置をとることに慎重になっていると考えられる。

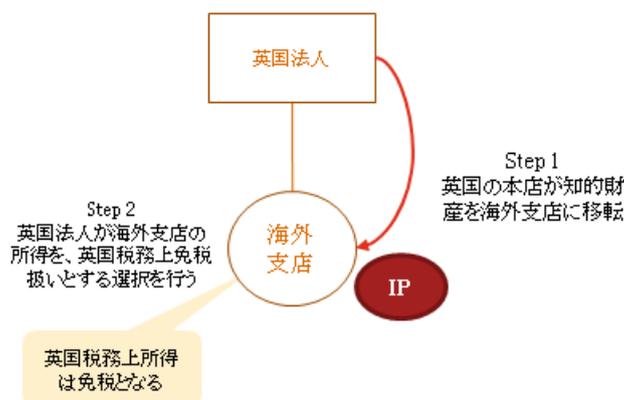
英国歳入関税庁が出国税に関する法的措置に対して慎重になっている背景としては、欧州司法裁判所が下したNational Grid Indus事件に係る判決後、実質的管理の場所を英国国外に移転する法人の未実現利益に対して適用される出国税に関する税制を改正するよう、欧州委員会から2012年3月22日に公式に要請を受けた事実が考えられる。

上述の **National Grid Indus** 事件では、実質的管理の場所をオランダから英国に移転したオランダ法人に対して、オランダ課税当局によって未実現利益に対する課税が行われていた。オランダ税法では、オランダ国内で実質的管理の場所を移転する法人と、オランダ以外の EU 加盟国に実質的管理の場所を移転する法人とでは異なる取扱いを受けることになる。欧州司法裁判所は、オランダ税法は納税者に出国税の繰延を認めておらず即時に課税してしまうため、企業設立地の自由を阻害し EU 法を遵守していないとして、出国税に関する規定を直ちに改正するよう判決を下した。

National Grid Indus の EU 法に基づく判決は、他の EU 加盟国の出国税の制度にも影響し、この判決後 2012 年 3 月 22 日に、欧州委員会は英国に対し、出国税に関する税制を改正するよう公式に要請した。現行の英国税制では、企業の実質的管理の場所又は中心地が他の EU 加盟国又は欧州経済領域 (EEA) に移転する場合、特定の資産に関する未実現のキャピタルゲインに対して即時に課税されてしまう。一方で、英国国内において企業の実質的管理の場所又は中心地の移転を行っても、即時に課税関係が生じることはなく、キャピタルゲインは実現した時点において課税される。欧州委員会は、英国がこのような税制を保持しているため、EU 規則が遵守されていないと考えた。すなわち、英国企業が実質的管理の場所又は中心地を移転する場合、英国国内の他の地域に移転するよりも、英国以外の EU 加盟国に移転する方が、出国税が課せられ移転費用が高くなるため、出国税の制度は企業設立地の自由に抵触すると考えられた。当該欧州委員会からの公式な要請や **National Grid Indus** 事件のような事例に従い、英国政府は英国企業が実質的管理の場所又は中心地を他の EU 加盟国に移転する場合、即時には課税せず、出国税の繰延べを認める方向性を打ち出している。現在、英国政府は産業界と協議しており、2013 年財政法案において出国税の繰延に関する規定が成立する見込みである。

上記のとおり、無形資産の海外移転に関して公開されている事例はほとんど存在しないため、以下では、英国から英国国外へ無形資産の移転が行われる場合の最も一般的な手法を 2 つ紹介する。

A 英国事例 1 - 海外支店免税制度下での利用



本事例において、英国居住者である英国法人は、価値ある IP を有している。

ステップ 1

英国法人は、海外(例:スイス)に支店(恒久的施設)を設立して、保有する IP 及び IP に係る機能を海外支店に移転する。この場合、海外支店には、移転を受けた IP を管理する重要な人的機能 (Significant People Functions: SPFs) が備わっている必要がある。

ステップ 2

海外支店を設立した後、英国法人は 2009 年英国法人税法第 18 条 A に基づき、海外支店の利益及び損失に関して英国法人税の計算上免税とする選択を行う。

a 英国における課税関係の解説

ステップ 1

英国の税務上、支店を設立した場合、設立時点で直ちに課税関係が生じることはなく、また、英国の本店から支店に IP を移転した場合においても、課税関係が生じることはない。

英国の本店から支店に IP を移転した場合に出国税が課されない理由は、以下のとおり要約される。

- 英国の税務上、本店から支店へ資産を移転した場合、当該取引が課税対象取引として取り扱われるケースはこれまで存在していない。ただし、このような取引が課税されないことを明記している規定は特段存在しない。
- 資産の法的所有者又は法的所有者に帰属する権利の内容に変化がないため、本店から支店への資産の移転は、売却とみなされない。
- 英国本店と支店との間で帰属利益の算定にあたっては、過去に無形資産に関する重要な人的機能 (SPFs) が英国本店に所在していた事実も考慮された上で決定されるため、租税徴収上の観点からは大きな問題がでないと考えられたため。

ステップ 2

2009 年英国法人税法第 18 条 A における海外支店免税制度は、法人毎の選択制度であり、当該制度を選択した英国居住法人に対して適用される。なお、当該制度を選択した法人の属するグループ全ての法人が当該制度を選択する必要はないため、グループに属する法人の状況に応じて、グループは免税の取扱いを受ける支店と、そうでない支店(例:損失を計上している支店)を柔軟に決定することが可能となる。ただし、一つの英国居住法人が複数の支店を保有している場合、ある特定の支店にのみ当該制度を適用することは認められない点に留意する必要がある。

英国法人が海外支店免税制度を選択した場合、英国法人税の計算上、以下の取扱いが適用される。

- 海外支店に帰属する利益は、英国法人税の計算上免税となる。海外支店に帰属する損失も同様に、英国法人税の計算上除外される。
- 海外支店免税制度の選択は取消不可能であるため、一度選択すると、選択日以後最初に開始する事業年度以後の全ての事業年度に対して適用されることになる。
- 利益及び損失は、海外支店所在地国との租税条約及び OECD 原則に基づいて、英国本店と海外支店に配賦される。英国歳入関税庁は、帰属利益の算定方法としていずれの方法を採用する場合でも、OECD が公表した「恒久的施設への所得の帰属に

関するレポート(2010年版)」において示唆されている「OECDが承認したアプローチ(Authorised OECD Approach: AOA)」に従って帰属利益を算定する必要があるとの立場を採用していると考えられる。AOAに従って帰属利益を算定する場合、PEに存在するSPFsに基づき、PEに帰属する資産、負債、機能及びリスクを決定する必要がある。

b 英国事例 1 における税額の計算例

	2013年3月31日 終了事業年度	2014年3月31日 終了事業年度	2015年3月31日 終了事業年度
単位	千ポンド	千ポンド	千ポンド
合計利益	100	110	120
英国での利益	100	90	80
スイスでの利益	0	20	40
償却費のマイナス	0	-15	-15
スイスでの課税所得	0	5	25
英国での税率	24%	23%	21%
スイスでの税率	10%	10%	10%
発生税額の合計額	24	21.2	19.3

上表の計算例では、事業を海外に拡張した結果、事例における合計利益は年々増加し、2013年3月31日終了事業年度において10万ポンドである合計利益が、2014年3月31日終了事業年度においては11万ポンド、2015年3月31日終了事業年度においては12万ポンドまで増加するものとされている。

英国本店において計上される利益が徐々に減少する(2013年3月31日終了事業年度において10万ポンドである利益が、2014年3月31日終了事業年度においては9万ポンド、2015年3月31日終了事業年度においては8万ポンドまで減少する)一方で、スイス支店で計上される利益は徐々に増加する(2013年3月31日終了事業年度において利益がゼロであったのが、2014年3月31日終了事業年度においては2万ポンド、2015年3月31日終了事業年度においては4万ポンドまで増加する)。ここで、英国本店の利益が徐々に減少し、スイス支店の利益が徐々に増加することになるのは、英国本店がスイス支店に移転した無形資産を創出するのにこれまでに果たした貢献(つまり、これまでSPFsが英国本店に置かれていたこと)を反映している。

税率が低いスイスにおいて、事業が拡張し、より多くの利益が計上されるようになり、一方で英国本店がこれまでに果たした貢献の重要性が低くなる結果、合計利益が増加しても合計税額は年々減少することとなる。

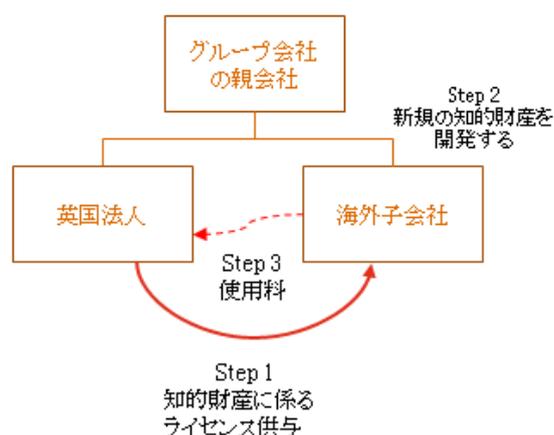
上表の計算例において、2015年3月31日終了事業年度における発生税額の合計額は、2013年3月31日終了事業年度における発生税額の合計額に比して、4,700ポンド減少することとなる。この要因の一つとして、英国の法人税率の低下が挙げられる(英国本店の利益8万ポンドについて英国の税率が24%から21%に減少した結果、2,400ポンドだけ発生税額が減少することとなる)。残りの要因としては、英国よりも税率が低いスイスにおいて、利益が徐々に増加する点が挙げられる。具体的には、2013年3月31日終了事業年度において英国本店で計上されていた2万ポンドの利益に関して、2015年3月31日終了事業年度においてはスイス支店で計上されることとなった結果、英国の税率24%とスイスの税率10%との税率差により税額が2,800ポンド減少することとなる。スイスで事業を拡張した結果、スイス支店の利益が増加して500ポンドの税額が追加で発生するものの、グループ全体で発生する税額は4,700ポンド(2,400ポンド+2,800ポンド-500ポンド)だけ減少することとなる。

一般的には、上記のように税務上の有利な取扱いを受けられる可能性がある場合においても、企業が税務目的だけで取引を実行することは多くないと考えられる。

c 無形資産移転の理由

事例1は、英国の現地市場で成功を収めた結果、ブランドその他のIPを確立することに成功し、これらのIPに裏付けられた商品群を有する英国法人に関するものである。当該英国法人は、欧州における事業を拡大し新たに売上を獲得する機会を認識し、欧州市場にサービス提供する中核としての役割を担う新たな欧州拠点の設立を模索していた。適切な専門的知識と能力を兼ね備える人員を有する地域(例:スイス)が、このオペレーションを遂行するにふさわしい地域として選定された。当該地域に新たに設置された海外支店は、欧州市場を開拓するため、英国本店から移転を受けたIPの価値の増加、発展、活用といった活動を行っている。

B 英国事例2 - 海外支店免税制度下での利用



本事例において、英国居住者である英国法人は価値あるIPを有している。

ステップ1

英国法人は、海外グループ法人(例:アイルランドに所在するグループ法人)に対して、保有するIPに係るライセンスを供与する。

ステップ 2

海外グループ法人は、ライセンスを受けた IP に基づき創出された、新たな IP の開発及び管理を行う。

ステップ 3

英国法人は、既存の IP に係るライセンス供与の対価として、海外グループ法人から使用料を受受する。英国法人は、自己が保有する IP の経済的価値が認められる期間に基づいて設定した一定の期間(例えば 5 年間)にわたり使用料を受受するが、受受する使用料は年々減少し、最終的にはゼロ若しくは少額となる。

ステップ 1 からステップ 3 を経ることにより、海外グループ法人が新たに創出された価値ある IP の所有者となり、英国法人が保有する IP の価値はゼロ若しくは経済的にほとんど価値がないものとなる。

a 英国における課税関係の解説

本事例の IP ストラクチャーから継続して税務メリットを享受するためには、以下の要件を満たすことで、海外グループ法人が英国居住者でなく、また英国に PE を有していないことを明確にする必要がある。また、英国法人が受受する使用料が独立企業間価格となっている必要がある。

- 海外グループ法人が、IP を管理し活用する実態(例 当該業務を担当する人員)を有していること。
- 海外グループ法人が、税務上、所在地国の居住者であって英国居住者でないことを明確にするためには、海外グループ法人の管理支配活動が、当該海外グループ法人の所在地国で遂行されていることが必要となる。
- なお、IP に係る一定の補助的な活動を英国で行った場合でも、上述の要件は満たされる可能性がある。

英国法人がライセンス供与の対価として受受する使用料が、独立企業間価格に満たない場合、英国歳入関税庁は、独立企業原則に基づいて算定された使用料に対する課税、又は、IP の譲渡益課税(出国税)を行う可能性がある。ただし、同じ所得に対する二重課税は生じないため、いずれかの方法で課税されることはあっても、両方の方法で同時に課税されることはない。

	2013年3月31日 終了事業年度	2014年3月31日 終了事業年度 (IPの移転年度)	2015年3月31日 終了事業年度
単位	千ポンド	千ポンド	千ポンド
合計利益	100	100	100
英国での利益	100	120	80
アイルランドでの利益	0	-20	20
英国での税率	24%	23%	21%
アイルランドでの税率	12.50%	12.50%	12.50%
発生税額の合計額	24	27.6	19.3

無形資産の海外移転の手法として、上記アプローチを採用した場合、英国法人が使用料(2014年3月31日終了事業年度において2万ポンド)を収受する一方で、海外(アイルランド)のグループ法人がIPの開発及び管理に要した費用で税務上損金となるもの(2014年3月31日終了事業年度において2万ポンド)を負担する結果、英国の高い税率(2014年3月31日終了事業年度において23%)で課税されることとなる利益が増加し、IPの移転年度においては、グループ全体が負担する税額が増加することになる(2013年3月31日終了事業年度において£24,000である発生税額が、2014年3月31日終了事業年度において2.76万ポンドまで増加する)。なお、上表の計算例では、IPが移転する2014年3月31日終了事業年度において、アイルランドのグループ法人に利益は発生せず、負担したIPの開発及び管理に要した費用は収益と通算されないと仮定している。海外のグループ法人の所在地国によっては、英国法人が収受する使用料に源泉税が課される場合がある。ただし、当該源泉税は、英国での外国税額控除の適用により、使用料に対して課された英国法人税から税額控除することが原則可能となる。

IP移転後の2015年3月31日終了事業年度において、既存IPの価値が減少し、また、英国法人のIPに係る管理及び開発活動への関与が減少するため、英国法人が収受する使用料はIP移転前に比べて減少し、英国での利益は減少する(2014年3月31日終了事業年度において12万ポンドである利益が、2015年3月31日終了事業年度においては8万ポンドまで減少する)。一方で、英国法人に支払う使用料が減少し、また、既存のIPよりも価値がある新たなIPの所有者となる結果、アイルランドのグループ法人の利益は増加する。このため、既存のIPの移転前後で合計利益の額は同じであるが(10万ポンド)、グループ全体が負担する発生税額の合計額は、IPの移転年度である2014年3月31日終了事業年度において一時的に3,600ポンド増加するものの、2.4万ポンドから£1.93万ポンドまで減少する。上表の計算例において、2015年3月31日終了事業年度における発生税額の合計額は、2013年3月31日終了事業年度における発生税額の合計額に比して4,700ポンド減少することとなるが、この要因の一つとして英国の税率の軽減が挙げられる(英国本店の利益8万ポンドについて英国の税率が24%から21%に減少した結果、2,400ポンドだけ発生税額が減少することとなる)。残りの要因としては、英国よりも税率が低いアイルランドにおいて利益が徐々に計上される点が挙げられる。具体的には、2013年3月31日終了事業年度において英国本店で計上されていた2万ポンドの利益が、2015年3月31日終了事業年度においてはアイルランド支店で計上されることとなった結果、英国の税率24%とアイルランドの税率12.5%との税率差により税額が2,300ポンド減少することとなる。

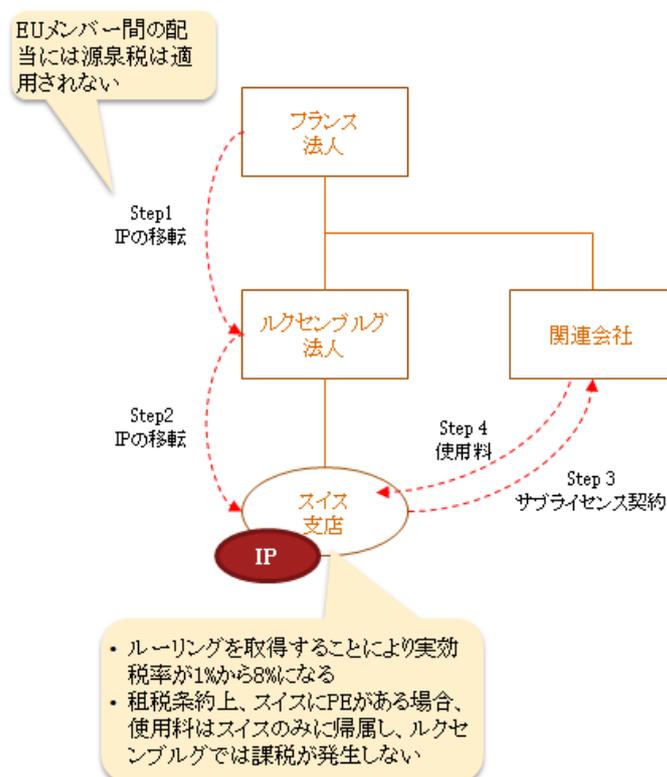
b 無形資産移転の理由

海外のグループ法人が、既存のIPを利用して新たなIPを開発及び管理することを可能とするためには、商業上の動機が存在が重要になる。例えば、ソフトウェアビジネスに関して、ソフトウェア開発会社が、現行バージョンのソフトウェアを海外市場のニーズに合致する新バージョンに統合するため、無形資産を海外に移転することが考えられる。なお、実務上、企業が税コストの削減のみを目的として無形資産の海外移転を検討することは稀であると考えられる。

3 フランス多国籍企業の具体例

ルクセンブルグ法人を利用したフランスからスイスへの IP の移転

スイスは、一般的に IP 保有に有効な地域と考えられており、ルクセンブルグ法人のスイス支店に IP を保有させるストラクチャーは、スイスでの典型的なタックスプランニング手法のひとつであり、フランスの多国籍企業においても利用されている。本ストラクチャーにおいてはスイス支店において所得として認識される使用料に対する課税が低税率によるものとなることを目的としている。典型的なステップとストラクチャーの概要は以下のとおりである。



Step 1 特許などの無形資産、開発過程にある無形資産等を有するフランス法人は当該無形資産を share-for-share exchange または通常の譲渡の形態によってルクセンブルグ法人に移転する。

Step 2 ルクセンブルグ法人はフランス法人から移転を受けた無形資産をスイス支店で保有する。スイス支店はルクセンブルグ法人の海外の恒久的施設となるため、租税条約の適用により、スイスの所得はルクセンブルグにおいて課税の対象から除外される。

Step 3 ルクセンブルグ法人のスイス支店は移転を受けた無形資産について関連会社とサブライセンス契約を締結する。

Step 4 無形資産を使用する関連会社は独立企業間価格によるライセンスフィーをスイス支店に支払う。

フランスの多国籍企業においては、多くの場合、無形資産はフランスの親会社の所在地で開発され、所有されているが、これらの無形資産をフランス国外に移転しようとする場合には、キャピタル

ゲイン、移転登録税等に関する多額の税金コストを発生させる可能性がある。したがって、無形資産を移転しようとする場合には、その価値が低いうちに実行されるのが通常である。

本ストラクチャーにおいては、フランス法人の保有する無形資産をスイスに移転させることによりルクセンブルグ子会社のスイス支店において所得として認識される使用料に対する税負担を小さくし、よってグローバルの実効税率を低くすることを目的としているが、本ストラクチャーにおけるスイス支店の課税関係の概要は以下のとおりである。

- スイス支店は市と州の税務当局から特別のタックスルーリングを取得することにより、スイス支店は総収入の **80%**までの金額につき名目使用料控除の適用を受けることができる。
- 名目使用料控除は市税と州税の計算上認められているものであるが、繰越控除ができるかどうかについては個別の事実関係と状況に基づいて連邦税務当局が決定することになる。

この結果、本ストラクチャーを採用することによって実現されるスイス支店の実効税率は、だいたい **1%**から **8%**の間となっているようである。

ルクセンブルグ本店において保有されている資産は本店としての運営に最低限必要なもののみであるため、課税対象となる所得の金額は無視できるものか相当程度小さいものとなる。また、ルクセンブルグ本店からフランス法人への送金については、**Parent Subsidiary regime** の適用を受けることができ、ルクセンブルグ法人からフランス法人への配当支払いに対してルクセンブルグにおける源泉税は課されない。

フランス **CFC** ルールの適用にあたって、ルクセンブルグ法人に係る要件充足の検討が必要となる。この点に関して、ルクセンブルグ法人の経済実体があること、すなわち、ルクセンブルグ法人が(i) 作為的なスキームの一部でないこと(ii) フランスの課税回避を目的としていないことが重要なポイントになる。

フランス法人が受け取る配当については、原則として、配当に対する資本参加免税の適用を受けることができるが、資本参加免税の適用により、配当のうち **95%**は免税となり、課税の対象となるのは残りの **5%**のみとなる。

4 ドイツ多国籍企業の具体例

裁判例等の公表されている情報からは、ドイツに本拠を置く多国籍企業で、米国多国籍企業のように国外に積極的に無形資産を移転していると思われるケースは見受けられない。ドイツ系の多国籍企業としては自動車メーカー、医薬品メーカー、ソフトウェア会社等があるが、連結ベースの実効税率は概して **25%**から **30%**ほどを推移しており、ドイツの法定税率が約 **30%** (立地場所により地方税である営業税の税率が異なる)であることを考えると、無形資産の国外移転等の手段により大きな税務メリットを享受していないと思われる。

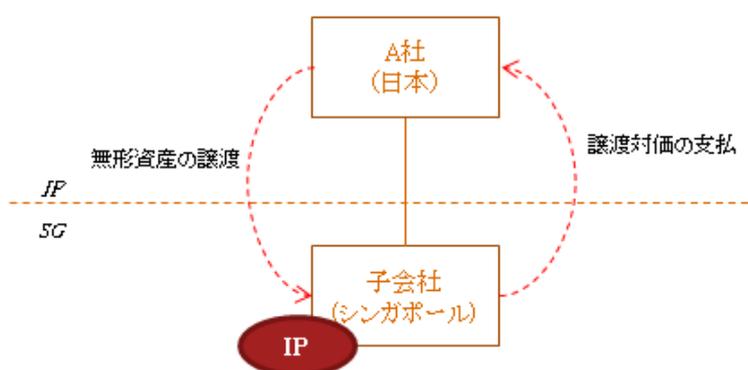
ただし、製造機能を国外に移転する場合のように、ノウハウ等の無形資産が付随的に国外に移転しているケースは十分考えられる。下記の事例は、そのような無形資産が付随的に海外に移転される事例であり、機能移転課税が導入される契機となったと言われる事例である (機能移転課税とはこのような無形資産の国外移転を捕捉して移転時に課税しようとするものである。詳細は(「ドイツ:機能移転課税制度」)を参照されたい)。

ドイツの製薬会社が、ドイツにおいてある薬品の研究開発に多額の費用を支出していた。外国企業に買収された後、ドイツの研究開発スタッフの一部がアイルランドの関連会社に異動し、その直

後に当該アイルランドの関連会社はその薬品に関して特許を取得し、収益性の高い製品として販売を開始したというものである。機能移転課税が導入される前のドイツの税法規定では、このような事例において、研究開発費が税務上の損金となって、ドイツにおける課税対象利益を減少させているにもかかわらず、その果実(収益)はドイツにおいて何ら課税されず、アイルランドにおいてのみ課税された。特許等の形で IP の所在が明確になる前の段階において、研究開発部門ないしその一部のスタッフが国外に移転した場合に、無形資産の移転を識別して移転価格税制を適用することは一般的に困難と思われるため、過去、このような無形資産の移転に対して課税が行われていなかった。現行のドイツ税法では機能移転課税が導入され、「機能」の移転が認められれば必ずしも無形資産がその中に包含されているかどうかを問わないため、上記のようなケースであっても、いわば潜在的な収益力に対して課税することが可能となる。

03 我が国企業の実例と傾向

1 事例 1



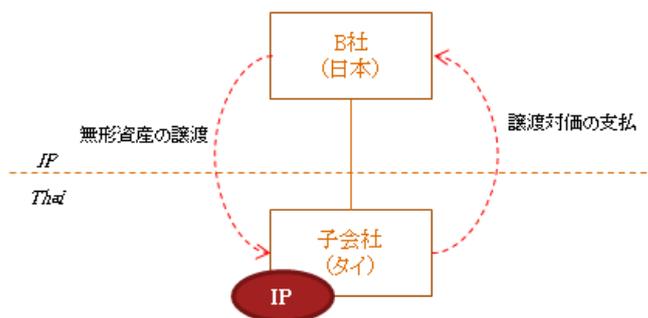
A社は、日本においては大手メーカーとしての市場シェアを誇る一方、海外市場における市場シェアは未だ小さいことから、将来的な成長の見込まれるアジア市場における事業の拡大を画策している。その中で、ASEAN 地域における M&A 戦略の加速及びグループシナジー最大化のため、シンガポールに子会社を設立している。

上記のように成長の見込まれるアジア市場における事業の拡大のために、現在 A 社が保有している無形資産のうちアジア地域に係るものを切り出し、シンガポール子会社へ移転することを考えている。具体的には、アジア市場において今後の販売量拡大を目指す主要なブランド製品について現在 A 社が保有する工業所有権等のうち、アジア市場に専ら用いられるものを特定し、それらの無形資産をシンガポール子会社に移転することで、当該無形資産をアジアにおける事業拡大により直接的に活用できることを見込んでいる。

A 社からシンガポール子会社に無形資産を売却する。この際売却対象となる無形資産の価値を算定する必要があるが、移転前において A 社はアジア市場における市場シェアも小さく A 社製品はアジア市場におけるブランド力を有さないと考えられること等を考慮して無形資産の価値が評価されている。具体的には、売却対象となる無形資産を保有することによりシンガポール子会社が支払を免れたと考えられる将来ロイヤルティの現在価値を計算することで無形資産の価値を算定する方法が採用されている。

シンガポール子会社がアジア地域における無形資産を集中的に管理し活用方法を考案することで、A社が目的とするアジア市場における事業の拡大により直接的に無形資産を活用可能になることが期待されている。また、シンガポール子会社はアジア市場の各製造・販売会社からロイヤルティを受取るとともに、アジア市場に係る無形資産の研究開発を行う関連会社に委託試験研究費を支払うことになると思われる。

2 事例 2



B社にとって、アジア市場における売上高がグループ全体の売上高の20%を超える等、アジア市場が極めて重要な市場となっていた。そのため、B社はアジア市場における自社の市場シェアの維持及び事業のさらなる拡大を望んでおり、より多くの機能・リスクをアジアに移転することを考えていた。B社はアジア市場における統括的な関連会社としてタイ子会社を保有していた。その中で、B社の主たる事業の一つについて今後の日本市場での成長はほぼ見込まれない一方、同事業がアジア市場においては極めて好調であるという状況にあった。そのため、当該事業については、将来的な成長市場であるアジア市場を本拠地として将来的な展開を行いたいと考えていた。

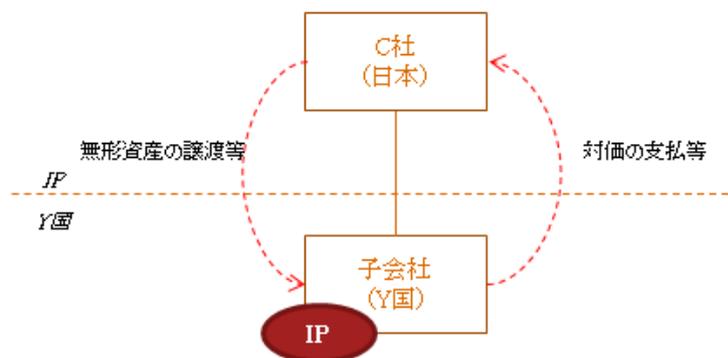
B社は、上記のように日本市場においては成長が見込まれない事業に係る無形資産を成長市場であるアジア市場にて積極的に活用するため、同事業に係るアジアにおける中心的な関連会社であるタイ子会社に関連する無形資産を移転することを考えた。具体的には、当該事業における製品開発活動により生じたノウハウ、特許権等について、タイ子会社への移転を行うことが考えられた。

また、開発中の製品に関する、その時点までの開発活動により蓄積された無形資産についてもタイ子会社へ移転し、その後の開発活動はタイ子会社にて行うことが見込まれている。

B社からタイ子会社に無形資産を売却する。この際、売却対象となる無形資産の価値を算定する必要があるが、その算定方法としてコストアプローチとインカムアプローチのハイブリッドアプローチが検討されている。

同事業の主たる市場であるアジア市場において、移転した無形資産をより積極的に活用可能となることが見込まれている。同事業に係る製造機能は従来タイ子会社にあるため、無形資産の移転後はタイ子会社において製造活動と試験研究活動を一体として行うことで、無形資産のより効果的な活動が可能になるものと思われる。

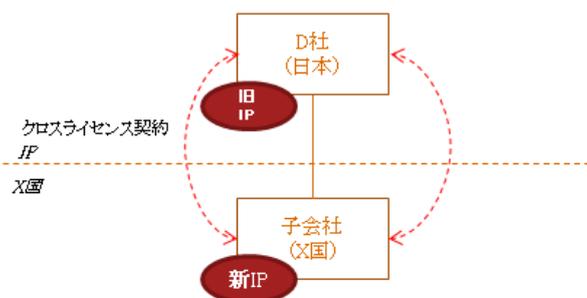
3 事例 3



海外の同業他社との競争や提携関係の中で、C社は同業他社がその保有する無形資産を積極的に活用しているとの認識を抱いた。同業他社との今後の世界市場での競争に打ち勝つため、C社も自社の保有する無形資産の種類・価値を分析・把握し、その活用方法を整理することを自社の経営課題として考えるに至った。その中で、海外市場にて活用することが望ましいと思われる無形資産については、海外へ移転を行うことが検討されている。

現在、C社は自社の保有する無形資産の種類、機能、価値等を分析・スクリーニングし、個々の無形資産の最適な活用方法を検討している。その中で、日本における利用、他社へのライセンス、放棄することによる維持費用の削減等の他に、海外への移転が最適である無形資産の有無が検討されている。また、無形資産をどの国に移転することが事業上・税務上有利であるかの検討や、移転価格の観点からの検討及び無形資産の初期的な価値評価についても並行して行われる予定である。具体的な海外への移転方法は、今後検討される課題である。

4 事例 4



D社は、その日系主要顧客の海外進出に対応するため、主要顧客の進出先市場ごとに現地の同業メーカーに出資を行ってきた。その中で、主要顧客のさらなる海外展開に対応するべく、地域ごとの少額出資から世界市場において事業展開を行っているX社への出資を行うとともに、X社との共同研究開発を行っていた。その後、世界市場での規模の利益の追求、マーケティング力の向上、さらなる共同試験研究の推進のため、X社を買収した。

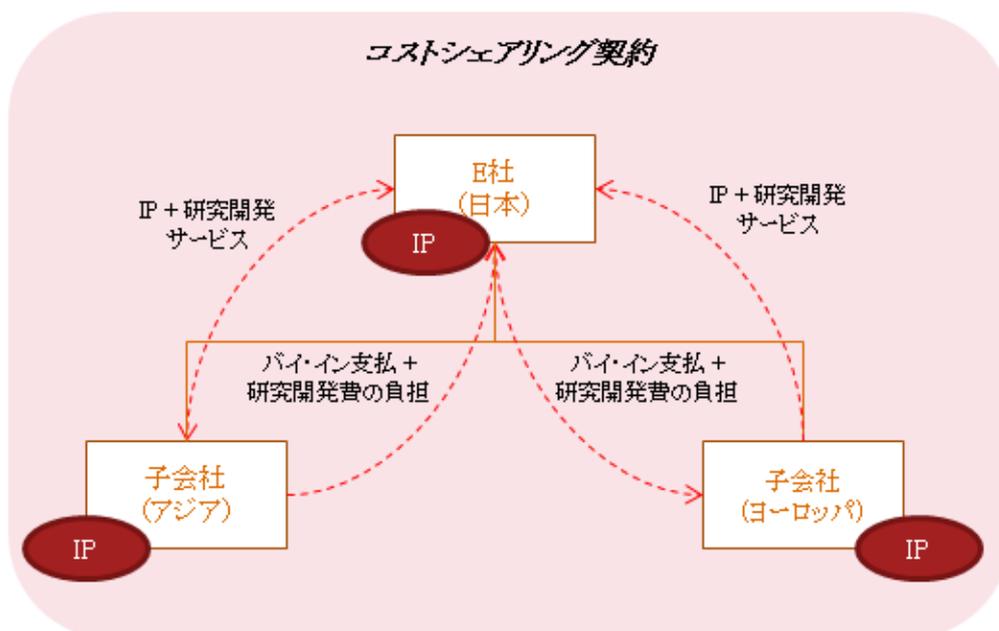
上記のX社の買収に伴い、D社とX社の試験研究活動の拠点を統合し、グローバルレベルでの試験研究活動を一体的に行うことが望ましいものと考えられた。その結果、X社はD社と比べても十分に豊富で上質な試験研究活動のための経営資源を有していたことから、D社の保有する無

形資産を X 社に移転するとともに X 社を D 社グループの試験研究活動拠点として活用することが考えられた。

D 社と X 社との間でクロスライセンス契約を締結する。X 社における試験研究活動に使用する D 社保有の無形資産については、X 社から D 社へロイヤリティが支払われる。一方、統合後の試験研究活動によって X 社で蓄積された無形資産については、その使用に対して D 社から X 社にロイヤリティが支払われることとなる。

世界市場を視野に入れた試験研究活動を一体的に行うことで、D 社及び X 社の保有する無形資産をより効果的に活用するとともに、試験研究活動の向上が見込まれている。また、上記クロスライセンス契約を通じて徐々に無形資産が D 社から X 社に移転することが見込まれている。

5 事例 5



従来、同事業に係る E 社の試験研究活動の中心は日本にあり、E 社は各国の販売子会社と費用分担契約を結び、各販売子会社はその売上高に応じて試験研究費用を負担していた(旧費用分担契約)。しかしながら、当該事業については製造機能が実質的にはアジア子会社に移転していることから、当該事業に紐づけられる無形資産についてもアジア子会社に移転することにより、アジア子会社を同事業の本拠地としてさらに機能させることが検討された。

E 社、アジア子会社、ヨーロッパ子会社の 3 社間において費用分担契約を締結し、同事業に係る製品の生産数量に応じて研究開発費を負担することとなった。当該費用分担契約を通じて、E 社、アジア子会社、ヨーロッパ子会社のそれぞれに無形資産が帰属するとともに、各社が日本、アジア、欧州の各地域の試験研究活動に対する責任を負うこととなった。また、旧費用分担契約の対象となる試験研究活動により蓄積された無形資産は E 社及び旧費用分担契約の参加者である各国の販売子会社に帰属しているので、当該無形資産の使用に対するバイイン支払が行われている。

6 傾向

日系企業が無形資産の海外移転を考える背景として、以下のように海外市場での事業展開・拡大を図る上での事業上の要請が第一にあるものと思われる。

- 未開拓の海外市場において将来的な市場シェアを拡大するために無形資産を活用する
- 国内市場が縮小傾向にある一方海外市場で好調な事業について、無形資産を移転することで事業のさらなる拡大を図る
- 海外企業の買収に伴い、既存の試験研究機能と買収対象会社における試験研究機能を統合するために無形資産を移転する
- 海外の競合他社との競争力維持の観点から、無形資産のマネジメントを行う必要性を認識し、無形資産の海外移転について検討する

上記のように、個々の企業のおかれた事業環境の中で、海外での事業展開により現場に近い場所で無形資産を活用するべく無形資産の海外移転が検討されているようである。したがって、欧米企業が行うような節税を目的とした無形資産の移転は少なくとも実務上ほとんど認知されていないようである。

04 移転に係る税務上の問題点

無形資産を評価する際の問題点

無形資産が譲渡、もしくはコストシェアリング契約により国外に移転される場合、移転者は通常何かしらの対価を受け取る。譲渡の場合は譲渡益を認識し、ライセンス契約の場合は利用期限に応じて使用料を認識していく。譲渡やコストシェアリング契約の対価は、移転される無形資産の評価額を基に算定される。無形資産の評価額は、通常、将来発生すると予測される所得(予測便益と呼ばれる)を基に算定され、無形資産をそのまま所有し続けた場合の予測便益が基となる。

したがって、譲渡、ライセンス契約、コストシェアリング契約のいずれにしても無形資産の移転における最大の検討事項は、予測便益が将来発生する所得と比べてどれだけ現実的なものであるかということになる。将来発生する所得と予測便益にズレが無ければ(つまり無形資産の評価が妥当であれば)、移転元の国で流出する所得の課税は移転時に(又はライセンス契約の年数に亘り)行われているということになり、無形資産の移転による所得の海外流出という問題は実質的には存在しないということになる²²⁷。

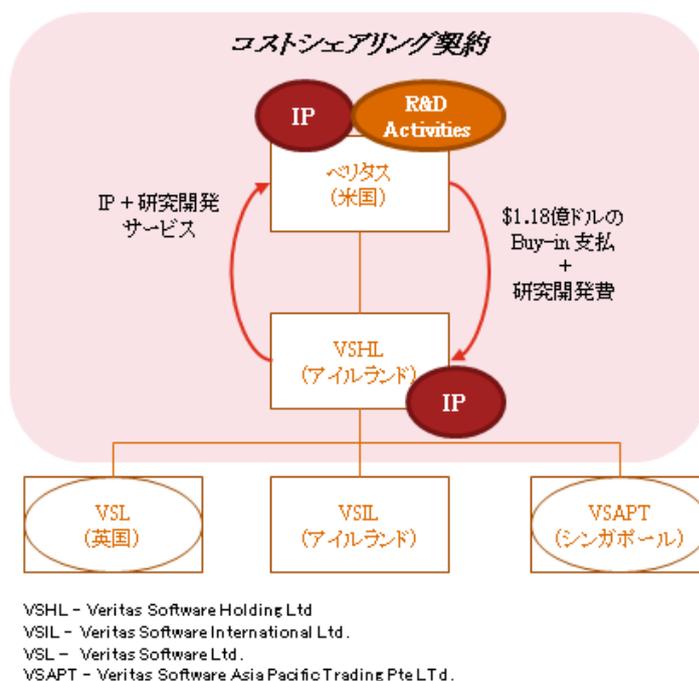
無形資産の評価の難しさを端的にあらわす著名な判例として、ベリタス判例がある²²⁸。米国親会社(ベリタス社)がアイルランド子会社にコストシェアリング契約を使って無形資産を移転した米国の事例である。焦点となったのはベリタス社の有する既存の無形資産に対するアイルランド子会社のバイイン支払の妥当性、つまり無形資産の評価である。ベリタス社はバイイン支払を1.18億ドルと算出した。一方、IRSは納税者の算定額の14倍超もある16.75億ドルであると主張した。なお、ベリタス社は保存管理ソフトウェア製品の開発、製造、マーケティング及び販売等の事業活動を行っている企業である。コストシェアリングで貢献された既存の無形資産は、ベリタス社の商標、商号ならびに海外のサービスマークの使用権とその他新規無形資産を開発するために必要な商業上の無形資産である。

²²⁷ 既存の無形資産を利用して新規の無形資産を開発する場合、新規の無形資産に帰属する海外所得が流出される場合は除く。

²²⁸ VERITS Software Corp. vs. Commissioner, 133 T.C. No. 14

算定額の違いは主に、算定方法、耐用年数、評価の対象となる無形資産の範囲から生じている。ベリタス社は比較対象取引を用いる独立取引批准法を採用し、耐用年数は2年から4年とした。一方、IRSは現行の財務省規則に規定されているインカムメソッドを採用し無形資産から発生する所得を基に評価額を算定した。その際、耐用年数は無期限とした。さらにIRSは既存の無形資産のみならず新たに開発される新規の無形資産も評価の対象とした。評価額を抑えようとする納税者と、それとは逆に、出来るだけ評価額を大きくしようとする税務当局の姿勢が明確に現れている判例である。

結果は、租税裁判所がIRSの主張を退け、ベリタス社の評価算定法を支持した。主な理由はIRSが採用したインカムメソッドが取引当時の1999年に存在していなかったというものであり、ベリタス社の算定法が正しいというわけではなかった。いずれにしても算定法と対象とする範囲が異なるだけで評価額が極端に変わってしまうということが示された一例である。なお、IRSは上告を断念するが、類似のケースで、再度無形資産の評価について法廷で争う意思を表明している。現行の財務省規則は上記のIRSのポジションを取り入れ、評価をする要素の範囲が拡大された内容となっている(詳細はコストシェアリング規則を参照)。



- 出所: VERITAS Software Corp. v. Commissioner
- 組織図はイメージであり、実際の資本関係とは異なる場合がある。

先に示されたとおり、無形資産の評価(つまり予測便益)の算定は非常に困難である。一方で、評価方法が不明瞭であるという理由から、欧米多国籍企業は既存の無形資産の評価をできるだけ低く抑えて海外に移転していると考えられる。無形資産の評価が困難である主な理由は以下の3つと考えられる。

- 無形資産の世界的統一定義の欠如
- 無形資産特有の帰属性の問題
- 無形資産の所得算定の困難さ(比較対象取引の少なさ)

A 定義

無形資産の価値を算定する際、付加価値の高い無形資産とそうでない無形資産とに仕分ける必要があり、現在その区分が不明確なため、予測便益を算定する無形資産の範囲が不明確であるという問題が生じている。

特許やノウハウなど収益の源泉である商業上の無形資産は、高付加価値の無形資産と言えるだろう。一方、顧客リスト、販売網、シナジー、市場特有の特異性(Market Specific Characteristics)、のれん、労働力(Workforce)等は高付加価値の無形資産に該当するか否かが各国によって異なるであろう。なお、2011年6月に発表されたOECD 移転価格ガイドライン第6章の中間ドラフトでは、シナジーや市場特有の特異性は高付加価値の無形資産ではないとしている。また、無形資産の税務上の定義も国により異なり、英国などは税法で定義されていない。

OECD	<ul style="list-style-type: none">• “「無形資産」という用語は、有形資産や金融資産ではないもので、商業活動における使用上所有又は支配することができるものを指す。会計又は法的な定義に注目するのではなく……”(A.1,パラ5)• 上述した意義の範囲内の無形資産に該当するもの(パラ15~22): 特許、ノウハウ・企業秘密、商標、商号、ブランド、ライセンスされた権利、のれん・継続企業価値
日本	<ul style="list-style-type: none">• “…無形資産(著作権、基本通達20—1—21に定める工業所有権等のほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいう。…)…”租税特別措置法(法人税関係)通達(66の4(3)—3、(注)1)• 基本通達20—1—21:“法第138条第7号イ《使用料等の所得》の…工業所有権等…とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の工業所有権及びその実施権等のほか、これらの権利の目的にはなっていないが、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、ノウハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、海外における技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しない。”
米国	<ul style="list-style-type: none">• “「無形資産」とは以下のもので、個人の役務提供から独立した重要な価値を有する資産をいう。(i)特許、発明、秘密方式、秘密工程、意匠、様式、ノウハウ、(ii)著作権、文学上、音楽上又は美術上の著作物、(iii)商標、商号又はブランドネーム、(iv)一手販売権、ライセンス又は契約、(v)方法、プログラム、システム、手続き、宣伝、調査、研究、予測、見積、顧客リスト又は技術データ、(vi)これらに類似するもの” 内国歳入法典第936条(h)(3)(B)
英国	<ul style="list-style-type: none">• “第4章 移転価格”には、無形資産の定義規定はない。

B 帰属性

一般的には、その資産の法的所有者が経済的便益を享受することになる。他方、無形資産に関しては、ライセンス契約やコストシェアリング契約により、法的所有者は変わらずとも、経済的便益を享受する者が異なる場合が生じる。税務上の処理については、無形資産の維持・利用行為から生じる便益や所得の発生、その便益や所得の帰属、開発・改良行為に基づく所得の発生、その帰属等が重要な問題となるだけに、契約等の法的側面と実質的な利用等の経済的側面の両方からの分析が欠かせないところである。

一般的に、無形資産から生じる所得は、各当事者が果たす機能・使用する資産・引き受けるリスクをもとに配分される。したがって、帰属先が異なる場合には、生み出される所得をこれらの者の間でどう配分するかという問題があるが、上記三つの要素をどう考慮して所得を配分するかは、必ずしも定かではない。

無形資産を売却する場合は、全ての権利が移転するために、帰属性にかかる問題は生じないと思われるが、ライセンス契約やコストシェアリング契約により無形資産を事実上一部移転したような場合は、契約者間で所得をどう配分すべきかが問題となる。ちなみに、コストシェアリング契約では、複数の参加者が存在する場合は、参加者の貢献度を基に配分されることになっている。

なお、無形資産の法的所有者ではない関連者が、経済的側面(例えば、無形資産の改良・保護行為等を行っていること)を強調し、自らに帰属する所得を強く主張する場合があります。無形資産から生じる所得の帰属が問題とされる状況も生じている。

C 所得の算定

現行の一般的な移転価格税制では、大きく分けて四つの算定法がある。第一に「独立価格比準法」だが、この適用は比較対象取引の存在が前提となる。類似した独立企業間の取引と比較することにより適切な価格を算定する方法であるが、無形資産、特に高付加価値で特異な無形資産は、競争相手との差別化を図ることにより価値が生み出されるため、比較対象取引を見出すことは非常に困難である。第二に「再販売価格基準法」があるが、これは棚卸資産のような再販売される資産を対象にした算定法であるため、再販されない無形資産に適用することは不可能である。第三に「原価基準法」だが、無形資産は原価との対応関係が必ずしも明確ではないため、原価基準法を適用するために必要な原価を算定することが困難という理由もある。したがって、原則的には第四の方法が唯一残された算定法となる。

残された算定法で、無形資産の取引に最適な方法と言われるのが「利益分割法」である。ただし、この算定法にも問題がないわけではない。利益分割法が使用される場合は、無形資産関連費用、各関係者のリスクの負担度合いや貢献度合いを決める必要があるが、無形資産の実際の価値は、当該資産の開発・維持のための費用と必ずしも直接的に連動するとも言いきれないため、算定は困難とされる。

以上のように、移転価格税制における一般的な算定手法を使って無形資産の評価を行うのは非常に難しい。米国ではこの問題を早くから認識しており、「所得相応性基準」を取り入れ、無形資産の評価を、実際に発生した所得を基に算定し、移転時の評価の基となった予測便益が実際に発生した所得をある一定の範囲より下回った場合に、移転時の評価を事後調整するという仕組みをとっている。ただし、この方法は移転価格税制の土台である独立企業原則に反するという意見もあり、論議の的となっている(詳しくは「所得相応性基準」を参照)。

その他の問題

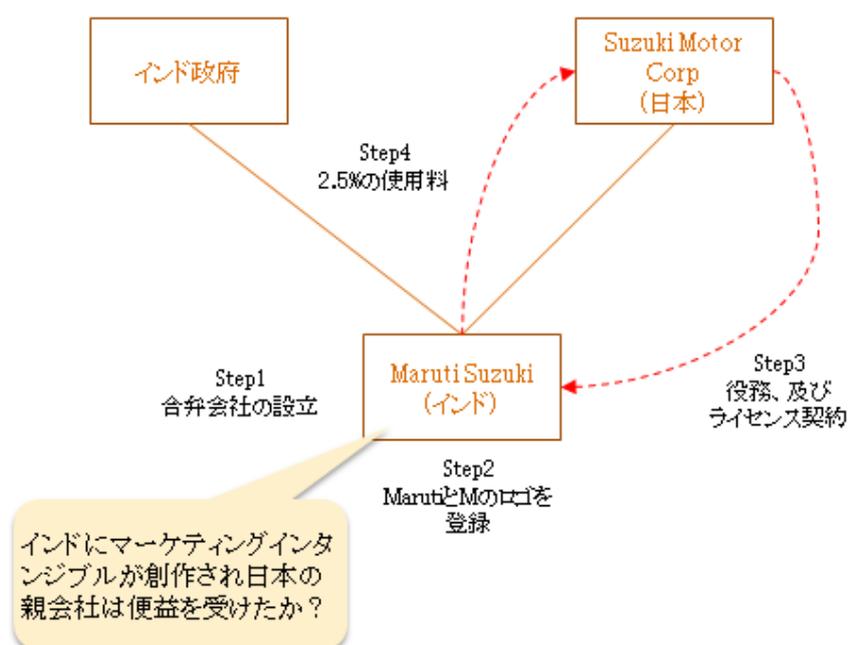
無形資産を巡るその他の問題として、特に無形資産や機能の移転を認識しない場合でも、進出先国での事業の充実に伴い、自然と現地で無形資産が創生されてしまうという問題がある。具体的には、現地での製造過程での改良がノウハウの創生・開発とみなされたり、販売活動の充実がいわゆるマーケットインタンジブルの寄与・形成とみなされたりすることである。これは、進出先国の課税当局に、多額の所得を進出先国に帰属すべきという主張の余地を与えてしまう可能性を生じさせる。

このような問題は、先進国間でも生じ得るが、特に投資受入国である新興国において、その置かれた立場を反映する形で、強く主張される傾向がある。とりわけ、販売に係る無形資産の存在や市場固有の特徴を無形資産とする主張がなされているようである。なお、市場固有の特徴は、OECDガイドライン第6章改定案においては、無形資産ではなく、比較可能性分析において考慮すべきとされている。

例えば、マルチスズキの判例では、進出先のインドでマーケットインタジブルが形成されたとし、インド当局は日本の Suzuki Motor Corp. に対し、稼得した所得をインドに配賦するよう主張している。この判例は、インド政府と日本の Suzuki Motor Corp. によって設立されたジョイントベンチャー（マルチスズキ）に係わる判例である。日本の Suzuki Motor Corp. とマルチスズキは、インドで事業活動を行うにあたって、以下のような役務及びライセンス契約を交わした。

- 日本の Suzuki Motor Corp. が、営業ノウハウ、技術設計、エンジニアリングデータを、マルチスズキに提供する。
- 日本の Suzuki Motor Corp. が、欧州で自動車を輸出販売する独占的権利をマルチスズキに与える。
- 日本の Suzuki Motor Corp. が、マルチスズキに技術担当者を派遣し、技術的なサポートを行う。
- マルチスズキは、日本の Suzuki Motor Corp. に対して、ライセンス供与された情報及び商標使用の対価として 2.5% の使用料を支払う。

税務当局は、Co-Branding（外国ブランドと現地ブランドの共用）という理由により、マルチスズキが日本の Suzuki Motor Corp. に支払う商標の使用料はゼロであり、むしろ、インドでの Suzuki ブランドの格上げのためにマルチスズキが行った努力に対して日本の Suzuki Motor Corp. が使用料を支払うべきと主張した。さらに、Suzuki Motor Corp. は、マルチスズキが形成したマーケットインタジブルから多大な便益を受けてきたとし、インドへ所得をもっと帰属させるべきと主張した。



この判例では、商号の利用による受益者はマルチスズキであるとし、税務当局の全面敗訴となったが、海外進出する企業としては、自らの意思や認識とは関係なく、無形資産なり比較可能性の要素なりが進出先国で生じることとなる結果、多大な所得の計上を余儀なくされるということになりかねないところである。特にこれらの問題は、資本受入国で共通に生じかねない問題でもあり、これらの立場の国については留意が必要であると考えられる。また、この問題は移転価格に係るものであることから、結果的に、資本輸出国としての我が国の所得の減少に終わる可能性が高いものである。

III. 無形資産の移転に対する国際的潮流

01 諸外国の対応策

1 総論

無形資産の移転による所得の海外流失に関する対応策は、大きく分けて 2 つのパターンがあると思われる。一つは無形資産が移転しないように無形資産に係る税務上の優遇措置を設けるもの、もう一つは海外に出て行く無形資産に対して将来流出するであろう所得を移転時または事後に適宜課税するものである。本報告書では、優遇措置の設置は誘致・促進策と称し、課税措置は防止・対抗策とする。

誘致・促進策は研究開発の税額控除、研究費開発費の所得控除(例えば研究開発費を 2 倍にして損金算入するなど)、研究開発施設・設備等に対する加速償却等がある。防止・対抗策としては例えば所得相応性基準が考えられる。前述のとおり、無形資産の適切な評価、つまり予測便益の算定は、現在の移転価格税制の枠内では難しい。したがって、所得相応性基準のような移転価格税制の枠を超えたアプローチでも導入しない限り、適切な評価は出来ないであろう。一方、現在の移転価格税制では、無形資産の評価は不可能と判断し、移転価格税制の限界を説く声もある。例えば米国では、海外に移転した無形資産の超過収益を、CFC 税制により合算対象所得とする提案が発表されており、ある意味で移転価格税制をあきらめ CFC 税制を強化することで流出した所得を課税しようという防止・対抗策と言える。また、EU では、共通連結法人課税標準 (Common Consolidated Corporate Tax Base、以下 CCCTB) の導入が検討されている。これは三つの要素(売上、労働(賃金額・従業員数)、資産)の自国割合に応じて所得を配分するアプローチだが、移転価格税制に頼らない所得の配分法としての代替案とも言える。

その他の防止・対抗策としては、出国税が考えられる。所得相応性基準が課税取引による無形資産の海外移転を対象としているのであれば、出国税は非課税の海外移転を対象にしていると言える。原則的に、出国税は含み益のある資産が、課税を受けずに海外に移転する取引を課税取引とみなす規定である。

最後に、その他の対応策として法人税率の引下げやパテントボックス税制等が考えられる。これは誘致・促進策及び防止・対抗策の両方になり得る。冒頭で示したように、無形資産は高税率国から低税率国に流れる。したがって、移転元である高税率国が法人税率を引き下げれば、無形資産を海外に移転するインセンティブは相応して下がるはずである。また、所得全般を対象とする法人税率の引下げとは異なり、パテントボックス税制は、無形資産関連所得(主に使用料)に対する軽減税率を設ける制度である。無形資産に関連する所得が低税率課税を受けるのであれば、海外に無形資産を移転するインセンティブが低減するという仕組みである。この二つのアプローチの導入は、歳入減につながるため、所得の海外流出による歳入減と比較分析する必要がある、その他の方法による課税ベースの拡大及び財源の確保も考慮しつつ、導入の検討を進めることが考えられる。



次節では、主な対応策である所得相応性基準、出国税、CCCTB、パテントボックス税制について説明する。

2 所得相応性基準

A 制度内容

所得相応性基準とは1986年に米国が導入した無形資産の評価方法の基準であって、無形資産取引に対する比較対象取引の特定が困難であることから、無形資産の移転後において当該無形資産から発生する実際の所得により、無形資産を評価するというアプローチである。つまり、取引時に予測される所得を考慮しつつも、その後実際に発生した所得を基に評価をすることになる。これにより、移転の前後で無形資産より発生する所得に変更があった場合は、定期的な調整(Periodic Adjustment)が事実上必要となる。他方、評価が取引後の事象を基にしていること、売手の観点からではなく買手の観点から現在価値を算定することから、所得相応性基準は移転価格税制の核のコンセプトである独立企業原則に反しているとも言われている。OECDにおいても、移転価格ガイドラインでは、所得相応性基準は「後知恵」を利用するものといった意味合いの記載がされており、このような考え方は支持されていないようである。このようないわゆる「後知恵」の問題については、第三者間で締結された当初契約に、価格調整条項が盛り込まれるのかどうかを考慮すべき点であるとされている。

なお、この概念を導入している国としては、米国とドイツがよく知られている。米国とドイツの制度については次節で説明する。ちなみに、報告書冒頭で提示した税制調査会専門委員会「国際課税に関する論点整理」(14-15 ページ)では、所得相応性基準に関して以下の見解を示している。

『(所得相応性基準)導入の当時、我が国や欧州諸国等は当該基準に批判的であったが、ドイツにおいては、2008年に税制改正抜本改革を行った際、法人税率の引下げとあわせて課税ベースを拡大するにあたって、事業再編による所得の国外流出に対する移転価格税制の強化のため

「所得相応性基準」が導入された。事業再編により機能が国外に移転され、事業再編時の評価とその後の収益との間に差異が生じた場合には、移転後 10 年間は調整額を計算して申告することとされている。

ドイツの「所得相応性基準」は事業再編に伴い国外に「機能が移転」した場合に適用されるが、企業側からは、「機能の移転」という概念が漠然として過ぎているという批判がある。また、ドイツ国内で十分な利益が上がらないために規模を縮小して国外に移転する場合でも、それを無形資産の移転の形で捕らえ、「退出税」(追記:本報告書でいう出国税「Exit Tax」)をかけることに対して批判があるようである。

現在の OECD 移転ガイドラインは、「所得相応性基準」に基づく移転価格の調整について、後知恵を使用するものとして慎重な記述となっているが、これは多くの加盟国の立場を反映していると思われる。

無形資産の時価評価は容易でない。独立企業者間であれば、買い手の見積もるキャッシュフローに基づく現在価値が、売り手のそれより高いからこそ無形資産が譲渡される。「所得相応性基準」は、いわば買い手側のキャッシュフローに基づき売り手に対して課税するものであり、論理的に無理があるのではないか。

(中略)

超過収益の源泉である無形資産を海外に移転させる企業に対して、どこまで移転価格税制で所得移転を防止できるのか。事後的に利益が大きくてたからといって、税務上、価値の設定しなおしまでさせるのか。そうであれば、無形資産の移転後に、逆に損失が生じた場合に、どう扱うのか。』

B 米国:所得相応性基準

上述のとおり、所得相応性基準は、米国が世界で最初に導入した制度である。それまでは、無形資産の海外移転に十分に対応できる制度が整備されていなかったとの判断から、内国歳入法典第 482 条の第 2 文として、「In the case of any transfer (or license) of intangible property (within the meaning of section 936 (h)(3)(B)), the income with respect to such transfer or license shall be commensurate with the income attributable to the intangible.」という規定が追加された。なお、これはスーパーロイヤリティ一条項とも呼ばれている。

ちなみに、米国では IRS が 1988 年に移転価格に関する白書を発表し、その中で、所得相応性基準は独立企業原則と整合性がとれているものと主張している。この概念自体については、OECD の多くの加盟国は支持していないとも言われているが、米国は、当基準の独立企業原則との整合性について、納税者が算定した価格が当基準に合致していない場合には税務当局がその価格を調整する権利を持つとする一方で、リスクの変化等の十分な理由がある場合には調整をしないこともあり得る、というような説明がなされているようである。なお一定の条件の下(実際利得が予想利得の 80%未満・120%超でない場合)では、調整がなされないこととなっている。

C ドイツ:機能移転課税制度

a 概要

ドイツは、自国の移転価格税制の枠組みの中で、グループ内再編による無形資産の国外移転を効果的に捕捉し課税するための方策として、いわゆる「機能移転」に対する課税を導入している。無形資産の正確な定義付けが困難な中、移転されるものに無形資産が含まれているか否かは直接的には問わず、潜在的に利益を生み出すものが移転されれば、これに独立企業原則を適用す

るという制度と理解することもできる。事実、下記の説明にもあるとおり、対価の算定は、独立企業の経営責任者の観点から最低価格と最高価格を分析して中間値を移転価格の対価とみなす規定が設定されている。また、機能移転後 10 年以内に、予測された利益から「大幅な乖離」が発生した場合に税務当局による更正を認める事後調整規定が設けられている。これは、実質的にドイツが所得相応性基準を導入したと言える。

ア 「機能」

「機能」とは、「企業内の特定の部署等により処理されるところの、それに付随する機会とリスクを含む同種の経営上の課題(Aufgaben)の集合体」と定義されている。具体的には、研究開発、資材調達、在庫管理、生産、販売・営業活動、特許やノウハウの応用といった企業がそのビジネス活動のために実際に行っている個別の活動行為そのものが機能に該当し得る。

例えば、企業内組織の部署としての研究開発センターや調達部門が全体として国外の関連会社に移転する場合のみならず、研究開発部門の一部のスタッフだけを国外の関連会社に異動させる場合も、その一部のスタッフは、「利益の潜在的稼得可能性」を伴った研究開発を担っているという意味で、ここでいう「機能」とみなされ得る。

イ 「機能移転」

「機能」がある会社(「移転元企業」)から「他の近い関係にある会社(関連会社:ドイツの移転価格税制上の定義では、原則として 25%以上の出資・被出資関係がある会社)」に移転された場合(当該企業を「移転先企業」という)、機能移転があったものとみなされる。単なる資産の譲渡、使用权の供与やサービスの提供は機能移転とはみなされない。また、関連会社間の出向者派遣も、機能の付随を伴わない限り、機能移転とはみなされない。

また、「機能移転」という場合、移転元企業で当該機能が喪失あるいは制限され、それに対応して移転先企業において当該機能が発生又は増加することが前提とされている。したがって、ある企業グループがドイツに存在する工場をモデルとして、ポーランドにそのコピーともいえる工場を建設した場合には機能移転には当たらない(「機能重複移転」)。ただし、機能重複移転の場合でも、その移転が行われてから 5 年以内に、移転元企業において機能喪失・制限が起こる場合で、その機能喪失・制限が機能重複移転と直接的な経済的関連性を有する場合は、機能移転が認定される。

なお、移転先企業が、移転された機能を移転元企業のためにだけに行使し、その対価も「コストプラス方式」(マークアップ方式)で算定されている場合は、機能移転課税の対象外とされている(「機能アウトソーシング移転」)。

ウ 「移転単位」－機能移転の対価

永久的な移転の場合の機能移転の対価は、機能移転前と機能移転後の機能・リスク分析をベースにして、移転される機能全体(「移転単位(Transferpaket)」)に対する価格として算定が行われる。移転単位は、「機能及びそれに付随する利益獲得機会・リスク」、「資産及びその他の有益物」、「移転に関連してもたらされた役務」の三つの要素から構成されるが、その評価は原則として、個々の構成要素の評価の積み重ねではなく、移転単位全体としての「総合評価」によって行われる。

「移転単位」の評価は、独立企業の通常の分別のある経営責任者の観点から、移転元企業は最低限いくらの価格を要求するか(「最低価格」、移転先企業はどの額まで支払う用意があるか(「最高価格」)をもとに行われ、それを下限・上限とする「合意範囲」が確定され、他の値が適正であることが証明されない限りは当該範囲の中間値が移転単位の価格となる。移転対象となる機能が移転元企業で利益を計上している場合、その最低価格ならびに最高価格の算定²²⁹⁾は、それぞれ移転元企業での(税引後の)利益減少額ならびに移転先企業での(税引後の)利益増加額をベースにして、それに適正な「資本化利子率」²³⁰⁾ならびに「資本化期間」²³¹⁾を考慮して算定することになる。移転元企業での利益減少額の算定に際しては、生産工場の閉鎖の場合のような「機能清算コスト」が最低価格において考慮され、移転先企業での利益増加額の算定に際しては、移転後の「機能行使可能性」、「立地有利性(不利性)」ならびに「シナジー効果」その他の事情が考慮される。また、重要な顧客が、ドイツでの生産に代えて、顧客自らの海外生産拠点の近隣での生産を要求してきた場合のように、各種の理由からもはやドイツで当該機能を担うことができず「機能移転」する場合や、当該機能が継続的に損失をもたらしている場合には、それらを考慮して「最低価格」がゼロまたはマイナスになり得る可能性も想定されている。また、適正な「資本化利子率」は、リスクのない投資の場合の基本利子率に、リスク・機能プレミアムを上乗せした形で算定され、「資本化期間」は原則として無期限を前提とすべきとされている。

エ 事後調整条項と税務当局による所得額更正

移転後の利益推移が移転時の予想とは異なって展開した場合、すなわち、移転時の想定より好調に利益状況が推移し、事後的に算定された最高価格が移転時に算定された最高価格を大きく上回った場合、あるいは、移転時の想定より利益状況が低調に推移し、事後的に算定された最高価格が移転時に算定された最低価格を下回った場合に、「大幅な乖離(eine erhebliche Abweichung)」があったとみなされる。移転元企業と移転先企業との間で、機能移転の価格に関する事後調整条項が取決められていない場合には、機能移転後 10 年以内に「大幅な乖離」が発生した場合、一回に限り、当該乖離が発生した事業年度の翌事業年度の課税所得の計算において、税務当局側からの所得額の更正が考慮されると規定されている。

b 沿革

ドイツでは、2008 年の企業収益税改革の一環として、企業収益に対する実効税率を従来の約 40%から約 30%に引き下げる一方、課税ベース拡大の一つとして移転価格税制の強化、すなわち機能移転課税の導入を行った。具体的には、移転価格税制等を規定する外国税法を改正し、その 1 条 3 項 9 文から 13 文までを定め、2008 年 1 月 1 日に適用開始している。また、移転単位の評価方法に関する詳細等を定めた「機能移転法令(Funktionsverlagerungsverordnung)」がこれを補足している(2008 年 7 月 6 日連邦参議院可決、2008 年 1 月 1 日に遡及して適用)。

なお、2010 年 3 月の改正により、移転単位全体に対する総体評価を回避できる場合として、「少なくとも 1 つの重要な無形資産が機能移転の対象となっていることを、納税義務者が説明することができ、かつ、それが正確に記述されている場合」が追加された。改正趣旨としては、導入された機能移転課税が持ち得る、ドイツの研究開発拠点としての魅力に対するネガティブな影響を緩和するため、とされている。また、2010 年 10 月 13 日付で、機能移転課税の適用の具体例等を含む連邦財務省通達が公表されている。

²²⁹⁾ 「最低価格」及び「最高価格」の算定は、企業価値算定等において用いられるディスカウント・キャッシュ・フロー法に類似した方法によって行われる。

²³⁰⁾ 「資本化利子率」とは、将来キャッシュフローの割引現在価値を計算する際に用いる利子率を意味する。

²³¹⁾ 「資本化期間」とは、割引現在価値計算の対象に組み入れる期間の長さを意味する。

2008年の企業税制改革法の立法趣旨は、キリスト教民主同盟、キリスト教社会同盟、社会民主党の連立政権が提出した2007年3月27日付け法案の議会資料に明らかにされており、機能移転課税の導入の趣旨として、無形資産の移転防止が前面に押し出されている。これによれば、「機能移転課税の制度は、無形資産及び利得（ノウハウ、特許取得済みまたは取得前の専門知識、商標権、ブランド、顧客等）が外国に移転された場合、ドイツで創出された価値に対する課税を確保することに資するべき制度である。キリスト教民主連合、キリスト教社会連合、社会民主党の各党派も、国内経済にとっての外国投資の重要性を認識しており、外国市場に進出をしていくことが国内の労働市場に有益な影響を与えることを認めている。しかしながら、ドイツの社会基盤を利用して創造された無形資産及び利得が、国内で行われた付加価値の創造が貢献しているにもかかわらず、適正な課税を受けることなく外国で利用されることは、正当化できるものではない」としている。さらに、「ドイツで創出され外国で利用される無形資産が、ライセンスとして会社によって許諾される場合には、特にこのような課税の問題は生じない。これに対して、関係者間でライセンス料の合意がなされない場合には、特に機能移転との関係では、明確な法律上の規定がないことから、税務当局が適正な移転価格を定めることが非常に困難となっている。この問題を解決するには、企業が無形固定資産及び機能移転の対価をどう計算すべきかということ、法律で定めなければならない。これにより、納税義務者、税理士、税務当局に、法的安定性が生まれる」とされている。

c 執行状況等

ドイツの移転価格税制の執行は、通常3年から5年を調査対象期間とする法人税一般税務調査の枠組みの中で行われることから、2008年に導入された機能移転課税はようやく税務調査において現実に問題とされはじめている段階にある。企業側としては、クロスボーダーの事業再編を行うに際してもはや機能移転課税を無視することはできない。ドイツ系企業であれ、外資系企業であれ、ドイツ国内工場を閉鎖して東欧等へ移管する場合、ドイツの販売会社を本格的販売会社から限定的リスク販売会社またはコミッションエアへ転換する場合、ドイツの販売会社が商権から離脱する場合等、機能移転課税の枠組みの中で機能移転に係る適切な対価を実際に計算し、これを文書化しておく必要がある。

なお、機能移転課税の最大の問題点は、「利益の潜在的稼得可能性」を課税することの理論上・実務上の是非である。企業グループにとっての事業再編の目的の一つは、企業グループ内の利益最適化の観点から、機能移転先における「立地有利性」ならびに「シナジー効果」等を最大限に利用することである。この移転後の「立地有利性（低賃金コスト・恵まれた交通環境等）」ならびに「（企業グループ内の同種の機能が統合されること等による）シナジー効果」について、移転元（移転前）の税務当局が課税するのは妥当か、という根本的な問題がある。また、支払われた対価が移転先で損金算入できるのか、といった実務的な問題も生じる。このような問題により、企業が国際的二重課税に陥る可能性が高まったり、あるいは、相互協議・仲裁手続件数が増大したりすることが予想される。

3 コストシェアリング規則

A 制度内容

無形資産の海外移転による所得の海外移転を防止するために上記の「所得相応性基準」が導入されたが、その適用を避けるかのようにコストシェアリング契約が米国多国籍企業によって利用されるようになった。上述のとおり、コストシェアリング契約では貢献された既存の無形資産を基に新規の無形資産が開発され、関連する開発費用コストを分担することによって、参加者が成果物を共同に所有する。参加者の貢献度分析と予測便益が的確になされる限り、結果として「所得相応性基準」での所得計算が不要となる。

OECD 移転価格税制ガイドライン第 8 章「費用分担取極」によるとコストシェアリング契約に関する概要は以下のとおりとなる。

コストシェアリング規制では、コストシェアリング契約が独立企業原則を満たすような契約であるか否かということが焦点となる。つまり、コストシェアリング規制は独立企業原則に照らして、ある国において課税所得が過大となり、その他の国で課税所得が過少となるように参加者間で便益が配分されるような取極めを防止する役目を果たす。

コストシェアリング契約が独立企業原則を満たすためには、参加者の貢献が比較可能な状況において、独立企業が貢献することを合意するであろう貢献と整合的でなければいけない。したがって、独立企業原則をコストシェアリング契約に適用するためには、①その取極めに参加者が全て予測便益を有していることを決定し、次に②共同活動に対する各参加者の貢献を算定し、最後に③コストシェアリング契約に対する貢献の配分が適切であるかどうかを決定することになる²³²。

参加者の予測便益の有無を判断する際、参加者がコストシェアリング契約による活動自体から利益を得るであろうと合理的な期待を有することが必要な要件となる。したがって、参加者はコストシェアリング契約の対象である財産又はサービスについて便益の持分を与えられなければならない、かつ、与えられた持分を直接又は間接に利用することが可能であるという合理的な期待を有していなければならない²³³。目的とする活動が実際に成功することは要求されていない。ただし、その活動が通常便益が発生すると予測される期間を超えて、実際の便益の産出に失敗し続けるならば、税務当局は参加者が独立企業であったのであれば参加を続けるかどうか疑問を抱くかもしれない²³⁴。

次に貢献度の算定をすることになるが、その際、コストシェアリング契約が独立企業原則を満たすかどうか判断するためにコストシェアリング契約に対する貢献全体に占める各参加者のシェアが、当該取極めの基で受け取ることとなる予測便益全体に占める各参加者のシェアと等しいかどうか決定することが必要となる。つまり、貢献全体と比較した各参加者の相対的な貢献を測定する必要がある²³⁵。独立企業原則の下では、各参加者の価値は、独立企業であったならば比較的可能な状況において与える額に整合的なものとして測定されるべきである。したがって、貢献の価値は通常の移転価格税制を用いて算出することになる²³⁶。通常、独立企業原則の一般的な運用と整合的に、ケース・バイ・ケースで解決されなければならない²³⁷。

最後に、コストシェアリング契約に対する貢献の配分が適切であるか判断することになるが、その手段のための一般的なルールはない²³⁸。概念として、各参加者が得た予測便益のシェアと見積み、それと等しい割合で費用を配分することである。予測便益のシェアは、取極めの結果として各参加者において予測される加算所得または費用節減を基礎として見積みられる。特定の配分基準が適切かどうかは、コストシェアリング活動の性質やその配分基準と予測便益との関係による²³⁹。

B 改正の状況

コストシェアリングの一番の利用国と思われる米国を例にコストシェアリング規則導入の経緯・背景を説明する。

²³² OECD 移転価格ガイドライン第 8 章パラ 8.9

²³³ OECD 移転価格ガイドライン第 8 章パラ 8.10

²³⁴ OECD 移転価格ガイドライン第 8 章パラ 8.11

²³⁵ OECD 移転価格ガイドライン第 8 章パラ 8.13

²³⁶ OECD 移転価格ガイドライン第 8 章パラ 8.14

²³⁷ OECD 移転価格ガイドライン第 8 章パラ 8.15

²³⁸ OECD 移転価格ガイドライン第 8 章パラ 8.19

²³⁹ OECD 移転価格ガイドライン第 8 章パラ 8.19

移転価格税制が規定されている内国歳入法典 482 条にかかる財務省規則は、1968 年に制定され、当時もコストシェアリングに係る規定が一項目含まれていたが、非常に簡単な概念を用いたものであった。

1990 年以降、コストシェアリング契約による無形資産の海外移転の実態を把握し始め、これに対する対処を財務省及び IRS が検討し始めた。1996 年にコストシェアリング規則の大きな改正が行われ、適格コストシェアリング契約に該当すれば IRS による 482 条の更正処分をうけることはないとされた。また、1996 年の改正でバイイン支払について規定が改正され、貢献された既存の無形資産に対して、独立企業原則に基づいて算定しなければならないとし、4 つの算定方法(独立取引比準法、利益比較法、利益分割法、不特定の算定方法)のどれかを使って算定しなければならないとした。

ストックオプション費用の取扱いを扱ったザイリンクス事案において IRS が敗訴したことから、2003 年の改定ではコストシェアリング契約に係る従業員ストックオプションのコストが新規の無形資産の開発費用の一部とされた。

また、2005 年に再度大きな税制改正が行われた。これはそれまでのコストシェアリング規定では不当な所得の海外流出を十分に防止できていないという財務省の認識により、米国からの所得流出の防止に重点を置いてなされたものである。特に、既存の無形資産に関して、関連会社から支払われるバイイン支払が過小評価されていると財務省は認識していた。IRS は税務調査においてよく見受けられるパターンとして、新規無形資産の開発に伴い貢献された既存の無形資産の価値が短期間で減少していく想定による評価を挙げており、バイイン支払が将来発生する利益と比べてかなり過少とされていると指摘していた²⁴⁰。

そういった懸念から、2005 年の改正により「投資家モデル」が導入された。「投資家モデル」では、各参加者は一般の投資家と同じ立場に立ち、コストシェアリング契約の開始時点において、コストシェアリング契約のリスクに見合うと期待される収益を達成することを目的として、「費用負担」及び「外部貢献」に帰せられる投資を行っているものとみなされる。この「投資家モデル」により、2005 年以前の規定では、参加者は費用分担の割合に見合った収益を得ることができるといったものであったのに対し、2005 年の改正では、参加者の役割を①開発コストのシェアによる「費用負担」と②各参加者がコストシェアリング契約に提供する「外部貢献(External Contribution)」とに分けて考え、参加者はその各々に応じた収益を得ることが出来ることとした。これにより、無形資産から生ずる超過利益は「費用負担」だけでは得られないものとした。

「外部貢献」とは、無形資産の開発に貢献すると合理的に期待される各参加者の既存の又は独自に開発した資源や能力のことである。これには経験豊かな開発チームの存在等も含まれる。よって、無形資産からの超過収益はこの「外部貢献」を提供した参加者に帰属するものとされている。

これらの改正により、米国国内で開発業務を行う企業は軽課税国に所在する海外子会社に費用を負担させるだけでは限定した収益の配分しか出来なくなり、「外部貢献」を行う開発実態のある米国親会社に収益が帰属するものとなった。

また、「投資家モデル」との整合性を取るために、2005 年のその他の改正として、「外部貢献」に係る無形資産の評価額の算定方法として 5 つの手法(独立取引比準法、インカムメソッド、買収価格法、株式市場価値法、残余利益分割法)が取り入れられた。

なお、「外部貢献」はベリタス判例の判決を受け、無形資産の開発に係る貢献度合いが十分に評価されていない現状を反映するために、従来のコンセプトを拡大したもののだが、2008 年の暫定案

²⁴⁰ The last sentence is based on Lowell, Briger & Martin: US International Transfer pricing, Ch 5.08[13]

では「Platform Contribution Transaction (以下、PCT)」と名称が変わり、取扱いの強化が行われている。

この2008年暫定規則案は2011年に正式に最終化された。2011年の改正ではインカムメソッドの計算方法に対する追加のガイダンスが主な内容となっている。主な改正内容として、コストシェアリングの活動による収益の現在価値とそれ以外のもっとも現実的な選択肢の価値を比較して、PCTの評価をすることになった。これは事実上、最低でもライセンス契約で稼得する収益と同じ財務予想を用いて現在価値を計算することを要求している。

4 出国税 (Exit Tax)

A 制度内容

出国税 (Exit Tax) という言葉は幅広く使われており、一般的な定義が存在しないが、原則的には資産の国外移転に対して課税をする仕組みと考えられる。含み益のある資産が課税を受けずに国外に流出してしまうことを防止するのが主な目的であるため、自ずと対象となる取引は本来非課税の取引が多くなる。さらに、焦点とされている対象取引は法人居住地の基準によっても異なってくる。

法人居住者の基準は二種類あり、ひとつは管理機能の所在地を基に判断する管理支配地主義で、もう一つは会社が設立された国を基に判断する設立準拠地主義である。EUでは管理支配地主義を採用している国が多く、設立準拠地主義を採用している主要国は米国である。管理支配地主義を採用しているEUの国では、租税回避目的で管理地を低税率国に移す取引が出国税の焦点となっているのに対し、設立準拠地主義を採用している米国では、コーポレートインバージョン及び非課税の資産の海外移転が焦点となっている。

したがって、EU諸国では支店間移転において課税権が喪失または制限される事象が起きた時点で資産の含み益に対して課税を行う制度を導入している場合が多い。すなわち、単一法人の取引が対象取引となる傾向があるのに対して、米国で主に問題になる取引は法人間の非課税の移転となり、二法人間の取引が対象となる。

どちらの場合にしても、無形資産の海外移転に適用される制度であり、例えばドイツの場合、国外の支店に無形資産を移転した場合、ドイツ課税権の喪失という事象に基づき、無形資産の含み益に対して課税が行われる。納税義務者からの申請により、含み益を5年間にわたって均等に取り崩すことが認められる。これにより出国税による納税は5年間均等に納付することとなる。一方、米国の場合は、内国歳入法典367条により適格現物出資などを使った無形資産の非課税の移転を非適格として課税をする条項がある。特に無形資産の非課税の移転に対しては367条(d)という特別の条項が設けられており、これにより対象取引があたかもライセンス契約を締結したように取り扱われ、移転した無形資産に関連する所得をみなし使用料として最高20年間に亘り認識しなければならないという規則がある。

B ドイツの出国税

a 概要

まず、法人については、例えばドイツ支店に帰属する資産を外国の本店または支店に帰属先を移転するといった事象が生じた場合に、国内法及び租税条約の観点から、当該資産の譲渡等から生じる所得に対する課税権が喪失または制限されるケースがある。また、個人については、国外転居等によって資産が国外に持ち出されるような場合には法人の場合と同様に、ドイツの課税権が喪失または制限される場合がある。

これに対してドイツ税法は、課税権が喪失または制限される事象が起きた時点で資産の含み益に対して課税を行う一般的な規定を設けている。このような課税制度は総称して出国税(exit taxation, Entstrickungsbesteuerung)と呼ばれている。

法人の場合の一般規定として、法人税法 12 条 1 項において、「法人、人的結合、または、財団において、資産の売却益に対して、または、資産の利用からの利益に対して、ドイツ連邦共和国の課税権が、喪失するか、または、制限される場合、公正価値での資産の売却または譲渡とみなす」と定められている。

また、同 3 項においては、「資産の譲渡からの利益に対する課税権の喪失あるいは制限は、とりわけ、それまで法人・人的結合・財団の国内支店に帰属していた資産が、これらの法人・人的結合・財団の外国の支店に帰属するようになった場合に認定される」として、ドイツの課税権が喪失または制限され得る典型的なケースが規定されている。

上記規定により、ドイツ支店又は本店から国外支店又は本店に資産の帰属先が変わる場合に出国税の対象となり、資産に含み益がある場合には、実際には譲渡益が実現していない帰属先変更のタイミングで、時価による譲渡があったものとして課税されることとなるが、納税義務者からの申請により、特別勘定を設定して含み益を 5 年間にわたって均等に取り崩す方法が認められる。これにより、出国税による納税は 5 年間均等に納付できることとなり、キャッシュフローへの影響をある程度小さくすることができる。なお、かかる 5 年間均等納付を適用するために、担保の提供は要求されず、利子も課されない。

ちなみに、EU 内の資産移転の場合、近年の欧州司法裁判所による類似事案判決に照らすと、退出時点(すなわち資産売却等により含み益が実際に実現しない段階)での課税は、たとえ 5 年間の均等繰延納付が認められたとしても、EU 機能条約の定める設立の自由に抵触するのではないかとの見方が税務専門家の間では有力である。

b 沿革

法人の出国税制度に関する一般的かつ明確な規定が設けられたのは 2007 年である。2006 年以前は、ドイツの PE に帰属する所得の計算は、もっぱら、制限納税義務者(ドイツ非居住者)はその事業支出をドイツ国内所得に関連する場合に限り損金に算入できると定める所得税法 50 条 1 項に依拠していた。具体的には会計基準に従って計算することとなるが、とりわけ、ドイツ国内から国外へ、あるいは国外から国内へ資産が移転された場合に資産の価値をどのように評価すべきかについて、議論が行われた。

2006 年の「一括改正法 (SEStEG)」の中で、5 年間均等繰延納付を定める所得税法 48 条を含め、現行の出国税制度が導入され、2007 年 1 月 1 日から適用されている。

c 執行状況

出国税制度は、実務上極めて大きな影響がある。特に、ドイツの国外支店免除方式を規定する形で、既存の租税条約が改正される場合や新規に租税条約が締結される場合、出国税課税の適用対象となり、企業が多大な税負担を被る可能性がある。

一つの例として、ドイツとリビア及びシリアとの間でそれぞれ 2010 年及び 2011 年に新たな租税条約が発効した。これら二国において、ドイツの政府系企業がかつて油田に投資していたが、その後、油田権益は民間会社に譲渡された。リビアの油田権益を購入したのは BASF Wintershall であったが、そのロビー活動により、ドイツ連邦財務省は、租税条約の新規締結・改定が出国税課税

を引き起こすという問題を認識するに至り、租税条約が発効する時点での資産の含み益に対する課税は立法者の意図ではないという政府としての見解を明らかにした。これを受けてワーキング・グループが設定され、現在、租税条約の新規締結・改定の場合の含み益課税を緩和するための方法を模索しているところである。リビアとの租税条約に関しては、議定書が締結され、条約の発効に起因する含み益課税が明確に排除された。

また、ベルギーに転居した個人の発明家に対する出国税課税に関するドイツ連邦税務裁判所判例がある。裁判所は、ドイツ税務当局は最終的な資産の処分を追跡することは可能なはずであり、発明家がドイツからベルギーに転居した時点までの含み益に対する課税はその資産の最終的な処分の時点ではじめて認められるとして、転居時点の即時の課税を認めなかった。この判例は、現行の出国税制度に直接適用されるものではないが、移転先が他の EU 加盟国であるケースに関する連邦税務裁判所の立場を示しているものと考えられる。

C 英国の出国税

英国居住者である法人が、無形資産を海外に移転する場合、当該無形資産の譲渡益に対して、英国の法人税が課せられることになる。なお、下記のようなケースにおいても、無形資産が英国国外に移転したとみなされ、無形資産の譲渡益に対して課税が行われる。

1. 英国の居住者であった法人が英国の居住者でなくなった場合

無形資産を有する英国居住者である法人が、本店所在地を英国国外に移転する等によって英国の居住者でなくなった場合、当該法人は、その有する無形資産を市場価格にて譲渡したものとみなされる。

2. 海外子会社に無形資産のライセンスを行う場合

海外子会社に対して無形資産のライセンスを行う場合で、対価となる使用料の料率が独立企業間価格と異なる場合、又は、使用料率が期間の経過とともに軽減されるような取引となっている場合において、その軽減レベルが独立企業間価格と異なる場合には、無形資産が英国国外に移転したものとみなされ、譲渡益に対して課税が行われる可能性がある。すなわち、収受する使用料が独立企業間価格に満たない場合、無形資産の一部が譲渡されたものとみなされ、独立企業原則に基づき算定された譲渡益に対して課税がなされることになる。

2013年4月1日に開始する課税年度において適用される英国法人税の標準税率は 23%となる。なお、以下に記述するとおり、このような無形資産の移転に対する課税が EU 法に抵触している可能性があり、当該課税の在り方については議論が生じている。ただし、この点に関して英国の税制改正は行われておらず、英国から英国国外に無形資産を移転する場合に出国税を課すことを禁止する措置は、現時点では講じられていない。ただし、出国税の適用を EU 加盟国に移転する場合は繰り延べるといった改正案が現在協議されており、2013年財政法案において成立する見込みである。

5 CCCTB (Common Consolidated Corporate Tax Base)

A 制度内容

EU 域内の企業グループ法人について、独自の所得計算に基づいた合算所得を、売上・資産・労働(賃金額・従業員数)の三要素を使って各法人に按分する方式であり、いわゆる定式配分として検討されている。この方式によれば、関係法人に係る移転価格税制での独立企業原則は適用されない。

なお、このような定式配分は、OECD 移転価格ガイドラインでは、独立企業原則によらないアプローチとして明確に否定されているが(全世界定式配分(第 1 章 C))、米国では、従前から州レベルでこのような方式が採用されており、この三要素を適宜に組み合わせた方式により実施されている。OECD がこのような方式を否定している理由は、各国の合意が得られない、個々の要因を認識できない等がある。また、各国におけるこれら三要素の占めるウエイトにより、税収面で現状からの増減が生じ、各国の歳入面でかなりの影響がある。また、この三要素に関しては、資産の移転や外注等の動きが出る可能性が指摘されるほか、無形資産を考慮するのかどうか、考慮するとすればどうするのか、との問題もあるようである。

例えば先述のアマゾンの事例に CCCTB を当てはめたとする。現在 8 つの倉庫と 1 万 5 千人の従業員が英国に所在している。一方、ルクセンブルグには IP と全ての商流を管理する機能があり、(報告書では明記されていないが)およそ 1,000 人の従業員がルクセンブルグに在住しているとする。現行の一般的な移転価格税制の考え方では、ほとんどの所得がルクセンブルグに配賦されるのだが、CCCTB を使った場合、英国に資産と従業員があるため(英国源泉の売上も恐らく大きな比率を占めるであろう)、EU で発生した所得のほとんどが英国に配賦されることになる。

この CCCTB については、賛成国(独・仏等)と反対国(英・アイルランド等)がそれぞれかなりの数になっており、EU 全体としてこれを導入することは当面考えられないものの、いわゆる強化された協力(enhanced cooperation)として、9 カ国の賛成によってこれらの国だけで導入される可能性がないわけではない。なお、この強化された協力は、最近における金融取引税(Financial Transaction Tax)の導入で採用されているところである。

また、OECD 非加盟国(新興国)においては、この定式配分に賛成をしている国もあるようである。

6 パテントボックス税制

A 制度内容

1973 年にアイルランドがパテントボックス税制を導入しているが(同制度は 2010 年に撤廃)、2000 年のリスボン戦略会議において技術革新を促進する経済の構築を EU 戦略の一つとして掲げたのをきっかけにフランスが同制度を導入したのが、EU における現在のパテントボックス税制の始まりである。比較的新しい制度であり、2013 年 4 月から施行される英国のパテントボックス税制も含めると、現在 EU 諸国 7 カ国で導入されている。パテントボックス税制の厳密な定義があるわけではなく(導入国全てが当該優遇税制をパテントボックス税制と呼んでいるわけでもない)、IP 関連の優遇措置が全てパテントボックス税制と呼ばれる場合があるが、本報告書では、EU で導入されている制度に範囲を限定して説明する。

EU で導入されている制度を基に定義をすると、パテントボックス税制とは、一定の IP に関する所得(主に使用料)に対する軽減税を使った優遇措置ということが言える。これにより、IP 所有者が受け取った使用料が低税率で課税されることとなり、納税者はパテントボックス税制のある国に IP を留保する。つまり、IP を国外に移転するインセンティブは減少するだろうし、反対に、その国に IP を移そうとする納税者も増大するかもしれない。つまり、パテントボックス税制は誘致・促進策にもなり得るし、防止・対抗策にもなり得る。

傾向として、オランダやルクセンブルグのように早期に導入した国々は IP の誘致が主な目的と思われるが、英国のように後期に導入した国々は IP の流出を防止するのが主な目的と思われる。英国が後者の良い例である。また、米国においても、抜本的な税制改正の提案の一つとして、留保された IP から発生する外国源泉の使用料に対する軽減税率の設定(つまり、本報告書で定義されるパテントボックス税制の提案)が含まれている。導入理由としては、IP の海外流出の防止目的であると提案書で明確に述べられている。上記を踏まえると、高税率国及び知財立国である我が

国が当該制度の導入を検討した場合、恐らく防止・対抗策としての導入を検討することになるであろう。

制度の内容については各国により導入法が異なるため一概には言えないが、大きく分けると、対象となる適格 IP と適格 IP 所得の範囲や計算方法等によって制度内容が異なってくる。当該制度の導入国におけるパテントボックス税制の概要一覧表については参考資料 2 を参照されたい。

a 適格 IP

適格 IP とは、パテントボックス税制の適用対象となる IP のことを指すが、原則は特許登録されている知的財産である。ただし、オランダのように特許登録をしなくても適格 IP となり得る国もあれば、ベルギーのように特許登録を行った IP のみが適格 IP となる国もある。英国の場合はさらに厳しく、特定の特許局(原則的にヨーロッパの特許局)で登録した IP のみが適格 IP とみなされる。

他方、パテントボックス税制が導入されるにつれて、適格 IP の範囲も拡大されていき、特許登録済みの IP 以外の商業上の IP も適用されるようになってきている。例えばオランダの場合、2007 年にパテントボックス税制を導入した際には特許登録済みの IP のみが適格 IP だったが、2010 年に改正され再導入された際には名称をイノベーションボックスに改め、特許登録済みの IP 以外の IP も対象となった。ただし、あくまでも特許登録を行うことが可能な IP が対象となっている。例外的に、ルクセンブルグとハンガリーは、マーケティング IP も視野に入れ商標権等も適格 IP としており、さらに英国の場合は、計算上 IP 以外の資産も対象範囲に入ってくる場合もある。上記を踏まえると、パテントボックスと総称して呼ばれてはいるものの、実際には、特許登録済みの IP 以外の IP についても対象として取り扱われているということが言える。

IP が保有される手段としては、自社開発と譲渡またはライセンス契約による取得という二つのケースが考えられる。現行のパテントボックス税制は、自社で開発された IP に適用されるのが原則だが、取得された IP についても、取得後に IP がさらに開発されるのであれば、優遇措置の適用を認める国がほとんどであるが、唯一スペインだけは認めていない状況である。譲渡またはライセンス契約によって他社で開発された IP を取得する場合は、特定の要件を満たせばパテントボックス税制を利用することができる。また、自社で開発される場合については、適格 IP はパテントボックス税制導入国で開発される必要はなく、他国へ委託することも可能である。研究開発を通して構築される技術革新及びその知識の取得のためにも、各国としては、自国で開発された IP のみを対象に限定したいと思うだろうが、自社で開発された IP だけに限定が出来ない法律上の理由が EU にある。

発端は、アイルランドのパテントボックス税制にある。元々アイルランドで開発活動が行われた IP のみが対象となる仕組みだったが、2007 年に欧州委員会(European Commission)が、アイルランドのパテントボックス税制は、開発活動地を限定したために、EC 共同市場創設の理念である設立の自由(Freedom of Establishment)、及び、役務提供の自由(Freedom of Services)を違反していると判定した。よって、EU においては、研究開発地を自国のみ限定することは法律上違反ということになり、それ以降 EU 加盟国で自国での開発要件を課すことが出来なくなった。このような法律上の制限がない我が国では、こういった問題点を考慮する必要はないと考えられる。

b 適格 IP 所得

対象となる IP 所得は、大きく分けると、使用料、含み使用料、IP 売却により発生する譲渡益の三つに分けることができる。ほとんどの国において三つ全てが適格 IP 所得とされているが、スペインのように使用料のみという国もあれば、フランスやハンガリーのように含み使用料を除く国もある。

逆に、オランダや英国のように、計算上、上記に挙げた三つの所得以外のものも含まれる可能性がある。特に、英国は特許権侵害により発生した補償金なども適格 IP 所得としている。

ア 使用料(Gross vs. Net)

国により適格 IP 所得のベースも異なり、総所得又は純所得に分かれる。総所得の場合受け取った所得の全てが軽課税の対象になるのに対し、純所得の場合は、関連費用を控除した後の数値が軽課税の対象となる。この取扱いは各国により異なり、ベルギー、ハンガリー、スペインは総所得を採用しているが、その他の国は純所得を採用している。純所得の場合、関連費用を算出する必要が発生し、計算が煩雑となる。算出方法は通常税法では明記されていないが、移転価格のコンセプトを用いるのが通常のものである。

イ 売上に含まれる含み使用料(Embedded Royalties)

使用料は他社に IP の使用許諾を与えることにより発生する所得だが、IP を自社で使うことも多々ある。その場合の適格 IP 所得の算出は若干難しくなる。自社製造の製品の売りにロイヤルティ所得が個別に計上されていれば良いが、そういったケースは少ないと思われる。売上の一部は IP に帰属する所得としてみなすことができ、ほとんどの国でそのような含み使用料(Embedded Royalties)に対してもパテントボックス税制が適用される仕組みとなっている。ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ、英国は含み使用料も適格 IP 所得として取り扱っている。ただし、実際にどのようにして含み使用料を算出するのかは実務上難しく、結局、各国共々移転価格のコンセプトを適用している。

ウ 譲渡益

IP を売却した際に発生する譲渡益についても、ほとんどの国でパテントボックス税制が適用される。IP の対価が、通常は、予測便益を基に計算されると考えると、譲渡益はパテントの耐用年数に亘って認識されるロイヤルティ相当額であると言える。そのため、IP の売却による譲渡益に対してもパテントボックス税制が適用可能ということが言える。なお、スペインとベルギー以外の国が譲渡益を適格 IP 所得として認めている。

c 計算方法

計算方法も各国毎に異なり、ベルギーのように適格 IP 所得に 80% を乗じた数字を所得控除額とする場合もあれば、オランダや英国のようにルーティーン機能に属する所得と付加価値を加えるような機能に属する所得と仕分けて計算する場合もある。オランダでは一定の機能に属する所得の説明が税法上明確でないため、通常税務当局からルーリングを取って計算方法の妥当性を照会する。

02 紛争の解決

1 文書化

無形資産については、その定義をはじめ、無形資産から生じる所得の帰属や所得算定について、不明確な部分が多く、それだけに、納税者にとってはどのような課税関係となるのか確信を持たず不安定な状況に置かれることが多いものと考えられる。OECD 移転価格ガイドライン第 5 章(文書

化)では、慎重な事業経営の原則を適用するに当たり、納税者は、移転価格の算定の基となった情報、考慮の対象となった事実及び選択した移転価格算定方法等、独立企業原則に従う努力をしたことを示すと認められる文書を準備、又はこれらに言及することが要求される、としている。

納税者に対して文書化義務を課す国も増加しているが、納税者として文書化を行っておくことは、当局との紛争予防のためにも必要なことであり、挙証責任の面でも、的確な文書化を行っておくことは有用であろう。しかしながら、近時、納税者における文書化の事務負担が問題となっており、その軽減措置がOECDでも検討がなされている。いずれにせよ、紛争の未然防止に努めておくことは、発生後の処理の困難性に鑑みて、納税者として必要なことであろうが、同時に各国当局においては、納税者の文書化の内容をできるだけ尊重することが求められよう。

2 相互協議

多国籍企業による国際化の進展によって、それだけ各国で課税のリスクが高まっており、二重課税排除措置の具体的な拠り所として、租税条約に基づく二国間相互協議はますますその重要性を増していると言える。また、多国籍企業による進出相手国の多様化により、相互協議経験の乏しい国や自国課税権を強く主張する国もかなりあるようであり、条約相手国との相互協議も一層困難化しているようである。それに伴って、二重課税が排除されないリスクもかなり高まっており、納税者にとって、このような事態が生じる可能性は、ある意味では積極投資の阻害要因ともなり得るものである。特に、無形資産に係る所得については、その算定方法如何によって多額の二重課税となるリスクがあることから、OECD非加盟国をも含めたところでの国際的な解釈の共通化は、この面でも喫緊の課題であると言えよう。

近時は、相互協議の迅速化及び二重課税排除の具体的措置として、各国で仲裁規定の導入が進められている。我が国の幾つかの条約でも仲裁規定が導入されているが、まだまだその数は少なく、また、その活用効果も必ずしも明らかではない。また、無形資産等を巡る所得算定の基本的な解釈の異なる国については、そもそも仲裁規定の導入も困難であると考えられるが、世界的に今後の活用の可能性の大きい仲裁規定について、その導入及び効果的な活用に向けた各国当局の理解と国際機関等を通じての働きかけが求められていると言えよう。

3 事前確認

国際的な税務上の紛争予防の観点から重要であるのは、事前確認(APA: Advance Pricing Arrangement)であろう。とりわけ、取引相手国をも含めたところでの条約上の相互協議による事前確認は、二重課税のリスクを事前に解消できることから極めて有益であり、各国でその利用件数が大きく増加している。とりわけ無形資産の使用・移転のみならず、移転価格ガイドライン第9章に係る事業再編等でも事前確認(APA)を活用することが可能であり、評価の極めて困難なこの分野での事前確認の活用は大きな意義があるものと考えられることから、各国当局の積極的な対応が強く求められよう。また、近時は、OECD非加盟国でも事前確認制度を導入する国が増えており、活用の可能性が広がっている。ただ、所得の帰属や算定を巡って、基本的な見解・解釈の異なる国との間では、当然に相互協議での合意がかなり困難なようであり、この面でも国際的な理解・解釈の早急な共通化が求められている。なお、事前確認を一国とだけ行うことは、二重課税の除去には繋がらないものの、納税者側のニーズを踏まえた上で、その活用の可能性を広げていくことについて、さらに検討されることが求められよう。

4 その他の問題解決

無形資産を巡る紛争は、その特定・帰属・評価が必ずしも明確ではないだけに、そこから生じる所得の多額の帰属を主張しやすく、したがって、その解決も容易ではないのが一般的であると言えよう。かつての製薬会社に係る英米間の紛争が一例であり、また、近時は、新興国において、多国籍企業自体が特に無形資産や機能等の移転を行わなくとも、進出相手国での各種機能の充実に伴って、相手国で無形資産等の存在及びそれに伴う所得の自国への帰属を主張することによって問題が生じ得る。ただ、このような事態については、各国の課税権との関係で問題解決が極めて困難である。

これは、主として移転価格課税の問題であり、OECD 移転価格ガイドラインが参考にはなるものの、OECD 非加盟国においては、OECD の考えとは異なる主張をしばしば強く行うようであることから、OECD ガイドラインの解釈の明確化のみならず、OECD の枠を越えた多国間でのルール策定が重要な問題となってくると思われる。ただ、多国籍企業にとってはやはり OECD の考えが基本になるものと考えられることから、同ガイドラインを基にグローバルな合意形成に取り組むことが望まれる。また、移転価格の問題は、いずれにせよ解釈の完全な一致が容易ではないことから、進出先国での問題発生への事前予防が特に重要である。その意味で、文書化のみならず、租税条約のある相手国の当局との間での事前確認 (APA) 等の手段を活用することが考えられるが、その場合も、我が国関係当局の支援が欠かせないところであろう。

03 諸外国の対応策にかかるさまざまな議論

1 所得相応性基準

飯守一文筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授：「移転価格税制を巡る諸問題—コンプライアンスと納税者負担の観点から—」(租税研究 2010 年 12 月号)

“私は、この所得相応性基準が事後的アプローチであるということを認めた上で、我が国にも導入すべきではないかと考えております。・・・ただ、仮に我が国に導入するとしましても、米国の方式でいいかどうかというのは考える必要があると思います。”

浅妻章如立教大学法学部専任講師(当時)：「知的財産関連の移転価格」(租税研究 2005 年 9 月号)

“そこで、移転した無形資産に帰属する所得に相応したものを、あとづけで決めてしまっ、最初の特許権売却時の価格を修正させる、ということになります。これは、規定の建前としては *arm's length price* の微調整ということでしょうが、しかし、*arm's length price* では適正な所得配分が行われない所で *arm's length* とは別の論理で修正している、とみるべきではないかと思われま。”

2 出口税 (Exit Tax)

一高龍司関西学院大学教授：「海外論文紹介—出国課税と OECD モデル条約：オランダ及びイタリアの視点」(租税研究 2010 年 8 月号)

“もし、母国が、移転時に租税を課する旨定めているが、その徴収は、例えば、新たな国で財が譲渡される時まで停止するならば、これは国際的租税条約に表現される属地主義に明らかに違反する。・・・移住税の分野では、納税者の保護のみならず国際秩序の一貫性のために、具体的な規則を定め、様々な法制度の間の調和をとることが喫緊の課題であると考え。”

3 コストシェアリング規則

神山弘行岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授(当時):「ザイリンクス事件米国連邦第9巡回控訴裁判所判決」

(移転価格税制のフロンティア、2011年中里実他編著)

“費用分担取決め全体について、企業間の無形資産の共同開発の実体を踏まえた上で、適切な制度に改善していく必要があると考えられる。今後、我が国で費用分担取決めの導入を検討する際には、本節で検討したように、米国の制度が内在的に抱える問題点を十分に理解した上で、議論を展開することが必要であろう。”

渕圭吾学習院大学専門職大学院法務研究科教授:「ヴェリタス事件米国租税裁判所判決」(移転価格税制のフロンティア、2011年中里実他編著)

“課税庁は「所得を明快には反映していない」という理由で費用分担取決めにおける対価の適切性を争うことができる。その意味で費用分担取決めは決して真の意味でのセーフ・ハーバーではない。費用分担取決めの性格についてはよくわからない点が少なくない。第一に、Xilinx 事件で租税裁判所と控訴審との判断が分かれたように、費用分担取決めと独立当事者間基準との関係が必ずしも明らかではない。・・・第二に、そもそも費用分担取決めの法的な位置づけが必ずしもよくわからない。・・・財務省規則の定めは、既存の私法上の契約を評価する基準であるというよりは、いわば税法独自の契約類型とでもいうべき性質を有することになる。”

飯守一文筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授:「米国費用分担契約規則(2008年暫定規則)の概要—我が国へのインプリケーションを含めて(3)」(国際税務 2010年12月号)

“我が国の現行の取扱いは、米国の旧規則を参考に策定されたものと考えられるため、無形資産分析手法の精緻化を図るため、新規則を参考に見直しを行うべきであろう。・・・とはいえ、基盤貢献や新算定方法を導入しようとするならば、通達改正だけで対応することは事実上困難であろう。”

増井良啓東京大学大学院法学政治学研究科教授:「技術生産活動と移転価格税制—研究開発費用の共同拠出に関する議論の鳥瞰」(国際課税の理論と実務—移転価格と金融取引、1997年金子宏編)

“適格費用分担取決めとされることの実益は、税務署長が原則として内国歳入法典 482 条による配分を行わないということにある。例外は費用分担割合が予測利益に依拠しているかの認定だけである。・・・従って、規則自体は安全帯ということばは用いていないけれども、一種の安全帯の機能を果たす可能性をもつものと評価できる。”

4 パテントボックス税制

本庄資名古屋経済大学大学院法学研究科教授:「オフショア・タックス・ヘイブンをめぐる国際課税(第16回)日本におけるタックス・ヘイブン特性の検出」(租税研究 2012年12月号)

“日本では租税政策・産業政策・競争政策の観点からパテント・ボックスの導入の適否についてどのような方針を選ぶか、少なくとも時宜を得た検討が必要であろう。”

本庄資名古屋経済大学大学院法学研究科教授:「オフショア・タックス・ヘイブンをめぐる国際課税(第14回)パテントボックスはタックス・ヘイブンか」(租税研究 2012年10月号)

“日本が対内 FDI の促進、R&D・イノベーションの促進を続けるとともに、国内から資金のみならず R&D・イノベーションのロケーションや雇用機会がピュア・タックス・ヘイブン、導管国及びパテント・ボックス導入国へ見返りもなく流出することを抑止するには、CFC ルールの強化のみで対抗できるのか。あるいは日本もパテント・ボックス制度を導入すべきか。米国でさえ、議会で議論し始めた。日本でも少なくとも諸外国制度の調査研究の段階を越えて、パテント・ボックス制度導入の功罪について、経済学、財政学の学者も、政府財政当局も、真剣な議論を始めるべきであろう。”

青山慶二筑波大学大学院教授(当時):「英国の法人税改正の動向(国際課税の観点から)」(租税研究 2011 年 9 月号)

“今回出てきたイギリスのパテントボックスの税制改正の提案というものは、十分我が国でも検討の材料になりうるのではないのかと考えます。”

川田剛明治大学大学院教授:「国際課税における実務上の諸問題」(租税研究 2011 年 2 月号)

“イギリスで 2010 年にパテントボックスという制度を入れました。……実際にやるのは 2013 年だったと思いますけれども、そういった規定を日本でも入れていく必要があるのかもしれないと思っています。効果としてはどの程度あるのかわかりませんので、イギリスの効果を見てからでも遅くないのかもしれませんが、……”

04 我が国の制度

1 移転価格税制

本邦親会社が無形資産を譲渡、ライセンス又は費用分担契約等によって海外の関係会社に移転する場合には、移転価格税制の適用対象となり、価格の適正性が問題となる。

譲渡にあたっては、当該譲渡価格は独立の第三者間価格に基づいて決定される必要がある。ライセンス契約にあたっては、当該無形資産の経済耐用年数、使用料の料率を第三者間価格として適正に設定する必要がある。費用分担契約にあたっては、バイインの対価、すなわち予測便益に基づく費用負担を第三者間価格として適正に決定する必要がある。したがって、移転価格税制は、譲渡価格等が譲渡時において適正である限りは、無形資産の移転を阻むものではない。

2 タックスヘイブン対策税制

特定外国子会社等で株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの若しくは著作権の提供を主たる事業とするものは、適用除外規定の適用はない。したがって、無形固定資産を低税率国の資産管理会社等に移転したとしてもタックスヘイブン対策税制の対象となる。

無形資産保有会社(特定外国子会社)が適用除外要件を満たせた場合においても、特許権等の使用料(特定外国子会社等が自ら行った研究開発の成果に係るもの等を除く)については資産性所得として合算課税の対象となる。

1 OECD**A OECD 移転価格ガイドライン第 9 章（事業再編に係る移転価格の側面）****a 経緯**

多国籍企業の事業再編は、近年広くみられる現象となっているが、こうした再編は、関連者間の機能、資産、リスクの国境を越えた再編を伴い、結果的に各国における潜在的利益及び損失に影響を与える。しかし、このような状況に対処するに十分な指針が存在しておらず、取り扱いについての共通の理解が存在しない場合、企業及び政府の双方に重大な不確実性が生じることが考えられるとともに、二重課税又は課税の空白が生じることにもなり得る。この問題に対処するための指針として、第 9 章が策定されている。

b 概要

第 9 章での事業再編とは、多国籍企業の国境を越えた機能、資産、リスクの再編をいう。事業再編は、しばしば無形資産の移転を伴い、グループ会社内で利益の再分配を伴う。典型的なものとして、本格的な製造・販売会社についての契約・受託製造やリスク限定販売を行う会社への変更、グループ内の中央拠点への無形資産の移転があげられる。

関連企業間のリスク配分の調査は機能分析の重要な部分とされ、まず契約条件の検討をし、追加的に、関連企業の行動が契約上のリスク配分に合致しているか、リスク配分が独立企業間のものか、リスク配分の結果はどうかをも検討する。リスク配分については、リスクのコントロールと関係しており、また、リスクを引き受けるための財務能力とも関係している。リスクの再配分が潜在的利益の重要な再配分を説明できるかの評価も重要な点である。独立企業原則を満たしているかどうかの決定には、通常、再編取引及び再編前後の機能・資産・リスク、再編の事業上の理由及び再編による期待便益、当事者にとっての現実に利用可能な選択肢、を検討することで情報が得られるかもしれない。無形資産の評価については、第 6 章（無形資産）及び第 8 章（費用分担取極）が、事業再編にも適用される。

再編後の関連者間取引に対する移転価格算定方法の選択と適用も、取引の比較可能性分析に基づいて行わなければならない。取引の双方の当事者の機能・資産・リスクについての検討が必要である。事業再編前後の比較も再編自体の理解に一定の役割を果たすことがある。事業再編後に重大なロケーションセービングが生じる場合の帰属は、独立企業間での合意条件によるが、通常、各当事者の機能・資産・リスク・交渉力によって決まる。

実際の取引・取極の例外的な否認は、取引・取極についての当事者による性格付け又は構築が、独立企業間では存在しないであろう条件の結果とみなされる場合である。検証されるべきは、結果が、独立企業の通常の商業的行動に起因するであろう結果と適合しているか否かである。これは、現実的に利用可能な選択肢についての検討と関係し得る。取極は、権利その他の資産・期待便益・現実的に利用できる選択肢を考慮し、個々の納税者レベルにおいて独立企業で行われるものでなければならない。税に関する動機又は目的の存在は、それ自体では、当移転価格ガイドラインのパラ 1.64～1.69 に基づき、当事者の取極についての性格付け又は構築を否認することを正当化しない。

B 同ガイドライン第 6 章（無形資産に対する特別の配慮）

a 経緯

経済活動のグローバル化にともない、無形資産の使用又は移転における取引に関する指針の提供は重要な課題となっており、2010年にOECDは移転価格における無形資産プロジェクトを開始した。まず検討すべき範囲を示した scoping paper に関するものをはじめ、数度の民間とのコンサルテーションを経て、昨年6月に、あくまで中間ドラフトとして、現行の移転価格ガイドライン第6章を改定する公開草案を公表した。この草案は現行第6章とは大きく異なっており、また、事例の充実も図られている。OECDがこのように中間ドラフトとして意見を求めるのは極めて異例であるが、この公開草案には、現在までに極めて多数のコメントが民間から提出されており、本年中にこの討議草案自体が改定されることとなっている。

b 現在の状況

無形資産の定義について、現行の第6章では単に商業上の無形資産とマーケティング上の無形資産との区別をしているにすぎない。それに比べて現在の案では、無形資産の定義について、“有形資産や金融資産ではないもので、商業活動における使用上所有又は支配することができるもの”としている。また、無形資産は別途に移転可能であるものとはされていない。ただ、これについては、産業界からは、定義の範囲が広すぎる、との意見が出されている。この討議草案では、特許、ノウハウ及び企業秘密、商標、商号、ブランド、ライセンスされた権利についてはここでいう無形資産であるとされる。また、一方、グループシナジー、市場固有の特徴については、所有・支配等されるものではなく、無形資産ではないとされ、ロケーションセービング等の市場固有の特徴は、比較可能性分析での対応となるとされる。

無形資産に関連するリターンを受ける当事者の特定について、その出発点となるのが、法的登録及び契約上の取決めとされるが、実際の無形資産の開発、改良、維持及び保護に係る機能、リスク及びコストを検討する必要があるとされる。また、無形資産の移転又は使用に関わる取引の特徴を特定する場合、第1章(独立企業原則)の原則が適用される。無形資産の移転については、譲渡側と譲受側の双方の状況を検討することとされる。

無形資産に関わる事例に係る独立企業間条件の決定については、移転価格分析では取引当事者それぞれにとって合理的に利用可能な他の選択肢を考慮しなければならないとされ、片側検証の比較可能性分析は、無形資産の使用又は移転に関連する取引の評価にあたり、十分な基礎とはならないとされる。そして比較可能性分析に当たっての重要な事項・特徴として、特に、排他性、法的保護の範囲と期間、地理的範囲、耐用年数、開発段階、改良・改訂・アップデートする権利、将来便益への期待が挙げられている。特に、無形資産の開発・移転等に関しては、無形資産が生み出す将来便益等をどう評価するかの問題が関係するが、移転した単一又は複数の無形資産に帰属する将来の予測キャッシュフローの割引価値を見積もる評価アプローチは、特に有用な分析ツールとなり得る、としている。

C BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) に関する報告書 (“Addressing Base Erosion and Profit Shifting”)

2013年2月12日、OECDはBEPSに関する最初の報告書(“Addressing Base Erosion and Profit Shifting”)を公表した。本プロジェクトは、G20や各国政府の支持を得ているものであるが、背景には、近年各国税務当局が、法人のタックスプランニングに伴い、課税ベースが浸食され、低税率国への所得移転がおり、税収が減少することを懸念していること、また、税務当局や納税者が、国家間の課税権の調整の共通原則が、昨今の国際的な事業環境の変化についていけていないのではないか(例えば、インターネット取引の急増、無形資産の重要性の増大のために)、と懸念していることがある。

主要な問題点は次のとおりである。

- 各国で取扱いの異なるハイブリッド事業体及びハイブリッド商品への対応
- インターネットでの、モノやサービスの販売益への条約の適用
- 関連会社間での貸付等金融取引への対応
- 移転価格-リスク、無形資産の移転、関連会社間での資産所有権の人為的分割や特異な取引への対応
- 一般的な租税回避防止規定(GAARs)、海外子会社合算(CFC)税制、過少資本税制、租税条約濫用防止規定の効力の確保
- 有害な優遇制度の利用可能性の対応

所得浸食・所得移転に対応するためには、これまでも種々の関連文書の作成等がなされてきたものの、既存の枠を越えた考えでの全体的なアプローチが必要であり、グローバルでの包括的行動計画が早期に開発されることが必要とされている。そのためには、G-20諸国のみならず、全ての関係国の参加を得て、産業界とのコンサルテーションも経て、必要な行動の特定、行動実施の期限設定、必要な資源の特定と行動実施の方法について策定されることになるとみられる。OECD租税委員会(CFA)では、行動計画の案につき本年6月の本会合において討議・承認の予定である。

この行動計画に含まれるものとしては、i)ハイブリッド・ミスマッチ取引等の効果の削減、ii)無形資産をはじめとする移転価格に係る現行規定の改善及び明確化、iii)デジタル製品・サービス等に係る条約等の税関連分野での解決策の更新、iv)国内法又は国際的措置としての租税回避防止措置(一般的租税回避防止規定・海外子会社合算税制・特典制限条項等)の充実、v)グループ内金融取引関係規定、vi)有害税制への効果的対応策、等となるであろう。また、二重課税排除措置は二重非課税排除とも関係しており、相互協議及び仲裁条項等も検討されることとなる。

所得浸食・所得移転がどの程度行われているかについて結論を得るのは困難であるが、多くの状況証拠はある。海外直接投資の受入先及び投資者として、バルバドス・バミューダ・英領バージン諸島等が上位を占めており、実態の乏しい特別目的事業体(SPE)を通して多額の投資がなされている。また、法定税率と実効税率との比較でも、多国籍企業と国内企業との差が言われている。税制が有害かどうかについては、税率がゼロか低税率、透明性の欠如、効果的な情報交換の欠如等の要素が言われてきているが、近時は情報交換規定の締結も進み、また、OECDモデル条約26条の改正でグループ情報の要請が含まれ、さらには米国のFATCA(Foreign Account Tax Compliance Act)での自動的情報交換も合意が進んでいる。一方、企業のコンプライアンス関係

では、税務上のリスクの情報開示が求められ、また、OECDの多国籍企業ガイドラインにおいて取締役会の税務リスク管理の必要性が言われている。

国際課税の主要原則の一つに全世界所得課税とテリトリアル課税があるが、純粋な形でこれらの制度を採用している国はなく、また各国でその内容も異なっている。そのために二重課税・二重非課税の可能性が生まれる。また、数多くの租税条約で、恒久的施設(PE)概念、居住地・源泉地概念が言われるが、最近のデジタルエコノミーの進展でPE概念等に新たな圧力がかかっている。さらに、関連企業間の所得配賦規定として移転価格概念が言われ、独立企業原則で対応することでは一致しているものの、その各国内制度では特異性が表れている。

資本と借入については基本的には多くの国で区別がなされているが、その対価は、支払国では利子、受取国では配当として扱ってもらいたいとの税務上の誘因が働く可能性がある。国内租税制度での租税回避防止措置として、一般的租税回避防止規定、海外子会社合算税制、過小資本税制等の利子控除制限規定、ハイブリッド防止規定、所得浸食防止規定、があり、二国間租税条約でも租税回避防止規定がしばしば盛り込まれている。

移転価格については、機能・資産・リスクによって対価の額が配賦されるが、多大なリスクや評価の困難な無形資産を低税率国に移転すること等で税務上の便益を受けようとするところがあるが、リスク移転の問題等は困難な移転価格の問題を生じさせる。

所得浸食・所得移転には、多くの要素が含まれており、海外事業・源泉地国での課税の極少化、源泉地国での低い(又はゼロ)源泉税、受取国での低(又はゼロ)課税、究極の親会社での現年度課税の回避、という4つの要素があることから、単独の国で、これに効果的に対抗するのは極めて困難であろう。所得浸食・所得移転について、さらにデータに係る作業が必要であるものの、多くの指標から、所得浸食・所得移転が生じているのは明らかであり、租税主権・租税収入の点で問題である。基本的な政策課題として、国際的な共通原則が、知的財産の重要性の増大や情報技術の絶えざる進展等に見られるような国際的な事業環境の変化に対応できていないかもしれず、その結果、どこでも課税されていない利得が生じる可能性がある。とりわけ無形資産の分野やデジタルエコノミーの進展への対応ということであり、ビジネスが国境を越えて統合されていくにつれ、国内税制と国際税制の非対称性を利用する数多くの形態がある。OECDは、既に、ハイブリッド・ミスマッチ取引に係る分析作業を行っているし、無形資産に係る移転価格ガイドラインの改定案を公表している。また、税務当局による税務コンプライアンスリスク把握のための移転価格適用の簡素化措置についても、文書化要求の改善等が検討されている。透明性の確保については、情報交換の作業が進展している。

BEPSの問題に適正に対応するためには、全体的なアプローチが必要である。政府の行動は包括的なもので、また、当問題の全ての異なった側面に対応するものでなければならず、例えば、源泉地国課税・居住地国課税のバランス、グループ内金融取引の取扱い、移転価格規定やCFC税制等租税回避防止規定の執行、等である。各国が同じ措置を採るとは限らないが、調和のとれたものであることが鍵となるのは明らかである。問題となっているのは、法人所得税の健全性(integrity)であり、国内取引を主とする企業との競争上の優位性があるかもしれない、公平性(fairness)の問題に加えて、資源の非効率な配分、さらには、納税者全般に対する自主的な税法遵守への影響である。適切な回答を用意するだけでなく、それらを円滑に実施する方法が必要である。3,000を越える二国間租税条約があるような、よく知られた法的制約要因のなかにおいては、各国が包括的な解決策を実施するために革新的なアプローチを検討することが必須である。

2 国際連合（移転価格マニュアル）：無形資産に係る記述ぶり

1. 第1章 (An introduction to transfer pricing)

国際連合は、2012年10月に途上国のための移転価格マニュアル(Practical Manual on Transfer Pricing for Developing Countries)を公表した。この文書は、単なるマニュアルであって、ガイドライン(指針)ではないが、OECD非加盟国の立場・考えを知る上で参考になるものと考えられる。

無形資産に関係するところは次のとおりである。なお、無形資産に係る特別の章はなく、また、第10章は、新興国の税務当局が自らの見解・立場を述べたものであって、国連として支持・承認したものとは位置づけられていない。

A 第1章 (An introduction to transfer pricing)

無形資産や多段階サービスを含む取引の急増により、これら取引の分析がますます困難となっており、一方で多国籍企業による所得移転が行われる可能性がある。経験によれば、無形資産や無形資産の権利の移転を伴う事案の算定方法として有用なのは、独立価格比準法(CUP法)及び取引単位利益分割法である。また、費用分担取極(CCA)は、契約ではあるが、移転価格原則に合致していなければならない。

低コスト国での事業から生じる経済的便益、すなわちロケーションセービングは、通常の場合、発展途上国において、自国につけられるべきであるとする。また、殆どの国際的指針は、ロケーションセービング問題について十分な指針を示していない。

B 第5章 (Comparability analysis)

ロケーションセービングは地域によって異なり、その要因としては、労働コスト・原材料コスト・輸送コスト・レント・研修コスト・補助金・免税等の誘因・インフラコスト等があるが、一方で、貧弱なインフラ・高い輸送コスト等の *dis-saving* があり得るので、ネットロケーションセービングのみが企業にとっての超過利得となり得る。また、*location-specific advantages (LSA)* は、ロケーションセービング等の立地に関する便益で、例えば、高度に専門化された熟練の人的資源及び知識、増大する地方・地域市場への近接、増加する消費力のある大きな顧客基盤、高度のインフラ(例、情報コミュニケーションネットワーク、配送システム、等)、マーケットプレミアムがある。

LSAの利用から得られる増加利得は、ロケーションレントとして知られ、ロケーションセービングがコストセービングを示すのに対し、ロケーションレントはLSAから生じる増加利得を示しており、その価値は、LSAに等しいか、それ以下である。LSAがロケーションレントかどうかは、最終製品及びLSAへの一般的アクセスに関する競争要因によるが、時には、LSAがあってもロケーションレントがないこともあり得、例えば、最終商品市場が極めて競争的な場合は、LSA便益の殆どは製品の価格低下によって顧客が享受することになり、ロケーションレントは殆どなくなる、また、これが暫定的なものであれば、競争期間の最後には大きな市場シェアを得ることもあり得る。ロケーションレントが存するかどうかの決定について、その独立企業間帰属は、LSAへのアクセスに係る競争的要素及びバーゲニングパワーを踏まえた各関連企業に可能な現実的代替による。

比較可能性調整にあたって、暖簾や無形資産は調整可能ではない可能性がある。比較可能候補の利得が、重要でユニークな無形資産に帰せられる一方、これが検証対象にない場合は、比較可能性調整で無形資産の営業利益への影響を除くことができない可能性があり、このような場合は、比較可能候補は拒否されるべきである。

両当事者に無形資産があるような場合は、利益分割法で対応することになる可能性がある。垂直統合がなされている製菓業等の場合にも比較対象を見つけるのは極めて困難である。

C 第6章(Transfer pricing methods)

移転価格算定方法において、独立価格比準法(CUP法)の弱点としては、特に、商品・IP・サービス等の比較対象を見つけるのが困難であり、取引単位営業利益法(TNMM)では、一方が無形資産を有している場合に、他方にこの手法を適用して、残余利益を無形資産の管理をしている一方に付けられる。また、利益分割法は、典型的には、双方に重要な無形資産の貢献がある場合に使われ、その利点は、無形資産間のシナジーへの利益又は規模の経済から生じる利益に対応することができること、等である。

D 第10章(Country practices)

a 第10.2章(China country practices:中国)

途上国として、中国は、OECDガイドラインには回答がない多くの困難な問題に直面しており、例えば、適切な比較対象の欠如、location specific advantages(LSA)の数量化及び配賦、無形資産の特定及び評価、等の問題である。自動車産業はLSAの好例である。また、マーケットプレミアムは、特に贅沢品分野で多くの事例がある。

製造過程に係る使用料を中国の関連企業が親会社に支払い続けなければならないのか、あるいは、中国企業が開発した無形資産等に係る利益を受ける権利があるのか、問題としたいところである。コントラクトR&Dは途上国の貢献がしばしば過小評価される分野であり、しばしばコストプラス法が採られるが、当該中国企業が高度新規技術企業として優遇措置を受けているときがあり、利益分割法等の他の算定方法がより適切であろう。

中国の販売企業もリスク限定販売業者とみられがちだが、中国企業はずっと大きな機能をも果たしており、中国は急成長経済で強い需要があつて少ない販売努力で大きな利益が得られ、country premiumやマーケットインタンジブルのようなLSAが一般に無視されている。

b 第10.3章(Emerging transfer pricing challenges in India:インド)

ロケーションセービングについて、単に高コスト場所から低コスト場所への事業の移転ではなく、コスト便益に関するものであり、インドは事業上の便益を提供している。例えば、労働ないし技術力ある職員のコスト、原料コスト、取引コスト、賃貸料、訓練コスト、インフラコスト、租税誘因等である。インドは、またロケーションセービングに加えて、Location Specific Advantages(LSA)を提供している。例えば、高度に特別技術を持った労働力、拡大する地元市場へのアクセス、大きな顧客基盤、優れた情報ネットワーク、優れた販売ネットワーク、誘因、マーケットプレミアム等である。したがって、地元の比較対象を持ってきたのでは、ロケーションセービングの便益が勘案されず、地元の比較対象に基づく価格決定は独立企業間価格とは言えない。また、コストセービング及びロケーションの全ての便益が低コスト国に帰属すれば第三者はこの取引を行わないであろうから、両者で分割するのが適当である。インド子会社は、自ら開発したマーケティングインタンジブルの経済的所有及びインド等の新興国市場で親会社の所有するブランドや商標の価値を高めたこと等に係る独立企業間対価を求めることとなろう。インドのマーケティングインタンジブルには、インド子会社での、海外の商標やブランド価値の向上、ブランド等の創生、効果的な供給網の創生、国内販売網の確立、国内アフターサービス供給網、顧客・市場リサーチ、顧客リストの作成がある。

多くの場合に、インド子会社は親会社の技術ノウハウを使用するが、このノウハウをローカライズして価値を高めるのに多大の R&D 費用を支払っており、使用料率の算定で移転価格上考慮される。親会社は、インド R&D センターがリスク負担を(殆ど)していないとして、コストプラスでよいとする。しかし実態は、子会社が大きなリスク負担をしていることがある。また、多くの事案で、子会社の R&D センターでユニークな無形資産の創生を行い、その後親会社に適切な対価もなく移転され、親会社で登録されるので、移転に係る独立企業間対価と R&D 活動への対価を求める。

c 第 10.4 章 (South Africa country practices: 南ア)

南ア当局は、インドや中国での実践を踏まえ、一定の産業・分野について、ロケーションセービング・LSA・マーケットプレミアム等に係るアプローチの検討を行なっている。無形資産について南アで問題となっているのは、ローカルマーケットインタンジブル、経済的対法的所有権、無形資産の評価である。法的所有権を持つ国外企業は単に登録・維持を行なっているだけで使用料を得ている一方、南ア子会社はさらなる開発の機能を果たしているにも拘らず、コストプラスとなっている。

3 G20 の枠組みを通じた動き

政府側の反応

G-20 では、メキシコでの G20 首脳会議 (2012 年 6 月 18-19 日) の最終宣言 (ロスカボス・サミット首脳宣言、2012 年 6 月) において、所得浸食と利益移転 (base erosion and profit shifting) を阻止する必要性について明示的に言及するとともに、モスクワ会議 (2 月 15 日-16 日) を受けて、2013 年 2 月 16 日にコミュニケを発表し、OECD の addressing base erosion and profit shifting 報告書を歓迎するとともに、OECD が 7 月に提出予定の包括的行動計画を期待する旨公表した。(Communique, Meeting of Finance Ministers and Central Bank Governors, Moscow)

また、英 (George Osborne) ・独 (Wolfgang Schäuble) 両国蔵相は、2012 年 11 月 5 日、G20 会合時の共同声明で、多国籍企業は成長・投資・雇用の源泉であるが、なかには法人税納税額を極少化しているところもあることから、他のメンバー国に対して協調した協力関係 (concerted international cooperation) を求めるとともに、OECD の BEPS プロジェクトを支持することを求めた (Statement by the Chancellor of the Exchequer, Rt Hon George Osborne MP; Britain & Germany call for international action to strengthen tax standards.)。また、ニュージーランド Peter Dunne 歳入大臣が、2013 年 2 月 13 日、OECD の BEPS プロジェクトの公表を歓迎する旨を述べた (“New Zealand Welcomes OECD Report on Multinational Profit Shifting” (2013 年 2 月 13 日、Worldwide Tax Daily))。

さらに、英国キャメロン首相は、ダボス会議 (世界経済フォーラム) での演説 (2013 年 1 月 24 日) で、次のとおり述べた。

「租税回避で非常にアグレッシブなものがあり、これらには倫理上の問題 (ethical issues) があり、さらなる責任と政府の対応を求めるときである、と言ってよいと思われる。」

“Any businesses who think that they can carry on dodging that fair share or that they can keep on selling to the UK and setting up ever-more complex tax arrangements abroad to squeeze their tax bill right down. Well, they need to wake up and smell the coffee because the public who buy from them have had enough.” (Prime Minister David Cameron’s speech to the World Economic Forum in Davos, 2013 年 1 月 24 日)

なお、英国は、本年が G-8 の議長国であることから、BEPS プロジェクトを最重要の問題とするためにこの立場を利用するとのことである。（“OECD Base Erosion Project Has Strong Support, U.K. Official Says”、2013 年 2 月 25 日、Tax Notes International）

産業界の反応

英産業界からは、英国大手企業首脳陣が、キャメロン首相による企業の税務状況のさらなる透明化の要求は、経済に悪影響を及ぼし、政府が反企業環境を生み出している、とマスコミ等で懸念を表明した。（“Top Firms Warn U.K. to Avoid Pushing Tax Transparency Too Far”（2013 年 1 月 28 日、Tax Analysts））。また、英国野党労働党の党首達も、主要企業が英国で税を納めないことを非難した。（“Labour Party Vows Action on Corporate Tax Avoidance”（2013 年 1 月 21 日、Tax Notes International））

IV. まとめ

01 現状

我が国経済の国際化の進展と経済構造の変化とともに、我が国企業の持つ無形資産の意義がますます重要となっている。すなわち、我が国企業において、モノの製造の大部分を海外で行うこととなり、国内において無形資産をどう強化し活用するかが大きな課題となっている。また、それと同時に、これらの無形資産が、我が国から十分な対価もなく流出していないかどうかも大きな関心事項である。これらは多かれ少なかれ先進各国の共通の問題であろう。というのは、多国籍企業にとって、国際競争力確保のためにはグローバルでの戦略が欠かせないところであり、そのなかで、無形資産は好むと好まざるとに関らず大きな役割を担うことになるからである。また、なかには、税をコストと捉えて、所得の大きな源泉である無形資産から生じる所得に対する税負担の軽減を図る動きもみられるからである。

一般的に、このようなグローバル戦略の立案・実行及び税負担軽減の動きは、主に米国系多国籍企業において盛んにみられるようである。グローバル化による国際取引の変容に対応するためにグローバルな事業再編を行い、事業上効率的な組織形態を構成するなかで、機能とリスクを特定の国に集約させるとともに、無形資産の海外移転を伴うというものである。これは、プリンシパルと呼ばれる委託者がグローバルな統括会社として機能するためプリンシパルストラクチャーと呼ばれ、これらを低税率国に設置することで機能とリスクを基に算定される所得をも集約し、税負担の軽減を図るというのである。特に米国と日本のような高税率国で知財立国である国に所在する企業に、このような事業再編を行う税務上のインセンティブが大きいと推測されるが、日系企業においてはコンプライアンス意識が高く、節税にまで積極的に取り組む企業は非常に少ないと考えられる。現在、新聞等メディアで報道されているところや実務上知ることができる範囲でも、一般的にこのような税務プランニングにアグレッシブな欧米系の多国籍企業ではプリンシパルストラクチャーの導入が多くみられ、一方で日系企業がそのようなプランニングを行っているケースはあまり見受けられない。また、このような仕組みを日本の税法の下で取り入れることは極めて困難であると思われる。というのは、報道される多くのプランニングが米国税法を基に考えられたプランニングであって、それは必ずしも日本のタックスヘイブン対策税制等が円滑に機能しているために当該プランニングを抑制できているからというわけでもないように思われる。他方、欧米企業で見られる無形資産や機能・リスクの移転による実効税率の軽減を日系企業が積極的に行うことはあまり考えられないとしても、とりわけ可動性の高いものの取引を主とする業種においては、それを行うことが極めて困難というわけではないであろう。

上述したような欧米系のアグレッシブな税務プランニングは別としても、事業上 IP の海外移転を行うことになる日系企業は少なからず実務上レベルで認知されているようである。ただし日系企業の場合、IP の海外移転は明確な事業上の理由を伴う場合がほとんどみられ、移転方法も単純な譲与又はライセンス契約となっているようである。米国多国籍企業が IP を低い評価額で海外に移転する際によく利用するコストシェアリングを行っている日系企業も見られるようであるが、アグレッシブな評価算定方法を採用しているわけではなく、現行の移転価格税制の枠組みの中で妥当な評価算定をしていると見受けられる。税務プランニングの効果によって税務担当者の評価がなされることの多い欧米企業と違い、日系企業はコンプライアンスに対する意識が強く、節税に積極的に取り組む企業は非常に少ないと思われる。ただ、かといって我が国において無形資産に係る税務上の取扱いについての対応が不要というわけではない。我が国経済のグローバル化の中で、無形資産取引の増大とその特殊性・重要性から、無形資産取引への税務上の的確な対応が求められ、また、その内容如何が我が国経済の今後のあり方にも影響を与えかねないものであると言えよう。

01 無形資産の特殊性

無形資産に係る国際取引においては、無形資産の性質が持つ特殊性から、税務上の取扱いに係る規定の重要性と同時にその困難性が指摘される。すなわち、主として、無形資産の定義、無形資産に係る所得の帰属、無形資産に係る所得算定の方法という問題であり、結局は各国における無形資産関連所得の評価に関する問題である。これらについて、国際的に統一的な解釈を得ることは容易ではないと一般に認識されており、租税回避行為の防止という意味でも実務上の適用方法という意味でも大きな問題点であると言えよう。したがって、我が国においても、海外に流出する所得の把握漏れは潜在的に存在しているであろうし、正当な事業目的で無形資産を移転(例えば無形資産を日本へ移転)する上で妥当な評価額を算定したくとも何が妥当かの解釈を行うのが困難という状況でもある。

無形資産の定義については、税務上においても、その適用対象(条約上の使用料条項か移転価格上のものか)によってその内容が異なるものであるが、ここで特に大きな問題となるのは移転価格上の定義である。今般の OECD 移転価格ガイドライン第 6 章の改定案で一応の整理が行われているが、無形資産該当性が必ずしも截然と区別できないものもあり、各国の国内での取扱いとその置かれている状況(多国籍企業の主要活動形態等)との関係で、かなり解釈の困難なところがある。

無形資産に係る所得の帰属については、一般的には、そこから生じる所得は果たす機能・使用する資産・引き受けるリスクに帰せられるとされ、無形資産の開発・改良・維持・保護に係るこれらの各要素を検討する必要があるが、これらが異なる者に帰属する場合に、これらの要素をどう考慮するかは必ずしも定かではない。例えば、ライセンス契約等により無形資産を事実上一部移転したような場合は、契約等の法的側面と実質利用等の経済的側面の両方からの分析が欠かせないところであるが、無形資産の法的所有者ではない関係者がその経済的側面(例えば、無形資産の改良・保護等)を強調し、経済的所有権という形で自らに帰属する所得を強く主張するために、無形資産及びそこから生じる所得の帰属が問題とされる状況が生じており、このあたりの明確な判断基準が国際的に合意されることが必要であろう。

無形資産に係る所得算定の方法については、比較対象取引を見出すことが困難であることや予測便益が考慮され得ること等の要因が、上述した無形資産の帰属の問題と相まって、極めて困難な問題となっている。予測便益自体の算定の仕方が明確ではなく、また、無形資産が取引の両当事者に存在する場合に、いわゆる利益分割法が適用可能であるとされるものの、その分割要素をはじめとする計算方法も必ずしも明確ではない。

これまで述べてきたように、無形資産に係る所得を巡っては、租税回避の意思の有無にかかわらず、多国籍企業が実際に無形資産や機能の移転を行う場合がまず問題となる場所である。しかしながら、多国籍企業が通常は無形資産を含まない取引を行っていても、すなわち、特に無形資産や機能等の移転を伴わなくとも、相手国での各種機能の充実に伴い、無形資産に係る所得について、相手国との関係で問題となる場合がある。具体的には、進出先国において製造や販売を行うことに伴い、いわば自ずと無形資産が創生・形成され、そこから生じる所得を相手国が主張する場合があります。結果的に我が国の所得が流出することも考えられる。とりわけ製造に係るロケーションセービングや販売に係るマーケティングプレミアム等の地理的固有の特徴等は、OECD ガイドライン第 6 章改定案においても述べられているように、無形資産ではなくあくまでも独立企業原則に基づく比較可能性分析において考慮すべき様々な要素のなかの一つに過ぎないものである。

我が国においても無形資産の移転等を巡る問題が生じているのは否定できないものであり、またこの問題は、無形資産の国外移転が我が国経済や課税所得に及ぼす影響を考えた場合、年を追って大きな問題となるのは疑いのないところである。このため、税務上の対応策について改めて検討する必要があるものと考えられるが、その場合に、無形資産に係る国外移転を抑止・防止する趣旨の施策と無形資産の国内移転を促進・誘致する趣旨の施策が考えられる。

もちろん、これまでの我が国の諸施策がそれぞれの役割を果たしてきたのは事実である。例えば、R&D 税制や移転価格税制は、我が国における無形資産の創生・開発及びそこから生じる所得の維持・確保に大きな役割を果たしてきたところであろう。ただ、国際競争力確保等の観点を踏まえ無形資産の重要性を再認識する必要があるなかで、他国で導入されている制度につき我が国でもその導入の是非を改めて検討する必要があるものと考えられる。具体的には、国外移転の抑止・防止策として所得相応性基準及び出国税の導入、また、国内移転の促進・誘致策としてパテントボックス税制の導入が検討される。一方、既存の海外子会社合算（タックスヘイブン対策）税制及び費用分担取極（コストシェアリング）規則については、その強化によって国外移転の抑止・防止策としての機能を果たすことが可能であるが、我が国企業活動との関係を考えた場合には、将来の検討課題と考えられる。

所得相応性基準については、移転価格税制との関連で、予測便益を考慮した対処方法として考えられないわけではないが、いわゆる後知恵を使うことは、法的安定性を害するほか独立企業原則に反するという見解が強く、OECD 加盟国の多くはこの方法を支持していないと言われており、おそらく我が国での導入は困難であると考えられる。ただ、無形資産については暫定的な評価しか行えないという特性があることは十分に認識した上で何かしらの対応策の検討が必要である。なお、「移転した単一又は複数の無形資産に帰属する将来の予測キャッシュフローの割引価値を見積もる評価アプローチは、特に有用な分析ツールとなり得る」という移転価格ガイドライン第 6 章改定案（パラ 148）は、この点で参考になるものと思われる。

出国税については、EU 諸国における「人」及び法人管理地の移動に伴う課税の問題として生じてきたもののようであるが、EU のような各種制限のない日本では、制度の構築は比較的容易ではあるものの、そのままの制度を我が国で検討するのはあまり意義があるとは思われず、むしろ海外への企業機能の移転に係る適正評価の観点から、移転価格税制の枠内で解釈の明確化を図っていくべきものであろう。

無形資産の国内移転促進誘致策としては、パテントボックス税制の導入が考えられる。本制度の導入は、国内に IP を留め、研究開発を日本で続けるインセンティブになると思われる。ただ、同時に、導入における最大の課題として、IP に由来する所得とそうではない所得の切り分けが極めて困難であるという IP の評価にかかる問題があげられる。また、他の検討点として、導入による効果の程度、歳入減に見合う税収額、経済活動への好影響の程度、R&D 税制との関係等もあげられている。なお、各国で導入されているパテントボックス税制を見ると、その対象所得や算定方法にはかなりの幅がある。例えば、海外の IP をどこまで取り込むかは制度の趣旨にも関係するであろうし、英国のような複雑な手法を選ぶならば IP 活動に関連する機能を特定し、その機能に由来する所得を振り分けることになるであろう。対象となる IP 所得も、総使用料とするか純使用料とするかで、使用料に帰属する費用や各機能への帰属性等を考慮する必要があるかどうか異なってくる。また、売上に含まれるような組み込み使用料に関しては、移転価格の概念を用いて第三者に支払うであろう使用料を計算することが要求されている。ちなみに、比較的簡素化されたパテントボックス税制を導入することも可能と思われるが、例えば典型的な日系の製造業だと IP から得られる利益は通常の売上に含まれているケースが多いことから、適格 IP 所得を使用料のみに限定するとすれば、その効果は限られよう。今後我が国での導入を検討するにあたってはこうした点に留意しながら制度設計を行う必要がある。

海外子会社合算税制については、無形資産の国外移転防止策として機能を果たし得るのは事実であるが、一方で、国外の無形資産の効率活用を考えた場合には、統括会社の制度の在り方等、我が国現行制度の全体的な海外子会社課税の中で検討されるべき点があるように考えられる。

また、費用分担取極(コストシェアリング)については、各参加者の貢献と所得配分が見合ったものとすることを確実に確保するための規則の強化が考えられるが、これはそもそも米国において問題が生じたことへの対応策が考えられてきたところによるものであり、我が国においてはむしろ、費用分担契約の活用による無形資産開発の促進という側面をも考えた場合には、OECDで検討が行われている無形資産を巡る議論の成果を踏まえながら、その取り扱いについての指針をできるだけ明確化し、他国でみられるような税負担軽減を目的とした無形資産の海外移転が生じることなくこの制度の適正な活用がなされる可能性を探ることも考えられよう。

無形資産や機能等の移転を伴わなくとも、相手国での各種機能の充実に伴う無形資産の問題への対応については、基本的に相手国の主張との関係で極めて困難な問題である。これについては、移転価格課税の問題であり、OECDの枠を越えた多国間でのルール策定とともに、相手国での問題の事前予防の観点から相手国当局との事前確認等の手段を活用することが考えられるが、その場合も我が国関係当局の支援が欠かせないところであろう。

いずれにせよ、これらの無形資産の移転に係る問題は、本来しばしば「人」の移動と関係しており、この面での検討が欠かせないところである。OECDでも移転価格分析のなかで、ノウハウ等を有した従業員の海外移動等が検討されているものの、必ずしも明確な基準を得るところまでには至っておらず、今後とも、人の移動に伴う問題は、把握・評価の困難な検討対象と言えるものであろう。

03 総括

日系企業による海外進出や事業再編等は、その取り巻く環境を考えれば、今後も一層活発化することは明らかであり、それに伴って、たとえそれらに事業上の理由があるにしても、無形資産の評価の困難さを考慮すると、結果的に無形資産が海外に移転・流出していくことになるものとみられ、またそれに伴って所得が海外に流出している可能性は否定できないものであろう。

その対応としては2つの方向性があるが、ノウハウ等を有する「人」の移転の可能性を踏まえると抑止・防止策よりは促進・誘致策を講じることが有効と考えられる。他方、パテントボックス税制については、我が国の知財環境の維持の観点から重要と思われるものの、制度導入にあたってはさまざまな課題があるため、十分な検討が必要である。また、移転価格税制の明確な規定及び運用は、無形資産が関係する取引を行う上で、企業側にとっては重要な事項である。その点での対応はまず関係当局によって行われる必要があるが、折しもOECDが移転価格ガイドラインの無形資産に係る第6章の改定作業を行っているところであり、無形資産を巡る評価等の取り扱いの困難性等を考えると、OECDでの早期の合意とそれを踏まえた国内規定への反映が必要である。さらに、無形資産を巡る他の税務上の政策及び取り扱いについても、先進国の経験を参考にしつつも、独自の実証分析の上に立って、我が国でどう制度を具体化していくかについて、深度ある検討を行っていくことが必要である。もちろん、全て我が国単独で解決できるものではなく、現在OECDで進められているBEPS(所得浸食及び所得移転)プロジェクトでの行動計画との調和・協調を図ることは当然ながら、OECD等の国際機関や他国の考え方を十分に踏まえたところで、我が国としての早急な対策が必要とされているところである。

参考資料2 各国のпатентボックス税制の概要

	パテントボックス税制							IP優遇税制	
	オランダ	ベルギー	ルクセンブルク	ハンガリー	フランス	スペイン	英国	アイルランド	中国
導入時期	2007年、2010年	2007年	2008年	2003年	2001年、2005年、2007年	2008年	2013年	2009年	2008年
法人税率	25%	33.99%	28.8%	19%	33.33%	30%	23% (2013より)	12.5%	25%
優遇処置	IP所得の80%控除	IP所得の80%控除	IP所得の80%控除	IP所得の50%控除	軽減税率	IP所得の50%控除	税率10%になるよに控除額を算出	IP取得費用がIP所得の80%まで控除可能	15%で課税
実効税率	5.0%	6.8%	5.76%	9.5%	15%	15%	10%	2.5%	15%
特典の上限	なし	控除を税引前所得の100%に制限	なし	控除を税引前所得の50%に制限	なし	あり、IP開発の発生コストの6倍	なし	IP所得の80%	原則認定から3年間
既存IPへの適用	2006年12月31日後に開発または取得の特許IP	2007年1月1日以降の認可または初使用のIP	2007年12月31日後に開発または取得のIP	認める	認める	認める	認める	2009年5月8日以降に発生した取得費用のみ	認めない

	パテントボックス税制							IP優遇税制	
	オランダ	ベルギー	ルクセンブルク	ハンガリー	フランス	スペイン	英国	アイルランド	中国
適格IP	特許IP、またはR&D IP	特許権および追加特許証明	・特許権、意匠、模倣、およびソフトウェア著作権 ・商標権、ドメイン名	・特許権、ノウハウ、事業秘密、および著作権 ・商標権、事業名	特許権、延長特許証明、特許可能発明、および産業上製造工程	特許権、秘密方式、秘密工程、図面、模型、意匠、およびノウハウ	特許権、追加保護証明、規制的数据保護、および植物品種保護権	・特許権、ノウハウ、ソフトウェア ・商標権、ドメイン名	特許権、ソフトウェア、集積回路レイアウトデザイン、新しい植物の種子
取得IPへの適用	認める、IPが更に自己開発される場合	認める、IPが更に開発される場合	認める、非直接関連企業からの場合	認める	認める、特定条件あり	認めない	認める、更に開発、積極管理される場合	取得IPのみ適用	認める(独占権を最低5年間確保)
海外のR&D実施について	特許IPには認める; R&D IPには厳格要件	認める、適格R&Dセンターの場合	認める	認める	認める	認める、但し使用許諾者の自己開発の必要	認める	N/A	認める(損金算入が80%に制限)
適格所得(グロスvs. ネットロイヤルティ)	ネット	グロス	ネット	グロス	ネット	グロス	ネット	N/A	N/A
適格所得	・使用料 ・含み使用料 ・売却益	・使用料 ・含み使用料(80%限度)	・使用料 ・含み使用料 ・売却益	・使用料 ・売却益(100%免税)	・使用料 ・売却益	使用料のみ	・使用料 ・含み使用料 ・売却益 ・その他	大きな部分でIPから得られる所得	N/A

2011年12月31日時点

参考資料3 各国のR&D 税制の概要

国名	税制優遇	控除額の計算	国外で発生するR&D費用	IPの国外帰属	還付制度	繰越控除	助成金等
日本	年税額の20%を上限に税額控除	研究開発費総額の6~10%が控除可能(総額型)+増加額の5%または売上高の1割兆株部の一定割合(上乘せ措置)	認められる	認められない	認められない	未使用額は1年間の繰越控除	R&D活動については各種助成制度あり。認定多国籍企業については特別措置あり。
米国	税額控除が可能(2013年12月31日まで延長された)	増加部分をもとに計算	一部認められる	外国資本で行われた研究であれば認められる	認められない	未使用額は1年間の繰戻し還付か20年間の繰越控除	各種優遇措置の加えて、州レベルでもR&D控除制度あり。R&D支出は課税所得計算において損金算入。
英国	1. 中小法人については税額控除可能 2. Super Deductions: 大法人については130%の所得控除。中小法人については225%の所得控除 3. 大法人についてはATL(Above-the-Line)控除が2013年4月1日以後開始事業年度より導入予定。	支出総額をもとに計算	認められる	認められる	Super Deductionsによる損失の繰戻し還付が可能。大法人については的確R&D支出に係るATL控除が導入予定。	Super Deductionsによる損失の繰越が可能。及び他のグループ法人所得も含め当期利益との相殺可。	研究開発に利用される特定の資産の取得費用は取得事業年度に100%減価償却可能。地域的な助成金あり。
フランス	1億ユーロまでの試験研究開発費用の30%(一定の場合には40%又は50%)の所得控除。1億ユーロを超える部分については5%の所得控除	支出総額をもとに計算	認められるが、もしEU諸国、ノルウェー、アイスランドで行われた場合には条件あり	認められる	認められている	3年間の繰越控除。3年経過後に控除不足残高につき還付制度あり。一定の企業については即時還付あり。	R&Dに利用される償却資産については定率法による償却可

参考資料 4 無形資産移転に関する各国の課税当局・議会等の対応

01 米国

1999年4月「内国歳入法典 482条の適用と運営に関するレポート」(Report on the Application and Administration of Section 482)

IRSの見解によると、移転価格の文書化規定が導入される前に482条(移転価格税制)の適用の効率的な運営の妨げとなっていた。

482条の適用の効率的な運営を促進するため5つの案を提示:1)追加のガイダンスの公布、2)適切なコンプライアンスの推奨、3)国際間同意の確立、4)APAで議論となっているケースの解決、5)戦略的な訴訟の活用

2001年12月「内国歳入法典 6662条(e)の有効性」(Effectiveness of Internal Revenue Code Section 6662(e))

上院歳出委員会(Senate Committee on Appropriations)の要請によりIRSが内国歳入法典 6662条(e)(虚偽の評価に関する罰則規定(Substantial Valuation Misstatement under Chapter 1))上の移転価格コンプライアンスに対する影響を分析、3つの分野に関して情報を要求:1)納税者による移転価格の文書化の実態、2)文書の質、3)IRSによる文書の有用性

2007年11月「利益移転、移転価格、租税条約に関する議会へのレポート」(Report to the Congress on Earnings Stripping, Transfer Pricing and US Income Tax Treaties)

2004年の税制改正(American Job Creation Act of 2004)で議会は財務省に移転価格税制の効率性、特に無形資産に係わる取引に関する分析を要請、財務省は移転価格のガイダンスの最終化と改訂が必要であると結論

3つの問題点を提示:

費用分担契約に関する暫定規則案の最終化、特に契約を結ぶ際に移転する資産の種類と時価評価の判定の明確化

(このレポートで既に費用分担契約が所得の海外移転に関わる極めて重要な要素であると記述してある。)

役務提供に関する財務省規則の公布

国際金融取引に関する新規規則の必要性

米国両議院税制委員会 レポート「Present Law and Background Related to Possible Income Shifting and Transfer Pricing」

- 2010年7月10に行われた下院税制委員会(House Committee on Ways and Means)の聴聞会のために作成された。
- 所得の海外移転を伴う事業再編、又は移転価格の欠点を特定するため実際の納税者の情報をもとにケーススタディの作成を下院税制委員会がJCTに委託

当該ケーススタディで紹介される米国多国籍企業の特徴

1. プリンシパル(委託者)モデルによる事業再編
 - 利益率の高い機能を低税率国に集中させ、そこから利益率の低い機能を高税率国に所在する関係会社に委託する。
2. 無形資産の海外移転
 - 費用分担契約(コストシェアリング)^註又はライセンス契約により、無形資産を軽課税国に所在する外国子会社に移転する。
3. Subpart F 所得(米国 CFC 税制)の回避
 - チェック・ザ・ボックス規定(CTB 規定)を利用することにより無形資産の使用者から無形資産の所有者への使用料の支払は米国税法上は無視される。
 - 製造会社に関する適用除外規定を充足するように事業形態が構成されている。

注 - 米国税法上の「Cost Sharing Arrangement」のこと。OECD 移転価格ガイドライン第 8 章では Cost Contribution Arrangement、日本語では「費用分担取極」と訳されている。

米国上院特別委員会レポート「Offshore Profit Shifting and the U.S. Tax Code」

- 2012 年 9 月 20 日に開かれた聴聞会における概要をまとめた報告書
- 聴聞会の目的は米国多国籍企業がどのように IP の海外移転を通して所得を海外に移転することにより米国で課税を回避しているかを調査するためであった。
 - 調査対象: マイクロソフト、HP

調査結果

1. 現行の移転価格、CFC 税制等の欠点(関連会社間の無形資産取引への独立企業間取引の適用が困難、チェック・ザ・ボックス税制による CFC 税制の回避など)が IP を海外移転する税法上のインセンティブを生み出している。
2. 米国会計基準 APB23 が所得を海外に保留する会計上のインセンティブを生み出している。
3. アグレッシブな移転価格のポジションがとられている。
4. 所得の海外移転が行われている(マイクロソフトの場合、2009 年から 2011 年までに 210 億ドルの所得が海外に移転され 45 億ドルの租税負担が回避されている)。
5. Check-the-box ルールと the CFC look-through ルールが CFC 税制を蝕んでいる。
6. Short term offshore loans を使って非課税で米国に海外所得を還流している(特に HP の場合)。
7. 監査人への依存

所得の海外移転を促すような「抜け道」(Loophole)封鎖のための推奨事項

1. 所得の海外移転を防止するための税制改正を行う(e.g., 特に移転価格税制、CFC 税制、Offshore Loans、Check-the-box ルールの改正)
2. APB23 の明確化
3. 厳格な濫用防止規定の設立

	Option A	Option B	Option C
名称	Foreign Base Company Excess Intangible Income	Low-Taxed Cross-Border foreign income	Foreign Base Company Intangible Income
概要	無形資産から生ずる超過利益に対する課税	低税率国で生ずる非事業活動所得に対する課税	1) 外国無形資産関連所得に対する課税、及び 2) 国内無形資産関連所得に対する優遇措置
対象所得	国外のCFCに移転された無形資産に帰属する所得が新たにCFC所得として米国で課税	事業活動以外から発生する海外所得で10%以下の実効税率で課税を受ける額を新たにCFC所得として米国で課税	1) 国外の無形資産より発生する所得を新たにCFC所得として米国で課税 2) 国内の無形資産より発生する国外源泉所得は15%の優遇税率で課税
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超過利益は無形資産から生じた所得で、関連費用の150%を超える所得 ・ 当該所得が生ずる国の実効税率が10%から15%までの場合、その一定割合が合算対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合算課税を回避するには、CFCがその設立国内に事業拠点を設け、設立国内のマーケットに対する事業の所得である必要がある ・ 実効税率は米国税法に基づき計算 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産の売買、消費、処分、又は、役務提供による所得で無形資産に帰属する所得が対象 ・ 国内で発生する無形資産関連所得に対して優遇措置

オバマ大統領による法人税制改正のフレームワーク「The President's Framework for Business Tax Reform」

- 2012年2月に発表、5つの重要項目を掲げる
 1. 租税回避行為(「抜け穴」)の防止、課税ベースの拡大、法人税率の引き下げ
 - 法人税率 28%に引き下げ
 2. 国内製造とイノベーションの促進
 - 製造業に対する法人税率を 25%に引き下げ
 - 試験研究費控除制度の恒久化、そして代替簡易税額控除(Alternative Simplified Credit)の控除割合を 17%へ引き上げ
 - 再生可能エネルギー投資に対する税額控除の恒久化
 3. 新規のミニマム税を含む国際税制の強化
 - 外国子会社の所得に対するミニマム税の導入
 - 海外に事業を移管する際に発生する移転費用の損金算入の否認

無形資産に係わる租税回避防止規定

- 2009年英国法人税法864条に無形資産に係わる租税回避行為防止規定が含まれている。
- 当事者間の合意に基づいた取り決めの主目的の1つが以下に掲げるものに該当する場合、当該取り決めは“租税回避を目的とした取り決め”と認定され、租税回避行為防止規定が適用される。
- 当該取極めがなかったとしたら法人が損金を計上することができない場合において、当該取り決めに締結して法人が損金を計上することが可能となる場合、当該取り決めに締結することにより本来よりも多い金額の損金を計上することが可能となる場合
- 当該取り決めに締結することにより、本来よりも多い金額の損金を計上することが可能となる場合
- 当該取り決めに締結することにより、益金を計上するのを回避することが可能となる場合
- 当該取り決めに締結することにより、本来よりも少ない金額の益金を計上することが可能となる場合
- 租税回避行為防止規定の適用により、無形資産に係わる費用又は収益を税務上損金又は益金に算入すべきか否か検討する際、または実際に損金又は益金に算入する場合の金額を検討するに際して、当該取り決めに含まれる租税回避を目的とする部分は検討の対象とならない(つまり、実務上租税回避に関連する益金・損金は否認される)。

租税回避行為否認規定法案(GAAR)

- 英国政府は2012年6月12日に、英国における租税回避行為否認規定(GAAR)の導入に関する協議文書を公表。2012年12月5日に英国政府が公表した直近の経済白書によれば、当該租税回避行為否認規定は法的効力を有する規定として成立し、2013年財政法が英国王室の勅許を得た後(2013年夏)において行われる取引を対象とすることが意図されている。
- この租税回避行為否認規定は、“税法の濫用により税務上の有利な取り扱いを受けることを抑止する目的”に効果を有すると予期される。当該規定の対象となる取引については、享受する予定であった税務上の有利な取り扱いを受けることができず、ペナルティーの適用を受ける可能性がある。
- 上述の租税回避防止規定が適用しない無形資産関連の取り決めが、当該租税回避行為否認規定法案により個別に益金または損金が否認されることは想定されていない。

出国税(Exit Charges)

- 2002年4月1日より前に創出された知的財産(商標と特許登録をしていないその他の知的財産)の場合:

- 2002年4月1日より前に創出されて、特許を取得していない知的財産の移転により発生する譲渡益は、英国1992年キャピタルゲイン法に基づいて課税される。

- 海外の企業に知的財産のライセンス・サブライセンスを供与した場合、英国1992年キャピタルゲイン法21条により、課税対象となる譲渡収益の計算上、知的財産の一部売却があったとみなされる。

- この場合、売却があったとされる部分に対する対価を算定するには、英国1992年キャピタルゲイン法17条・18条により、非関係者間が上述のライセンスの供与を受ける場合に支払うであろう独立企業間価格である使用料を算定する必要がある。

- ただし、使用料率が市場料率であると仮定した場合、知的財産の価値はゼロとなり、キャピタルゲイン・ロスが発生しないものと考えられる。

• 2002年4月1日以降に創出されたもしくは取得された知的財産の場合：

- 対象知的財産の移転については、上記のキャピタルゲイン法の課税対象とならない。その代わりに、下記の規定が適用され事業損益が認識される。

- 2009年英国法人税法733条・734条により、一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいて以下の事実が生じた場合に、無形資産が売却されたとみなされ、事業損益が認識される。

- 貸借対照表から無形資産が認識されなくなった、又は
- 無形資産の会計上の価値が減少した

- 無形資産の売却が生じたとみなされた場合、課税対象となる譲渡収益は、2010年英国国際等税法パート4にて規定する独立企業原則に基づいて算定される。

- ただし、使用料率が市場料率である場合、英国法人が有する既存の知的財産の価値は減少していないと取り扱われるため上記の要件に該当せず、譲渡収益は生じないと考えられる。

03 フランス

法理論の濫用(The abuse of law theory)

• 法律濫用防止のための全般的な規定

• 「…税務当局は、虚構の性質を有しているかに関係なく法律の回避目的のみで行われる行為、条文の文字通りの適用をすること又は立法の趣旨と反対の意思決定により利益を追求する行為、もしこれらの行為を実行しなかったならば実際の状況や活動からして通常負担しなければならなかった納税者の税負担を回避又は軽減すること以外に動機がないもの、を強制的にはないが否認する権利を有している。」

• “… the tax authorities are entitled to rule out, as non-enforceable, acts amounting to an abuse of law either if these acts are of a **fictitious** nature, or if not, that, seeking to benefit from a literal application of texts or decisions contrary to the aims of their authors, they have **no other motive than to avoid or**

alleviate the tax burden on the taxpayer which the taxpayer, if he had not carried out these acts, would **normally have had to bear** having regard to his actual situation and activity".

- 税務当局は以下のことを証明しなければならない
 - これらの行為が擬制されたものであること、又は
 - 納税者への税負担を避けるか、軽減する以外の動機がないこと(租税回避の目的しかないこと)
- 例えば、フランス税務当局(FTA)がストラクチャーは税務目的だけのものであると証明した場合、移転した IP に係る収入はフランスで課税対象とされる。

IP 優遇制度に係るグループ内の取引に係る制限(The taxable regime of IP in France and limitations to intra-group flows)

- グループ会社同士の不自然な取引による IP 優遇制度利用の防止規定
- グループ内(許諾者と被許諾者に直接又は間接の支配関係がある場合)の取引について、許諾者がロイヤルティを控除するためには以下の追加の条件を満たす必要がある。
 - ライセンス権は、
 - i. 有効的に活用されていること
 - ii. 許諾者により、実際に使用され収益を生み出していること
 - iii. 実質があり、フランスの課税を回避することを目的とした作為的なスキームでないこと(実質要件)
 - 許諾者が上記の条件を満たさない場合、その支払の一部だけを控除することができる(15/33.33 - 支払額の約 45%)
 - 知的財産権の売却で生み出される純粋なキャピタルゲインについても 15%の軽減税率が適用される。
 - i. 譲渡人と譲受人が直接及び間接の支配関係を有している場合には軽減税率を適用することができない。

04 **OECD 移転価格ガイドライン**

- **所得相応性基準について**
- 取引時にその評価が極めて不確かである場合に、無形資産に関わる関連者間取引の価格算定を税務当局が評価する際には、比較可能な状況において独立企業が行うであろう調整が求められるべきである。このように、独立企業が特定の見積りに基づいて価格を算定している場合には、当該価格の評価の際には税務当局は同じ手法を用いるべきである。そのような場合には、例えば税務当局は、後知恵を使わずに、合理的に予測された全ての変化を考慮して、当該関連者が適切な見積りを行ったかどうかを調査するであろう。

本書は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本書の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本書に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本書に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、プライスウォーターハウスクーパース、及びその職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

©2013 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複写・転載を禁じます。

本書において、PwCとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパース インターナショナル リミテッドのメンバーファームを指しています。各メンバーファームは別組織となっています。